

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	租税法 I		
担当者名	佐藤 英明		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	春学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	わが国の所得税について、所得の概念から所得税額計算過程まで、一通りの基本的な事項を学ぶ。力点は、所得税法の規定と関連する主要判例の理解に置く。司法試験の選択科目「租税法」の中心的な部分は、この「租税法 I」で扱う。 ただし、租税法は法律実務家の避けて通れない事柄であり、この授業では所得税法の学習を通じて租税法の基本的な考え方も学べる内容とするため、司法試験とは関係なく、多くの学生に学んで欲しい。
2. 関連する科目との関係	司法試験の選択科目である「租税法」の中心的な出題領域は、「租税法 I」および「租税法 II」の 2 科目で、ほぼカバーされる。 このほか、「租税法 I」「租税法 II」の内容に横断的にかかわる手続法や総論的事項を扱う「租税法 III」、司法試験の過去問を含む設例について検討を行なう「租税法総合 I」「租税法 I」「租税法 II」の授業では時間的に扱う余裕のない重要判例を取り扱う「テーマ演習（租税法判例演習）」の 3 科目も、司法試験で「租税法」を選択するにあたっては、きわめて有益な授業科目である（この 3 科目を履修すれば、おそらく、授業以外での自習はほとんど必要ないであろう）。 本法科大学院においては、以上にあげた科目に加え、資産税その他の諸税を扱う「租税法総合 II」と国際課税を扱う「国際租税法」が開講されている。いずれも実務的に重要な科目なので、自分の履修計画に応じて履修を試みることを勧める。
3. 授業の方法	基本的には講義形式を取るが、判決文の読み取りや主として復習に関わる事項については、理解度の確認などの目的で、受講者と質疑応答を行なう。
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	主教材として、金子宏他共編著『ケースブック租税法[第 4 版]』(弘文堂)を用い、副教材として、佐藤英明『スタンダード所得税法[補正 3 版]』(弘文堂)を用いる。 このほかに、租税法規が収録された法令集が必要であるが、詳細は第 1 回目の授業で指示する。
6. 授業内容（細目）	
第 1 回	所得の概念(1)
第 2 回	所得の概念(2)
第 3 回	納税義務者と課税単位 所得税額計算の基本構造
第 4 回	利子所得・配当所得
第 5 回	譲渡所得(1)-意義と範囲①
第 6 回	譲渡所得(2)-意義と範囲②
第 7 回	譲渡所得(3)-計算方法①
第 8 回	譲渡所得(4)-計算方法②
第 9 回	給与所得(1)-意義

第10回	給与所得(2)-範囲
第11回	給与所得(3)-課税方法 退職所得
第12回	事業所得(1)-意義
第13回	事業所得(2)-範囲
第14回	所得額の計算(1)-損失の扱い
第15回	所得額の(2)-所得控除 所得税額の計算
第16回	期末試験。

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	租税法Ⅱ		
担当者名	佐藤 英明		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	秋学期
受講条件	「租税法Ⅰ」を履修済みであるのと同等の、所得税に関する基礎的知識が必要である。		

1. 授業の目的と到達目標	「租税法Ⅰ」に引き続き、「所得計算の通則」と、法人税法の最も基本的な部分である「各事業年度の所得に対する法人税」の、ごく基礎的な部分を学ぶ。司法試験の選択科目として「租税法」を選択する可能性を考慮している場合には、必ず受講する必要がある。
2. 関連する科目との関係	「租税法Ⅰ」を履修済みであることを前提とする。もし未履修の場合は、対応する自習が必要であるので、担当者に相談すること。 また、司法試験の選択科目として「租税法」を選択する可能性を考慮している場合には、さらに、「租税法Ⅲ」を履修し、「租税法Ⅰ」「租税法Ⅱ」の内容に横断的にかかわる手続法や総論的事項を学ぶことが望ましい。 このほか、司法試験の過去問を含む設例について検討を行なう「租税法総合Ⅰ」、「租税法Ⅰ」「租税法Ⅱ」の授業では時間的に扱う余裕のない重要判例を取り扱う「テーマ演習（租税法判例演習）」の2科目も、司法試験で「租税法」を選択するにあたっては、きわめて有益な授業科目である（「租税法Ⅰ」「租税法Ⅱ」に加えて、「租税法Ⅲ」、「租税法総合Ⅰ」、「テーマ演習（租税法判例演習）」の3科目を履修すれば、おそらく、授業以外での自習はほとんど必要ないであろう）。
3. 授業の方法	基本的には講義形式を取るが、判決文の読み取りや主として復習に関わる事項については、理解度の確認などの目的で、受講者と質疑応答を行なう。
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	主教材として、金子宏他共編著『ケースブック租税法[第4版]』(弘文堂)を用いる。 副教材として、佐藤英明『スタンダード所得税法[補正3版]』(弘文堂)、増井良啓『租税法入門』(有斐閣)があるとよい。また、岡村忠生ほか『ベーシック税法[第7版]』(有斐閣)、谷口勢津夫『税法基本講義[第4版]』(弘文堂)の2冊は、復習の際に有益である。 このほかに、租税法規が収録された法令集が必要であるが、詳細は第1回目の事業で指示する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	所得計算の通則(1) 所得の年度帰属①
第2回	所得計算の通則(2) 所得の年度帰属② 収入金額の意義 必要経費の意義①
第3回	所得計算の通則(3) 必要経費の意義② 必要経費各論
第4回	所得計算の通則(4) 収入金額・必要経費の特則
第5回	所得計算の通則(5)

	所得の人的帰属
第 6 回	法人税(1) 法人税の基礎 法人所得計算の基礎①
第 7 回	法人税(2) 法人所得計算の基礎②
第 8 回	法人税(3) 損金の意義(1)-基本的事項 損金の意義(2)-22 条 3 項各号①
第 9 回	法人税(4) 損金の意義(2)-22 条 3 項各号②
第 10 回	法人税(5) 損金の意義(3)-特段の定め①
第 11 回	法人税(6) 損金の意義(3)-特段の定め②
第 12 回	法人税(7) 無償取引と法人税(1)
第 13 回	法人税(8) 無償取引と法人税(2)
第 14 回	法人税(9) 法人税額の計算 同族会社の特例(1)
第 15 回	法人税(10) 同族会社の特例(2)
第 16 回	期末試験

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	租税法Ⅲ		
担当者名	佐藤 英明		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	春学期
受講条件	「租税法Ⅰ」「租税法Ⅱ」を履修した程度の租税法の知識があること。		

1. 授業の目的と到達目標	<p>この授業では、「租税法Ⅰ」「租税法Ⅱ」で学んだ所得税法、法人税法などの個別租税法に共通して関連する事項を扱う。具体的には、租税法律主義や租税法の解釈手法などの事項を扱う「租税法総論」と、租税法を運用するツールとなる手続きを扱う「租税手続法」を学ぶ。租税手続法に関しては、税額確定手続を中心として、関連する問題にも言及する。</p> <p>法律実務家が避けて通れない「租税法」の基礎となる考え方と、法律実務家が「租税法」と接するインターフェースの役割を果たす租税手続法を学ぶ科目なので、重要性は大きい。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>「租税法Ⅰ」および「租税法Ⅱ」を履修していることを前提とする。もし未履修の場合は、対応する自習が必要であるので、担当者に相談すること。</p> <p>司法試験で「租税法」を選択する者には、履修を推奨する。</p>
3. 授業の方法	基本的には講義形式を取るが、判決文の読み取りや主として復習に関わる事項については、理解度の確認などの目的で、受講者と質疑応答を行なう。
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	<p>租税法総論の部分については、金子宏他共編著『ケースブック租税法[第4版]』(弘文堂)を用いる。</p> <p>租税手続法の部分については、佐藤が作成するプリントを用いる。</p> <p>両方に関連する副教材として、岡村忠生ほか『ベーシック税法[第7版]』(有斐閣)があるとよい。</p> <p>このほかに、租税法規が収録された法令集が必要である。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	租税手続法(1) 原則的な税額確定手続(1)-納税者のアクション①
第2回	租税手続法(2) 原則的な税額確定手続(2)-納税者のアクション②
第3回	租税手続法(3) 税務調査と犯則調査 第二次的な税額確定手続(1)-課税庁のアクション①
第4回	租税手続法(4) 第二次的な税額確定手続(2)-課税庁のアクション②
第5回	租税手続法(5) 青色申告をめぐる諸問題
第6回	租税手続法(6) 源泉徴収をめぐる諸問題
第7回	租税手続法(7) 争訟をめぐる諸問題
第8回	租税法総論(1) 租税法律主義/課税要件法定主義

第 9 回	租税法総論(2) 遡及立法禁止原則/課税要件明確主義/合法性の原則
第 10 回	租税法総論(3) 租税公平主義/租税法の法源/租税法と信義則
第 11 回	租税法総論(4) 課税権の範囲 租税法の解釈(1)-基本となる考え方
第 12 回	租税法総論(5) 租税法の解釈(2)-借用概念と固有概念
第 13 回	租税法総論(6) 私法取引と租税法
第 14 回	租税法総論(7) 租税回避とその否認(1)
第 15 回	租税法総論(8) 租税回避とその否認(2)
第 16 回	期末試験

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	租税法総合Ⅱ		
担当者名	佐藤 英明		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	秋学期
受講条件	租税法に関する基礎的な知識。		

1. 授業の目的と到達目標	「租税法 I」「租税法 II」および「租税法 III」で扱わない項目から、重要性の高いものを選んで取り上げる。具体的には、国税については租税実体法に関連して、相続税・贈与税、消費税を、租税手続法に関連して、租税制裁制度を取り上げる。租税法の他の科目では扱わないが、この科目では地方税についても、総論的な議論と、固定資産税など主要な税目の概観を行なう。 「租税法総合 II」として一貫した体系的な内容を有するというよりは、「落ち穂拾い」のような感じで、租税法に関連する知識を増やすことを目的とする。
2. 関連する科目との関係	「租税法 I」「租税法 II」および「租税法 III」を履修済みであることを前提とする。授業においては、これらの科目に関する知識の確認のための質疑応答なども取り入れる。
3. 授業の方法	受講者の予習を前提として基本的に講義形式とし、理解の定着や復習のために、授業中に適宜、質疑応答を行なう
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	相続税・贈与税については、金子宏ほか編著『ケースブック租税法〔第4版〕』(弘文堂)の第4編を使用する。その他の分野については、教材を作成し、配布する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	相続税・贈与税（1） 相続税の基本的な仕組み
第2回	相続税・贈与税（2） 相続税・贈与税の課税財産
第3回	相続税・贈与税（3） 財産の評価（1）
第4回	相続税・贈与税（4） 財産の評価（2）
第5回	相続税・贈与税（5） 財産の評価（3）
第6回	相続税・贈与税（6） 租税回避への対処（1）
第7回	相続税・贈与税（7） 租税回避への対処（2）
第8回	相続税・贈与税（8） 手続の特則 消費税（1） 消費課税総論 わが国における消費税導入の経緯
第9回	消費税（2） 国内取引に関する消費税（1）
第10回	消費税（3） 国内取引に関する消費税（2）

	国境を超える取引と消費税
第11回	租税制裁制度（1） 行政罰による制裁
第12回	租税制裁制度（2） 刑事罰による制裁
第13回	地方税（1） 総論 地方税の基本的な仕組み 国と地方との関係
第14回	地方税（2） 各論 住民税・事業税等
第15回	地方税（3） 各論 固定資産税等
第16回	(期末試験)

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	要件事実論総合 I		
担当者名	田中 豊		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	秋学期
受講条件	慶應ロー・スクール出身の 10 年目まで。		

1. 授業の目的と到達目標	民事訴訟の基本原理を、要件事実論を分析の道具として利用することによって、より深く理解させることを目的とする。民事訴訟の過程は、そこに持ち込まれた紛争に包含される実体法上の権利関係と離れて正しく理解することはできない。様々な具体的な事案につき、主張・立証の構造を明らかにした上、民事訴訟の基本原理がそのような構造の中でどのように機能するのかを分析する。この分析を通じて、民事訴訟理論を、それとして静止的に理解するのではなく、民事紛争を解決する手続の中で動態的に理解させる。その結果として、民事実体法と手続法とが融合して生起する実際の紛争における問題点の把握とその解明とが無理なくできるようになることを目指す。
2. 関連する科目との関係	法律基本科目的「民事手続法 I・II」「民事手続法総合」「民事法総合 I・II」等の諸科目の扱う内容のうち、特に手続法上の諸問題を要件事実との関連において理解させる。
3. 授業の方法	いわゆるソクラティック・メソッドによる。すなわち、担当教員から受講生に対する質問、受講生の回答に対する担当教員の更なる疑問の提示とそれに対する回答、担当教員による問題点の整理という方法により、理解の深化を図る。木曜日 5 時限目の授業は定員を 50 名とする。
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	学期開始に先立って担当教員が事前に作成配布するプリント資料 参考書：田中豊『民事訴訟の基本原理と要件事実』(民事法研究会、2011年)
6. 授業内容（細目）	
第 1 回	[既判力の意義と機能 1] 既判力の意義、範囲、基準時後の形成権の行使などの問題点を、具体的な事例を通じて要件事実論の視点から検討する。
第 2 回	[既判力の意義と機能 2] 第 1 回の続き。
第 3 回	[処分権主義の意義と機能] 訴訟物の特定と処分権主義との関係を、要件事実論との関係から理解させる。
第 4 回	[一部請求] 一部請求の意義、時効中断、過失相殺、残部請求などの問題点を、具体的な事例を通じて要件事実論の視点から検討する。
第 5 回	[弁論主義の意義と機能 1] 要件事実論を道具として具体的な事案の分析をすることによって、弁論主義の 3 つの規律を立体的・動態的に理解させる。
第 6 回	[弁論主義の意義と機能 2] 第 5 回の続き。
第 7 回	[釈明権の意義と機能] 裁判官による釈明権行使の態様を理解した上で、釈明権の不行使が違法とされる場合につき、要件事実論を用いて理解させる。
第 8 回	中間試験

第 9 回	[重複訴訟禁止の意義と機能 1] 重複訴訟禁止と実体的請求権との関係、重複訴訟禁止の考え方の相殺権の行使への適用等につき、要件事実論を用いて理解させる。
第 10 回	[重複訴訟禁止の意義と機能 2] 第 9 回の続き。
第 11 回	中間試験の検討と解説
第 12 回	[確認訴訟の意義と機能] 実務上活用されている幾つかの類型の確認訴訟につき、主張・立証の構造を要件事実論を用いて理解させる。
第 13 回	[多数当事者紛争と訴訟形態 1] 通常共同訴訟と必要的共同訴訟との識別方法、両共同訴訟における訴訟上の規律の相違等につき、実体的請求権との関係を含めて要件事実論を用いて理解させる。
第 14 回	[多数当事者紛争と訴訟形態 2] 第 13 回の続き
第 15 回	[民事裁判権の限界] 自治的団体（宗教団体、政党、大学等）に係る紛争につき、要件事実論を用いて、裁判権の限界の問題の構造を理解させる。
第 16 回	定期試験

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	要件事実論総合Ⅱ		
担当者名	田中 豊		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	秋学期
受講条件	慶應ロー・スクール出身の 10 年目まで。		

1. 授業の目的と到達目標	民事法の各分野における典型的な訴訟類型につき、主張・立証の構造を要件事実論を用いて分析し、民法理論と要件事実論との関係を理解させる。受講生には、どのような類型の民事紛争の解決を目指す過程においても、要件事実論が法律実務家が身につけておくべき必要不可欠の技術であることを理解させる。
2. 関連する科目との関係	2 年次の要件事実論（必修）によって習得した基礎知識を、民事法の各分野における事例の分析に活用することのできる実践的能力の向上を図る。
3. 授業の方法	いわゆるソクラティック・メソッドによる。すなわち、担当教員から受講生に対する質問、受講生の回答に対する担当教員の更なる疑問の提示とそれに対する回答、担当教員による問題点の整理という方法により、理解の深化を図る。
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	学期開始に先立って担当教員が事前に作成配布するプリント資料 参考書：司法研修所編・改訂紛争類型別の要件事実、同・増補民事訴訟における要件事実第一巻、同・民事訴訟における要件事実第二巻
6. 授業内容（細目）	
第 1 回	代理、表見代理、默示の意思表示、規範的要件の主要事実
第 2 回	代理、表見代理、無権代理
第 3 回	動産の二重譲渡、背信的悪意者、手付解除、履行不能に基づく損害賠償
第 4 回	法定地上権、占有正権原、不動産の対抗関係
第 5 回	詐害行為取消、不動産の二重譲渡、危険負担、他人物売買
第 6 回	譲渡担保契約、即時取得、留置権、所有権留保特約
第 7 回	中間試験
第 8 回	債権譲渡、請負契約、相殺
第 9 回	中間試験の検討と解説
第 10 回	瑕疵担保責任、売買契約の解除、同時履行、相殺
第 11 回	物権的請求権、債権者代位権、建物買取請求権
第 12 回	物権的請求権（建物明渡し）、転貸借、賃貸借解除、不法行為
第 13 回	準委任契約、事務管理、日常家事代理権、不法行為

第14回	使用者責任、失火責任法、履行不能に基づく損害賠償、敷金
第15回	相続、更正登記、民法94条2項の類推適用、共有物の解除
第16回	定期試験

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	知的財産法Ⅱ		
担当者名	五十嵐 敦		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	秋学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	展開・先端科目として、知的財産法のうち著作権法に関する基本的な知識および思考方法の習得を目的とする科目である。 本授業の到達目標は、著作権法に関する基本的な制度、重要判例、主要な学説に関する知識および思考方法を習得し、あわせて司法試験に対応可能な内容を習得する。
2. 関連する科目との関係	講義では、折に触れて、近時の先端科学技術の発展に伴う新たな動向（例えばインターネット上での著作権侵害）や、コンテンツ・ビジネスに関する法律問題や契約実務についても取り扱い、受講生の関心を選択科目である「知的財産法務 B P 及び W P」「サイバー法」へと向けるように心掛ける。 ※過年度、知的財産法Ⅱ（水戸君）を単位取得済のものは重複の履修は不可
3. 授業の方法	講義形式。受講生は事前に予習を行い自ら必要な知識の概要を把握した上で授業に臨み、授業では講師の説明を聞き、その質問に対して応答する作業を通じて、自己の知識を修正補強しつつより深い理解に達する。受講者の人数等により、学生による判例検討発表を課す場合がある。
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	(1) 基本書：中山信弘「著作権法」（有斐閣） (2) 判例集：「別冊ジュリスト・著作権判例百選（第4版）」（有斐閣） (3) レジュメを配布予定。適宜参考資料も配布する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	イントロダクション、著作権法の基礎 著作権法の基礎を全体的に説明し、概略を習得することを目指す。同時に、著作権が関連するビジネスの構造および契約形態について説明し、現実の社会の中でどのように著作権がビジネスの対象となり活用されているかを学習する。
第2回	著作物（1） 著作権法の基礎概念である「著作物」概念、著作物の種類、類型論について学習する。
第3回	著作物（2） 応用美術、建築の著作物、二次的著作物等、特別に考慮すべき著作物とその保護範囲について学習する。
第4回	著作者（1） 著作権法の中核をなす主体概念である「著作者」について学習する。職務上作成する著作物（15条）、複数の主体が共同して創作した著作物（64条、65条）についても学習する。
第5回	著作者（2） 著作者と著作権者が分離する特別な場合である映画の著作物に関する16条（映画の著作者）と29条（映画の著作権の帰属）の関係等について学習する。その他著作者に関する問題点について学習する。
第6回	著作権 著作物の著作者に付与される「著作権」の種類と内容および関連する重要な個別テーマについて学習する。
第7回	著作者人格権 公表権、氏名表示権、同一性保持権、名誉声望保持権の個別の問題およびこれ

	らに関する判例について学習する。
第 8 回	<b>著作権侵害（1）</b> 著作権訴訟における要件事実について学習する。著作権侵害の判断基準についての判例・学説に言及し、「依拠と同一性」の基準、二段階テスト、濾過テスト、「アクセスと実質的類似性」等の判断方法、判断基準を紹介する。
第 9 回	<b>著作権侵害（2）</b> 複製権侵害、翻案権侵害等について、キャンディ・キャンディ事件、ポパイ事件、つりゲーム事件等を題材に学習する。
第 10 回	<b>著作権侵害（3）</b> まねき TV 事件、ロクラク II 事件等、著作権侵害の主体論・間接損害論について、カラオケ法理や近時の判例を題材に学習する。インターネットと著作権法に関する問題点についても学習する。
第 11 回	<b>著作権の制限</b> 私的複製（30条）、引用（32条1項）、非営利目的上演等（38条）など、著作権者の許諾を得ないでも著作物を利用できる場合について、その趣旨、内容について学習する。
第 12 回	<b>著作権の取引</b> 著作権の譲渡、利用許諾（ライセンス）、質権設定等について学習する。
第 13 回	<b>著作隣接権</b> 著作権ビジネス、エンタテインメント・ビジネスにおいて重要な、実演家の権利、レコード製作者の権利、放送事業者・有線放送事業者の権利といった著作隣接権について学習する。併せて著作権等管理事業法についても説明する。
第 14 回	<b>著作権の保護期間と国際的保護</b> 著作権は永久権ではなく、一定期間経過により自由利用が可能となる。この保護期間のルールについて学習する。また、現代では著作物の国際的流通は当然のこととなっているが、国際間での著作物の保護のルールについて、学習する。
第 15 回	<b>著作権事件の総合的分析及び検討</b> これまで学習した知識と理解をもとに、判例の事件や事例問題を分析し、論点を抽出し、法的に整理・報告することを学習する。
第 16 回	試験

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	知的財産法III		
担当者名	宮川 美津子		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	春学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	展開・先端科目として、商標法・不正競争防止法・意匠法を中心に知的財産法に関する基本的な知識および思考方法の習得を目的とする科目である。 本授業では、ブランド及びデザインの保護制度の概要、商標登録制度及び商標権侵害、意匠登録制度及び意匠権侵害、不正競争防止法の概要(特定不正競争行為の禁止、営業秘密の保護、その他)、パブリシティ権の保護、国際条約について、それぞれ学習する。 本授業の到達目標は、意匠法・商標法・不正競争防止法に関する基本的な制度、主要な判例、学説に関する知識および思考方法を習得し、「民法」、「民事手続法」、「行政法」等主要科目の展開・応用をも目指す。
2. 関連する科目との関係	講義では、折に触れて、近時の先端科学技術の発展に伴う新たな動向(例えばインターネット上での商標権侵害、ドメイン名に関する紛争)にも言及を行い、学生の関心を選択科目である「知的財産法務ベーシック・プログラム」「同ワークショップ・プログラム」、「サイバー法」へと誘うように心掛ける。
3. 授業の方法	講義形式だが、受講生の積極的な参加が期待される。すなわち受講生は必ず事前に予習を行い自ら必要な知識の概要を把握した上で授業に臨み、授業では講師の説明を聞き、その質問に対して応答する作業を通じて、自己の知識を修正補強しつつより深い理解に達する。
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	各ユニットに対応した基本判例、文献を抄録し、商標法・不正競争防止法・意匠法の条文の配列に従って各条文の趣旨および要件・効果を叙述した講義資料を用いる。受講生は講義で得た知識を、制度の構造を意識しつつ関連条文の要件・効果にフィードバックさせる作業を繰り返すことによって、自己の知識を完全なものにすることが要求される。
6. 授業内容(細目)	
第1回	本授業の概要 本授業で学ぶブランド及びデザイン保護制度の概略を解説し、今後の授業の流れを理解する。
第2回	商標法(1) 商標登録要件及び権利取得手続につき概説する。さらに、登録異議申立て、無効審判請求、代理人の無断出願等に基づく取消審判等につき概説する。
第3回	商標法(2) 商標権を、経済的利用の側面(ライセンスを含む)と、他者の使用に対する禁止権の側面から検討する。また、偽造品対策に関して、刑事手続及び税関における水際規制(輸入・輸出差止申立制度)についても言及する。
第4回	商標法(3) 判例を中心に、商標権侵害訴訟における原告及び被告の攻防を概説する。特に、「商標の類似」「商標としての使用」の問題を分析することにより、商標の本質とは何かを検討する。
第5回	不正競争防止法(1) 不正競争防止法について概説し、ブランド保護の観点から、混同惹起行為・著名表示冒用行為につき、判例を中心に概説するとともに、知的財産権侵害に関する紛争で発生しうる「虚偽の事実流布による信用毀損行為」についても検討する。

第 6 回	ブランド保護に関する訴訟 商標権侵害及び不正競争防止法に基づく訴訟について、典型的な判例を検討した上で、ブランド保護に関する訴訟の概略を説明する。
第 7 回	意匠法(1) 意匠登録要件（新規性、創作性、新規性喪失の例外、公序・善良風俗を害する意匠、混同意匠、不可欠意匠）及び権利取得手続（登録出願書類、一意匠一出願、組物の意匠、補正、関連意匠、秘密意匠の各制度）について概説する。
第 8 回	意匠法(2) 意匠権の効力、他人の登録意匠等の関係、ライセンス、意匠権侵害行為と差止請求、損害賠償請求について概説する。
第 9 回	不正競争防止法(2) デザイン保護の観点から、多様な不正競争行為のうち、周知表示混同惹起行為、著名表示冒用行為、商品形態模倣行為につき、判例を中心に概説する。
第 10 回	その他の法律によるデザイン保護 著作権法による保護（いわゆる応用美術の保護論）、不法行為理論に基づく保護の可能性につき、判例を中心に概説する。
第 11 回	不正競争防止法(3) 技術の発展に対応した不正競争防止法の規定として、ドメインネーム不正取得等行為、技術的手段回避等行為につき概説する。また、ドメインネームの不正取得に関する紛争解決手続（ADR）についても学習する。
第 12 回	不正競争防止法(4) 不正競争防止法の多様な保護領域を理解するために、営業秘密侵害行為を中心に、不当表示、対外国公務員等不正利益供与行為等の不正競争行為につき学習する。
第 13 回	パブリシティ権 芸能人、スポーツ選手等の氏名・肖像の商業上の利用に関する利益の法的保護について、不法行為、不正競争防止法による保護を中心に解説する。
第 14 回	条約及び国境を越えた商標権侵害の問題 知的財産権、特に商標に関連する基本的な条約（パリ条約、商標法条約、マドリッドプロトコール、TRIPs 協定等）につき学習する。さらに、インターネットによる国境を越えたEコマースが発展している中、国境を越えた商標権侵害の問題が注目されている。そこで、インターネットにおける商標の使用と権利侵害の問題についても概説する。
第 15 回	総括 これまでの講義の総括を行い、受講生と自由な討論、質疑応答を行う。
第 16 回	試験

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	倒産法 I		
担当者名	中島 弘雅		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	春学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	<p>本講義は、もっぱら司法試験で倒産法を選択予定の受講生を念頭に置いて、倒産法の中の基本法ともいべき破産法の主要な部分について学習することを目的としている。</p> <p>本講義では、最初に、倒産とは何か、なぜ倒産処理制度が必要なのか、倒産処理制度にはどのようなものがあるか、といった倒産法全体に関する総論を学んだ後に、主として事業者の破産事例を念頭に置いて、破産手続の概要を学ぶ。講義時間の制約上、別除権、相殺権、取戻権、破産財団の管理・換価、破産手続の終了、個人破産・免責手続は、倒産法 II の講義に譲る。</p> <p>本講義の到達目標は、わが国の清算型倒産手続の概要と問題点を学び、「倒産法 II」や「倒産法総合」、「倒産法 WP」を受講する上での基礎的な知識を受講生に身につけてもらうことにある。</p>
2. 関連する科目との関係	民事手続法系列の選択科目としては、ほかに、「倒産法 II」、「倒産法総合」、「倒産法 WP」、「民事執行・保全法」、「国際民事訴訟法」、「裁判外紛争解決」などがあるが、本講義は、特に「倒産法 II」、「倒産法総合」、「倒産法 WP」を受講するための前提科目として位置づけられる。また、本講義を理解するためには、法律基本科目である民法や、「民事手続法 I・II」などをある程度理解していることが前提となる。
3. 授業の方法	倒産法 I の講義では、基本的に破産法の全体構造、重要論点について説明をしていくという形をとる。受講生には予め中島執筆の『倒産法講義案』で予習をした上で授業に臨んでもらい、できれば、中島の方から、適宜、受講生に質問をしながら講義を進めたいと考えている。なお、ある程度講義が進んだところで、受講生の理解度をチェックする小テストを行うことを予定している。
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	<p>本講義用のテキストとしては、中島執筆の『倒産法講義案』を 4 月はじめに配布する。</p> <p>講義のサブ・テキストとして、青山善充=伊藤眞=松下淳一編『倒産判例百選〔第 5 版〕』(有斐閣、2013 年)を適宜使用する。</p> <p>参考書として、中島弘雅『体系倒産法 I』(中央経済社、2007 年)、伊藤眞『破産法・民事再生法〔第 3 版〕』(有斐閣、2014 年)、山本克己=小久保孝雄=中井康之編『新基本法コメントール破産法』(日本評論社、2014 年)を挙げておく。</p>
6. 授業内容（細目）	
第 1 回	<p>倒産法序説</p> <p>イントロダクションとして、①倒産とは何か、②倒産処理制度の必要性、③倒産処理手続の基本類型、④倒産処理の指導理念、⑤裁判外の事業再生などを学ぶ。</p>
第 2 回	<p>破産手続の開始の申立て（その 1）</p> <p>今回は、①破産手続の意義、②破産手続開始申立て、③破産手続開始申立ての審理を扱う。ここでは、破産能力、破産原因、破産障害事由などの概念を学ぶとともに、破産手続開始に向けての審理の内容を学習する。</p>
第 3 回	<p>破産手続の開始の申立て（その 2）・破産手続開始決定</p> <p>ここでは、①財産の保全措置、②破産手続開始決定、③破産手続開始の効果、④同時破産手続廃止と少額管財事件を扱う。</p>
第 4 回	<p>破産手続の機関と利害関係人</p> <p>ここでは、破産手続の運営に関与する機関について、その役割や職務内容を学ぶ。</p>

	ぶ。細目は、次の通りである。 ①破産裁判所、②破産管財人、③債権者集会・債権者委員会、④代理委員、⑤破産手続の利害関係人。
第 5 回	破産財団と破産債権・財団債権(その 1) ここでは、①破産財団の意義と範囲、②破産債権の意義と種類、③多数当事者関係と破産債権、④破産債権の届出・調査について学ぶ。
第 6 回	破産債権と破産債権・財団債権(その 2) ここでは、①破産債権の確定手続、②財団債権について学ぶ。
第 7 回	労働債権と租税債権 現行破産法では、労働債権と租税債権は、いずれについても財団債権となる部分と破産債権となる部分とに分かれるが、今回の講義では、労働債権と租税債権が、破産手続上、どのように取り扱われているかを学ぶ。
第 8 回	破産者をめぐる法律関係の処理(その 1) これから 4 回にわたり、破産者をめぐる法律関係の処理について検討する。最初に、破産手続開始決定後に破産者の行った行為がどうなるかという問題について触れた後に、破産法学上最大の難問ともいえる双方未履行双務契約の処理の基本原則や、いわゆる倒産解除特約について学ぶ。
第 9 回	破産者をめぐる法律関係の処理(その 2) 今回も、双方未履行双務契約の処理について学ぶ。今回取り上げる契約類型は、①賃貸借契約、②ライセンス契約、③継続的供給契約、④市場相場のある取引、⑤請負契約などである。
第 10 回	破産者をめぐる法律関係の処理(その 3) 今回も、引き続き双方未履行双務契約の処理について学ぶ。今回取り上げるのは、①雇用契約、②リース契約、③保険契約、④委任契約である。また、双務契約以外の法律関係についても学習する。
第 11 回	破産者をめぐる法律関係の処理(その 4) 今回は、係属中の手続法律関係が、一方当事者の破産手続開始によってどうなるのかを学ぶ。
第 12 回	否認権(その 1) 今回から、現行破産法下での否認権の規律について学習する。細目は、次の通りである。①否認権の意義と機能、②否認の一般的要件。
第 13 回	否認権(その 2) 今回は、否認権(その 2)として、詐害行為の否認について学ぶ。
第 14 回	否認権(その 3) 今回は、否認権(その 3)として、①偏頗行為の否認、②特別な否認類型を学ぶ。
第 15 回	否認権(その 4) 今回は、否認権(その 4)として、否認権の行使をめぐる問題を学ぶ。具体的には、①否認権の行使、②否認行使の効果について学ぶ。
第 16 回	試験

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	倒産法Ⅱ		
担当者名	三上 威彦		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	秋学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	<p>本講義は、もっぱら司法試験で倒産法を選択することを予定している受講生を念頭に置いて、清算型の倒産処理手続である破産手続のうち、「倒産法Ⅰ」で扱えなかった部分について学習するとともに、再建型の倒産処理手続である民事再生手続について学習することを目的としている。</p> <p>本講義の到達目標は、「倒産法Ⅰ」の講義と相俟って、受講生に、倒産法制の全体像を把握してもらい、かつ、「倒産法総合」「倒産法ワークショップ・プログラム」などを受講するまでの基礎知識を習得してもらうことに置かれている。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>民事手続法系列の選択科目としては、ほかに、「倒産法Ⅰ」「倒産法総合」「倒産法ワークショップ・プログラム」「民事執行・保全法」「国際民事訴訟法」などが設置されているが、本講義は、「倒産法総合」「倒産法ワークショップ・プログラム」などを受講するための前提科目として位置づけられる。</p> <p>また、本講義を理解するためには、法律基本科目である民法や商法、「民事手続法Ⅰ・Ⅱ」、さらには、選択科目のうち、「民事執行・保全法」などを理解していることが求められるほか、「租税実体法」、「会計学」、「経営学」などの知識があるとより有用である。</p>
3. 授業の方法	<p>倒産法Ⅱは、前半の6回を、主として破産手続のうち倒産法Ⅰの授業で扱えなかった部分の講義にあて、後半の9回を主として民事再生手続についての講義にあてる。前半の6回が終わったところで、授業でやった破産法の分野から出題する中間試験を予定している。</p> <p>授業は、学部で倒産法を学んでこなかった初心者を対象として行うため、原則として講義形式により行う。ただ、話が抽象的にならないようにするために、毎回のレジュメの冒頭に事例問題を掲げ、それに沿って授業をすすめる。したがって、受講者は、事前にその答えを各自で考えてくること</p>
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	授業では、教科書は特に指定せず、詳しいレジュメを配布して行う。 なお参考書に関しては、全般を通しての参考書として、伊藤眞『破産法・民事再生法〔第3版〕』(有斐閣、2014年)、山本和彦=中西正=笠井正俊=沖野眞巳=水元宏典『倒産法概説〔第2版〕』(弘文堂、2010年)、中島弘雅=佐藤鉄男編『現代倒産手続法』(有斐閣、2013年)が、前半の部分については、中島弘雅著『体系倒産法Ⅰ〔破産・特別清算〕』(中央経済社、2007年)等、後半の部分については、福永有利監修『詳解民事再生法〔第2版〕』(民事法研究会)
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>別除権</p> <p>ここでは、主として、破産手続の中で担保権者がどのように扱われるかということについて学ぶ。</p> <p>細目は次のとおりである。①別除権の意義、②別除権の行使方法、③各種担保権と別除権、④担保権消滅請求制度、⑤商事留置権の処遇。</p>
第2回	<p>相殺権</p> <p>ここでは、相殺権をめぐる諸問題について学ぶ。</p> <p>細目は次のとおりである。①相殺の意義と機能—担保的機能と破産法上の相殺権、②相殺権に関する破産法規定の適用範囲、③相殺権行使の拡張、④相殺権行使の制限、⑤相殺権の濫用と相殺否認論、⑥相殺権の行使。</p>

第3回	取戻権 ここでは、取戻権の意義と種類を中心に学ぶ。 細目は次のとおりである。①取戻権の意義、②一般の取戻権、③取戻権の行使、④特別の取戻権。
第4回	破産財団の管理・換価と破産手続の終結 ここでは、破産財団の管理・換価、および破産手続の終了の形態について学ぶ。 細目は次のとおりである。①破産財団の管理、②破産財団の換価、③配当による終了、④配当によらない終了。
第5回	個人債務者の破産、免責・復権・少額管財手続 ここでは、個人、特に消費者の破産をめぐって生じる特有の問題を学ぶ。 細目は次のとおりである。①消費者破産の背景と意義、②免責手続の意義と理念、③免責不許可事由、④免責審理期間中の強制執行、⑤制度の理念、⑥非免責債権、⑦復権、⑧少額管財手続。
第6回	相続財産や信託財産の破産と破産犯罪 ここでは、特殊な破産形態である相続人の破産や相続財産・信託財産の破産、および、破産犯罪について学ぶ。 細目は次のとおりである。①相続人の破産、②相続財産の破産、③信託関係者の破産、④信託財産の破産、⑤破産犯罪。
第7回	再生手続の開始申立てから開始決定まで ここでは、民事再生手続の大まかな流れを学ぶ。 細目は次のとおりである。①再生能力、再生手続開始原因、申立権者、②申立ての手続、③保全処分、④再生手続開始決定と不服申立て。
第8回	再生手続の利害関係人と機関 ここでは、再生手続に関与する利害関係人と、手続遂行の機関について学ぶ。 細目は次のとおりである。①再生債務者の職務・地位一管理処分権、業務遂行権、第三者性。②再生手続の機関一裁判所、監督委員、保全管理人、管財人、調査委員等。
第9回	再生債務者の財産と再生債権 ここでは、再生債務者の財産と再生債権について学ぶ。 細目は次のとおりである。①再生債務者財産の意義と範囲、②再生債権の意義、③一般優先債権、④開始後債権、⑤多数債務者関係。
第10回	再生債権の届出・調査・確定、債務者財産の管理・換価、共益債権 ここでは、再生債権の届出から確定までと、債務者財産の管理、共益債権の意義について学ぶ。 細目は次のとおりである。①再生債権の届出・調査・確定、②再生債務者の財産評定と調査報告、③事業譲渡、④法人役員の責任追及、⑤共益債権の意義と種類、⑥共益債権の再生手続における扱い。
第11回	再生債務者をめぐる財産関係の処理、再生債務者財産の変動（1） ここでは、再生債務者をめぐる取引関係や手続関係の処理と、取戻権について学ぶ。 細目は次のとおりである。①手続開始前に行われた法律行為や権利取得の効力、②善意取引の保護、③契約関係の処理、④手続関係の処理、⑤取戻権。
第12回	再生債務者財産の変動（2） ここでは、別除権・相殺権・否認権について学ぶ。 細目は次のとおりである。①別除権の意義と別除権者の地位、②不足額責任主義、③根抵当権についての特則、④担保権消滅許可制度、⑤再生債権を自働債権とする場合以外の相殺、⑥再生債権を自働債権とする相殺、⑦否認権の意義と種類、⑧否認権の行使、⑨否認権の効果。
第13回	再生計画案の作成・提出と再生計画の成立 ここでは、再生計画の作成から、その成立までの過程を学ぶ。 細目は次のとおりである。①再生計画の条項、②再生計画案の提出、③再生計画による資本構成の変更、④再生計画案の決議、⑤再生計画の認可・不認可。
第14回	再生計画の遂行と再生手続の終了 ここでは、再生計画の遂行と再生手続の終了について学ぶ。 細目は次のとおりである。①再生計画の遂行主体と手続、②再生家核の履行確

	保、③再生計画の変更、④再生計画終結決定、⑤再生手続の取消し、⑥再生手続の廃止、⑦再生手続の終了と他の倒産手続。
第15回	<p>簡易な再生手続 ここでは、一般的民事再生手続との比較において、簡易な再生手続について学ぶ。</p> <p>細目は次のとおりである。①簡易再生・同意再生、②小規模個人再生手続、③給与所得者等再生手続、④住宅ローン債権に関する特則。</p> <p>なお、時間が許せば、付論として、近時、注目を集めている裁判外の倒産処理手続（私的整理・倒産ADR）や国際倒産の概略についても話したい。</p>
第16回	試験

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	倒産法総合		
担当者名	三上 威彦		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	春学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	<p>本科目は、倒産法Ⅰ・Ⅱ等の講義で、倒産法をひと通り学んだ者を対象として、倒産法の知識を具体的な事案を通じて確実なものとしてもらうために、開講されるものである。</p> <p>本科目の到達目標としては、この授業を通じて、受講生に、自分の頭で事例を分析し、法律論を組み立てていく実践的な力を身につけてもらうと同時に、秋学期に開講される、倒産法ワークショップ・プログラムを学習するまでの基礎力を養うことを目標としている。</p> <p>なお、司法試験で倒産法を選択する予定のある学生は、是非ともこの授業を選択してもらいたい。</p>
2. 関連する科目との関係	本科目は、基本的に「倒産法Ⅰ」「倒産法Ⅱ」の講義を履修済みであることを前提に進められる。また、民法（とくに財産法）、商法の基礎知識もあることが前提となる。
3. 授業の方法	授業は、ソクラティック・メソッドを用いた演習形式で行われる。したがって、受講生は、必ず事前に設問に対する解答を自分の頭で考えた上で授業に臨むのはもちろん、授業中の積極的な発言が求められる。
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	<p>テキストとして、三木浩一=山本和彦編『ロースクール倒産法〔第3版〕』（有斐閣、2014年）を用いる。</p> <p>補助教材として、伊藤眞=松下淳一『倒産判例百選〔第5版〕』（有斐閣、2013年）を用いるので、各用意しておいてもらいたい。</p> <p>参考書として、伊藤眞『破産法・民事再生法〔第3版〕』（有斐閣、2014年）、中島弘雅=佐藤鉄男『現代倒産手続法』（有斐閣アルマシリーズ、2013年）を挙げておく。なお、詳しい文献紹介は、最初の授業で行う。。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	授業のガイダンスを行った後、UNIT 1 を学習する。ここでは、倒産手続の選択および手続相互の関係について学ぶ。
第2回	UNIT 2 を学習する。ここでは、倒産手続の開始を巡る諸論点について学ぶ。
第3回	UNIT 3 を学習する。ここでは、破産手続や再生手続において各手続機関がどのような役割を果たしているかを学ぶ。
第4回	UNIT 4 を学習する。ここでは、主に破産者を一方当事者として形成された各種契約が破産手続の中でどのように処理されるかを学ぶ。ただし、賃貸借契約については、第5回で扱う。
第5回	UNIT 5 を学習する。ここでは、倒産債務者特に再生債務者を一方当事者とする賃貸借契約が倒産手続の中でどのように処理されるかを学ぶ。
第6回	UNIT 6 を学習する。ここでは、各倒産手続の中で、担保権がどのように取り扱われるかを学ぶ。ファイナンス・リース契約についてもこのUNITで学ぶ。
第7回	UNIT 7 を学習する。ここでは、各種の債権が各倒産手続の中で、どのように取り扱われるのかを学ぶ。
第8回	UNIT 8 を学習する。ここでは、否認権に関する諸問題と詐害行為の否認について学ぶ。

第9回	UNIT 9 を学習する。ここでは、偏頗行為の否認と特殊な否認について学ぶ。
第10回	UNIT 10 を学習する。ここでは、破産手続上の相殺権の行使について学ぶ。
第11回	UNIT 11 を学習する。破産債権者が破産債権を行使するためには、破産債権を届出た上で、調査・確定の手続を経る必要がある。ここでは、その破産債権の届出・調査・確定手続について学ぶ。
第12回	UNIT 12 を学習する。ここでは、破産財団の管理・換価や破産配当がどのように行われるかを学ぶ。
第13回	UNIT 13 を学習する。ここでは、再生計画がどのように成立し、どのように履行されていくかを学ぶ。併せて、再生計画の変更についても学ぶ。
第14回	UNIT 14 を学習する。ここでは、消費者破産につき、企業破産との異同を中心に学ぶ。
第15回	UNIT 15 を学習する。ここでは、個人再生手続につき、通常の再生手続との異同、個人再生手続固有の問題を中心に学ぶ。
第16回	

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	現代契約実務		
担当者名	金井 高志		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	春学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	<p>民法、商法（商行為法）等の知識を前提として、現代社会で頻繁に使用されている契約類型についての実務的な知識および契約書作成の技法を習得することを目的とする科目であり、会社関係の法務を取り扱う法曹実務家として日常業務を行うにあたり役立つ実務的な知識を習得することを目的とする。本授業では、まず、民法で定められている典型契約以外の契約が現代社会で多く利用されていることを踏まえて、総論として、混合契約・複合契約と商事契約・消費者契約について説明する。その後に各論として、①製品・商品（有体物）の販売に関する契約、②役務（サービス）提供に関する契約、および、③知的財産（無体物）に関する契約について講義を行う。</p> <p>以上のように、本授業の到達目標は、民法、商法等の基本的な知識を前提として、現代社会における新しい契約類型についての実務的な知識およびそれらの契約書の作成技法を習得することにある。ただ、根本目標は、典型契約以外の現代型の契約について学習することで、民法、商法等に規定されている典型契約の理解・知識の重要性を認識してもらい（講義内容の半分程度は民法等の基本事項の講義となるので、民法の契約法の復習をしてもらうことが大切になる）、法曹実務家となり新しい契約類型の問題に直面した際に、どのように理解すればよいかの基本知識と応用力を習得することにある。</p>
2. 関連する科目との関係	民法や商法等の科目において習得した基本知識は理論的な知識である。それらの知識を具体的な取引社会における特殊な契約に適用するためには、具体的・実務的な知識・技法を習得する必要がある。本授業は、理論的な知識と実務的な知識・技法の橋渡しを目的とする科目であり、また、民法や商法の応用科目として位置づけられる。
3. 授業の方法	<p>講義形式で行うが、民法の基礎的知識などの質問に対して答えてもらうことで、演習に近い形式を取り入れる。</p> <p>また、授業に参加するにあたり、配布レジメ、使用テキスト、各自の使用する民法のテキストの該当箇所（民法に関する基礎知識の復習が本授業の重要な要素の一つである）および参考文献などを事前に読んでくることが期待される。ただ、事前の予習は授業の内容を理解するための必要最低限の知識の獲得を目的とするものであるにすぎず、また、授業の内容には実務的な内容が多く含まれることから、授業の理解のために復習時間を十分に取る</p>
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	テキストとしては、金井高志『民法でみる法律学習法』（日本評論社・平成23年）および森井英雄『いまさら人に聞けない「契約・契約書」の実務』（セルバ出版・平成18年）を用いる。また、新種の契約類型についての授業であることから、検討対象となる契約ごとにサンプルとなる書式を使用し、各種の契約類型に関する専門的書籍、法律雑誌の論文などを参考文献として使用する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>民法・契約法の基礎理論</p> <p>民法の三大原則（権利能力平等の原則、所有権絶対の原則および契約自由の原則）が現代社会においてどのように修正され、また、展開してきているかについて、また、新種の現代型契約を理解する前提として、民法の基礎理論としての民法の解釈の方法・技術および法律行為（契約）の成立要件について説明する。</p>

第2回	<b>混合契約・複合契約論</b> 典型契約以外の現代型契約の意義、混合契約・複合契約の意義、新種の現代型契約を理解するためのツールとしての民法の典型契約の意味、また、非典型契約が頻繁に利用されていること、そして、新種の現代型契約である非典型契約の理解のための基本的事項を説明する。
第3回	<b>商事契約・消費者契約</b> 現代型契約については、大まかには、商事契約（事業者間の契約）と消費者契約（事業者と消費者との間の契約）に分けることができ、それらについて適用される法律の種類が異なる。そこで、商事契約に対する民法・商法の適用の問題、そして、消費者契約に対する消費者契約法の適用や行政規制の問題などについて解説する。
第4回	<b>契約書理解・作成のための基礎理論</b> 現代型契約を理解するためには、経済社会で行われているビジネスについて理解するための基礎知識が必要であることを説明する。特に、企業法務における契約締結の手続きについて説明する。また、ビジネス上、頻繁に使われる予約契約、仮契約、レター・オブ・インテントなどについて説明する。
第5回	<b>契約書の作成技法</b> 契約書の内容を理解し、契約書を作成するための技法はどのようなものか。また、法令・法律用語の使用方法について（「及び」と「並びに」の違い、「とき」と「時」の違い、「その他」と「その他の」の違いなど）、契約書作成の技法という観点から基本的事項を説明する。また、契約締結にあたっての印鑑などに関する事項も説明する。
第6回	<b>製品・商品（有体物）の契約類型（1）——継続的取引契約</b> 製品・商品（有体物）の取引に関し、実務的な内容を習得しておくべき契約類型として、① 継続的取引基本契約・OEM供給契約、② 代理店（特約店）契約・販売委託契約、③ ファイナンス・リース契約、④ クレジット契約・割賦販売契約、⑤ 通信販売（インターネット販売を含む）契約を挙げることができ、これらにつき、このユニットでは、全4回の講義を予定している。 まず、第1回として、民法の典型契約である売買契約の基本的知識を基礎にすることで理解しやすい、継続
第7回	<b>製品・商品（有体物）の契約類型（2）——ファイナンス・リース契約</b> 第2回では、売買契約、賃貸借契約などの複合形態となっているファイナンス・リースの仕組みにおいて、企業と企業との間で締結され、金融的機能を持つファイナンス・リース契約を取り上げる。
第8回	<b>製品・商品（有体物）の契約類型（3）——クレジット契約・割賦販売契約</b> 第3回では、企業と最終需要者（企業または消費者）との間で締結されるクレジット契約・割賦販売契約を取り上げる。クレジット契約・割賦販売契約が民法のどのような契約の複合形態であるかを検討する。
第9回	<b>製品・商品（有体物）の契約類型（4）——通信販売（インターネット通販を含む）契約</b> 通信販売（インターネット通販を含む）契約は、事業者と消費者との間の契約であり、従前は、電話またはファックスによる申し込み・注文が一般的であったが、近時はインターネットによる通信販売が増加している。このような通信販売契約については、「特定商取引に関する法律」で規制され、また、民法の特例法である「電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律」も制定されている。そこで、インターネット通販を含めた通信販売契約に関する
第10回	<b>サービス（役務）提供契約（1）——学習塾・英会話学校・家庭教師等の教育関連契約とエステ等の美容関連契約</b> 経済のサービス化・ソフト化の進展に伴い、サービス取引の重要性が増し、新種のサービスが続々と現れている。そこで、サービス（役務）提供契約についての説明を行う。 サービス（役務）提供契約のユニットでは、①学習塾・英会話学校・家庭教師等の教育関連契約とエステ等の美容関連契約、および②コンサルティング契約・顧問契約について解説する。 第1回は、サービス提供契約の特質一般について解説する。そして、学習

第11回	<p>サービス（役務）提供契約（2）——コンサルティング契約・顧問契約</p> <p>第2回は、コンサルティング契約・顧問契約に関して解説する。これらの契約に関する民法の典型契約としての委任契約・準委任契約に関する基礎理論も検討対象とする。また、委任契約・準委任契約における善管注意義務の内容や債務不履行に関する手段債務の問題も検討する。</p>
第12回	<p>知的財産（無体物）に関する契約（1）——ソフトウェア開発契約</p> <p>経済のサービス化・ソフト化の進展に伴うサービス（役務）契約が増加する中で、サービス（役務）契約に関する知的財産に関する契約も増加している。そこで、知的財産に関する契約についての説明を行う。このユニットでは、①ソフトウェア開発契約、②秘密保持契約、③ライセンス契約、および④フランチャイズ契約について解説する。</p> <p>第1回は、ソフトウェア開発契約について解説する。知的財産の一種である著作権を対象とするソフトウェア開発契約につき、有体物について</p>
第13回	<p>知的財産（無体物）に関する契約（2）——秘密保持契約</p> <p>現在、業務提携、M&amp;Aなどの契約交渉の際に、秘密保持契約を締結することが増えつつある。そこで、第2回は、秘密保持契約の内容およびこの契約の理解の基礎となる不正競争防止法、著作権法、個人情報保護法などの基本事項を検討する。</p>
第14回	<p>知的財産（無体物）に関する契約（3）——ライセンス契約</p> <p>ライセンス契約は、特許権、著作権等の権利者が保有する特許権、著作権等の実施・利用等の許諾のための契約である。民法の典型契約との関係では、賃貸借契約の規定の類推適用が問題となる特殊な契約である。そこで、第3回として、ライセンス契約の内容について解説する。</p>
第15回	<p>知的財産（無体物）に関する契約（4）——フランチャイズ契約</p> <p>フランチャイズ契約は、フランチャイズ本部が保有するノウハウ（営業秘密）と商標の使用許諾のための契約であるが、ノウハウ（営業秘密）の使用許諾のためにはフランチャイズ本部によるフランチャイズ加盟店に対する指導援助（役務提供）が必要で、サービス（役務）提供契約としての側面を有し、また、民法の典型契約との関係でも複数の典型契約の規定の類推適用が問題となる特殊な契約である。そこで、第4回として、フランチャイズ契約の内容について解説する。</p>
第16回	試験

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	信託法		
担当者名	小野 祐司		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	春学期
受講条件	受講生の経験等を勘案のうえ、講師が受講を認めないことがありますので、ご了承ください。		

1. 授業の目的と到達目標	本講義では、現在信託銀行において行われている信託法に関する実務を踏まえながら信託法の解説を行う。 信託に関する私法上の法律関係の通則を定めた旧信託法は大正 11 年に制定されたが、その後、資産の流動化をはじめとした信託スキームに対する社会的ニーズの高まり等から、信託法の全面的な現代化を図る必要があると認識されるようになり、信託の仕組みが持つ「柔軟性」をより生かすことができる新信託法が平成 18 年に成立した。 現在、金融法務にかかわる者にとって、信託法の知識は極めて重要なものとなっている。 信託法に関する基本的かつ重要な事柄を網羅的にとりあげることにより、金融法務に携わる法律家にとって必要な信託の知識を習得することを目的とする。
2. 関連する科目との関係	信託法を学ぶうえでは、民法および会社法において類似する制度と比較しながら、その内容を確認することが重要である。
3. 授業の方法	配布される資料等に基づき、ディスカッションを交えながら、講義形式にて授業を行う。
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	【教科書】 授業においてレジュメおよび関連資料を配布する。 【参考書】 道垣内弘人『信託法入門』（日本経済新聞社出版、2007 年） 寺本昌広『逐条解説新しい信託法〔補訂版〕』（商事法務、2008 年）
6. 授業内容（細目）	
第 1 回	信託法の概要 本講義のガイダンス 信託の基本的な仕組み 信託の歴史 信託法改定の経緯 民法・会社法において類似する制度
第 2 回	信託の種類（その 1） 金銭の信託 年金信託 投資信託
第 3 回	信託の種類（その 2） 流動化目的の信託 不動産の信託 従業員持株 ESOP 信託
第 4 回	信託の設定 信託の設定の方法（信託契約・遺言・自己信託） 信託契約の成立

第 5 回	信託財産（その 1） 信託財産の定義 信託財産の範囲 信託財産責任負担債務 受託者の債務履行責任 信託財産の独立性 第三者対抗要件
第 6 回	信託財産（その 2） 信託財産に属する債権等についての相殺
第 7 回	受託者（その 1） 受託者の定義 受託者の義務（善管注意義務・忠実義務・公平義務・分別管理義務・自己執行義務）
第 8 回	受託者（その 2） 受託者の権限 受託者の責任 受託者が 2 人以上いる場合の特例
第 9 回	受益者 受益者の定義 受益権 受益権の譲渡 受益者の監督的権能
第 10 回	信託管理人等 信託管理人・信託監督人・受益者代理人 委託者 信託の変更・併合・分割 信託の終了・清算
第 11 回	新たな信託の類型 受益証券発行信託 限定責任信託 目的信託
第 12 回	信託業法の概要 受託者の義務 信託財産に係る行為準則 信託業務の委託 信託の引受けに係る行為準則 信託契約の内容の説明 信託契約締結時の書面交付 信託財産状況報告書の交付
第 13 回	判例研究等
第 14 回	判例研究等
第 15 回	まとめ
第 16 回	試験

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	商事信託法		
担当者名	田中 和明		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	秋学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	本授業は、信託法及び信託関連法(信託業法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律等)が、商事信託の実務に適用され反映されることにより形成される商事信託法理について、その基本的な知識および思考方法の習得を目的とする。 具体的には、信託法、信託業法等の法令に加えて、現在実務で取り扱われている信託商品を解説するとともに、信託法、信託業法等が商事信託の実務にどのように適用されているのかについて検討する。また、商事信託の特徴を明らかにするために、適宜、民事信託の法理、他の類似の法制度についても検討対象とする。
2. 関連する科目との関係	信託法は、民法の特別法であることから、民法の理解は、不可欠である。また、現行実務における商事信託については、その大半が金融制度に組み込まれ、金融商品化していることから、「金融法」、「金融商品取引法」、「金融法実務」とも密接な関係を有している。さらに、営利目的で行われる商事信託は、その機能の類似性から「会社法」との関連も深い。
3. 授業の方法	原則として講義形式とし、質疑応答をおりませて行う。
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	<p><b>【教科書】</b> 田中和明『詳解 信託法務』(清文社 2010)のほか、適宜レジュメを作成して交付する。</p> <p><b>【参考書】</b> 神田秀樹・折原誠『信託法講義』(弘文堂 2014)、寺本昌広『逐条解説 新しい信託法』(商事法務 2007)、村松秀樹他『概説 新信託法』(金融財政事情)、小出卓哉『逐条解説 信託業法』(清文社 2008)、樋口範雄『入門 信託と信託法[第2版]』(弘文堂 2014)、道垣内弘人『信託法入門』(日本経済新聞出版社 2007)、新井誠『信託法[第4版]』(有斐閣 2014)、四</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p><b>【信託の概説】</b> 本授業の目的、趣旨、方針、進め方について説明する。 信託の概念、信託の仕組み、信託の歴史、信託の特徴、信託の機能、信託の種類、現在の信託を取り巻く環境について概観する。</p>
第2回	<p><b>【信託法及び商事信託の概説】</b> 信託法制定の経緯、目的、特徴、及び、商事信託の概念、商事信託の機能、商事信託の類型について概観する。</p>
第3回	<p><b>【信託の設定】</b> 信託法、信託業法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(以下「信託法等」という。)における「信託の設定」に関する規律について、判例も取り入れて説明する。</p>
第4回	<p><b>【信託財産】</b> 信託法等における「信託財産」、「信託財産責任負担債務」、「信託の公示」等に関する規律について説明する。</p>
第5回	<p><b>【受託者①】</b> 信託法等における「受託者の権限、義務、責任」に関する規律について説明す</p>

	る。
第 6 回	<b>【受託者②】</b> 信託法等における「受託者の権限、義務、責任」に関する規律について説明する。
第 7 回	<b>【預金型信託】</b> 貸付信託及び合同運用指定金銭信託等の預金型の信託について、その機能と商品性について説明すると共に、信託法等における「相殺」、「合同運用」等に関する規律がどのように適用されているかを検討する。
第 8 回	<b>【運用型信託①】</b> ファンドトラスト、単独運用指定金銭信託、実績配当型合同運用指定金銭信託、投資信託等運用型の信託について、その機能と商品性について説明すると共に、信託法等における「受益者」、「受益権」、「信託の変更、併合、分割」に関する規律がどのように適用されているかを検討する。
第 9 回	<b>【運用型信託②】</b> 運用型信託の特殊類型である企業年金信託について、その機能と商品性について説明すると共に、信託法等における「受託者の変更」、「受託者が複数の信託」に関する規律がどのように適用されているかを検討する。
第 10 回	<b>【転換型信託】</b> 資産流動化を目的とする金銭債権信託、不動産管理処分信託、特定目的信託等の転換型の信託(資金調達目的の動産信託を含む)について、その機能と商品性について説明すると共に、信託法等における「信託財産の倒産隔離」、「委託者」に関する規律がどのように適用されているかを検討する。
第 11 回	<b>【事業型信託】</b> 土地信託等の事業型の信託について、その機能と利用方法について説明すると共に、信託法等における「信託の費用および信託報酬等」、「信託の終了、清算」、「信託財産の破産」に関する規律がどのように適用されているか、または、適用されるかを検討する。
第 12 回	<b>【判例】</b> 信託に関する最近の判例をとりあげ、分析すると共に、全員で議論する。
第 13 回	<b>【新しい類型の信託・新しいタイプの信託】</b> 信託法の制定により導入された「自己信託」、「受益証券発行信託」、「限定責任信託」、「受益者の定めのない信託」、「事業の信託」に関する利用方法等を検討すると共に、担保目的の信託、信託型ライツプラン、E S O P 信託、排出権の信託、知的財産権の信託等の新しいタイプの信託について説明し、その機能と商品性について信託法等に関する規律がどのように適用されているかを検討する。
第 14 回	<b>【民事信託】</b> 民事信託において、今後、信託法における「受益者指定権、変更権」、「遺言代用の信託」、「後継ぎ遺贈型の受益者連続信託」、「信託管理人、信託監督人、受益者代理人」に関する規律がどのように利用され、適用されるかを検討する。
第 15 回	<b>【総括】</b> 全体の総括を行う。
第 16 回	試験

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	企業会計法		
担当者名	原口 昌之		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	秋学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	会計に関し初学者であること前提に、法律実務家の視点から必要と思われる企業会計の基礎的な知識を習得するとともに、会社法および金融商品取引法における会計（会社の計算）に関する規整、ディスクロージャー制度、会計監査を含む決算手続きや虚偽記載等があった場合の関係者の責任などについて理解していく。法律実務の中ではしばしば会計が関わる事件や法律問題に遭遇するが、これらに対応するための基礎を習得することを目標とする。
2. 関連する科目との関係	会社法上、会社の計算は、株主および債権者に対する情報提供、分配規制、資本制度、関係者の責任などと密接に関連し、これらの基礎となるものである。また、主に上場会社が関わる金融商品取引法ないし金融商品取引所におけるディスクロージャー制度（有価証券報告書や決算短信など）において、会計の知識は必須であり、さらに、法人税法の理解や企業倒産実務（特に会社更生法や民事再生法）においても、会計の理解が極めて重要である。その意味で、本講義は、商法系科目、倒産法系科目ならびに法人税法および金融商品取引法に関する科目において、会計関連部分の理解の基礎となる。
3. 授業の方法	基本的に講義形式で行うが、適宜質問を受け付け、双方向的な授業となることを心がけるつもりである。実際に開示されている生の計算書類等の資料を用い、できるだけ実務的で現実感のある授業内容を志向している。また、テーマを決めてグループ報告をしていただく。問題把握、文献調査、グループでの議論、表現を通じ、実務家に必要な実践的スキルを身に付けていただくことを狙うものである。
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	随時、簡単なレジュメを配布する。 必要に応じ、参考資料を配布する。 参考文献のリストの配布を考えている。
6. 授業内容（細目）	
第1回	ガイダンス 実際の開示書類を用いて、企業が開示する貸借対照表、損益計算書その他財務書類を概観し、併せて、会社法、金融商品取引法および金融商品取引所におけるディスクロージャー制度を鳥瞰する。
第2回	会社法、金融商品取引法における企業会計の位置づけ、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」に関する議論など、企業会計の規範性について概説する。また、租税における会計との関連にも言及する。
第3回	複式簿記の仕組みや会計原則の基本的な考え方など企業会計の基本について概説する。 第12回以降に予定するグループ報告の班分けを行う。
第4回	貸借対照表上の各資産項目のうち、主に、棚卸資産、減価償却資産を含む固定資産、繰延資産などの意味、内容を説明し、資産への計上や消滅の認識基準にも触れる予定である。

第 5 回	貸借対照表上の各資産項目のうち、主に、有価証券、貸付債権などの意味、内容を説明し、「金融商品に係る会計基準」に言及する予定である。
第 6 回	貸借対照表上の負債項目を概観する。退職給付引当金を含む引当金やリース会計にも言及する。
第 7 回	貸借対照表上の純資産の部の各項目を概観する。資本制度や分配可能額、各資本項目の変動、株主資本等変動計算書などを説明する。新株予約権やストックオプションにも触れる予定である。
第 8 回	損益計算書の各項目を概観し、営業損益、経常損益、当期純損益などの利益概念や工事進行基準等売上の計上基準を説明する。関連する項目として、税効果会計に触れる予定である。
第 9 回	連結会計の基本的な考え方を説明し、会社法上の連結計算書類制度および金融商品取引上の連結財務諸表制度について、相違点などを踏まえ概観する。
第 10 回	開示書類に関する虚偽記載等があった場合の会社、取締役、監査役、会計監査人その他の関係者当事者の責任や罰則を概観する。損害賠償請求事件等においてしばしば争いになる損害論にも触れる。
第 11 回	公認会計士による監査を含む会計監査制度を概説するとともに、継続的企業の前提に関する注記、財務報告に係る内部統制の監査など関連する事項について説明する。
第 12 回	第1回グループ報告 有価証券報告書虚偽記載に関する損害賠償請求事件であるアーバンコーポレーション事件（東京地判平成 24・6・22）について、報告していただく。（別の事件に変更する場合あり。）
第 13 回	第2回グループ報告 有価証券報告書の虚偽記載を理由とする役員に対する損害賠償事件であるビックカメラ事件（東京高判平成 26・4・24）について、報告していただく。（別の事件に変更する場合あり。）
第 14 回	第3回グループ報告 上場廃止処分に関する損害賠償請求事件であるインターネット総合研究所事件（最判平成 26・9・9）について、報告していただく。（別の事件に変更する場合あり。）
第 15 回	復習的な意味合いで、簿記的な側面も含んだ会計の原理や構造を説明し、キャッシュ・フロー計算書を含む財務書類に対する基礎的理解を深める。
第 16 回	

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	裁判外紛争解決		
担当者名	三木 浩一		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	秋学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	裁判外紛争解決（ADR）の基本的な知識を通して、紛争解決の多様な手段および技法を習得するとともに、訴訟を含む紛争解決のトータルシステムおよび紛争解決の本質の理解を目的とする科目である。本授業のミニマムの到達目標は、法曹に必須の知識である裁判外紛争解決の基本的な理解を得ることにあるが、それのみにとどまらず、紛争解決手段の多面的な展開を考察することにより、現代社会に生起する多種多様な紛争の実相を、紛争解決手段の観点から捉え直すことを目指している。
2. 関連する科目との関係	本授業は、法学未修者を対象とした「民事手続法Ⅰ・Ⅱ」ならびに法学未修者の第2学年および法学既修者の第1学年を対象とした「民事手続法総合」などの発展科目にあたる。民事訴訟は、社会に生起する多種多様な紛争の解決手段の1つに過ぎず、裁判外紛争解決手段と相互補完の関係にある。従って、裁判系の科目と本授業も、一方の理解が他方の理解を促進するという関係にある。
3. 授業の方法	講義形式と演習形式をミックスした形で行われる。すなわち、授業の前半部分では講師が基本概念等の説明を講義形式で行うが、後半部分では、質疑応答を通してより深い理解の到達を目指す。
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	講師が用意した多様な資料を事前配布する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	ガイダンス 授業全体の構成を説明してガイダンスを行うとともに、紛争処理システム全体におけるADRの位置づけおよびADRの基礎知識を学ぶ。
第2回	ADRの基礎理論 ADRの意義、ADRの種類、ADRの機関、ADRの現状など、ADR法学の基礎理論を学ぶ。
第3回	ADRの機能と選択 具体的な事例の検討を通じて、ADRの機能を理解し、紛争の種類に応じたADRを選択する際の基準を学ぶ。
第4回	調停1（基礎理論を中心に） ADRの中核の1つである調停の一般的な理解を深める。具体的な項目としては、調停のタイプ、世界的な潮流、わが国の現状など。
第5回	調停2（テクニックを中心に） 調停の研修用ビデオを用いて、最新の調停テクニックを学ぶ。
第6回	調停の実務（ゲストスピーカーによる講演） ゲスト・スピーカーを招いて、調停に関する実務をうかがい、その後にディスカッションを行う。
第7回	新しいADR 新しいタイプのADRについて学ぶ。具体的な項目としては、ミニトライアル、早期中立評価、オンラインADR、オリンピック仲裁、野球式仲裁など。
第8回	新しいADRの実務（ゲスト・スピーカーによる講演） ゲスト・スピーカーを招いて、新しいADRに関する実務をうかがい、その後にディスカッションを行う。

第9回	仲裁1（基礎理論を中心に） ADRのもう1つの中核である仲裁の一般的な理解を深める。具体的な項目としては、仲裁の意義、常設仲裁機関、新仲裁法の特徴、UNCITRALモデル法、ニューヨーク条約、仲裁手続の特色など。
第10回	仲裁2（仲裁法を中心に） 仲裁法における重要な規律である仲裁合意、コンペテンツ・コンペテンツ、仲裁適格、仲裁人、仲裁地、暫定的保全措置、審理手続、仲裁における和解、仲裁判断などを学び、仲裁法と訴訟法の違いや仲裁制度の特徴を理解する。
第11回	仲裁3（外国仲裁や国際仲裁を中心に） 日本企業が遭遇する機会が多い中国における仲裁や国際仲裁などの事例を通じて、仲裁が国際商取引の中で果たす役割や実情を学ぶ。
第12回	仲裁の実務（ゲスト・スピーカーによる講演） ゲストを招いて、仲裁に関する実務をうかがい、その後にディスカッションを行う。
第13回	各種ADR機関の仕組みと活動1 学生が分担して各種ADR機関の仕組みと活動を調査し、授業の中で報告を行う。
第14回	各種ADR機関の仕組みと活動2 学生が分担して各種ADR機関の仕組みと活動を調査し、授業の中で報告を行う。
第15回	ゲーム理論とADR ゲーム理論を用いてADRの意義や機能を分析し、あわせて裁判を含む紛争解決の本質を探る。
第16回	期末試験

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	金融法実務		
担当者名	尾崎 達夫		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	秋学期
受講条件	特に無し		

1. 授業の目的と到達目標	受講者として、将来、銀行を依頼者とする弁護士、或いは銀行の企業内弁護士となることを考えている学生、若しくは、金融法の実務に关心を持っている学生を想定し、銀行及び銀行取引に関する法システムの基礎を把握するとともに、銀行に関連する法的諸問題の内、基礎的な問題や実務上多い問題を中心に取上げて、その理解を目指す。また、それとともに、こうした問題を素材に様々側面から検討することを通じ実務法曹に必要と考えられる基礎的な思考力や分析力を深化させることを目指す。例えば、強固に抱いているイメージや概念が相対的なものであることを感じたり、判例分析を通じて、事実の見方や評価に関して色々と考えたり、判例における規範自体とそのあてはめの実際を学んだり、基礎概念の理解と共にそれが複雑に絡み合う問題についての理解や、様々な問題がある事項についての現実的対応を考えたりといったことを行う。
2. 関連する科目との関係	民法財産編の基礎的事項は十分に理解、把握していることを前提とする。また、民事訴訟法及び要件事実論の基礎的事項も十分に理解、把握していることを前提とする。なお、民事執行法や倒産法の基礎的知識は、前提とはしないが、把握している方が望ましい。
3. 授業の方法	講義が中心となるが、学生からの自由闊達な質問、意見を大いに期待する。裁判例等を指示して事前に読むこととする場合もある。 初回に全体についての比較的詳細なレジュメを渡し、基本的にはそれに沿って進める。内容は、大きく4部構成となっており、これを全体で20のトピックに分けて話は進む。第3部まではレジュメに沿ってある程度詳細に話が進む。第4部は受講生の希望と時間の状況を見て取捨選択し、4つのパートの幾つかについてポイントを絞ったりしての話になる予定である。
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	教科書（購入必須）：なし 参考文献：講義の際に言及する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	第1部 初歩的事項その1—序論的話題 I 経済、II 歴史 経済 金融の意味や現行システムの概要といった金融に関する経済論の初歩的事項を押さえる。 歴史 中世イタリア、近代イギリスを中心に、欧洲の金融史の概略を学び、他方、日本の金融史の概略を学ぶ。こうした中で、強固に抱いているイメージや概念が相対的なものであることを感じ、歴史の重要性を認識する。
第2回	II 歴史、III 業法 業法 銀行に関連する業法を概観し、実務上よく問題となる事項について対応を学ぶ。

第3回	<b>IV善管注意義務</b> <b>善管注意義務</b> 銀行の取締役の善管注意義務に関するルールの概略を学び、裁判例を取り上げて、それを分析し、それに用いられる経済的な概念の重要性を感じる。
第4回	<b>第2部 初歩的事項その2－基本的話題</b> <b>V預金、VI与信</b> <b>預金</b> 基本的な預金の種類の概要と法的な注意点を学び、預金の法的基礎を習得する。 <b>与信</b> 銀行の与信の基本的手法とその法的な注意点を学び、それとともに、銀行取引約定書を概観する。
第5回	<b>VII為替、VIII手形交換</b> <b>為替</b> 為替の意義と種類、決済との関係を把握する。 <b>手形交換</b> 不渡、異議申立提供金を中心に、交換所規則を概観し、実務上よく問題となる点を中心に、その基礎知識を習得する。
第6回	<b>第3部 基礎的事項その1－伝統的話題</b> <b>IX払戻</b> <b>払戻</b> 盜難通帳事件を中心に、その訴訟の基本的事項を学ぶとともに、関連する判例法理とその展開について把握し、最近の立法や実務の動向も併せて概観する。判例における規範自体とそのあてはめの実際的な関係を学ぶとともに、適用、類推適用の差異とその位置づけを具体例を通じて学ぶ。また、現在までの実務の流れも理解する。
第7回	<b>IX払戻、X預金者</b> <b>預金者</b> この問題の基本的な性格を把握した上で、預金者の判断基準に関する判例の流れを学び、最近の判例についての分析を紹介し、他方、信託法理との関係を概観し、その上で、昨今の特徴的な学説を概観し、この問題を深く考えることとする。預金者を巡る議論を追う中で、様々な法的な基礎概念の理解を深め、判例分析も学び、それをベースに様々な議論を考えることにより、法的思考の訓練をする。更に、関連する行政法上の基本問題も把握する。
第8回	<b>X預金者</b>
第9回	<b>X I保証否認</b> <b>保証否認</b> 実務上よく問題となる貸金訴訟、保証意思又は担保設定意思に関する訴訟、抹消登記の承諾請求訴訟に関する基本的事項を把握した上で、2段の推定に関する理論と実際の双方に関して、学説や裁判例の分析も加えながら、学ぶ。
第10回	<b>X I保証否認、X II回収</b> <b>回収</b> 回収の主要な手法とその手続の概略を把握し、幾つかの実務上の問題点を学ぶ。
第11回	<b>X II回収、X III相殺</b> <b>相殺</b> 預金拘束や相殺禁止を中心に、銀行における相殺で実務上問題となる幾つかの点を理解し、取扱を考える。特に、相殺禁止に関連する判例法理は、様々な基礎概念が絡んで來るので、その理解も踏まえて、理解に努める。
第12回	<b>X III相殺</b>
第13回	<b>第4部 基礎的事項その2－周辺的話題</b>

	<p>次の PartA～D の中から、時間と受講生の希望を勘案して適当に取捨選択する。      PartA: XIV守秘義務。PartB: X V一括支払システム。PartC: X VI誤振込。PartD:      X VIIデリバティブ、X VIII証券化、X IX説明義務、X X真正売買。</p> <p><b>守秘義務</b>      個人情報保護法を概観し、他方、守秘義務の基礎的事項を学び、開示義務との関係を把握し、相続の場合の開示義務や守秘義務に関して、判例法理を理解するとともに実務的な対応を考える。</p> <p><b>一括支払システム</b></p>
第14回	同上
第15回	同上
第16回	期末試験：原則レポート提出による。問題は比較的前に渡すこととしている。

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	刑事政策（隔年）		
担当者名	太田 達也		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	春学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	本講義は、刑事制裁論と犯罪者処遇論の学習を通じて、現代社会に生起する様々な犯罪に対する対策を総合的に検討する上で必要な政策論的手法と思考能力を養うことを目的とする。講義では、刑事制裁と犯罪者処遇の基本的な仕組みを学んだうえで、来日外国人犯罪、性犯罪者、高齢犯罪者、触法精神障害者、少年非行といった犯罪類型別の刑事政策について検討を加える。
2. 関連する科目との関係	必修科目となっている「刑法」や「刑事訴訟法」が規範学であるのに対し、本講義は、犯罪及び犯罪者の現状分析から出発し、犯罪対策と犯罪者の処遇を政策学の視点から追求する事実学及び政策学に属するものである。 関連科目に、犯罪被害の実態や被害者のニーズを把握し、被害者支援や被害予防の在り方を模索する「被害者学」（隔年開講）がある。少年非行と少年法について更に深く学習したい場合は、関連科目として「青少年と法」が設置されているし、国際犯罪や人道上の罪に対する国際的取り組みについては「国際刑事法」において専門的に学ぶことができる。
3. 授業の方法	講義形式で行うが、事実学・政策学であることから、受講生は知識の習得だけでなく終わることなく、犯罪の問題を多様な角度から分析し、どのように対応すべきかを自ら検討し、議論する過程を通じて自己の見解を検証・発展させていく作業が不可欠である。
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	川出敏裕=金光旭『刑事政策』成文堂（2012）、守山正=安部哲夫編著『ビギナーズ刑事政策（第2版）』成文堂（2011）を参考文献としておく。 なお、講義中に犯罪白書（法務省法務総合研究所）の平成26年版を度々参照するので、本かデータ（CD-ROM 又は法務総合研究所のサイトからダウンロード）を持参すること。
6. 授業内容（細目）	
第1回	刑事政策の目的と基本原則 刑事政策の目的と基本原則について講義する。ここでは、まず刑事司法制度が、犯罪者の適正な処罰と改善更生、犯罪の予防それに被害者の支援という三つの目的を調和的に実現していくために従うべき基本原則を正しく理解することに主眼が置かれる。
第2回	自由刑 自由刑の理念と原則を概説し、無期刑の運用、終身刑創設の是非、短期自由刑の問題など自由刑を巡る諸問題について講義する。
第3回	矯正処遇(1) 刑事収容施設及び被収容者の処遇等に関する法律を踏まえながら、刑事施設における集団処遇、改善指導、優遇措置などの処遇制度について講義する。
第4回	矯正処遇(2) 刑事施設における刑務作業、職業訓練、PFI刑務所、就労支援などの処遇制度について講義する。
第5回	刑の一部執行猶予 平成25年6月に導入された刑の一部執行猶予（未施行）の意義と運用上の課題について検討する。
第6回	仮釈放 仮釈放の要件、手続、仮釈放期間（保護観察期間）の在り方について検討を加え

	る。
第 7 回	保護観察と更生緊急保護 更生保護法下での成人の保護観察について講義する。更生緊急保護と救・援護を担う更生保護施設の現状と課題がもう一つのテーマとなる。
第 8 回	社会奉仕命令・社会貢献活動 施設内処遇と社会内処遇の中間的な性格を有する刑事制裁としての中間的制裁のうち、1970 年代に制度化され、修復的司法の発達とともに新たな展開を見せている社会奉仕命令について解説する。我が国で立法が予定されている社会貢献活動の内容と特色についても検討する。
第 9 回	財産刑 財産刑としての罰金と労役場留置の課題について講義する。
第 10 回	レストレイティブ・ジャスティス（修復的司法） 世界的潮流となって久しいレストレイティブ・ジャスティス（いわゆる修復的司法）の理念と、この理念に基づく刑事調停、犯罪者＝被害者和解、家族集団協議、量刑サークルなどの制度の概要について解説し、我が国における議論の現状と可能性について検討する。
第 11 回	刑事政策各論①性犯罪者の処遇 性犯罪者の情報公開（メーガン法など）、電子監視制度、性犯罪者の処遇について検討する。
第 12 回	刑事政策各論②触法精神障害者と精神障害犯罪者 精神障害者による触法行為の実態、従来の保安処分を巡る議論、精神保健福祉法による措置入院制度の実態について概説し、平成 17 年から施行された「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に基づく入院や精神保健観察の概要と運用状況について検討する。また、刑事责任有りとして刑罰を科された精神障害犯罪者に対する処遇の在り方についても触れる。
第 13 回	刑事政策各論③少年非行と少年司法制度 我が国の少年非行の動向並びに少年司法制度の基本的理念と保護手続の特色について解説する。特に、保護手続については、全件送致主義と簡易送致制度、家庭裁判所調査官による社会調査、少年審判と対象と構造、検察官送致と原則逆送制度、被害者意見聴取と傍聴制度などについて検討を加える。
第 14 回	刑事政策各論④来日外国人犯罪と犯罪者の処遇と受刑者移送 来日外国人犯罪への対策として、出入国管理行政（退去強制を含む）、F 指標受刑者の処遇と仮釈放、受刑者移送制度の概要について講義する。
第 15 回	刑事政策各論⑤高齢犯罪者の処遇と福祉的対応 超高齢社会に入った日本における高齢者犯罪の実態を概観した後、高齢犯罪者の刑事司法上の対応のあり方について考察する。特に、平成 21 年から行われている特別調整制度と地域生活定着支援センターの現状と課題を検討する。
第 16 回	試験

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	法医学		
担当者名	大野 曜吉		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	春学期
受講条件	少なくとも 2 / 3 以上の出席を見込める方。 個別事例の相談は講義前後で行わないように願いたい。		

1. 授業の目的と到達目標	1) 法医学とはなにか、さまざまな事例から法医学の司法に果たす役割を理解する。 2) 法医学に関する医学用語の基本的なものについて、その定義・用法を理解する。 3) 死因、死後経過時間推定、個人識別など法医学の現状と問題点を理解する。 4) 法医学における種々の問題を具体的な事例から学習し、将来の実務活動の一助とする。
2. 関連する科目との関係	刑事訴訟法、民事訴訟法、保険法などは多少関連すると思われる。 また、講義では医療事故には深入りしないので、医事法、医療訴訟論などの関連科目があれば補っていただきたい。
3. 授業の方法	通常の「法医学」の講義より、現場に即した内容を多く盛り込みたい。受講人数にもよるが、単に講義だけではなく、それぞれのテーマにそって、一部で実習などを加えた内容となるよう計画する。 なお、講義にはパワーポイントを用い、実際の写真やVTRを供覧するので、講義中のスマホや携帯などでの撮影は強く禁止する。これは学生諸君との信頼関係の問題であるので銘記願いたい。
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	その都度教育支援システムにアップする。
6. 授業内容（細目）	
第1回	法医学総論、検視・検案・解剖制度 法医学の扱う範囲と関連分野、日本における異状死体の取り扱いについて
第2回	死の定義、死の判定、脳死 死の定義と判定方法、脳死の定義と判定方法、実際の脳死事例について 「脳死が人の死か」については議論しない。脳死事例を供覧した上で各自判断されたい。
第3回	早期死体现象・晚期死体现象 死体现象について
第4回	直腸温降下曲線法による死後経過時間推定 直腸温からの死後経過時間推定法について
第5回	創傷と成傷器 創傷の定義・分類と名称、創の各部位の名称、成傷器との関係
第6回	創傷の記載と記録

	創傷の事例の続きと、創傷を記述する実習をおこなう予定。
第 7 回	頭部損傷 死因となるような頭部損傷について
第 8 回	窒息 法医学上重要な窒息の種類と定義、分類について
第 9 回	索状物の取り扱いと記録 窒息の事例の続きと、死体に関与した索状物の取り扱いの実習をおこなう予定。
第 10 回	溺水 溺水についての現状と診断法、問題点について
第 11 回	大量死亡と法医学 大量の死者を伴う事故・災害に際しての法医学の役割
第 12 回	保険と民事鑑定例紹介 損害保険・生命保険に関連した民事鑑定例、損害賠償請求事件の鑑定例
第 13 回	解剖と刑事鑑定例紹介 司法解剖事例とその他の刑事裁判での鑑定について
第 14 回	ロザール事件 ロザール事件と裁判の現実
第 15 回	トリカブト事件 自然毒とトリカブト事件について、薬毒物分析を多少含めて (多少の講義時間延長が見込まれる)
第 16 回	筆記試験

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	青少年と法		
担当者名	後藤 弘子		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	秋学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	青少年、つまり子どもは、おとなではない存在として、法的に特別な配慮が行われている。その「特別な配慮」は、子どもが未成熟であること、発達途上であることに根拠を置いている。そして、その「特別な配慮」は子どもの発達段階や対象となることがらによって異なる。本授業では、「子どもとしての特別な配慮」をキーワードとして、法制度を横断的に検討することで、子どもと法の関係を探ることを目的としている。子どもは、おとなとの関係では常に弱者であり、子どもと法を考えるということは、「おとなと子どもの権力関係」を明らかにすることでもある。子どもと法の理念と実際について理解することで、法の役割を再確認することを目標とする。
2. 関連する科目との関係	青少年（子ども）という視点で法を再検討する作業を行うことは、「おとな中心主義」の法を異なる視点から見ることを意味する。従って、本授業はすべての法分野と関連をもつ。子どもの権利や成長発達権、自己決定権との関係で、憲法が大きく関係することは言うまでもないが、個別領域としては、親子関係に関する民法、少年非行との関連では、刑法・刑事訴訟法との関係が深い。
3. 授業の方法	本授業では、テーマごとに文献や事例を指定し、それらを読んだ上で、問題点について議論する対話形式で授業を行う。
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	毎回必要な資料については配布する形で授業を行う。そのため、特に教科書は指定しないが、子ども一般については、棚村政行『子どもと法』（日本加除出版、2012年）、少年法については、守山正・後藤弘子編『ビギナーズ少年法（第2版補訂版）』（成文堂・2009年）を参考書として使用する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	<法のなかの子どもたち> 「おとな中心主義」の法制度においては、子どもには参政権が認められず、ただ法を遵守することが要求されている。その代償として子どもには「保護」が行われている。しかし、年齢によって、保護が後退し、子どもの自律が強調されることもある。現行法制度における子どもの地位と法の世界において子どもであることが意味することについて検討する。
第2回	<子どもの権利条約> 子どもと法を考える上で基本となる「子どもの権利条約」の理念について学ぶ。「子どもの権利条約」の成立過程、理念と子ども権利委員会の実際の活動についての理解を深め、世界的に子ども観がどのように変遷してきたのかについて検討する。また、関連する国連文書についても触れる。
第3回	<子どもと貧困> 「子どもの貧困」が解決の必要な重要な問題としてクローズアップされてきた。子どもの貧困の状況について改めて確認するとともに、貧困状態に陥っている子どもに対してどのような法的支援が可能かを考える。
第4回	<学校におけるいじめと体罰> 子どもにとって、学校という場は、重要な生活場面である。しかし、学校においては、子どもであることを理由として、様々な権利の制限があるだけではなく、何か問題が生じたときの対応が必ずしも十分とは言えない状況にある。最近のいじめ自殺、学校での体罰や体罰による自殺などを学校における子どもの人権につ

	いて、いじめ防止対策推進法に基づいて再検討を行う。
第 5 回	＜児童虐待＞ 児童虐待は社会問題化しているだけではなく、子どもの成長発達を阻害する重大な犯罪行為である。児童虐待防止法や児童福祉法における被虐待児保護のシステムとその有効性について検討する。また、児童虐待防止法改正において問題とされたドメスティック・バイオレンスの子どもへの影響についても考える。
第 6 回	＜人工生殖と子どもたち＞ 人工生殖技術の発達によって、子どもは「授かる」ものではなく、「作る」ものとなった。しかもデザイナーベビー、クローン人間などより親の意思を反映した「子ども作り」が行われるようになってきた。そのため子どもの最善の利益と衝突する場合も生じる。出生や親子関係についての子どもの権利を考える。
第 7 回	＜子どもとセクシャリティ＞ ITツールの発達は、子どもの自律性を高める機能を果たしてきた。そこで、これまでに搾取とされてきた買春においても、出会い系サイト規制法のように、おとなと子どもの対等性が前提とされるようになってきた。児童買春・児童ポルノ処罰法に代表されるように、現在の子どものセクシャリティに対する法的規制について考える。
第 8 回	＜医療における子どもの権利＞ 医療の現場においては、さまざま意思決定が行われている。しかし、その意思決定は往々にして、子どもを主体として行われていない。医療における子どもの意思決定と親の代諾について考える。特に、年少の子どもについては、子どもの最善の利益をどのように具体化していくのか。重症障害新生児や臓器移植等について検討する。
第 9 回	＜少年司法の理念と流れ＞ 少年司法は、刑事司法（広義）の一部でありながら、その手続きの各段階において教育・福祉的配慮が不可欠とされている。少年司法の手続きの流れを追いかながら、少年司法と刑事司法（狭義）の違いについて、理念的な側面も含めて検討する。また、少年司法の担い手である家庭裁判所調査官、裁判官、付添人などの役割についても触れる。
第 10 回	＜少年法の改正＞ 少年法は、1947年の成立時から常に改正の圧力にさらされてきた。そして、その圧力が1970年代の少年法改正の動きや2000年の改正少年法へつながっていく。少年法改正の圧力の内容とその理由を少年法改正の歴史から検討する。それを前提として、2000年の改正少年法の成立の経緯と内容について確認する。さらには、2007年の法改正、2008年、2014年の少年法改正の動きにも触れる。
第 11 回	＜少年事件と被害者＞ 刑事司法において、被害者は「忘れられた存在」であったと言われるが、審判が非公開であり、少年の再教育に焦点を当てた少年司法はその傾向がより顕著であった。2001年にやっと発見された被害者の地位を少年司法の中にどのように位置付けるのかが現在の少年法の最大の課題である。改正少年法における被害者への配慮等を確認することで、少年法における被害者の保護と支援について検討する。
第 12 回	＜推知報道の禁止と少年の健全育成＞ 少年事件報道については、推知報道を禁止する61条が存在する。しかし、メディアにおいては顔写真・実名報道を行うことによって、61条に違反する報道が行われている。推知報道をめぐる判例を検討することにより、少年事件報道のあり方を検討する。さらには、死刑確定後の推知報道の在り方についても検討する。
第 13 回	＜非行事実の認定と適正手続の保障＞ 家庭裁判所の終局決定が不利益処分である以上は、非行事実が適正手続に基づいて適切に認定される必要があることは言うまでもない。少年審判における少年であることの配慮と刑事手続としての適正手続の保障の要請が審判においてどのように考慮されているのか。具体的な判例を検討することにより確認する。
第 14 回	＜少年に対する処分＞ 家庭裁判所は少年に対して保護処分に代表される終局決定を言い渡す。少年に対

	してどのような終局決定が可能なのか、また終局決定や家庭裁判所が行った決定に対してどのような不服申立が可能かについて検討する。さらには、少年の保護処分とそこで行われる処遇について確認する。
第15回	<少年の刑事事件・死刑> 終局決定が検察官送致の場合には、成人と同様な手続によって、刑罰が科されることになる。少年法の理念を刑事手続にどのように反映させるべきかについては、裁判員裁判や被害者参加制度の導入により、大きな課題とされている。あるべき少年刑事事件の形について模索する。さらには、少年の死刑について検討する。
第16回	試験

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	経済刑法		
担当者名	伊東 研祐		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	秋学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	規制緩和の進展と経済状況の不安定化、また、規制の揺れ戻しと経済活動の構造的変動等に伴い、市場メカニズムの悪用や従前は存しなかった経済活動上の不正の機会を作出・利用することによる犯罪群、いわゆる経済犯罪の多発が予想され、事実としても発生してきた。これらの犯罪への対応の多くは、特別法中に規定され、一般に馴染みの薄いものであるのみならず、その専門性・技術性故に、解釈論的にも理論学的にも（従って、立法論的にも）検討を要するところが少なくない。更に、「自由競争システムの保護」のように古典的犯罪観からは理解し難い側面も有する。本科目は、このような経済刑法に関する基本的な知識と把握の為の適正な視座を修得させると同時に、広範な分野を鳥瞰して概観を得させることを目的とする。
2. 関連する科目との関係	経済刑法は、理論的にはいわゆる刑法総論・各論を踏まえた応用分野であるのみならず、様々な特別法領域中に執行担保手段として規定される為、当該特別法領域の一定程度の学習・理解をも必要とする（具体的には後述の各授業内容を参照されたい）。また、社会の国際化・ネットワーク化等に伴い、経済事犯は国際的なパースペクティヴにおいて、また、多国籍企業や組織犯罪集団の関与という意味においては、国際刑事政策的なパースペクティヴにおいて捉えていく必要が増大しており、国際刑法・外国刑法・刑事政策等の科目との有機的な結び付きが必要とされる。
3. 授業の方法	授業は、上述のような目的に鑑み、質疑応答ないし対話を組み込んだ講義を中心に、可能な限り双方向・多方向での議論を行う方法で行いたい。いずれの場合でも、近時までの多くの改正等を踏まえ、前提的な知識（特に関連する特別刑法の解釈論）の大要を確実に把握することを前提とする。予習に必要な法令注釈・論文・判例・同評釈等は、各回の授業と対応させて、負担とならないよう、適宜に指示する。
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	教科書的なものは、特には指定しない。 参考書は、初期の授業において又適時に指示する。 資料は、上記の通り、授業の進行に応じて配布又は収集を指示する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	経済刑法総論 I 経済犯罪及び経済刑法の概念・保護客体（法益）と、その概念規定に基づく経済刑法の範疇分類・範囲について、質疑応答ないし対話を組み込んだ「講義」形式で、説明し、受講者に理解させる。刑法典に規定される古典的犯罪との質的相違、従って、把握視座の相違を明らかにする導入的であって且つ核心を成す講義である。
第2回	経済刑法総論 II 第1講で理解したはずのところについて、より具体的な刑法原理や実質的違法性、責任主体（企業等の組織体）を含む責任等のレベルで、「講義」形式で説明する。実効性の観点からするダイヴァージョン等との関連で、制裁論や予防手法論についても問題提起を行う。
第3回	経済刑法各論 I：自由競争システム自体を直接に害する罪 独占禁止法上の罪について、全体像を掴むべく概観した後、従前の判例を素材に要件論を講義する。近時の課徴金制度に係わる制裁論的な諸改革の妥当性等も

	考察したい。時間が許せば、未解決の論点等を確認すると共に、その解決の糸口を求めて議論する。
第 4 回	経済刑法各論Ⅱ：自由競争システム自体を直接に害する罪 第3講での議論を継続すると共に、談合・不正入札という我が国で特に問題となってきた犯罪形態をも取り上げ、官製談合防止法やH23年に改正された刑法典上の談合罪等との関連をも確認しながら議論し、このような類型の経済事犯について改めて実質的違法性や処罰の必要性についての判断枠組を形成する。
第 5 回	経済刑法各論Ⅲ：自由競争システム自体を直接に害する罪 不正競争防止法上の罪について概要を立法史的に説明した後、その競争法としての性格を確実に把握させるべく、営業秘密の保護や外国公務員に対する利益提供罪等の個別類型について概論し、議論する。
第 6 回	経済刑法Ⅳ：自由競争システム自体を直接に害する罪 第5講での議論を継続する。営業秘密の保護や外国公務員に対する利益提供罪等の個別類型の解釈論・問題点等について、詳論する。
第 7 回	経済刑法Ⅴ：市場経済基盤を弱体化する罪 出資法・貸金業法・銀行業法・不正預金取締法・無尽法・無限連鎖講禁止法等々の金融活動を対象とする種々の規制法上の罪について、いわゆる消費者保護の側面を含め、講義・概説し、その規定する罪の処罰根拠を理解させる。本講は、特に出資法関連を中心とする。
第 8 回	経済刑法VI：市場経済基盤を弱体化する罪 第7講に引き続き、出資法・貸金業法・銀行業法・不正預金取締法・無尽法・無限連鎖講禁止法等々の金融活動を対象とする種々の規制法上の罪について、いわゆる消費者保護の側面を含め、講義・概説し、その規定する罪の処罰根拠を理解させる。本講は、銀行業法・貸金業法・不正預金取締法・無限連鎖講禁止法を中心とする。
第 9 回	経済刑法各論VII：市場経済基盤を弱体化する罪 金融商品取引法上の罪について概要を説明した後、不公正取引罪・風説流布等罪・相場操縦罪等について判例を素材に要件論を講義し、更に未解決の論点等を確認すると共に、その解決の糸口を求めて議論する。
第 10 回	経済刑法各論VIII：市場経済基盤を弱体化する罪 第9講の授業に引き続き、金融商品取引法上の罪であるインサイダー取引罪・損失補填罪等について、同様の授業を行う。
第 11 回	経済刑法各論IX：市場経済基盤を弱体化する罪 会社法罰則について概説する。特に、当初の商法罰則の立法過程等を考慮しつつ、これまでの解釈論の視座を批判的に検討し、現行会社法罰則の新たな体系的理解・補正を試みる。
第 12 回	経済刑法各論X：市場経済基盤を弱体化する罪 第11講から継続して、会社法罰則の規定する各犯罪類型を（体系的な観点から）個別的に議論し、代表的な判例事案を用いて、要件論を詰めることを試みる。
第 13 回	経済刑法各論 XI：消費者ないし市民利益を大規模に害する罪 特定商取引法・景表法を中心に、先物取引利用悪徳商法、現物まがい商法、悪質投資顧問商法、原産地偽装販売等々を含め、消費者ないし市民利益を直接且つ大規模に害する違法な経済活動について、実例を踏まえながら、保護手法について講義する。
第 14 回	経済刑法各論 XII：経済犯罪の別相 破産犯罪・租税犯罪・補助金不正取得犯罪等、経済刑法の実質的・体系的把握から、前講までに触れられなかった犯罪群について概説する。また、犯罪収益の適法市場内での利用を可能とするマネーロンダリング罪等について説明し、それらを通じて経済刑法の国際的側面・組織犯罪関与的側面・安全保障的側面等についても講義し、経済刑法の理解の為の適正視座形成上の一つの手掛りを与える。
第 15 回	経済刑法総論Ⅲ：経済犯罪の予防手法とその改善 現在の経済刑法が制度として抱える問題点を解析し、新たな刑事制裁の種類・制度の創設、執行の側面からする経済刑法の実効化・効率化等を含め、経済犯罪の刑事法的予防手法を巡る議論の視座を再検討し、将来におけるアプローチを考える。また、コーポレート・ガバナンスの在り方、コンプライアンス・プログ

	ラム等の企業内違法行為（犯罪）防止機構の整備等、刑罰に代わる／附加されるべき実効的実施担保手段についての議論を紹介しつつ、改めて経済刑法の理解の為の適正視座について問題提起し
第16回	上記の成績評価の欄を参照されたい。

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	労働法 I		
担当者名	森戸 英幸		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	春学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	<p>本科目は、「労働法Ⅱ」「労働法Ⅲ」とあわせて、労働法の全体的な把握を目的とするものである。いわゆる労働法は、労働関係を規律する法の総体と定義することができるが、本科目では、労働法の総論をなす基本的事項、労働市場をめぐる法規律、および、個々の労働者と使用者との個別的な労働関係をめぐる法規律（雇用関係法）のうち主に総則的な部分を理解することを目的としている。</p> <p>「労働法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の履修により、労働法の基本的規律内容を十分に理解することに加え、事例を通じてその具体的な適用の様相を把握すること、さらに、現代における解釈論上・立法施策論上の課題を認識することを到達目標とするが、本科目はその基盤的科目として位置づけられる。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>労働法の基本科目としては、本科目の他に「労働法Ⅱ」「労働法Ⅲ」がある。そのうち、本科目は、労働法の総論部分と労働市場法、および雇用関係法の主として総則的部分を取扱うため、第一段階として開講することとしている。本科目を前提として、「労働法Ⅱ」では雇用関係法の主として各論的部分、「労働法Ⅲ」では集団的労働関係に関わる規律（労使関係法）を取り扱う。</p> <p>また、本科目では、労働法の現代的課題を隨時指摘して、「労働法総合」及び「労働法ワークショップ・プログラム」などの発展的な科目との関連づけを行うとともに、失業の救済策としての雇用保険制度及び退職後の所得保障システムを考察する中で、「社会保障法」との関係にも言及する。</p>
3. 授業の方法	<p>当該分野における基本原理や法的規律の概要を講義形式で説明するとともに、テキストの事例や判例を予め読んで来ることを求める、学生と教員との議論を行う方式（ソクラテス・メソッド）を一部取り入れることにより、双方向的な授業を行う。また、中間試験を実施して理解を確認する。</p> <p>なお、クラスの規模とそれに伴う授業内容を平準化するため、2年生については、その時限に他に履修したい科目があるなどの事情がある場合を除き、A・B組は火曜3限、C・D組は木曜3限、E・F組は木曜5限に履修することが望ましい。</p>
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	毎回の授業につき、内容の概略を記した講義筋書をあらかじめ提示するほか、必要に応じ、労働市場に関する統計資料や人事管理で用いられる書式例等も配布・提示する。テキストとしては、森戸『プレップ労働法（第4版）』（弘文堂、2013）、両角道代ほか『リーガルクエスト労働法（第2版）』（有斐閣、2013）、荒木尚志ほか『ケースブック労働法（第4版）』（有斐閣、2015）を利用する。教室でのソクラテス・メソッドでは主としてケースブックの設問を利用する。また法令集として、労働関係法規集・2015年版（労働政策研修・研究）
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>労働法の全体像</p> <p>労働法の存在理由、歴史、法体系における位置づけを概観したのち、その主要な構成分野である雇用関係法、労使関係法、および労働市場法の鳥瞰を行い、それぞれの領域の特色について学ぶ。</p>
第2回	<p>日本の雇用慣行と労働市場法</p> <p>長期雇用制や年功賃金などのいわゆる日本の雇用慣行について、その背景や労働法理に与えた影響、近年の動向と課題などについて検討する。また、労働市場法の基本理念やその全体像を解説した上で、職業安定法、雇用保険法、高年齢者</p>

	雇用安定法、障害者雇用促進法などについて学ぶ。
第3回	<b>労働法のプレイヤー(1)——労働者</b> 労働関係における重要なプレイヤーである「労働者」の概念につき、個別の労働法規等の定義を念頭に置きつつ検討を行い、あわせて、具体的な事例を素材に、そこでの現代的課題について理解を深める。
第4回	<b>労働法のプレイヤー(2)——使用者・労働組合</b> 労働関係における重要なプレイヤーである「使用者」と「労働組合」の概念につき、個別の労働法規等の定義を念頭に置きつつ検討を行い、あわせて、具体的な事例を素材に、そこでの現代的課題について理解を深める。
第5回	<b>労働法の法源(1)——労働契約・労働法規</b> 労働法の重要な法源である労働契約と労働法規の基本を理解する。また、労働契約の核となる労働義務の特徴的な性格について考察するとともに、配慮義務や誠実義務などの付随的義務をめぐる法的問題についても検討を加える。
第6回	<b>労働法の法源(2)——就業規則・労働協約・労使慣行・労使協定</b> 労働法の重要な法源である就業規則、労働協約、労使慣行の基本を理解し、労働契約・労働法規も含め各法源間の相互関係を把握する。とくに、日本における重要な労働条件設定および職場管理の手段である就業規則について、法令上の位置づけ、その法的性質や効力等についての理論状況や判例を理解する。併せて労使協定の意義についても考察する。
第7回	<b>採用・採用内定・試用</b> 労働契約の成立をめぐって生じる、採用の自由とその法的制約、採用内定とその取消し、試用期間と本採用の拒否などの様々な法的問題をめぐり、労働基準法その他の制定法上の規制に加え、判例法による問題の解決についても具体的に理解する。
第8回	<b>人事(1)</b> 職能資格制度や人事考課制度など人事管理における基本的ツールについての実情の理解を深めた上で、成果主義人事のもとで重要となっている査定に対する法的コントロールのあり方を考え、さらに、昇進・昇格や降格をめぐる論点について考察を行う。
第9回	<b>人事(2)</b> 日本企業の人事管理において重要な役割を果たしている配転・出向の実態とそこでの法的問題について、最近の動向も踏まえた検討を行う。
第10回	<b>人事(3)</b> 人事異動の一環として、また企業組織再編にともなって生じうる別企業への転籍と、近年問題となることが多い休職について検討する。
第11回	中間試験実施予定
第12回	<b>労働条件の変更</b> 労働条件変更の手法について概観したのち、実務上・理論上重要な問題である就業規則の不利益変更につき、労働契約法の規定の解釈論を検討するとともに、従来の判例における問題解決のあり方を具体的に把握する。
第13回	<b>労働契約の終了(1)</b> 労働契約の終了事由として最も重要な解雇につき、判例法により発展してきた解雇権濫用法理の他、整理解雇や変更解約告知をめぐる論点について具体的に検討する。
第14回	<b>労働契約の終了(2)</b> 労働契約の終了事由のうち、雇止め、合意解約、辞職など解雇以外のものをめぐる法律問題を整理する。
第15回	<b>労働契約の終了(3)</b> 退職後の競業や引き抜きなど、労働契約の終了にともなう様々な法的問題を考察するほか、時間が許せば退職後の所得保障という観点から企業年金や雇用保険をめぐる諸問題についても取り扱う。
第16回	

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	労働法Ⅱ		
担当者名	森戸 英幸		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	秋学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	<p>本科目は、「労働法Ⅰ」「労働法Ⅲ」とともに、労働法の全体的な把握を目的とするものである。いわゆる労働法は、労働関係を規律する法の総体と定義することができるが、本科目では、個々の労働者と使用者との個別的な労働関係をめぐる法規律（雇用関係法）のうち主に各論的な部分を理解することを目的としている。</p> <p>「労働法Ⅰ」ないし「労働法Ⅲ」を合わせて、労働法の基本的規律内容を十分に理解することに加え、事例を通じてその具体的な適用の様相を把握すること、さらに、現代における解釈論上・立法政策論上の課題を認識することを到達目標とする。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>労働法の基本科目としては、本科目の他に「労働法Ⅰ」「労働法Ⅲ」がある。本科目は、労働法の総論部分および主として雇用関係法の総則的部分を取り扱う「労働法Ⅰ」を前提とした内容となっているので、同科目を履修すべきであることが望ましい。また、本科目では、労働法の現代的課題を随時指摘して、「労働法総合」及び「労働法ワークショップ・プログラム」などの発展的な科目との関連づけを行うとともに、労災保険制度を考察するに当たっては「社会保障法」との関係にも言及する。</p>
3. 授業の方法	<p>当該分野における基本原理や法的規律の概要を講義形式で説明するとともに、自作の事例や判例を予め読んで来ることを求め、学生と教員とで議論を行う方式（ソクラテス・メソッド）を一部取り入れることにより、双方向的な授業を行う。また、中間試験を実施して理解を確認する。</p> <p>なお、クラスの規模とそれに伴う授業内容を平準化するため、他に履修したい科目があるなどの事情がある場合を除き、2年生については、A・B組は火曜3限、C・D組は木曜3限、E・F組は木曜5限に履修することが望ましい。</p>
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	毎回の授業につき、内容の概略を記した講義筋書をあらかじめ提示するほか、必要に応じ、労働市場に関する統計資料や人事管理で用いられる書式例等も配布・提示する。テキストとしては、森戸『プレップ労働法（第4版）』（弘文堂、2013）、両角道代ほか『リーガルクエスト労働法（第2版）』（有斐閣、2013）、荒木尚志ほか『ケースブック労働法（第4版）』（有斐閣、2015）を利用する。教室でのソクラテス・メソッドでは主としてケースブックの設問を利用する。また法令集として、労働関係法規集・2015年版（労働政策研修・研究）
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p><b>懲戒</b> 労働者による企業秩序違反への制裁としての懲戒処分をめぐって、その根拠や手続規制などの総論的な問題を取り上げた上で、経歴詐称や企業外非行などの具体的な問題に即した考察を行う。</p>
第2回	<p><b>非正社員の労働契約(1)</b> 伝統的な正社員とは異なる非正社員の労働契約のうち、有期労働契約やパートタイム労働契約につき、労働基準法やパートタイム労働法などの法規制を把握するとともに、判例の状況についても検討を行う。</p>
第3回	<p><b>非正社員の労働契約(2)</b> 非正社員の労働契約のもう一つの主要な形態である労働者派遣につき、労働者</p>

	派遣事業の許容範囲や労働者派遣契約についての法的規律などの問題について、最近の法改正の動向に触れつつ具体的に検討を加える。
第 4 回	労働者的人権保障・雇用平等(1) 個別的労働関係における人権保障にかかる労基法上の諸規定について、その現代的課題をも念頭に置きながら理解を深めるとともに、国籍・信条・社会的身分による労働条件差別の禁止、男女同一賃金の原則など、労働基準法における平等原則をめぐる論点を具体的に検討する。
第 5 回	雇用平等(2) 男女雇用機会均等法における雇用の各ステージごとの差別禁止規定について、民法 90 条等を通じて平等を実現してきた従来の判例法理を踏まえた解説を行った上で、雇用機会均等法の現代的課題について考察を行い、あわせて、最近話題になることが多いセクシュアル・ハラスメントをめぐる法的課題についても検討する。
第 6 回	賃金(1) 賃金制度の実態と最近の動向を把握したうえで、賞与や退職金などの個別的问题を念頭において、賃金債権の発生・変動・消滅にかかる法律問題を取り上げる。
第 7 回	賃金(2) 賃金の支払方法に関する労働基準法上の諸原則をめぐる論点を検討したのち、休業手当や最低賃金制度など、賃金をめぐるその他の個別的な法規制を概観する。
第 8 回	労働時間(1) 労働時間制度をめぐる近年の動向を前提として、労働時間、休憩、休日に関する労基法上の諸原則を把握した上、そこで生ずる具体的問題について検討を加える。また時間外労働・休日労働を適法に行うための要件について学ぶ。
第 9 回	労働時間(2) 時間外・休日労働に対する割増賃金の計算方法を理解するとともに、労働時間規制の適用除外が認められる労働者の範囲についても検討する。また、実務上しばしば争いの対象となる労働時間の概念について、具体例を踏まえた検討を行う。
第 10 回	労働時間(3) 事業場外労働・裁量労働に関するみなし時間制度を解説するとともに、労働時間の弾力化手段であるフレックスタイム制や変形労働時間制に関する理解を深める。
第 11 回	中間試験実施予定
第 12 回	休暇 労基法上の年次有給休暇制度をめぐって、年休権の性質、争議行為と年休との関係、使用者の時季変更権が許されるための要件、計画年休の実施要件などの個別的问题について検討を加える。
第 13 回	女性・年少者・職業と家庭 労働基準法における年少者の保護規定、女性の妊娠・出産機能に関する保護規定を概観した上で、少子高齢化社会の重要課題である職業と家庭の両立にかかる法規制をめぐって、育児・介護休業法を中心に検討を行う。
第 14 回	安全衛生・労災補償(1) 職場の安全衛生をめぐる公法的な規制を概観した上で、現実に労働災害が発生した場合における補償の問題について、労災保険制度を中心として、いわゆる過労死などの個別的な重要問題も視野に入れつつ考察を加える。
第 15 回	労災補償(2) 労働災害の補償において労災保険と補完的な関係にある民事上の損害賠償責任について、安全配慮義務の法理を中心に理解を深める他、労災保険給付と損害賠償請求権の関係についても検討を行う。
第 16 回	

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	労働法Ⅲ		
担当者名	両角 道代		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	春学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	<p>本科目は、「労働法Ⅰ」「労働法Ⅱ」とあわせて、労働法の全体的な把握を目的とするものである。いわゆる労働法は、労働関係を規律する法の総体と定義することができるが、本科目では、労働者の団結体である労働組合と使用者との集団的な労働関係等をめぐる法規律（労使関係法）を理解することを目的としている。</p> <p>「労働法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の履修により、労働法の基本的規律内容を十分に理解することに加え、事例を通じてその具体的な適用の様相を把握すること、さらに、現代における解釈論上・立法施策論上の課題を認識することを到達目標とする。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>労働法の基本科目としては、本科目の他に「労働法Ⅰ」「労働法Ⅱ」がある。そのうち、本科目は、「労働法Ⅰ」および「労働法Ⅱ」における基礎的理解を踏まえて、集団的労働関係に関わる規律（労使関係法）を取り扱うものである。また、本科目では、労働法の現代的課題を隨時指摘して、「労働法総合」及び「労働法ワークショップ・プログラム」などの発展的な科目との関連づけも行う。</p> <p>上記のような位置づけから、本科目は、「労働法Ⅰ」及び「労働法Ⅱ」の内容を前提とした授業となり（試験についても同様である）、それらを改めて説明することはしないので、これら両科目を履修した後（3年次）に履修することが望ましい。</p>
3. 授業の方法	<p>当該分野における基本原理や法的規律の概要を講義形式で説明するとともに、テキストの事例や判例を予め読んで来ることを求め、学生と教員とで議論を行う方式（ソクラテス・メソッド）を一部取り入れることにより、双方向的な授業を行う。また、中間試験を実施して理解を確認する。</p> <p>シラバスに記載した授業の内容・順番や中間試験実施日程は、状況に応じて変更する可能性がある。</p> <p>なお、クラスの規模とそれに伴う授業内容を平準化するため、その時限に他に履修したい科目があるなどの事情がある場合を除き、A・B組は火曜3限、C・D</p>
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	<p>毎回の授業につき、講義レジュメをあらかじめ提示するほか、必要に応じて資料を配布・提示する。テキストとしては、荒木尚志ほか『ケースブック労働法（第3版）』（有斐閣、2011）を利用する（授業開始までに改訂版が出た場合は最新版を利用する）。また法令集として、労働関係法規集・2015年版（労働政策研修・研究機構）を必ず購入し、授業に持参すること。</p> <p>教科書としては、両角道代ほか『リーガルクエスト労働法（第2版）』（有斐閣、2013）、森戸英幸『プレップ労働法（第4版）』（弘文堂、2013）、菅野和夫『労働法</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>労使関係法総論</p> <p>集団的な労働関係を規律する労使関係法の基本理念を歴史的経緯も踏まえて把握した上で、労働組合の機能と現代的課題につき、立法論も交えて検討する。また、労働組合法などの労使関係法規の基礎にある憲法28条につき、その内容を明らかにしたうえで、同条の具体的な法的効果をめぐる論点を考察する。</p>
第2回	<p>労使関係の当事者</p> <p>労使関係における当事者に関し、労働者・使用者の他、特に労使関係におい</p>

	て重要な意味をもつ労働組合の意義を明らかにするとともに、管理職組合など、最近議論の対象となっている具体的な問題につき検討する。
第3回	労働組合の内部問題 労働組合の活動を規律する諸原理を把握したうえで、統制処分や財政、組織変動など、組合の内部運営を巡る諸問題について検討する。
第4回	団体交渉 集団的な労働条件決定プロセスとしての団体交渉の機能を解明したのち、団体交渉の当事者・担当者の意義を検討し、さらに、団体交渉の対象事項、形態・方式や、使用者の負う団体交渉義務の具体的な内容について考える。
第5回	労働協約(1) 団体交渉の結果成立した労使合意を書面化した労働協約について、まずその機能と法的性質をめぐる議論を概観した上で、労働協約の当事者や方式に関する問題、および協約に与えられる規範的効力の基本的内容について検討する。
第6回	労働協約(2) 労働協約の規範的効力に関する各論的問題のうち、協約終了後のいわゆる余後効の問題や、協約の債務的効力をめぐる問題を取り上げ、さらに、労組法17条による協約の拡張適用の問題も考察する。
第7回	団体行動(1) 憲法28条の保障する団体行動権の主要な内容の1つである争議行為について、その概念を明らかにしたのち、いかなる争議行為が正当性をもつかを目的・主体・手続・態様の面から検討する。
第8回	団体行動(2) 争議行為に関し、違法争議行為の責任や使用者による争議行為の問題を検討した後、組合活動について、その正当性をめぐる問題を目的・主体・態様の面から考察する。
第9回	中間試験実施予定
第10回	不当労働行為(1) 労働組合法7条・27条等の定める不当労働行為制度に関し、その意義や使用者の概念などの総論的事項を検討する。
第11回	不当労働行為(2) 労働組合法7条1号・4号の禁止する不利益取扱いについて、「不利益な取扱い」の意義の問題、不当労働行為意思の要否やその認定をめぐる問題などを検討する。
第12回	不当労働行為(3) 労働組合法7条2号・3号の禁止する団体交渉拒否・支配介入について、団体拒否に対する救済のあり方を考察したのち、支配介入をめぐり、施設管理権や使用者の言論の自由との関係などについて検討する。
第13回	不当労働行為(4) 企業内に複数組合が併存する場合には不当労働行為をめぐり様々な問題が生ずるが、わが国の労組法の採用した複数組合代表制を理解した上で、組合間差別における立証方法などの問題、差し違え条件の提示による不当労働行為の成否の問題などを具体的に検討する。
第14回	不当労働行為(5) 不当労働行為の救済システムの概要を、労働紛争解決システム全体との関連をふまえて明らかにしたのち、行政救済に焦点を当てて、バックペイと中間収入の控除の可否など救済命令の内容にかかわる問題や救済利益の問題などを検討対象として取り上げる。
第15回	労働紛争の解決システム 労働委員会による不当労働行為救済システムにおける再審査手続及び命令の取消訴訟について検討した後、労働紛争の解決システムの全体像について把握する。
第16回	

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	労働法総合		
担当者名	両角 道代／山川 隆一		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	秋学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	労働法分野において最近問題となっている先端的課題、および、労働法における複数の領域を横断し、あるいは他の法分野ともかかわる問題につき、判例や事例の分析を中心に詳細な検討を行うことを目的とする。また、労働法における要件事実について、様々な事例を取り上げて具体的に検討することにより理解を深めることをめざす。 本科目の履修によって、労働法をめぐる現代的課題を把握し、この分野についての高度な専門性を備えた実務法曹としての基礎的能力を身につけることが到達目標である。
2. 関連する科目との関係	労働法の分野では、「労働法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」が基本科目を構成しており、本科目は、これらの科目では十分に取り上げられていない先端的な事項や、社会保障法・国際私法など他の法分野にまたがる事項を取り扱うものであり、労働法分野では発展的科目として位置づけられる。そのため、本科目の履修にあたっては、労働法Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの知識が前提となるので、これらの科目を履修すみであることが望ましい。
3. 授業の方法	講義に加え、発展的な判例や事例を素材に受講者との質疑応答や受講者相互の議論を行う。 なお、シラバスに記載した授業の内容や順序は、状況に応じて変更することがありうる（特に、「労働法における要件事実(1)～(3)」については、担当者の都合により講義日程が変更される可能性があるので注意すること。）
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	毎回筋書を提示し、その他に判例や事例を主たる教材とするが、関連する統計資料や書式類等も隨時配布する。テキストとして荒木尚志ほか『ケースブック労働法（第3版）』（有斐閣、2011）も利用する（改訂版が出た場合は最新版を利用する）。労働法における要件事実に関するテキストとして、山川隆一『労働紛争処理法』（弘文堂、2012）がある。
6. 授業内容（細目）	
第1回	就業形態の多様化(1) 社会経済の変化の中で、様々な就業形態が登場し、労働法上の保護の有無が争われるに至っていることいかんがみて、解雇規制、賃金・退職金、労災補償などの問題領域における労働者性の判断のあり方を検討する。
第2回	就業形態の多様化(2) 就業形態の多様化の一環として、パートタイマーや派遣労働者などのいわゆる非典型雇用が増加しているが、こうした非典型雇用労働者に対する労働法上の規律について、具体的かつ分野横断的に考察する。
第3回	労働市場の高齢化 我が国における人口の高齢化の急速な進展の中で大きな問題になっている高齢者の雇用と引退後の企業年金等について、社会保障法制との関連や最近の立法動向をも念頭に置きつつ検討を加える。
第4回	労働市場の国際化 経済社会の国際化に伴い、労働市場の国際化も進展しており、その中で様々な法律問題も発生しているので、国際的労働関係における適用法規の決定枠組みを理解したうえで、外国人労働者問題や海外進出をめぐる問題を検討する。

第 5 回	<b>労働市場の流動化</b> 最近の労働市場においては、転職や中途採用が増加する一方、企業活動上の情報や従業員のノウハウが重要性を増しているが、こうした状況のもとで紛争が生じがちな競業禁止義務につき、退職金請求などの具体的紛争に照らして、その内容や限界を考える。
第 6 回	<b>差別禁止法の新展開</b> 人種差別、性差別などの「伝統的な」差別の禁止から、障害、年齢、性的指向、雇用形態などの「新しい」差別の禁止へと、現代の差別禁止法は拡大傾向にある。それに伴う様々な解釈論上、立法論上の問題について検討を行う。
第 7 回	<b>メンタルヘルスと労務管理</b> 近年は長時間労働や職場のハラスメントなど様々な要因から、うつ病等の精神障害に罹患する労働者が増加している。労働者のメンタルヘルスを守るために使用者にはどのような措置をとることが求められるのか、また、うつ病等を発症した労働者に対してどのような対応をすることが求められるのか、関連する法律問題を横断的に検討する。
第 8 回	<b>職業と家庭の両立</b> わが国では高齢化とともに少子化が進行しており、そこでは育児や介護などの家庭生活と職業生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図ることが重要な課題となるが、そのための法的枠組みにつき、育児休業や介護休業などに加え、社会保障制度も視野に入れて検討を加える。
第 9 回	<b>労働条件の変更</b> 企業のリストラなどの過程でしばしばみられる労働条件の変更には様々な手法が利用されるが、個別労働関係法上の制度ではあるものの集団的な労働条件変更の有力な手段である就業規則の変更につき、判例分析を通じて法的問題処理のあり方を考える。
第 10 回	<b>企業組織の変動と労働関係</b> 最近増加が著しい企業組織の変動につき、合併・事業譲渡・会社分割などの手法ごとに、労働契約の承継や労働条件の変更などの法的問題点を検討する。
第 11 回	<b>事例演習(1)</b> これまでの講義等で得た知識を用いて、複合的な事例を分析・検討する。
第 12 回	<b>事例演習(2)</b> これまでの講義等で得た知識を用いて、複合的な事例を分析・検討する。
第 13 回	<b>労働法における要件事実(1)</b> 労働法における要件事実の意義と限界についての概略を理解したうえ、解雇の効力を争う訴訟や賃金の支払いを請求する訴訟等における要件事実を具体的に検討する。
第 14 回	<b>労働法における要件事実(2)</b> 就業規則の不利益変更の効力を争う訴訟や配転・出向命令の効力を争う訴訟等における要件事実を具体的に検討する。
第 15 回	<b>労働法における要件事実(3)</b> 時間外労働による割増賃金を請求する訴訟や懲戒処分の効力を争う訴訟等における要件事実を具体的に検討する。
第 16 回	

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	経済法基礎		
担当者名	石岡 克俊		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	春学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	<p>本講義では、現在、わが国経済法の中心的地位を占める独占禁止法の体系とそれを構成する諸規定を概観し、その主要な論点の考察を通じて、独占禁止法の基礎理論の理解と問題解決のための基礎的能力の習得を目的としている。</p> <p>受講生諸氏が、独占禁止法上の基本的な考え方を正確に理解すると同時に、主な論点に関する議論状況を的確に把握することを通じて、経済法的な思考と応用可能な分析力・理論構成力の涵養・醸成が期待される。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>経済法・独占禁止法は、一面において、事業者の経済活動を市場メカニズムの機能を有効に発揮させることによってコントロールするものであり、人・法人の経済活動に関わる基本的な法制度（民法、商法、会社法）との関わりを無視することはできない。他方、事業者の経済活動が市場を場として行われ、ここにおける競争が国民経済の発達という公共目的と結びついて理解されることは、政府・公権力の権力行使とこれに関わる法制度（憲法、行政法、刑法）に自ずと関心を向かわせることとなろう。</p> <p>このように経済法はさまざまな法分野の応用であり、これらの理解は経済法それ自体の把握に役立ち、またその前提でもある。</p> <p>本講義以外に、経済法の科目として「経済法総合」、「経済法実務」及び「規制産業法」が設置され、本講義を前提に展開されることになっている。その他「知的財産法」、「消費者法」及び「国際経済法」など経済法に極めて関係の深い科目に加え、労働関係法及び金融関係法も近時重要な関連科目となってきている。</p> <p>また、市場や経済の秩序ないしは制度を考察の対象とする本講義の関心と関連して、経済主体の決定や行動、更に望ましい資源配分や社会的厚生の実現に関する学—経済学とりわけミクロ経済学（とその応用分野としての産業組織論や「法と経済学」）など一にも強い関心と問題意識を持って取り組んでもらいたい。</p>
3. 授業の方法	<p>事前に公開・配布する講義案に基づき、独占禁止法の体系と内容を講述したあと、主要な論点につき受講者との対話・討論を通じて知識の確実な定着を図っていく。</p> <p>なお、効果的な授業を実現するためにも、受講生諸君による周到な予習が不可欠である。</p>
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	授業は、講師が事前に公開・配布する講義案を基づいて行う。予習には、菅久修一編著『独占禁止法』（商事法務）、金井貴嗣『独占禁止法』（青林書院〔絶版〕）、金井貴嗣=川濱昇=泉水文雄編著『独占禁止法』（弘文堂）、根岸哲=舟田正之『独占禁止法概説』（有斐閣）を上げておく。詳細は初回講義で触れる。なお、舟田正之=金井貴嗣=泉水文雄編『経済法判例・審決百選』（2010年）及び公正取引委員会事務総局編『独占禁止法関係法令集』（公正取引協会）があれば今後有用便宜である。
6. 授業内容（細目）	
第1回	イントロダクション：講義の目標や、授業の方法、経済法の勉強の仕方など受講に当たっての心構えについて述べる。また、イントロダクションとして慶應義塾における経済法研究の知的伝統と、現代経済における独占禁止法の意義について講義する。
第2回	目的と構成：独占禁止法の目的規定の意義とその基本的理解を示した上で、経済法における独占禁止法の理論的位置を確認する。また、同法の基本的構成について

	て解説を加え、全体像を鳥瞰する。
第3回	エンフォースメント：排除措置命令や課徴金納付命令など法違反に対する行政措置とその手続についての解説と、その他刑事及び民事上の規律の概要を説明する。また、主要な法執行機関である公正取引委員会の組織や権限についての解説する。
第4回	規制の対象・手法及び分析の枠組み：独占禁止法上、禁止・制限される行為を検討する前に、同法の基本的な概念について説明し、法目的実現のための手法や、具体的な判断に当たっての基準、分析上の枠組みについて整理する。
第5回	不公正な取引方法の禁止（1）：不公正な取引方法の一般的意義についての説明をした上で、価格制限行為の典型例であり、かつ原則違法類型の一つである再販売価格維持行為について説明する。
第6回	不公正な取引方法の禁止（2）：非価格制限行為を中心にその違法性判断のポイントを説明する。
第7回	不公正な取引方法の禁止（3）：競争を望み得ない状況下において行われる不当な行為への法的接近と不当廉売規制について説明する。
第8回	不公正な取引方法の禁止（4）：不当な競争手段として位置付けられる顧客誘引行為、取引強制行為、取引妨害行為の意義とその判断基準について検討する。
第9回	私的独占の禁止：私的独占の行為様態の検討と「一定の取引分野における競争の実質的制限」・「公共の利益」の意義の検討を行う。
第10回	企業集中行為の規制：合併、合併類似行為、株式保有等に対する規制の内容とその問題点の検討を行う。
第11回	不当な取引制限の禁止（1）：共同行為（不当な取引制限）の行為様態の検討を行う。
第12回	不当な取引制限の禁止（2）：諸々の共同行為の類型に関する違法性判断のポイントを解説する。
第13回	事業者団体に対する活動規制：事業者団体を場として行われる競争制限行為・競争阻害行為についての解説とそれぞれの意義についての検討を行う。
第14回	過度経済力の集中・高度寡占対策：いわゆる一般集中規制と構造規制をめぐる諸論点について検討する。
第15回	現状と課題：独占禁止法の現代的課題をいくつかの視点から指摘した上で、個々の規制類型の解説において十分に取り上げられなかったポイントを総括的に取り上げ検討する。
第16回	試験

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	経済法基礎		
担当者名	江口 公典		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	春学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	独占禁止法を中心とする経済法の入門講義を行う。次の段階の「経済法総合」において、重要判決・審決の事例研究等の方法により踏み込んだ検討を行うことになる。この授業（経済法基礎）では、必要かつ十分な基礎的知識の養成を図る。（経済法は民法、刑法、行政法等の応用的な分野であるという側面があり、そのような観点からの履修も歓迎する。）
2. 関連する科目との関係	「経済法総合」を併せて履修することを想定しているが、この授業のみを履修しても何ら差支えない。民事法、刑事法、行政法等に関するバランスのとれた学習が期待される。
3. 授業の方法	担当教員による講義形式を採用する。
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	別途指示する。
6. 授業内容（細目）	
第 1 回	導入 (1) 授業の内容、進め方、教材・文献等 (2) 独占禁止法も目的規定（第 1 条）の検討 (3) 独占禁止法の構造
第 2 回	経済法入門
第 3 回	私的独占・不当な取引制限(1)
第 4 回	私的独占・不当な取引制限(2)
第 5 回	私的独占・不当な取引制限(3)
第 6 回	私的独占・不当な取引制限(4)
第 7 回	不公正な取引方法(1)
第 8 回	不公正な取引方法(2)
第 9 回	不公正な取引方法(3)
第 10 回	不公正な取引方法(4)
第 11 回	競争秩序侵害の企業集中(1)
第 12 回	競争秩序侵害の企業集中(2)
第 13 回	制裁（行政処分）

第14回	制裁（刑事罰）
第15回	制裁（差止、損害賠償）
第16回	試験

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	経済法総合		
担当者名	石岡 克俊		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	秋学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	<p>本講義は、現在、わが国経済法の中心的地位を占める独占禁止法の体系や、それを構成する諸規定の正確な理解を踏まえ、現実に生起した／生起している経済上・競争上の問題に対し、実践的かつ妥当な問題解決を導く応用力の習得を目指している。</p> <p>受講生諸氏が、本講義において取り扱う素材を通して、経済法的な思考と応用可能な分析力・理論構成力を獲得していくことが期待される。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>経済法・独占禁止法は、一面において、事業者の経済活動を市場メカニズムの機能を有効に発揮させることによってコントロールするものであり、人・法人の経済活動に関わる基本的な法制度（民法、商法、会社法）との関わりを無視することはできない。他方、事業者の経済活動が市場を場として行われ、ここにおける競争が国民経済の発達という公共目的と結びついて理解されることは、政府・公権力の権力行使とこれに関わる法制度（憲法、行政法、刑法）に自ずと関心を向かわせることとなろう。</p> <p>このように経済法はさまざまな法分野の応用であり、これらの理解は経済法それ自体の把握に役立ち、またその前提でもある。</p> <p>本講義以外に、経済法の科目として「経済法基礎」、「経済法実務」及び「規制産業法」が設置されているが、本講義は少なくとも「経済法基礎」の理解を前提として展開される。その他「知的財産法」、「消費者法」及び「国際経済法」など経済法に極めて関係の深い科目に加え、労働関係法及び金融関係法も近時重要な関連科目となってきている。</p> <p>また、市場や経済の秩序ないし制度を考察の対象とする本講義の関心と関連して、経済主体の決定や行動、更に望ましい資源配分や社会的厚生の実現に関する学---経済学とりわけミクロ経済学（とくにその応用分野としての産業組織論や「法と経済学」）など---にも強い関心と問題意識を持って取り組んでもらいたい。</p>
3. 授業の方法	<p>本年は、公正取引委員会が独占禁止法の解釈運用について公表しているガイドラインを素材として、その内容を検討していく。</p> <p>「経済法基礎」でもガイドラインの主要なものについては取り扱うが、ガイドラインそれ自体を検討の対象とすることで、ガイドラインが策定された意図や背景、参考となった判決・審決、策定後の判決等への影響など、今後も独占禁止法の理解に大いに役立つと考える。</p> <p>各素材については、担当者を決め、30-40 分程度の報告をしてもらう。その後、報告者及び講師から指摘された論点について受講者全員で議論する。</p>
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	詳細はガイダンスにて触れる。
6. 授業内容（細目）	
第1回	この講義の目標、授業の方法、経済法の勉強の仕方や、報告（レポート）において参考となる文献や資料の解題を行う。その上で講義全体の内容を概観する。
第2回	<p>流通・取引慣行ガイドラインの検討【第一回】</p> <p>○「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」（平成3年公正取引委員会事務局）</p>

	(1)「はじめに」、「第1部 事業者間取引の継続性・排他性に関する独占禁止法上の指針
第3回	流通・取引慣行ガイドラインの検討【第二回】 ○「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」(平成3年公正取引委員会事務局) (2)「第2部 流通分野における取引に関する独占禁止法上の指針」
第4回	流通・取引慣行ガイドラインの検討【第三回】 ○「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」(平成3年公正取引委員会事務局) (3)「第3部 総代理店に関する独占禁止法上の指針」
第5回	排除型私的独占ガイドラインの検討【第一回】 ○「排除型私的独占に係る独占禁止法上の指針」(平成11年公正取引委員会) (1)「はじめに」、「第2 排除行為」(但し、「2 商品を供給しなければ発生しない費用を下回る対価設定」を除く)
第6回	排除型私的独占ガイドラインの検討【第二回】 ○「排除型私的独占に係る独占禁止法上の指針」(平成11年公正取引委員会) (2)「第1 公正取引委員会の執行方針」、「第3 一定の取引分野における競争を実質的に制限すること」
第7回	不当廉売ガイドラインの検討 ○「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方」(平成21年公正取引委員会) (但し、「排除型私的独占に係る独占禁止法上の指針」の第2-2 商品を供給しなければ発生しない費用を下回る対価設定」を加える)
第8回	企業結合ガイドラインの検討【第一回】 ○「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」(平成16年公正取引委員会)・ 「企業結合審査の手続に関する対応方針」(平成23年公正取引委員会)・「企業・ 産業再生に係る事案に関する企業結合審査について」(平成15年4月9日公正取 引委員会)
第9回	企業結合ガイドラインの検討【第二回】 ○「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」(平成16年公正取引委員会)・ 「企業結合審査の手続に関する対応方針」(平成23年公正取引委員会)・「企業・ 産業再生に係る事案に関する企業結合審査について」(平成15年4月9日公正取 引委員会)
第10回	優越的地位の濫用ガイドラインの検討 ○「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」(平成22年公正取引委員会)・ 「役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針」 (平10年公正取引委員会)
第11回	事業者団体ガイドラインの検討【第一回】 ○「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」(平成7年公正取引委員会)
第12回	事業者団体ガイドラインの検討【第二回】 ○「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」(平成7年公正取引委員会)
第13回	行政指導ガイドラインの検討 ○「行政指導に関する独占禁止法上の考え方」(平成6年公正取引委員会)
第14回	知的財産ガイドラインの検討 ○「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」(平成19年公正取引委員会) ○「共同研究開発に関する独占禁止法上の指針」(平成5年公正取引委員会)・「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」(平成17年公正取引委員会)
第15回	過度経済力集中ガイドラインの検討 ○「事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方」(平成14年公正取引委員会)
第16回	試験

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	経済法総合		
担当者名	江口 公典		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	秋学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	主として重要判決・審決に係る事例研究の方法により、独占禁止法を中心として経済法に関する踏み込んだ検討を行う。経済法上の問題について的確な判断を行う能力の養成が目標となる。経済法は民法、刑法、行政法等の応用的な分野であるという側面があり、そのような観点からの履修も歓迎する。
2. 関連する科目との関係	「経済法基礎」を併せて履修することを想定しているが、この授業のみを履修しても差支えない。民事法、刑事法、行政法等に関するバランスのとれた学習が期待される。
3. 授業の方法	講義形式を基本とする。部分的に受講生による報告、質疑応答を組み込む。
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	別途指示する。
6. 授業内容（細目）	
第 1 回	導入 (1) 授業の内容、進め方、教材・文献等 (2) 受講生担当割り当て
第 2 回	私的独占・不当な取引制限の禁止(1)
第 3 回	私的独占・不当な取引制限の禁止(2)
第 4 回	私的独占・不当な取引制限の禁止(3)
第 5 回	私的独占・不当な取引制限の禁止(4)
第 6 回	不公正な取引方法(1)
第 7 回	不公正な取引方法(2)
第 8 回	不公正な取引方法(3)
第 9 回	競争秩序侵害的企業集中(1)
第 10 回	競争秩序侵害的企業集中(2)
第 11 回	制裁（行政処分）(1)
第 12 回	制裁（行政処分）(2)
第 13 回	制裁（刑事罰）
第 14 回	制裁（差止、損害賠償）

第15回	まとめ
第16回	試験

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	規制産業法		
担当者名	石岡 克俊		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	秋学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	<p>本講義は、講学上、経済法の一領域として数えられてきた産業規制法のうち、わが国経済にあって極重要な位置を占めつつも、いまだ競争政策との関係で多くの課題が残る個別産業分野規制法（しばしば「〇〇事業法」と呼称される）と、これに基づき実施される分野特殊的規制を取り上げ、これら産業規制法と経済法の中核を占める競争秩序維持法（具体的には独占禁止法）の関係の解明を試みる。</p> <p>分野特殊的規制を有する事業分野は多岐にわたり、また、競争政策が関係する領域の広狭についてバラツキも少なくない。したがって、本講義では、ある程度事業分野ないし事業法を特定し、現行の規制と経済実態の把握に努めることとする。具体的な事業分野としては、当面、電気通信事業（電気通信事業法・NTT法）を俎上にのせる。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>規制産業法は、経済法の一領域であり、個別産業規制法に基づいて展開する分野特殊的規制は、競争秩序を基盤としている。その意味で、本講義の履修にあっては、最低限、独占禁止法の理解は不可欠である。法務研究科では、経済法の科目として「経済法基礎」、「経済法総合」及び「経済法実務」が設置されているところである。</p> <p>また、規制に服する事業者の経済活動が市場を場として行われ、ここにおける規制が国民経済の発達という公共目的と結びついていることは、政府・公権力の権力行使とこれに関わる法制度（憲法、行政法）に自ずと関心を向かわせることとなる。</p> <p>さらに、市場や経済の秩序ないしは制度を考察の対象とする本講義の関心と関連して、経済主体の決定や行動、更に望ましい資源配分や社会的厚生の実現に関する学---経済学とりわけミクロ経済学（とその応用分野としての産業組織論や「法と経済学」）など---にも強い関心と問題意識を持って取り組んでもらいたい。</p>
3. 授業の方法	担当者又はゲストスピーカーによる講義形式で行う。履修者数に合せて、学生による調査報告・ディスカッションの機会を設ける。
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	各回、レジュメや資料を配布し、これに基づき講義をすすめていく。一応、規制産業法に関する総論的な文献として、日本経済法学会編『経済法講座 1 経済法の理論と展開』（三省堂・2002年）、正田彬ほか『現代経済法講座第 1 卷 現代経済社会と法』（三省堂・1990年）、藤原淳一郎『エネルギー法研究---政府規制の法と政策を中心として』（日本評論社・2010年）および土田和博・須綱隆夫編著『政府規制と経済法---規制改革時代の独禁法と事業法』（日本評論社・2006年）を挙げておくが、特に参照すべき文献は個別に指示する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	【イントロダクション】接続と競争
第2回	【事例・ガイドライン研究（1）】NTT 東日本私的独占事件の検討
第3回	【接続取引（1）】接続および接続取引の法的性格
第4回	【接続取引（2）】電気通信事業法の「接続」と「卸」

第 5 回	【接続規制（1）】接続規制の体系と接続義務（電気通信事業法 32 条）
第 6 回	【接続規制（2）】接続義務と不可欠設備（電気通信事業法 33 条）
第 7 回	【接続規制（3）】移動体通信事業に対する接続規制（電気通信事業法 34 条）
第 8 回	【接続規制（4）】接続義務の実効性確保（電気通信事業法 35 条）
第 9 回	【接続政策（1）】FTTH サービスをめぐる接続政策の動向
第 10 回	【接続政策（2）】「設備競争」論と「公正な競争」
第 11 回	【事例・ガイドライン研究（2）】「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」の検討
第 12 回	【事例・ガイドライン研究（3）】八分岐差止請求訴訟の検討
第 13 回	【接続規制（5）】接続約款に対する規制の功罪
第 14 回	【接続規制（6）】接続義務違反に対する独占禁止法の適用
第 15 回	【まとめ】
第 16 回	

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	経済法実務		
担当者名	宇都宮 秀樹		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	秋学期
受講条件	登録から 2 年以内の弁護士に限る。		

1. 授業の目的と到達目標	経済法の事例を研究することを通じ、各自がこれまでに学習した経済法の理解を深め、実務的な問題発見・解決能力を培うことを目指します。また、毎回、事例研究の前提となる経済法の知識等についても確認し、定着を図ります。
2. 関連する科目との関係	基本的には、「経済法基礎」の既修者等、経済法に関して一定の基本的知識がある学生を対象とします。但し、これまでに経済法を学習したことがない学生の参加も歓迎します。
3. 授業の方法	各回とも、事例研究を中心とし、そのために必要な体系的知識の確認も行います。事例研究は、経済法の主要事例や架空事例について議論をするパートと、予め報告者を割り当てて短時間で報告してもらうパートに分けて行います。 なお、毎回、経済法の最新事例や経験談等を紹介し、経済法の実務の魅力を感じてもらえるようにします。
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教 材	授業初回に説明・紹介しますが、各自が既に使用している教科書があれば、それで結構です。
6. 授業内容（細目）	
第 1 回	独禁法の目的・枠組みと基本概念等
第 2 回	違反要件総論
第 3 回	私的独占
第 4 回	不当な取引制限①（意義・要件、基本的な行為類型）
第 5 回	不当な取引制限②（各種論点）
第 6 回	不公正な取引方法①（取引拒絶、差別的取扱い、略奪的価格設定）
第 7 回	不公正な取引方法②（垂直的拘束）
第 8 回	中間試験
第 9 回	不公正な取引方法③（不当顧客誘引・景表法、優越的地位の濫用・下請法、取引妨害）
第 10 回	事業者団体規制、企業結合規制①
第 11 回	企業結合規制②
第 12 回	エンフォースメント①（刑事罰、公取委による事件処理、リニエンシー）
第 13 回	エンフォースメント②（審判・審決取消訴訟、民事訴訟）
第 14 回	諸論点（国際取引、知的財産権、その他）

第15回	総括
第16回	期末試験

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	国際法基礎		
担当者名	明石 欽司		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	春学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	国際法の法源を巡る諸理論を学ぶことにより、国際法それ自体のについての理解を深めることを目的とする。そしてその目的を達成する過程で、適切な司法試験答案を作成するための基本的能力を涵養する。
2. 関連する科目との関係	国際法総合 I 及び II 、更にはその他の国際系科目履修の前提となる。
3. 授業の方法	講義及び受講者との討論
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	柳原正治（他）（編）『プラクティス国際法講義（第2版）』（信山社、2013年） 奥脇直也（編集代表）『国際法条約集（2015年版）』（有斐閣、2015年）
6. 授業内容（細目）	
第1回	序論：国際法とはどのような法規範か
第2回	法源総論：国際法の「法源」とは何か
第3回	条約法 I : 条約の形成過程と留保
第4回	条約法 II : 条約の遵守・適用・解釈
第5回	条約法 III : 条約の改正・修正・終了・運用停止
第6回	慣習法 I : 慣習法の成立要件とその問題点
第7回	慣習法 II : 慣習法を巡り現在提起されている諸問題
第8回	法の一般原則・判例・学説・衡平及び善
第9回	法源間の関係を巡る諸問題 I
第10回	法源間の関係を巡る諸問題 II
第11回	国際法における「新たな法源」の可能性 I
第12回	国際法における「新たな法源」の可能性 II
第13回	国際法と国内法の関係 I : 理論的諸問題
第14回	国際法と国内法の関係 II : 国際判例と国内判例
第15回	国際法の法源を巡る残された諸問題

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	国際資本市場法		
担当者名	エドミスター、ブラッドリー K／山本 雅道		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	春学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	多くの日本企業が、クロスボーダーの資金調達やM&A取引を行い、国際資本市場に参加しています。本授業では、国際資本市場における法規制と実務について理解するために、米国証券法を中心として、証券法の目的と内容、証券の登録と発行、クロスボーダーM&Aルール、国際証券不公正取引、国際金融危機、投資ファンド、LBO等のトピックについて学びます。また、適宜、金融及び証券行政に関する最新のトピックについても触れる予定です。
2. 関連する科目との関係	本授業は、山本とエドミスターによる共同授業です。山本は、ニューヨーク州弁護士であり、米国法律事務所、外資系事業会社等に勤務した後、金融庁証券取引等監視委員会でクロスボーダーの不公正取引の取締りに従事しています。エドミスターは、米国法律事務所の国際資本市場を専門とするパートナーで、ネイティブレベルの日本語能力を有し、授業も全て日本語で行います。実務に密接した授業を通じて、国際法務・企業法務に携わる法律家に必要な知識の習得を目指します。
3. 授業の方法	全て日本語で行います。講義形式を中心としますが、トピックや受講者の希望に応じて、ディスカッション、ネゴーシエーション、プレゼンテーション等を取り入れる予定です。
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	「米国証券取引法」の教科書と、配布資料を使用する予定です。英文の取引契約書、目論見書、登録届出書、証券取引法令、判例等を配布する場合もありますが、その頻度及び量は受講者の英語力に応じて調整します。
6. 授業内容（細目）	
第1回	イントロダクション  国際資本市場とは何か？授業の目的、概要、教材、レポート、成績評価等について説明する。
第2回	グローバル・オファリングのケーススタディー  国際資本市場法の各論に入る前に、典型的な資金調達方法であるグローバル・オファリングのケーススタディーを行い、国際資本市場の全体像の理解を目指す。
第3回	資本市場の基礎と証券法の目的  資本市場における当事者、証券、株、債券、IPO、証券取引所等の基本的事項について解説する。また、証券法、証券規制の目的及び必要性についての理解を深めるために、市場参加者、規制当局等の立場からフリーディスカッションを行う。日米の差異についても適宜言及する。

第 4 回	<p>米国証券法の基礎（パート 1）</p> <p>米国証券取引委員会への登録、米国証券取引所への上場等、米国証券法の基礎的枠組みについて学ぶ。場合により、米国法一般の基礎（コモンローとシビルローの違い等）についても概説する。</p>
第 5 回	<p>米国証券法の基礎（パート 2）</p> <p>米国証券法の中で特に国際的な影響力の大きい項目として、ルール 144A、レギュレーション S、ルール 12g3-2(b)、ADR 等について解説する。</p>
第 6 回	<p>オファリングの契約書と実務</p> <p>米国証券オファリングにおける、証券法規制、関連契約、リーガルオピニオン、コンフォートレター等について、実例を基に学ぶ。</p>
第 7 回	<p>インサイダー取引規制</p> <p>インサイダー取引は規制されるべきか、どのような規制が望ましいか、歴史、国際的観点から検討し、インサイダー取引規制の法律と実務について理解する。</p>
第 8 回	<p>クロスボーダー不公正取引の取締り</p> <p>インサイダー取引、相場操縦、不公正ファイナンス、証券詐欺など、クロスボーダーで行われる不公正取引について、ケーススタディーやディスカッションを行う。</p>
第 9 回	<p>クロスボーダーM&amp;A（パート 1）</p> <p>M&amp;A と証券法の関わりについて理解する前提として、M&amp;A および関連契約の基本的構造について学ぶ。実際の契約書やディールについても適宜言及する。</p>
第 10 回	<p>クロスボーダーM&amp;A（パート 2）</p> <p>日本企業の M&amp;A や公開買付に適用される米国証券法、いわゆる「クロスボーダーM&amp;A ルール」について理解する。ルール 802、F4 問題、ルール 14E、ティア一 1/2 等の項目を含む。</p>
第 11 回	<p>投資ファンドと LBO ファイナンス（パート 1）</p> <p>投資ファンドはなぜハゲタカと呼ばれるのか？プライベートエクイティ、ヘッジファンド、不動産ファンド等の基本的構造とその差異について学ぶ。</p>
第 12 回	<p>投資ファンドと LBO ファイナンス（パート 2）</p> <p>投資ファンドは、企業買収のためになぜ LBO と呼ばれるファイナンス手法を用いるのか？LBO ファイナンス関連契約の構造や典型的条項について解説する。</p>
第 13 回	<p>プロジェクトファイナンス</p> <p>プロジェクトファイナンスとは何か？通常のファイナンスとの差異や、いわゆる ECA の役割について理解する。</p>
第 14 回	<p>国際資本市場における課題</p> <p>近年話題になったトピックについて、ディスカッションする。</p>

第15回	総括 授業のポイントを総括するとともに、必要に応じてレポート作成の助言を行う。
第16回	レポート提出

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	国際租税法		
担当者名	ムザール、ハンス・ペータ／山田 雄介		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	秋学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	<p>国内租税法及び国際租税法のみならず一般取引法や外国法と会社法の知識を総動員して国際取引と M&amp;A Deal に伴う租税問題を解決し、さらに、グローバルな視点で国際租税戦略を立案することができる能力を養うことが本授業の目的である。</p> <p>国際租税法における具体的法律問題等を題材にして課題を設定し、その課題の解決を図るケーススタディーを通して、国際租税法の専門的知識の深化、総合化を図るとともに、人の経済行動全般を見通し、租税に関する紛争を生じさせることなく最適な資源配分を実現できる国際租税戦略を立てることができる能力を育成する。</p> <p>講義は、生徒の希望に応じて、日本語又は英語で行う。</p>
2. 関連する科目との関係	本授業を受講する前提として、「租税実体法 I (所得税)」又は「租税実体法 II (法人税・消費税)」は必修であり、両授業による所得税及び法人税の基礎知識は本授業の前提である。国際租税共助や国際租税徴収共助あるいは移転価格税制における相互協議手続などの国際租税法の問題を理解するための前提知識を与えてくれる。それ以外にも、国際租税法の分野においてきわめて強い影響力を有するヨーロッパの法制度を理解しておくことが重要であるため、ヨーロッパ法関係の授業を履修することが役に立つ。
3. 授業の方法	想定される実際の紛争例に基づき課題としての具体的事例を設定し、全受講生とともにその事例につきどのような解決策が考えられるか、あるいは、それぞれの解決策のメリット・デメリットを比較検討することにより、問題解決能力を養う。もちろん、部分的に、国際租税法の基本的制度や基礎概念の説明については講義形式で行うこともあるが、本授業の中心的授業方法はあくまでも受講生との質疑応答に重点を置いたケースメソッドである。
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教 材	・「租税法 第19版 法律学講座双書」(金子宏／著、弘文堂、2014/04) ・「ケースブック租税法 第4版 弘文堂ケースブックシリーズ」(金子宏／編著 佐藤英明／編著 増井良啓／編著 渋谷雅弘／編著、弘文堂、2013/09 )
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>居住地国課税ルールと源泉地国課税ルール</p> <p>居住者・内国法人及び非居住者・外国法人に対する所得税及び法人税の課税制度の基本的考え方を解説する。そして、具体的な事例に基づき、どのようにして居住者・内国法人と非居住者・外国法人とを区別するか、その基準(residence rule)を検討する。</p>
第2回	<p>国際的二重課税 (1)</p> <p>居住者・内国法人が国外所得及び国内源泉所得を稼得した場合の事例を設定し、どのような課税がなされるのかを検討することにより、国際的二重課税発生のメカニズムを解明するとともに、国際的二重課税排除の制度として、国外所得免除方式、外国税額控除方式、外国税額損金算入方式のメリット・デメリットを比較する。</p>
第3回	<p>国際的二重課税 (2)</p> <p>国際的二重課税の排除措置として日本が採用している外国税額控除方式と、外国子会社からの配当金の益金不算入制度を中心に、外国税額控除制度の平成 26</p>

	年度税制改正についても適宜、説明する。
第4回	非居住者・外国法人に対する課税 所得税法 161 条及び法人税法 138 条に定める国内源泉所得の範囲を、平成 26 年度税制改正についても適宜、説明する。外国法人の日本支店が稼得する国外所得に係る事例を設定し、日本の source rule を検討しつつ、実質的関連所得に対する日本の課税制度まで分析する。
第5回	租税条約（1） 日本が締結している租税条約、OECD モデル租税条約、国連モデル租税条約を比較検討し、居住者の範囲、個別 source rule、無差別条項、相互協議について、それぞれの特徴を明らかにする。
第6回	租税条約（2） 事業所得における「恒久的施設(P. E.)なければ課税なし」のルールを検討するとともに、恒久的施設概念につき OECD モデル租税条約、国連モデル租税条約及び日本の国内法の相違点を考察する。また、P. E. 帰属所得方式と全所得(entire income)課税方式との比較検討や独立企業原則の分析を行う。
第7回	租税条約（3） 租税条約の濫用(treaty shopping)及び treaty override の具体的な事例を扱い、現代的な国際租税回避行為の形態に対する理解を深めるとともに、それに対し、各国課税当局がどのように対処しているかを学ぶ。
第8回	移転価格税制（1） 国際的租税回避行為の一種である移転価格のメカニズムを検討し、それに対処する制度である移転価格税制において、独立企業間価格を算定する方法としての独立価格比準法、再販売価格基準法、原価基準法及び第 4 の方法(profit split 等)の利害得失を論議するとともに、独立企業間価格を算定するために最も適切な方法を事案に応じて選択することとされた平成 23 年度税制改正について説明する。
第9回	移転価格税制（2） 移転価格税制に関する前回の基本的知識を受けて、対応的調整、二次的調整、推定課税、移転価格調査、更正等にかかる除斥期間の延長、事前確認、相互協議、仲裁制度等の具体的な問題についての解説を加える。
第10回	過少資本税制および過大支払利子税制 所得税法及び法人税法における借入金利子の損金控除を利用して、課税所得を減額する過少資本および過大利子支払という形態の国際的租税回避行為を分析するとともに、その対処制度である過少資本税制および過大支払利子税制を説明する。
第11回	タックスヘイブン対策税制（1） タックスヘイブンを利用した国際的租税回避行為の事例を設定し、日本の現行タックスヘイブン税制につき、特定外国子会社、適用対象留保所得、課税対象留保所得等につきその問題点を論じる。平成 22 年度税制改正における改正点にも言及する。
第12回	タックスヘイブン対策税制（2） 国際的三角合併等の手法によるコーポレート・インバージョンとして軽課税国に所在する実体のない法人が内国法人の親会社になるような濫用が行われた場合に備えた、特定の三角合併等の適格性の否認、特定の三角合併等が行われた場合の株主等の課税の特例およびコーポレート・インバージョン対策合算税制について論じる。
第13回	M&A にかかる国際課税問題（1） 国際企業買収の具体的な事例を設定し、次の概念を説明する：三角合併(triangular merger)、debt push down、買収コストの割り付け(purchase price allocation)、営業権の認識(goodwill recognition)
第14回	M&A にかかる国際課税問題（2） 売手と買手の利害の衝突の調整(managing conflicts of interest between seller and purchaser) と M&A 契約における税金に関する条項(tax clauses in M&A contracts)を説明する。

第15回	電子商取引にかかる国際課税問題 これまでの授業で獲得した知識を総動員して、電子商取引の場合、所得の分類、恒久的施設概念、消費税の保税地域などの問題を検討し、電子商取引をめぐる租税問題についての展望を得る。
第16回	試験

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	国際刑事法		
担当者名	城 祐一郎		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	春学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	<p>本授業は、国際的な法曹の養成という観点から、国際刑事法と国内刑事法との連携、協働に関する学際的な知見の習得を目的とする。</p> <p>学業上の到達目標としては、まず、国際刑事法の国際法全体の中における位置づけを理解し、その法原則や諸概念を明らかにするなどした上、国際刑事法の効力が国内刑事法とどのような関係になり、その執行力の保全をどのような形で国内法が担保するかなど、両者の密接不可分な関係を、一つは国際法に立脚した視点から、また、もう一つは国内法に立脚した視点から、それぞれ主要な問題点について検討し、必要な基礎的知識を習得する。</p> <p>さらには、近時、マスコミ上でも取り上げられるなどした国際的トピックについて、国際刑事法的観点からの検討を行い、実践的な感覚の習得にも努めるようしたい。</p> <p>そして、最終的には、国際法的視野をも持った国内法の実務家たる法曹の養成に至ることを目標とする。</p>
2. 関連する科目との関係	本授業を受講するに当たっては、国際公法、刑法、刑事訴訟法などの基礎知識が必要とされるため、予めこれらの科目を履修していることが望ましい。特に、国内刑事法の基礎的な部分については、本授業を理解する上で不可欠である。
3. 授業の方法	講義を中心とするが、必要に応じて、履修者による発表、報告等に基づくディスカッションも予定している。
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	第一回の授業で詳細を案内する。その他、適宜必要な資料、文献等は授業の中で紹介、配布する。なお、六法、条約集を毎回持参のこと。
6. 授業内容（細目）	
第1回	国際刑事法の意義、学問上の位置づけなどについて解説を加える。そして、国際刑事法が国内刑事法とどのような場面で協働し、また、摩擦が起きるのかなど、どちらか一面だけに偏っていては法執行が適正になされ得ないことなどから、両者の関係についての問題意識を高める。さらに、刑法の適用範囲の問題として、国外犯の適用に関し、保護主義、世界主義等の概念の理解に努める。
第2回	国際捜査・司法共助の理念及びその手続法についての理解
第3回	国際捜査・司法共助の実施上の問題点、代理処罰の問題
第4回	国際捜査・司法共助の効果的な実施例、EU内部における相互主義、特に相互承認原則やユーロジャストの役割等
第5回	条約等による締結国への規制及びそれに対応する国内刑事法の実情（その1）OECDを中心とする外国公務員贈賄罪の国際法的、国内法的規制について
第6回	条約等による締結国への規制及びそれに対応する国内刑事法の実情（その2）国連を中心とする組織犯罪防止条約に関する国際法的、国内法的規制について
第7回	条約等による締結国への規制及びそれに対応する国内刑事法の実情（その3）FATFを中心とするマネー・ロンダリング規制に関する国際法的、国内法的規制について

第 8 回	条約等による締結国への規制及びそれに対応する国内刑事法の実情（その 4） 人身取引をめぐる国際法的、国内法的規制について
第 9 回	国連安全保障理事会決議等による国連参加国への規制及びそれに対応する国 内刑事法の実情（その 1） ソマリア沖海賊に関する諸問題（前半）
第 10 回	国連安全保障理事会決議等による国連参加国への規制及びそれに対応する国 内刑事法の実情（その 2） ソマリア沖海賊に関する諸問題（後半）
第 11 回	国連安全保障理事会決議等による国連参加国への規制及びそれに対応する国 内刑事法の実情（その 3） 北朝鮮の核開発等に関する諸問題（前半）
第 12 回	国連安全保障理事会決議等による国連参加国への規制及びそれに対応する国 内刑事法の実情（その 3） 北朝鮮の核開発等に関する諸問題（後半）
第 13 回	世界主義、保護主義等に基づく国内法の国際的領域における効力等として、シ ー・シェパードの違法行為に対する国際法的、国内法的規制について
第 14 回	来日外国人犯罪の実情と問題点、特に、統計上からのその実態把握等における 問題点などを中心として
第 15 回	総括
第 16 回	

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	国際経済法		
担当者名	間宮 勇		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	秋学期
受講条件	特にありません。		

1. 授業の目的と到達目標	WTO協定を中心とした通商および投資に関する国際法規を素材に国際経済法の基本的な概念や原則、法制度の概要を理解することを目的とする。国際経済法の規則は、継続的な交渉を通じて頻繁に改定され、またFTAなど二国間交渉により特定国との間の「特別法」も存在している。この授業では、時間が限られているため、個別協定の解釈・適用の習熟よりも、様々な協定運用の実際を踏まえながら、そのような交渉も含めた国際経済法秩序のダイナミズムを理解することを目標とする。
2. 関連する科目との関係	国際経済法は、国際関係法（公法）の一分野であり、国際法の基礎理論、特に国際法の法的性格や国内的効力、条約の効力について理解していることを前提として、講義を進める。
3. 授業の方法	基本的には、講義を中心とし、必要に応じて質疑を交えながら進める。上述のように、WTO協定を中心とした国際経済法は、多国間交渉や地域ならびに二国間交渉によって修正され、新たな分野に規律が拡大されるため、個別の事例や実務に言及しながらも、理論的な側面を重視し、全体の枠組みを理解できるよう授業を進めたい。
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	教科書：中川・清水・平・間宮『国際経済法』（有斐閣 2003 年：改定予定） 国際経済条約集：小寺・中川編『基本経済条約集』（有斐閣 2002 年） もしくは小原喜雄ほか編『国際経済条約・法令集〈第 2 版〉』（東信堂 2002 年）
6. 授業内容（細目）	
第 1 回	国際経済法の概念 ・国際経済法の定義 ・国際経済法の性質 ・国際経済法の適用対象と範囲
第 2 回	第二次世界大戦後の国際経済関係 ・ブレトンウッズ/GATT体制の成立 ・ITO設立の失敗
第 3 回	GATT の運用と WTO の設立 ・暫定適用議定書 ・ラウンド交渉 ・東京ラウンド/ウルグアイ・ラウンド
第 4 回	WTO の基本原則 ・最惠国待遇原則 ・内国民待遇原則 ・数量制限の一般的禁止 ・相互主義
第 5 回	WTO の紛争処理 ・GATT 23 条とその運用 ・WTO 紛争解決了解 ・「無効化または侵害」の概念
第 6 回	セーフガード協定 ・セーフガード措置の意義

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要件および調査手続き</li> </ul>
第7回	アンチダンピング協定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・不公正貿易とダンピングの意義</li> <li>・要件および調査手続き</li> </ul>
第8回	補助金相殺関税協定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金の定義</li> <li>・補助金規制と相殺関税の意義</li> <li>・要件および調査手続き</li> </ul>
第9回	非関税障壁の規制 <ul style="list-style-type: none"> <li>・基準認証制度</li> <li>・衛生植物検疫制度</li> <li>・政府調達</li> </ul>
第10回	知的財産権の国際的保護 <ul style="list-style-type: none"> <li>・貿易と知的財産権</li> <li>・T R I P S 協定</li> </ul>
第11回	サービス貿易 <ul style="list-style-type: none"> <li>・G A T S の成立</li> <li>・サービス貿易の形態</li> <li>・サービス貿易の自由化</li> </ul>
第12回	地域経済統合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域経済統合の形態（関税同盟/自由貿易地域）</li> <li>・要件</li> <li>・地域経済統合の現状</li> </ul>
第13回	非貿易的関心事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境保護</li> <li>・労働基準</li> <li>・競争ルール</li> </ul>
第14回	国際投資法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・伝統的国際法における投資ルール</li> <li>・資源主権の高まりと新国際経済秩序</li> <li>・投資ルールの現状</li> </ul>
第15回	全体のまとめと整理・今後の展望
第16回	

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	国際人権法		
担当者名	北村 泰三		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	春学期
受講条件	特になし。		

1. 授業の目的と到達目標	<p>①目的： 現代社会では、国の内外を問わずに様々な脅威と軋轢を抱えながらも、人種、民族、宗教、文化等の対立を乗り越えて、個人の人権が尊重される法制度の構築が求められている。本授業では、この課題について文化多様性と弱者の権利の尊重という視点から、「生きた規範」としての国際人権法の履行確保に関する諸課題を考える。</p> <p>②目標：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国連の人権関係の各種委員会による日本政府報告書審査において指摘されている実際的な問題を中心として考察を加える。</li> <li>・人権条約の国内実施という視点から、立法上の課題及び現行法のあるべき解釈を考える。</li> </ul>
2. 関連する科目との関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・憲法の基本的人権論等の科目との関連がある。</li> </ul>
3. 授業の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前半の第 1 回から第 7 回までの授業では、国際人権法の特質（第 1 回、第 2 回）、人権の国際的実施の仕組み（第 3 回～第 5 回）及び人権条約と国内法との関係（第 6 回・第 7 回）などについて基本的な問題の理解を目指す。</li> <li>・第 8 回目以降は、「差別と人権」、「企業活動と人権」、「入管行政と人権」及び「刑事司法と人権」という小テーマについて 2 回づつ授業を行う予定。</li> <li>・予習・復習はあまり必要としないが、理解を確実にするために授業時の質問を歓迎する。</li> <li>・最終的には試験を行う。</li> </ul>
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教 材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レジュメを中心として授業を行う。判例などの基本的資料はコピーして配布する。</li> <li>・その他に、『国際条約集』有斐閣、又は『ベーシック条約集』東信堂などを使用する。</li> </ul>
6. 授業内容（細目）	
第 1 回	<p>テーマ 国際人権法の特質（1）生成と展開</p> <p>近代初頭のヨーロッパにおける人権規範の生成から現代国際社会における国際人権法の展開までを簡潔に跡づける。現在の国際人権諸条約にはどのようなものがあるかを理解する。国際人権法に関する内外の基本文献の案内、ウェブ上での資料等の検索方法についても講述する。</p>
第 2 回	<p>テーマ 国際人権法の特質（2）国際人権法の普遍性</p> <p>国際人権法の普遍的な性質を有することを理解する。同時に、「立憲的多元主義」という視点から、国際人権法と諸国の憲法等において保障される国内法の人権諸原則との関連性を考える。</p>
第 3 回	<p>テーマ 人権の国際的実施（1）国連と人権</p> <p>国連憲章の人権関係規定の意義、世界人権宣言の法的性格を理解することを目</p>

	<p>指す。国連部内における人権の実施体制について検討を加える。2006 年に設置された人権理事会における人権の履行監視手続及びその他の人権関係機関の地位及び機能などについて検討する。</p>
第 4 回	<p>テーマ 人権の国際的実施 (2) 地域的人権条約 人権の地域的保障のシステムとしてヨーロッパ人権条約の概要を理解する。特に、ヨーロッパ人権裁判所における個人の申立審査の特徴、その意義及び判例解釈の特徴等について検討を加える。</p>
第 5 回	<p>テーマ 人権の国際的実施 (3) 政府報告書審査と日本 国際人権規約を中心として、政府報告書の審査及び個人通報制度等の人権条約上の国際的実施措置について全般的な検討を行う。国際的な人権条約の実施のシステムを理解し、併せてその意義、問題点等を検討する。</p>
第 6 回	<p>テーマ 人権条約と国内法 (1) 基礎理論の検討 人権条約の国内的実施の問題として、人権関係諸条約の国内的効力の問題を検討する。</p>
第 7 回	<p>テーマ 人権条約の国内実施 (2) 直接適用性の理論 わが国の裁判所において人権条約をどのように解釈適用してきたかを検討する。諸外国の国内裁判所の対応と比較してわが国の国内裁判において人権条約があまり活用されていない問題を考察する。最高裁の民法 900 条 4 項違憲判決を素材として、人権条約の解釈、適用のあり方を考える。</p>
第 8 回	<p>テーマ 差別禁止と国際人権法 (1) 人種差別と法の下の平等 法の下の平等の解釈問題について国際人権法の視点から考察する。また、私人間の差別問題に関する小樽公衆浴場入浴拒否事件及び人種差別撤廃条約の間接適用について考察を加える。</p>
第 9 回	<p>テーマ 差別禁止と国際人権法 (2) 表現の自由とヘイトスピーチ 人種差別撤廃委員会によるわが国政府報告書審査において指摘された諸問題のうち、特にヘイト・スピーチ問題を中心に検討する。ヘイトスピーチに関するわが国最高裁判例を参照しつつ、諸外国の国内法及び国際判例も検討する。</p>
第 10 回	<p>テーマ 企業活動と人権問題 (1) ジェンダー差別 企業とジェンダー差別の問題を考える。女性差別撤廃委員会は、我が国に対してどのような内容の勧告を発しているかを理解した上で、ジェンダーの視点から我が国における同条約の国内実施に関する問題点を考察する。</p>
第 11 回	<p>テーマ 企業活動と人権問題 (2) 企業の海外展開と人権 企業の海外展開において遵守されるべき人権問題についての考察を加える。2011 年に改訂された OECD の多国籍企業ガイドラインについて扱うことにより、企業のリスクマネジメントとしての側面から人権を考える。</p>
第 12 回	<p>テーマ 入管行政と人権 (1) 外国人労働者 入管行政との関連において、外国人労働者の受け入れのあり方を人権の視点から考える。特に、国内判例を参照しつつ、研修・技能実習制度の内容及び問題点及び人身取引対策について検討する。</p>
第 13 回	<p>テーマ 入管行政と人権 (2) 難民 わが国の入管行政の問題として難民をどのような基準と手続きにより受け入れるかという課題がある。難民として認定されるためには、どのような要件を満たす必要があるのかという問題を軸として、難民問題を検討する。我が国の難民認定数は、諸外国と比べて非常に僅少であるが、その理由等についても考える。</p>
第 14 回	<p>テーマ 刑事司法と人権条約 (1) 被疑者・被告人の人権 自由権規約委員会及び拷問禁止委員会による日本政府報告書審査において指摘されている課題について検討する。例えば、取調べの可視化、取調べにおける弁護人立会権などである。それらの問題についてのヨーロッパ人権裁判所の判例法の展開について検討を加える。</p>

第15回	<p><b>テーマ 刑事司法と人権条約（2）既決囚の処遇</b></p> <p>刑事被拘禁者のうち特に受刑者の人権について考察を加える。自由権規約委員会が指摘したわが国の受刑者処遇上の課題を検討し、また受刑者の選挙権に関するヨーロッパ人権裁判所の判例を参考しつつ、わが国の受刑者の処遇に関する判例法との比較考察を行う。</p>
第16回	試験

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	国際民事訴訟法		
担当者名	芳賀 雅顯		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	秋学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	渉外事件（財産関係事件だけでなく身分関係事件も含む）を解決する上で不可欠な手續上の主要問題について、具体例に即して、受講者と共に検討を加えることにより、国際民事訴訟の諸制度についての十分な理解と問題解決能力を育むことを目的とする。国際裁判管轄から外国判決の承認・執行までの過程において生ずる諸問題のほか、国際仲裁、国際倒産等をも対象とし、渉外事件の解決について個別的問題の処理能力を養うだけでなく、包括的な視点から具体的な事件の解決方法を考えることができる能力を培うことを到達目標としたい。
2. 関連する科目との関係	渉外事件の解決手続を対象とすることから、実体法と訴訟法の双方が関連する応用科目として位置付けられる。すなわち、「民法」および「国際私法」と並んで、特に「民事手続法」の十分な理解が不可欠であり、これら諸科目の総合力と応用能力を基にして、渉外事件の解決を検討することになる。したがって、受講者がこれらの総合的な知識を備えていることを前提とした上で、これを応用して具体的な事件の妥当な解決がどうあるべきかを中心に説明するので、原則として上記の法律科目について単位を修得していることが望ましい。
3. 授業の方法	毎回、演習形式によって行う。それぞれのテーマに関する判例について、担当者をあらかじめ決めた上で、この担当者による報告（40 分～50 分程度）に基づいて、個別具体的な問題について演習形式で質疑討論を行う。また、これを通じて、関連する問題の解決についても、応用能力を高める。 なお、毎回の報告は、一つの判例（及び関連判例）について、担当者が作成した資料を事前に配布して、これに基づいて行ってもらう。
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	第 1 回目に、国際民事訴訟の全体像を講義した上で、各回毎に用いる判例・資料について説明する。また、その際、一般的な参考文献についても説明する。 第 1 回目に、詳細を説明し、また、各回毎の報告者も決定するので、受講希望者は第 1 回目に欠席しないよう注意してほしい。 各回において取り上げる判例は、下記のものを予定しているが、講義開始まで時間があるため、場合によっては若干の変更がありうる。
6. 授業内容（細目）	
第 1 回	ガイダンスを兼ねて、具体的な渉外事件を例にあげて、手續の過程で生ずる問題について概観する。とくに、国際裁判管轄、国際司法共助、国際訴訟競合、外国判決の承認・執行などについて、判例で取り上げられている問題を概観する。 第 2 回以降の報告方法については、最判平成 21 年 10 月 16 日民集 63 卷 8 号 1799 頁（裁判権免除）を素材にして説明する。 また、第 2 回目以降に検討する判例の報告担当者を決定する。
第 2 回	国際裁判管轄における「特段の事情」の考慮 最判平成 9 年 11 月 11 日民集 51 卷 10 号 4055 頁（ドイツ車預託金事件）
第 3 回	契約事件の国際裁判管轄 東京地判平成 21 年 11 月 17 日判タ 1321 号 267 頁
第 4 回	不法行為事件の国際裁判管轄 最判平成 13 年 6 月 8 日民集 55 卷 4 号 727 頁
第 5 回	国際裁判管轄の合意 東京地判平成 24 年 11 月 14 日劳判 1066 号 5 頁（スカイマーク事件）

第 6 回	離婚事件の国際裁判管轄 最判平成 8 年 6 月 24 日民集 50 卷 7 号 1451 頁
第 7 回	外国人の当事者能力 東京地判平成 21 年 9 月 10 日判タ 1371 号 141 頁
第 8 回	当事者適格 東京地判平成 3 年 8 月 27 日判時 1425 号 100 頁
第 9 回	国際的訴訟競合 東京地判平成 19 年 3 月 20 日判時 1974 号 156 頁
第 10 回	外国法の適用 最判平成 20 年 3 月 18 日判時 2006 号 77 頁
第 11 回	外国判決の承認・執行 最判平成 10 年 4 月 28 日民集 52 卷 3 号 853 頁 (香港サドワニ事件)
第 12 回	外国判決の承認・執行 (送達) 東京地八王子支判平成 9 年 12 月 8 日判タ 976 号 235 頁
第 13 回	外国判決の承認・執行 (公序一懲罰的損害賠償) 最判平成 9 年 7 月 11 日民集 51 卷 6 号 2573 頁 (万世工業事件)
第 14 回	外国離婚判決の承認 東京家裁平成 19 年 9 月 11 日判決判時 1995 号 114 頁
第 15 回	国際商事仲裁 最判平成 9 年 9 月 4 日民集 51 卷 8 号 3657 頁 (リングリング・サーカス事件)
第 16 回	筆記試験

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	国際関係法（私法系）総合 I		
担当者名	増田 晋		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	春学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	本講座では、国際民事手続法と国際私法の財産法関係部分、及び、国際取引法のうち国際売買分野の基礎的知識と法の適用力を習得することを目的とする。講義では、広義の国際私法の基礎的知識を整理した後、これらの知識を判例演習や国際取引とその紛争事例を教材とするソクラティック・メソッドを通じて、事例に応用することに主眼を置く。加えて、実質法として貿易取引に関する仕組、法令（ワイン売買条約や国際海上物品運送法等）及び契約条項（インコタームズや信用状規則等）を学ぶことを通じて、国際取引に必要なリーガルマインドも育成する。
2. 関連する科目との関係	本科目は、選択科目である「国際私法 I 及び II」、「国際民事手続法」及び「国際商取引法」の応用科目として密接に関連するが、それらを受講していることは条件ではない。また、必修科目である「民法」、「商法」、「民事手続法」の基礎知識は、本講座の理解に必要である。これらの必修科目で学んだ知識を、国際取引の観点で応用して法適用することを学ぶことで、これらの科目の理解を深める。また、「涉外法務ベーシック・プログラム」及び「同ワークショップ・プログラム」履修予定者には、その基礎知識を提供することになる。
3. 授業の方法	講義の方法は、講義および判例演習を組み合わせて行う。国際関係法（私法系）の基礎知識習得のためには必要に応じ講義形式で解説を行うが、その応用と法的思考能力の育成のためには、テキストに基づき判例演習等を行い、積極的な発表と質疑によるソクラティック・メソッドを多用する。
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	テキストは担当者作成の事前配付資料を使用する。予習用サブテキストとして、有斐閣「国際関係私法入門【第3版】」（松岡）、又は有斐閣双書「国際私法入門【第7版】」（澤木・道垣内）のいずれかと、別冊ジュリスト「国際私法判例百選（第2版）」を用いる。
6. 授業内容（細目）	
第1回	国際取引法の基本的視点（オリエンテーション） 涉外的法律関係を日本で検討する場合の基礎的論点及び解決方法を、実例の中で認識し、事例解決の面白さを認識する。
第2回	国際紛争解決の方法 涉外的紛争解決のための方法論、特に、担当者が整理する3ステップ・アプローチによる解決法を会得する。
第3回	国際裁判管轄 I 国際裁判管轄についての基礎知識の習得と、2011年立法化された民訴法改正の内容と日本の判例法の流れを理解する。
第4回	国際裁判管轄 II いわゆる特別裁判管轄の主要論点を実例をもとに理解する。
第5回	国際裁判管轄 III 国際的訴訟競合、国際的併合管轄等を実例をもとに討議し、国際民事訴訟法の実務的理解を深める。
第6回	契約準拠法の基礎・原則 国際契約の準拠法に関する基礎的知識を、主として判例や実務の視点から習得する。

第 7 回	契約準拠法の特例 契約準拠法の原則が制約される消費者契約や労働契約等に関し、その機能や実務上考慮すべきポイントを、実例をもとに検討する。
第 8 回	物権の準拠法 国際取引で問題となる物権の準拠法の果す機能と実務上考慮すべきポイントを、実例をもとに検討する。なお、債権譲渡についても検討する。
第 9 回	法定債権の準拠法 I 主として不法行為・生産物責任の準拠法をとりあげ、基礎的知識と実務的論点を習得する。
第 10 回	法定債権の準拠法 II 第 7 回の続きを行なう。
第 11 回	取引主体と代理関係 国際取引に登場する取引主体と代理・代表関係についての基礎的知識を習得する。
第 12 回	輸出入貿易 I (国際売買) 輸出入貿易の中核をなす国際売買契約の基礎知識を習得し、紛争事例で実務の理解を深める。なお、ウイーン売買条約についても触れる。
第 13 回	輸出入貿易 II (国際運送) 輸出入貿易に不可欠な国際運送契約及び船荷証券の実務を事例に基いて検討し、法的論点の理解を深める。
第 14 回	輸出入貿易 III (国際支払) 主として輸出入貿易の決済方法である信用状についての基礎知識を習得し、紛争事例で実務上の論点を検討する。
第 15 回	国際仲裁その他 国際仲裁手続についての基礎的知識の習得と実務上の論点を把握する。なお、時間に余裕があれば、これまでの授業のレビューを予定する。
第 16 回	期末試験

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	環境法 I		
担当者名	佐藤 泉／六車 明		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	春学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	<p>本授業は、環境法を初めて学ぶ者を対象として、環境法の基本的な発想方法、基礎的知識を身につけるとともに、公害・環境紛争に関する実務的問題に対応するための基礎的能力を習得することを目的とする。本授業では、環境法の基本原則、環境基本法の基本理念を理解したうえ、これを具体化する制度である環境影響評価、大気汚染防止、水質汚濁防止、土壤汚染対策、廃棄物の処理、地球温暖化防止対策などの基礎を学ぶ。</p> <p>本授業の到達目標は、環境法の基礎を着実に身につけることにより、環境法分野の実務的な問題を解決するために必要となる法律や政省令の正確な理解し、的確な活用をすることができるための基礎的な力を持つことにある。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>環境法務ワークショッププログラム 環境政策を深く学ぶ(春学期 2・3年次)      環境法 II 環境判例を一通り学ぶ(秋学期 2・3年次)      テーマ演習(条文を踏まえて環境リスクを理解する) リスクの観点から環境法を学ぶ(秋学期 2年次)      テーマ研究(環境裁判例の検討) 環境判例を深く学ぶ(春学期 3年次)      テーマ演習(環境紛争の解決手続) 環境法を環境紛争の観点から深く学ぶ(秋学期 3年次)</p> <p>環境法 I と環境法務ワークショッププログラムは講義中心であるが、その他の科目は、学生の研究・発表を中心とする自主性を重んじた科目である。</p> <p>以上は六車が単独または共同で担当する科目である。その他、国際環境法が設置されている。</p>
3. 授業の方法	基本的には講義方式で行う。事前に受講者に資料を配布し、予習に基づいた教員との対話(ソクラテスメソッド)、受講者同士の議論も取り入れながら進める。廃棄物の処理及び清掃に関する法律などについては、とくに条文を正確に理解することが不可欠である。受講者の理解の程度に応じて、条文の理解を深めるための条文検索トレーニングを行う。
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教 材	プリントを配布
6. 授業内容（細目）	
第 1 回	4月 6 日 環境法とは何か 環境法はどのようにして生成してきたか ① 公害対策基本法の制定 ② 公害国会 ③ 環境基本法の制定 ※ 冒頭に、環境法科目全体の話、テキスト、参考文献の紹介をする。
第 2 回	4月 13 日 環境基本法 ① 環境基本法の目的 ② 環境基本法の制定を導いた背景

	<p>③ 環境保全についての基本理念の内容 ④ 各主体の責務ほか</p>
第 3 回	<p>4月 20 日 環境法の基本原則など ① 持続可能な発展 ② 未然防止原則・予防原則 ③ 汚染者負担原則・原因者負担原則 ④ 環境権 ⑤ 景観の利益</p>
第 4 回	<p>4月 27 日 環境政策の手法(1) ① 環境政策の手法 ② 環境基本計画(総合的手法) ③ 環境影響評価法(総合的手法)</p>
第 5 回	<p>5月 11 日 環境政策と法(2) 規制的手法① ① 規制的手法総論 ② 大気汚染防止法 ③ 水質汚濁防止</p>
第 6 回	<p>5月 18 日 環境政策と法(3) 規制的手法② 土壤汚染対策法など</p>
第 7 回	<p>5月 25 日 環境政策と法(4) 新しい手法 ① 市場を用いる手法 ② 情報的手法 ③ 合意的手法 ④ ISO14001 シリーズ</p>
第 8 回	<p>6月 1 日 中間テスト 時間は 80 分を予定</p>
第 9 回	<p>6月 8 日 中間テスト講評  循環型社会の形成(1) 廃棄物処理法 I ① 廃棄物の定義 ② 廃棄物処理の手続</p>
第 10 回	<p>6月 15 日 循環型社会の形成(2) 廃棄物処理法 II ① 廃棄物の適正処理の確保 ② 法改正の経緯</p>
第 11 回	<p>6月 22 日 循環型社会の形成(3) 循環型社会形成推進基本法 容器包装リサイクル法その他の実施法</p>
第 12 回	<p>6月 29 日 生物多様性の確保</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 生物多様性基本法</li> <li>② 自然公園法その他の実施法</li> </ul>
第13回	<p>7月6日</p> <p>期末テスト 時間は80分を予定</p>
第14回	<p>7月13日</p> <p>気候変動への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 気候変動枠組条約・京都議定書その他の条約</li> <li>② 地球温暖化対策の推進に関する法律</li> </ul> <p>その他の諸問題(原子力と化学物質は次回)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 汚染の防止や原状回復にかかる費用の負担</li> <li>② 公害・環境紛争解決制度</li> <li>③ 環境刑法</li> <li>④ 環境行政組織・地方分権</li> </ul>
第15回	<p>7月20日(海の日であるが、授業を実施する。)</p> <p>原子力と化学物質管理</p> <p>原子力と環境問題</p> <p>化学物質の管理に関する法政策と環境リスク</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律</li> <li>② P R T R 法(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律)</li> </ul>
第16回	期末テスト講評

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	環境法Ⅱ		
担当者名	佐藤 泉／六車 明		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	秋学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	<p>本授業は、「環境法Ⅰ」の履修者、あるいは学部等でこれと同程度の環境法の授業を受けた者を主な対象として、公害・環境紛争を解決するための実務能力を身につけることを目的とする。本授業では、公害・環境紛争に関する事例を実務的な観点から取り上げる。</p> <p>本授業の到達目標は、次のとおりである。</p> <p>(1) 受講者が将来、法律家になった際に、公害・環境紛争において、依頼者の置かれている立場とその望むところを正確に理解し、その紛争にふさわしい紛争解決機関を選ぶことにより的確な対応をすることができる能力を身につける。</p> <p>(2) 紛争と環境政策・環境立法との関係について理解を深める。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>「環境法Ⅱ」に関する科目として、「環境法Ⅰ」「環境法務ワークショッププログラム」が設置されている。「環境法Ⅱ」の対象は、「環境法Ⅰ」の受講者、あるいは学部等でこれと同程度の環境法の授業を受けた者である。</p> <p>環境法Ⅰを受講していないとも、環境法Ⅱを受講しながら、環境法Ⅰの部分を自主的に学ぶことは可能である。</p>
3. 授業の方法	<p>履修者が作成したレジュメに基づいて発表をしながら、教員や他の履修者との対話、あるいは、受講生同士の議論によりすすめる。授業開始時点において、履修者が担当する裁判例を決める。</p> <p>履修予定者は、夏休み中にどの裁判例を選択するかについて考えておくこと。</p> <p>行政法の履修時期の関係から、民事系の判例を先に配置しているが変更も可能である。</p> <p>担当する裁判例自体を変更すること、発表をする順番も、履修者の協議により、担当者の了解を得て変更することができる。</p> <p>発表の準備のやり方など、準備に行き詰まつたときは遠慮</p>
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	<p>別冊ジュリスト「環境法判例百選第2版」有斐閣 2011年を手元に置くと何かと便利である。</p> <p>6. 授業内容の【】内の番号は、上記は百選の番号に対応している。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>9月29日 国立(くにたち)高層マンション事件 最判平成18年3月30日【75】</p> <p>夏休みにできるだけ国立のマンション(JR中央線国立駅南約1.5km)を見ておいて下さい。</p> <p>第2回以降に検討する判例について、担当する履修者を決める。</p> <p>鞆の浦世界遺産訴訟 広島地判平成21年10月1日【78】</p>
第2回	10月5日 汚染地の瑕疵担保に基づく損害賠償請求事件【45】
第3回	<p>10月19日</p> <p>伊達火力発電所－差止訴訟の発生根拠としての環境権【5】</p> <p>豊前火力－差止訴訟における当事者適格と紛争管理権【8】</p>

第 4 回	10 月 26 日 大阪国際空港事件最高裁判決【33】【34】 関連事件 新潟空港事件【36】
第 5 回	11 月 2 日 国道 43 号線事件【39】
第 6 回	11 月 9 日 課題文章作成（第 1 回） 80 分
第 7 回	11 月 12 日 月曜代替日（実際は木曜日） 伊方原発事件－科学問題の司法審査
第 8 回	11 月 16 日 課題文章作成（第 1 回） 講評
第 9 回	11 月 30 日 日光太郎杉事件【87】 二風谷ダム事件【89】 伊場遺跡事件【88】
第 10 回	12 月 7 日 小田急高架化事業認可取消請求事件 原告適格【42】 同本案【43】 大阪サテライト事件【98】
第 11 回	12 月 14 日 紀伊長島町水道水源条例事件【57】 福津市最終処分場（公害防止協定）事件【68】
第 12 回	12 月 21 日 水俣病関西訴訟上告審判決（最判平成 16 年 10 月 15 日、民集 58 卷 7 号 1802 頁、判時 1876 号 3 頁）【29】 水俣病認定申請棄却処分取消訴訟上告審判決（最判平成 25 年 4 月 16 日、民集 67 卷 4 号 1115 頁、判時 2188 号 35 頁） をはじめとする一連の水俣病事件の主要な判決の検討
第 13 回	1 月 18 日 課題文章作成（第 2 回） 80 分
第 14 回	1 月 21 日 月曜代替日（実際は木曜日） 講義をする予定 テーマ 判例研究の目的と方法（予定）
第 15 回	1 月 25 日 課題文章（第 2 回） 講評
第 16 回	総まとめ 各回の授業において時間不足などのためにすることができなかつた質問を受

ける。

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	ジェンダーと法		
担当者名	後藤 弘子		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	春学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	<p>法は、ニュートラルな言葉でものごとを語る。そのため、人（自然人）という言葉は、一見女性も L G B T も除外していないようにみえる。しかし、近代法の形成の歴史を紐解けば、フランス人権宣言における人には実は女性もセクシャル・マイノリティも含まれていなかったという事実に突き当たる。そこまで遡らなくとも、日本の民法典や刑法典は、女性に参政権がなかった時代の産物であるだけではなく、21世紀になっても、家父長制や異性愛を前提とした家族観を前提とした法制度が維持され続けている。</p> <p>このことは、近代法が前提としている「人」や「合理的人間」が、実は人・人間＝男性でヘテロセクシャルであったことを示している。そして、このような法そのものが持つ性格は、その解釈や運用にも反映し、法は女性やセクシャル・マイノリティを周縁的な存在として扱い続けている。このような法のあり方に異議申立てを行ったのが、1960 年代以降の第2派フェミニズムであり、そこで発見され、再定義されたジェンダーという概念であった。フェミニズムやジェンダーという新たな視点の導入は、アカデミズムにも影響を与え、法律学においても「フェミニズム法学」（法女性学）や「ジェンダー法学」という分野が形成されるに至った。</p> <p>法は差別を是正し正義を実現するためのものであるが、法が女性にとって差別を是正する役割を果たしておらず、女性にとっての正義が実現されていないという問題を解決するためにジェンダー法学は存在する。そのため、本授業では、中立・公正であるべき法のジェンダーに関する偏り（バイアス）を問題とし、法の立法・解釈・運用がジェンダー・バイアスに基づいて行われることによる差別的取扱いを是正する方法を模索することを目的としている。</p>
2. 関連する科目との関係	ジェンダーの視点から法を見直すことがジェンダーと法の基本的なスタンスである。そのため、すべての法分野に関係する。特に、国際人権法、憲法、民法、刑法、刑事訴訟法、労働法といった法と大きな関連がある。ただし、ジェンダーと法は、近代法のあり方に対する異議申し立てであることから、これらの法を批判的に検討することになる。
3. 授業の方法	授業は、大きく二つのパートに分かれる。まず、総論として、法を分析する道具概念としてのジェンダーについての理解を深める。フェミニズムにおけるジェンダーの再発見から最近までの歴史を概観し、その上で、ジェンダー法学の形成と現状について理解する。次に、各論として、実際法がジェンダーに関してどのような態度で望んでいるのかを、各分野別に判例を取り上げながら検討を加えていく。取り上げる分野は、婚姻、離婚、性愛、生殖、雇用、暴力、犯罪といった分野である。
4. 成績評価	授業は、テーマごとに文献や事例を指定し、それらを事前に読んだ法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	教科書としては特に指定しないが、吉岡睦子・林陽子編著『実務ジェンダー法講義』（民事法研究会、2007 年）、辻村みよ子『ジェンダーと法（第2版）』（不磨書房、2010 年）、犬伏由子・井上匡子・君塚正臣編著『レクチャージェンダー法』（法律文化社、2012 年）を挙げておく。参考書として、内閣府男女共同参画局『平成26年版男女共同参画白書』、三成美保・笹沼朋子・立石直子・谷田川知恵編著『ジェンダー法学入門』（法律文化社、2011 年）など。 また、エンダーを理解するには、フェミニズムに対する理解も必要である。

6. 授業内容（細目）	
第 1 回	<p>〈ジェンダー法学入門〉</p> <p>近代法は女性を排除する形で成立した。近代法が前提としている人間像を再検討することで、法の「普遍性」、「中立性」の意味を明らかにする。さらには、近代が前提としている公私二分論についても検討を行い、フェミニズム法学やジェンダー法学を学ぶ意味について確認する。また、女性に対する差別を論じる上で不可欠となるデータについてみていくことで、日本のジェンダーギャップ指数や女性の貧困問題についても検討する。</p>
第 2 回	<p>〈女性の権利と女子差別撤廃条約〉</p> <p>女性の権利の保障について考える場合、女性の権利の歴史的な側面の検討が欠かせない。女性が法的権利を獲得してきた歴史を振り返ることにより、女性に対する差別や権利の意味を確認する。さらには、1979 年に採択された女子差別撤廃条約の意義と同委員会による日本に対する最終見解（2009）やそのフォローアップ、日本政府による第 7 回・第 8 回実施報告書を検討する。</p>
第 3 回	<p>〈男女共同参画社会基本法とその後の動き〉</p> <p>1999 年に男女共同参画社会基本法が制定された。この法律の制定の経緯、意義や内容を明らかにすることで、我が国における男女平等のあり方について考える。また、2010 年に改定された第 3 次男女共同参画基本計画の内容や、2015 年に改定される予定の第 4 次男女共同参画基本計画についても触れる。さらには、昨年国会で審議され廃案になった「女性活躍推進法」についても検討する。</p>
第 4 回	<p>〈セクシャル・マイノリティと法〉</p> <p>法は、ジェンダーには男性と女性しか存在しないこと、性的パートナーは、異性であることを前提として制度を構築している。しかし、実際には、男性でも女性でもないセックス、ジェンダー、セクシャル・オリエンテーションを有する人たちが多数存在する。法において、周縁化させられている性同一性障害者、ホモセクシャル、インター・セックスといったセクシャル・マイノリティと法について考える。</p>
第 5 回	<p>〈ドメスティック・バイオレンス/ストーカー〉</p> <p>暴力は他者に対する権力支配の道具として最も有効なものである。特に、この暴力が私的な領域、特に性愛関係間で行われた場合には、それが犯罪として認識されないことによる暴力の正当化や、公的な領域の男性支配をさらに強化することにもつながる。また、3 度にわたって行われた配偶者暴力防止法改正についても触ることで、暴力がジェンダーに関する権力構造を強化する女性に対する差別であることを明らかにする。加えて、DV 型ストーカーを中心にストーカー規制法についても学ぶ。</p>
第 6 回	<p>〈婚姻という制度〉</p> <p>婚姻制度をめぐっては、ジェンダーの視点から問題となることは多い。婚姻制度が一定の価値観を前提としており、社会の意識にもバイアスが存在するため、規定自体はジェンダー・ニュートラルでも、実際には夫婦の平等が実現しているとは言い難い。ジェンダーの視点から問題となる再婚禁止期間、夫婦別姓、離婚等について具体的検討することで、婚姻制度が前提としている家父長制の存在を明らかにする。さらに家事労働に対する評価等にも触れる。</p>
第 7 回	<p>〈リプロダクティブ・ヘルス/ライツ〉</p> <p>女性と男性の最大の違いは、女性が「産む性」であるところにある。少子化の日本において、「産む性」は時には人口問題として議論されることもある。女性の権利の一つとして、「産む・産まない」を決める権利や自分の体に対する権利をどのように認めるのかについて、主に人工妊娠中絶に関連して不検討する。さらに、生殖補助医療によって生じる様々な法的問題、特に母子関係、父子関係について検討する。</p>

第 8 回	<p>＜雇用における性差別＞</p> <p>雇用の現場においては、未だに女性差別が大きな問題として存在している。この差別は、労働者像を固定することによって生じている。固定化された労働者像とそれによって生じる差別の態様と法との関係について検討する。特に、労働形態の多様化が女性にどのような不利益を与えていたのかについて考える。また、3回の雇用機会均等法や多くの雇用差別に関する裁判例を検討するだけではなく、最近の「マタニティー・ハラスメント」についても検討する。</p>
第 9 回	<p>＜セクシャル・ハラスメント＞</p> <p>職場における暴力として、セクシャル・ハラスメントが問題とされるようになって、20 年以上経過し、雇用機会均等法において、セクハラの防止義務が法律で規定されてからも 15 年以上が経過した。しかし、未だに職場におけるセクハラは後を絶たない。また、最近では、新たなセクシャル・ハラスメントの場としての大学が注目されている。授業では、各人が重要だと考えた裁判例を検討することで、これまでの判例法の集積を振り返った上で、法的・社会的論点を検討する。</p>
第 10 回	<p>＜性暴力とジェンダー（1）強姦・強制わいせつ＞</p> <p>暴力の中でも性暴力は最も深刻な暴力である。特に強姦は自己決定権を侵害するばかりではなく、PTSD などの被害をも誘発する。強姦という性暴力における保護法益をジェンダーの観点から再検討する。さらには、男性の性暴力被害の存在と対応の必要性についても触れる。また、2014 年から始まった「性犯罪の罰則に関する検討会」における議論についても検討する。</p>
第 11 回	<p>＜性暴力とジェンダー（2）無罪事例から学ぶ＞</p> <p>性暴力については、痴漢や強姦に関して無罪判決が注目されることが少なくない。性暴力の無罪判決を検討することで、裁判所が「強姦神話」にとらわれている状況について見ていく。また、刑事裁判の大原則と被害者の救済をどのように両立させていくのかについて、性犯罪被害者の立場から検討を行う。</p>
第 12 回	<p>＜性暴力とジェンダー（3）売買春・商業的性的搾取＞</p> <p>売買春は、性が商品化されるという点で、ジェンダーをめぐる権力構造がもっとも明確になる領域の一つである。売買春をめぐる様々な議論を検討することによって、売買春と法的対応について考える。また、人身売買罪や人身取引議定書の批准、さらには児童買春・ポルノ禁止規制法など子どもの買春についても触れる。</p>
第 13 回	<p>＜性暴力とジェンダー（4）ポルノグラフィ＞</p> <p>ポルノグラフィは、従来もっぱらわいせつ罪の成立や表現の自由との関係で問題とされてきた。しかし、ポルノグラフィの問題は性暴力を映像化することや、映像が転々流通することで性被害が拡大するところにある。性被害としてのポルノグラフィを考えることにより、社会のジェンダー秩序を再検討する。また、「ろくでなし子」事件についても検討する。</p>
第 14 回	<p>＜犯罪とジェンダー＞</p> <p>刑事法の分野では伝統的に女性犯罪研究が行われてきた。その中で、女性犯罪の稀少性が注目を集め続けている。女性犯罪研究をレビューすることにより、犯罪とジェンダーとの関係を明らかにする。さらには、男性犯罪、特に男子少年の非行についてもその特徴を明確にする。加えて、女性刑務所における処遇のあり方についても検討する。</p>
第 15 回	<p>＜まとめ：司法におけるジェンダー・バイアス＞</p> <p>法自体がジェンダー・ニュートラルであっても、運用においてジェンダーに基づく差別がある場合には、ジェンダーの平等は実現されない。圧倒的な男性の担い手たちと法のもつ男性的思考によって、女性は常に司法において周縁化される。これまでの授業のまとめとして司法におけるジェンダー・バイアスを再検討することにより、ジェンダー平等について考える。</p>

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	医事法 I		
担当者名	古川 俊治		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	春学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	現代医療が惹起している法的・倫理的諸問題について、法と生命倫理の観点から検討し、問題点についての基礎的知識の習得と法的思考能力を育成する。各問題点について、日本での判例や諸法令のほか、他国における制度の状況を検討する。 本授業の到達目標は、現代医療の法的・倫理的諸問題について、基本的知識と法的思考方法を習得することにあり、特に、医療機関や医学研究機関における倫理審査委員会の法曹委員として必要な基礎的能力を身につけることを目標とする。
2. 関連する科目との関係	医療と関わる法律問題は、民事法・刑事法、あるいは、実体法・訴訟法を問わず、全法律的分野において生じるため、個別法分野における断片的知識のみでは適切に対応することは困難である。法学既修者又は法学未修者 2 年次以降で、基幹法律科目を修得し、法律学全般にわたる基本的・体系的な知識を有する者を対象とする。
3. 授業の方法	受講生は予め与えられた課題について、関連する資料を調査し、自らの見解をまとめたレポートを作成した上で授業に臨む。授業では、各テーマに対する多様な見解を整理し、各々の根拠と問題点を検討する。
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	特定の教科書は指定しません。適宜、授業内で指示します。
6. 授業内容（細目）	
第 1 回	生命倫理及びインフォームドコンセントに関する基本的な考え方について解説します。基本資料は、世界医師会ヘルシンキ宣言、同リスボン宣言です。  古川俊治「科学技術の研究・開発に関する規範定立についての一考察—医療技術を例として」ジュリ 1369 号（2008）45 頁以下も読んでおいて下さい。
第 2 回	先進医療と臨床研究の倫理に関する基本的な考え方を学びます。基本資料は、世界医師会ヘルシンキ宣言、文部科学省・厚生労働省「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（平成 26 年 12 月 22 日）です。
第 3 回	死体解剖保存法と死因究明制度について、及びヒトに関する試料の法的取り扱いについて学びます。
第 4 回	医薬品・医療機器及び健康食品に関する法制度について学びます。医薬品・医療機器に関する規制や医薬品販売制度、保健機能食品制度と食品表示制度について検討します。
第 5 回	医薬品・医療機器の臨床試験（治験）をめぐる法的諸問題をテーマとします。検討材料は、「医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令」（平成 9 年 3 月 27 日厚生省令第 28 号）、及び医療機器 GCP「医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令」（平成 17 年 3 月 23 日厚生労働省令 36 号）です。

第 6 回	自己決定権の限界に関する問題として、エホバの証人と輸血拒否の問題を取り上げます。検討材料は、最判平 12・2・29 民集 54 卷 2 号 582 頁、日本外科学会等「宗教的輸血拒否に関する合同委員会報告」(2008 年 2 月 28 日) です。関連するテーマとして、医療上の意思決定の代行の問題についても検討します。また、終末期医療をめぐる法的問題点について検討します。検討材料として、「東海大病院安楽死事件」に関する横浜地裁平 7・3・28 判例時報 1530 号 28 頁、「川崎協同病院事件」に関する東京高裁平 19・2・28 判例タイムズ
第 7 回	死の概念及び判定方法、臓器移植の法的論点として脳死移植の要件と手続について検討します。臓器移植法、同施行規則、同運用指針（ガイドライン）が基本資料です。臓器移植の現状について臓器移植ネットワークのデータを参照して下さい。  古川俊治「臓器移植法の改正と医療現場」刑事法ジャーナル 20 号（2010 年）18 頁以下にも目を通しておいて下さい。
第 8 回	胎児の保護・妊娠中絶の規制、及びヒト胚の法的地位・その保護をテーマとします。総合科学技術会議生命倫理専門調査会報告書「ヒト胚の取り扱いに関する基本的考え方」(平成 16 年 7 月 23 日) を取り上げます。
第 9 回	生殖補助医療：人工授精・体外受精、及び着床前診断および出生前診断をめぐる法的諸問題を検討します。日本学術会議対外報告（平成 20 年 4 月 8 日）「代理懐胎を中心とする生殖補助医療の課題—社会的合意に向けて—」、日本生殖医学会倫理委員会報告「第三者配偶子を用いる生殖補助医療についての提言」(2009 年 3 月)、日本産婦人科学会「出生前に行われる検査および診断に関する見解」(2007 年 4 月) 及び「「着床前診断」に関する見解」(2010 年 6 月) が基本資料です。  文部科学省科学技術・学術審議会生命倫理・安全部会、厚
第 10 回	遺伝子診断・治療および遺伝子解析研究をめぐる法的問題を取り上げます。検討材料は、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」(文部科学省・厚生労働省・経済産業省平成 26 年 11 月 25 日一部改正)、「遺伝子治療臨床研究に関する指針」(文部科学省・厚生労働省平成 26 年 11 月 25 日一部改正) です。
第 11 回	ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律（クローン技術規制法）について研究します。基本資料は、クローン技術規制法及び「特定胚の取扱いに関する指針」(平成 21 年 5 月 20 日改正) です。
第 12 回	ヒト幹細胞と再生医療について検討します。検討材料は「ヒト E S 細胞の樹立及び分配に関する指針」(文部科学省平成 21 年 8 月 21 日)、「ヒト E S 細胞の使用に関する指針」(文部科学省平 21 年 8 月 21 日)、及び平成 26 年 11 月から施行された再生医療等安全確保法及び医薬品・医療機器等法の再生医療製品の取り扱いについて学び、幹細胞治療と再生医療の可能性と危険性について考えます。  参考文献 各種幹細胞について、新聞等を参考に、調べておいて下さい。
第 13 回	診療情報の特質と医療における個人情報保護について学びます。「診療情報の提供等に関する指針」(厚生労働省平成 15 年 9 月 12 日)、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」(厚生労働省平成 16 年 12 月 24 日)、「医療システムの安全管理に関するガイドライン 第 4 版」(厚生労働省平成 21 年 3 月) の内容を中心に検討します。
第 14 回	医療事故調査制度について考えます。平成 27 年 10 月より開始される改正医療法上の医療事故調査制度について、最判平 16 年 4 月 13 日判例時報 1861 号 140 頁、厚生労働省「医療安全調査委員会設置法案大綱案」(平成 20 年 6 月)との関連も含めて、その在り方について議論します。  参考文献 上記判例及びその判例批評ないし解説、大野病院事件に関する福島地裁平成 20

	年 8 月 20 日 判決、および「異状死等について—日本学術会議の見解と提言—」（日本学術会第 2 部・第 7 部 平成 17 年 6 月 23 日）に目を通しておいて下さい。
第 15 回	日本の医療提供体制、健康保険制度など、日本の医療制度の概要について解説します。
第 16 回	試験

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	医事法Ⅱ		
担当者名	古川 俊治		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	秋学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	現在の医療関連法務や医療関連訴訟の中で問題となる各論点を取り上げ、法曹実務家として必要とされる基本的知識の習得を目的とする。 医療過誤訴訟の中で、問題となる典型的論点について、最高裁判例と代表的下級審裁判例を分析し、実務家として必要な知識と思考方法を習得する。医師法、医療法、薬事法などの特別法についても必要な範囲で取り上げる。 本授業の到達目標は、現在の医療関連法務や医療関連訴訟に関する問題点を、法曹実務家として取り扱うのに、必要な基礎的能力を身につけることが目指される。
2. 関連する科目との関係	医療と関わる法律問題は、民事法・刑事法、あるいは、実体法・訴訟法を問わず、全法律的分野において生じるため、個別法分野における断片的知識のみでは適切に対応することは困難である。法学既修者又は法学未修者 2 年次以降で、基幹法律科目を修得し、法律学全般にわたる基本的・体系的な知識を有する者を対象とする。
3. 授業の方法	まず、講義により基本論点を解説した後、具体的な事例について医学文献の調査等を体験し、レポートの作成やディベートを通じて、医事訴訟実務の基本的技能を身に付ける。
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	各回にレジュメを配布する。
6. 授業内容（細目）	
第 1 回	医療事故の法的解決手続の概要 医療事故に関する法的解決の概要について解説する。特に、民事上の医療過誤訴訟について、診療契約の論理的分析と実務上の扱いについて検討する。
第 2 回	説明義務（1）インフォームド・コンセント 説明義務における注意義務懈怠は、医療技術上の注意義務懈怠と並ぶ医療過誤訴訟における主要な争点である。説明義務は、インフォームド・コンセントと療養指導に大別されるが、まず、インフォームド・コンセントについて近年の最高裁判例と下級審諸裁判例を検討する。
第 3 回	説明義務（2）療養指導 近年の療養指導に関する最高裁判例と下級審諸裁判例を検討する。
第 4 回	説明義務（3）一特殊なケースに関する説明義務 医療上の意思決定の代行の問題、癌の告知、宗教上の輸血拒否、臨床研究における説明義務の問題を扱う。癌告知に関しても、国民意識の変化を受け、近年の判例の論旨には変化がうかがえる。裁判例の状況と、今後の訴訟の動向について検討する。宗教上の輸血拒否は、医療現場において、多様な問題を引き起こしてきた。平成 12 年の最高裁判例を経て、一応の原則が示されたものの、医療現場においては尚、問題点を孕む。具体的な設例について、実務の観点より検討する。臨床研究における説明義務について
第 5 回	医療水準論 未熟児網膜症事件に関する一連の最高裁判例の中で、我が国における医療水準論は発展してきたが、近年の裁判例では、一層の厳格な判断が見られるようになった。現在の evidence-based medicine の議論との関連において、現在の医療水

	準の状況と問題点について検討する。
第6回	<b>転医義務</b> 医療機関には大学病院、地域の基幹病院、中小一般病院、開業医と様々な規模や専門性がある。患者の病態や疾患によって、医師に高次医療機関への転医を勧めるべき義務が生じる場合について検討する。
第7回	<b>医薬品・医療機器による健康被害</b> 医薬品・医療機器による健康被害は、医療事故の半数近くを占める。各ケースにおける医師・医療機関の責任と医薬品・医療機器企業の責任について、医薬品・医療機器等法、医薬品副作用救済制度を含めて解説する。
第8回	<b>救急医療における問題点</b> 救急医療においては、些細な過誤が患者の生死に直結するため、医師に特に高度の注意義務が必要なとされる領域であるといえる。救急医療に関する医療過誤の代表的裁判例を取り上げ、争点について検討する。
第9回	<b>医療過誤訴訟における証明</b> 医療関連訴訟においては、科学的知見に基づく訴訟上の証明が最も重要な問題となる場合が多い。科学的知見の取扱いの問題、鑑定をめぐる実務上の問題点などについて検討する。
第10回	<b>医療過誤訴訟における因果関係と損害</b> 医療関連訴訟においては、因果関係の証明が最も重要な問題となる場合が多い。民事訴訟における因果関係認定の判定の原則と実務における具体的認定、刑事訴訟における因果関係などについて検討する。また、医療過誤訴訟においては、癌や難治性疾患など、もともと根治が期待できない患者が対象となる場合も多く、その場合、患者の損害が問題となる。延命利益や期待権などの判例理論について検討する。
第11回	<b>看護師その他の医療従事者</b> 看護師その他の医療従事者は、それぞれの資格に関する法によって、医療行為に関して限られた権限を付与されており、これを逸脱することは許されない。一方、裁判例では、看護師が医師から独立した責任を問われる例もある。これら医師以外の医療従事者の権限と責任について検討する。
第12回	<b>刑事医療過誤</b> 医療過誤事件では、業務上過失傷害・致死罪のほか、秘密漏示罪、虚偽診断書等作成罪、医師法違反などの事案がある。各種の刑事医療過誤裁判例を取り上げ、その特徴について検討する。また、平成27年10月より開始される医療事故調査制度との関連性についても検討する。
第13回	<b>医事紛争解決の実務</b> 医事紛争の実務での解決過程について、医師会の医療事故処理委員会や保険会社の機能、東京地方裁判所専門部の訴訟手続運用、弁護士会による医療ADRなどについて検討する。
第14回	<b>医療法制に関する諸問題</b> 医療保険制度、医療法人制度の概要と、近年の動向について検討する。規制改革で議論になってきた混合診療、株式会社の医療への参入等の問題について検討する。
第15回	<b>医療におけるリスクマネージメント</b> 医療事故防止のための医療安全対策活動について検討する。
第16回	試験

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	災害復興法学		
担当者名	岡本 正		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	春学期
受講条件	指定教科書があります。		

1. 授業の目的と到達目標	東日本大震災における生活再建支援、被災地域の災害復旧・復興支援の各場面における、現行法制度の適切な適用、現行法の課題などを明らかにし、災害復興の実務のニーズに即応できる事例解決能力、政策立案能力等を習得することを目的する。
2. 関連する科目との関係	現場のニーズに対応する法令を広く検討するが、民法、区分所有法、個人情報保護法は、現場における実際の活用事例などで頻出する。特別の民事法、行政法については都度解説を加える。
3. 授業の方法	○テーマごとに担当者を定めたレポートの作成と発表を実施する。 ○期末に共通レポートの提出を求める。 ○受講生が定員を大幅に上回る場合は抽選とする。
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	『災害復興法学』（慶應義塾大学出版会 2014 年）
6. 授業内容（細目）	
第 1 回	(導入講義 1) 趣旨説明、事例調査方法の解説、東日本大震災災害復興支援の現状、災害復興支援において法律家が果たす役割について (1)
第 2 回	(導入講義 2) 趣旨説明、事例調査方法の解説、東日本大震災災害復興支援の現状、災害復興支援において法律家が果たす役割について (2) ※ただし、第 3 回以降の講義内容が繰り上がる可能性が高い。
第 3 回	1. 貸貸借契約関係における権利義務の正確な理解 賃料をめぐる問題、修繕義務をめぐる問題、原状回復義務をめぐる問題、建物明渡をめぐる問題、などの典型事例からモデル事例を設定し、民法、借地借家法、実際の運用、の相違についての正確な理解をと震災事例における応用を目指。罹災都市借地借家臨時処理法についても言及する。
第 4 回	同上
第 5 回	同上
第 6 回	2. 相続をめぐる問題について 民法における行方不明者の原則的対応、東日本大震災における実務の対応、民間企業や保険会社の対応、特に、相続放棄の実際などからモデル事業を設定し、論点の抽出、立法政策的な課題の抽出をメインに事例の検討を実施する。法務省の通達、災害弔慰金法、民法の改正点にも言及する。
第 7 回	同上
第 8 回	同上
第 9 回	3. 工作物責任（損害賠償）・不動産取引をめぐる問題について 東日本大震災において最も件数が多い「工作物責任（損害賠償）」をめぐる問題や、災害前後の不動産取引の紛争からモデル事例を設定する。民法の損害賠償

	の責任論の原則が、工作物責任においてどのように修正されているかという不法行為法制の判例や学説の理解をメインとし、そこから震災事例に対する新たな規範・解決指針の作成を目指す。
第10回	同上
第11回	同上
第12回	4. 民法の「共有」法制の原則と区分所有法における修正を通じて、より効果的な共有資産の活用について検討することを目指す。マンションの建て替えや取り壊しをめぐる問題からモデル事例を設定する。現行の災害復旧対応のみならず、防災の観点から「耐震化」を効果的に進めるための区分所有法及びマンション関連法の現行法制にも言及する。
第13回	同上
第14回	同上／共通レポートの出題
第15回	(総括講義) 東日本大震災の最前線の災害復興現場の論点について解説、今後の課題、法律家や大学が果たすべき役割について、講義全体を総括し、未来へのテーマを提示する。
第16回	

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	スポーツと法		
担当者名	伊東 卓／高松 政裕		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	秋学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	<p>2020 年東京オリンピック・パラリンピック開催が決定され、国民のスポーツへの関心はより一層高まっている。海外メディア等による日本のスポーツ界への注目度も高い。</p> <p>日本国内のスポーツ法制に関して言えば、2011 年、スポーツ基本法が成立し、同年 8 月 24 日より施行された。このスポーツ基本法は 1961 年に制定されたスポーツ振興法を 50 年ぶりに全面改正し、スポーツに関する基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本事項を定めるものである。スポーツ振興法は日本のスポーツの発展に大きく寄与してきたものの、制定から 50 年が経過し、国民のスポーツを行う目的が多様化するとともに、プロスポーツの発展やスポーツによる国際交流の活発化等スポーツを巡る状況は著しく変化した。この状況を踏まえ、スポーツ推進のための基本的な法律として議員立法として制定されたのがスポーツ基本法である。</p> <p>スポーツ界ではスポーツ基本法の制定を契機に、より一層、法の支配の理念を浸透させ、競技団体によるグッドガバナンスの実現が強く求められており、これらに寄与できる知識と経験を有する法律家の関与が不可欠となりつつある。</p> <p>また、スポーツ事故、代表選考に関するスポーツ仲裁、アンチ・ドーピング、プロスポーツ選手の代理人等法律実務家の活躍が求められる場面は枚挙にいとまがない。</p> <p>もっとも、スポーツを巡る制度、ルール、政策、慣行及び紛争解決方法等にはスポーツ特有な面があり、単なる法的知識や経験だけでは対応できないところが多く、スポーツ分野における法律実務家の養成が喫緊の課題である。</p> <p>そこで、本授業では、法律実務家として求められる法的知識及び法的思考方法を基礎に、スポーツ分野特有の制度、ルール、政策及び慣行等を学ぶことで、受講者がスポーツ分野における法的エキスパートとして活躍するための素養を習得することが到達目標である。</p> <p>オリンピックやサッカーW杯等国際大会の普及により、今やスポーツは世界的関心事となっている。スポーツに適用される法についてもアンチ・ドーピングのルールを始め、国際法的な枠組みが形成されつつある。そのため、国際スポーツの現状と課題について学ぶことも不可欠であると考える。</p> <p>なお、最新の事例並びに裁判及び仲裁判断例についても隨時紹介する。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>民法や刑法といった基本的な法律は勿論のこと、知的財産法、独占禁止法、労働法等の知識が求められることが多い。したがって、経済法関連、知的財産法関連、労働法関連及び現代契約実務等の科目と関連する。</p> <p>また、EU 法の知識があると国際サッカーのルールの理解に役立つことから EU 法に関する科目の履修も望ましい。</p>
3. 授業の方法	<p>講義形式を基本としつつも、隨時、質疑応答を行いながら双方向型の授業を実施する予定である。できるだけ多く、受講者に考える機会を与えるつもりである。</p>
4. 成績評価	<p>法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価</p>

5. 教材	<p>基本的には授業内で配布資料を使用するため、特に指定はしないが、以下の文献が参考になる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道垣内正人・早川吉尚編著「スポーツ法への招待」ミネルヴァ書房</li> <li>・日弁連スポーツ・エンターテイメント法促進PT編著 「スポーツ事故の法務～裁判例からみる安全配慮義務と責任論～」創耕舎</li> <li>・日本スポーツ法学会編「詳解スポーツ基本法」成文堂</li> <li>・小笠原正監修「導入対話によるスポーツ法学〔第2版〕」不磨書房</li> <li>・伊藤堯編著「ケーススタディ スポーツアクシデント」(改訂第5版) 体育施設出版</li> </ul>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>「日本のスポーツ界における法規制」 導入として、日本の高校スポーツの特徴である野球の甲子園大会を例に、高校スポーツと部活動の現状、日本の競技団体の現状、国内競技団体と国際競技団体の関係等を説明し、日本のスポーツ団体やスポーツ選手はどのような法やルールによる規制を受けているのかを学ぶ。</p>
第2回	<p>「高校野球における不祥事とその対応」 独自のルールにより運用されている高校野球を例に、学生野球憲章の内容を紹介し、具体例を前提に対応策を学ぶ。</p>
第3回	<p>「スポーツ団体の不祥事とガバナンス～現状とグッドガバナンスの実現～」 最近の国内スポーツ団体内における不祥事事件とその後の対応例を紹介し、スポーツ団体に法の支配を浸透させること及びガバナンス確立の重要性を学ぶ。 また、スポーツ団体においてグッドガバナンスを実現させるには法律家として何をすべきか、その方策を検討する。</p>
第4回	<p>「スポーツと暴力問題」 高校部活動での暴力事件や女子柔道の日本代表チームにおける事件等、スポーツ指導の場面において指導者等による暴力が顕在化する事例が後を断たない。 そこで、スポーツ界から暴力を根絶するための法的仕組みについて検討する。</p>
第5回	<p>「スポーツ界における紛争解決」 スポーツ界での紛争には、代表選考を巡る争いなど一般的に法律上の争訟性が認められず、司法判断の対象となり得ない類型が多い。このような類型の紛争に対応する第三者機関として、国内では日本スポーツ仲裁機構がある。そこで、日本スポーツ仲裁機構による仲裁判断例を中心に紛争事例を紹介し、法律実務家として適切な紛争解決方法を選択するためのスキルを習得する。</p>
第6回	<p>「日本におけるアンチ・ドーピング活動の現状」 ドーピングをめぐる問題は国際的な課題であり、世界共通のアンチ・ドーピングルールの実施は各国競技団体等関係機関の責務である。 そこで、日本におけるアンチ・ドーピング活動の担い手である日本アンチ・ドーピング機構（JADA）の活動を紹介するとともに、アンチ・ドーピングルールの仕組み、内容、運用、法的問題点等を学ぶ。2020年東京オリンピック実施に向けた課題にも言及する予定である。</p>
第7回	<p>「ドーピング違反の処分を巡る紛争」 国内の競技大会でドーピング違反が発覚した場合の紛争解決方法や実際に問題となることが多い規定等を紹介し、具体的な事例を検討する。</p>
第8回	<p>「スポーツ事故に関する裁判例」 スポーツ事故が発生した場合、損害賠償請求等の裁判に発展することが多く、国内でも多くの裁判例の集積がある。スポーツ事故による損害賠償請求では不法行為、安全配慮義務、使用者責任、国家賠償責任等基本的な法的責任論に加え損害論が争点になる。そこで、基本的な法的素養を前提にスポーツ事故に関する裁判例を分析する。</p>

第9回	<p>「スポーツ事故の予防と対策」</p> <p>スポーツを安全かつ楽しく行うためには、何よりもスポーツ事故を未然に防ぐことが肝要である。そのため、スポーツ事故の予防策をいかに講じるかは非常に重要なテーマといえる。法的観点から、スポーツ事故予防のためにどのような仕組みを構築できるか検討する。</p>
第10回	<p>「障がい者スポーツと法」</p> <p>パラリンピックの普及により、障がい者スポーツへの注目が高まっている。他方、障がい者スポーツでは、その実施運営にあたり、クラス分けの方法、ドーピング、使用器具等の点で、非障がい者スポーツとは異なる法的問題点に直面することがある。特に、日本国内における障がい者スポーツの現状に目を向けると、多くの競技団体が法人化されていないなど法的課題が少なくない。</p> <p>そこで、東京オリンピック・パラリンピック開催を見据えて、障がい者スポーツをめぐる現在の法的課題を理解し、その改善策を検</p>
第11回	<p>「プロスポーツの実務1～選手会と代理人契約の実務～」</p> <p>日本の2大プロスポーツと言えるプロ野球とJリーグを題材に、選手会の目的や運営及び代理人による契約の実務等を紹介し、実務のイメージを習得する。</p>
第12回	<p>「プロスポーツの実務2～プロスポーツ界を巡る法律関係～」</p> <p>国内のプロスポーツを中心に、プロスポーツ選手契約と労働法の関係やプロスポーツによる規制と独禁法等の問題について、海外のプロスポーツの事例も取り上げつつ、検討する。</p>
第13回	<p>「スポーツと契約実務（スポーツマネージメント）」</p> <p>スポーツ選手のパブリシティ権に関する競技団体の規制の現状並びにスポーツ競技の放映権及び商品化権等に関する契約の実務等を紹介し、架空の事例を前提に契約書等の検討を行うことも予定している。</p>
第14回	<p>「国際スポーツの現状」</p> <p>スポーツは、国際的に共通の競技規則に基づいて行われ、スポーツ選手は国の大枠を超えて活躍することから、法的規制も国際的に統一された制度により運用されることが望ましい。</p> <p>そこで、国際スポーツのルールについて現状と課題を紹介するとともに、国際的なスポーツ紛争機関であるスポーツ仲裁裁判所（CAS）の事例なども取り上げる。また、2020年東京オリンピック開催に関し、ロンドンオリンピックにおける法的支援の取組みなども紹介する。</p>
第15回	試験またはレポート
第16回	講評等

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	フランス法（公法）I（隔年）		
担当者名	金塚 彩乃		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	春学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	王政・共和政・帝政等フランスはこれまで様々な政体を経験し、共和政においても様々な形を経験し、國のあり方を模索してきました。講義では、現在の第五共和政にいたる歴史や政治・制度のダイナミクスを学ぶとともに、最新の情報を織り交ぜつつ、現在のフランスの人権保障・統治機構の概略について学びます。また、フランスでは政治思想が重要な役割を果たしてきました。今のフランスを誕生させるにいたったフランス法に關係する思想家・哲学者あるいは政治家の文献を講読し、どのように今のフランスが成り立っていったのかを理解します。フランス語のテキストを用いるか否かについては、履修者と相談の上、決定します。
2. 関連する科目との関係	
3. 授業の方法	授業担当者によるフランス法の概要、歴史や諸制度の紹介と人権保障についての講義ののち、重要な判例や今のフランスを生みだした主要な思想家や哲学者の文献を読みます。フランス語のテキストを用いる場合には、フランス語文献の読解力を高めることも目指します。また、フランスの制度の理解だけにとどまらず、現在の日本の状況を考えるためにあたって、フランスの現在から何を学ぶことができるかという視点を重視します。
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	適宜授業担当者がレジュメを配布し、授業で取り上げる文献については、授業担当者が選択し、配布します。フランス語のテキストを用いる場合には、フランス語初等文法が分かれば、授業に十分に参加できるよう配慮します。
6. 授業内容（細目）	
第1回	イントロダクション、フランス憲法史概要
第2回	現代のフランス統治機構
第3回	第五共和政憲法と人権保障、その特色
第4回	憲法を守る裁判所—憲法院とその役割
第5回	フランス憲法の現代的課題
第6回	啓蒙思想とフランス革命、その他の政治思想
第7回	文献講読（1）
第8回	同（2）
第9回	
第10回	同（3）
第11回	同（4）
第12回	同（5）

第13回	同(6)
第14回	同(7)
第15回	まとめ
第16回	

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	フランス法（私法）Ⅱ（隔年）		
担当者名	金山 直樹		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	春学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	フランス私法の根幹を占める債務法の最新状況を勉強する。 具体的には、「フランスの債務法改正草案」を読むことを通じて、フランス民法の基本的な考え方を学ぶ。
2. 関連する科目との関係	フランス法に関する他の科目、大陸法財団寄付講座・大陸法特別講義、民法系の各科目
3. 授業の方法	「外書講読」の形式で行なう。 元のテキストは仏語だが、英訳があるので、英語でも受講することができる。 授業では、指名された学生が順次、原文を日本語に訳し、その意味を全員で考える、という形を採用している。語学的説明にも重点を置く。
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	「フランス債務法改正準備草案」(Avant-projet de réforme du droit des obligations et de la prescription)。英訳とともに、プリントして配布する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	ガイダンス
第2回	契約の対第三者効1（以下は過去のサンプルであって、詳細は第一回目の授業で指示する）
第3回	契約の対第三者効2
第4回	条件付き・期限付き債務
第5回	連帶債務・不分割債務
第6回	無債務の消滅
第7回	弁済
第8回	放棄・相殺
第9回	混同・供託
第10回	債権譲渡1
第11回	債権譲渡2
第12回	債務の証明
第13回	ゲストスピーカ① フランス法に造詣の深いを呼んで、話を聞く。

第14回	ゲストスピーカ② フランス法に造詣の深いを呼んで、話を聞く。
第15回	ゲストスピーカ③ フランス人弁護士を呼んで、話を聞く。
第16回	

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	ドイツ法 I		
担当者名	江口 公典		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	春学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	主として私法・経済法分野について、ドイツ法の主要問題を検討する。日本語で授業を行う。他方で、法とは優れて言葉による営みであることから、ドイツ語文献にも触れながら、ドイツ法の基本的な用語等を理解することに努めたい。日独比較をとおして、わが国における法のあり方を客観的に分析する能力を身につけることを目標とする。
2. 関連する科目との関係	民法または経済法のいずれかについて入門的な知識を有していることが望ましい。
3. 授業の方法	履修者の数、学習の状況等に応じて、最適の授業方法、授業内容を採用することとなる。次のような複数のモデルが考えられよう。(1) ドイツ法入門書（日本語）を購読する。(2) 連邦最高裁判所民事判決や立法資料等（ドイツ語）を購読する。(3) 両者の方法を組み合わせて併用する。後述「授業内容」の記述は(3)を前提としている。 質疑応答に基づく演習形式と講義形式を組み合わせて進める。
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	ドイツ法入門書（日本語）、ドイツ連邦最高裁判所民事判決・立法資料（ドイツ語）等について、具体的には授業開始時に通知する。
6. 授業内容（細目）	
第 1 回	導入（授業の内容、進め方、教材・文献等）
第 2 回	ドイツ法概説（法と歴史）(1)
第 3 回	ドイツ法概説（法と歴史）(2)
第 4 回	連邦最高裁判所民事判決の検討(1)
第 5 回	連邦最高裁判所民事判決の検討(2)
第 6 回	連邦最高裁判所民事判決の検討(3)
第 7 回	法における人間像の変遷（市民法から社会法へ）(1)
第 8 回	法における人間像の変遷（市民法から社会法へ）(2)
第 9 回	法における人間像の変遷（市民法から社会法へ）(3)
第 10 回	第 1 回～第 9 回に関する講評、質疑応答
第 11 回	民事上の差別禁止(1)
第 12 回	民事上の差別禁止(2)
第 13 回	民事上の差別禁止(3)

第14回	民事上の差別禁止(4)
第15回	まとめ
第16回	

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	イギリス法		
担当者名	島田 真琴		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	春学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	イギリスの司法制度、裁判制度及び契約法を中心にイギリス私法を概説する。
2. 関連する科目との関係	イギリス法上の諸制度を日本の民商法及び取引実務と対比しながら授業を進めるので、1年次に配当される民商法科目を理解していることが受講の前提となる。本授業を受けることにより、比較法的な見地から日本法をより深く理解できる。 他の選択科目として関連性が高いのは、「国際商取引法」、「国際取引法実務」、「涉外実務基礎」である。
3. 授業の方法	判例、文献リスト及びテーマに関連する質問事項を列記したレジュメを事前配布し、これに従って学生に発問しながら適宜に討議する方法で授業を進める。また、授業中にワークショップの時間を設け、学生はグループに分かれて、ケーススタディ、契約書の検討、ドラフト、ロールプレイなどを行う。授業は日本語で進行するが、ワークショップで使用する資料の大半は英文である。
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	拙著「イギリス取引法（慶應義塾大学出版会）」を教科書として進める。また、ワークショップでは、講師があらかじめ配布するレジュメ及び契約書、判例コピーなどの資料を利用する。参考文献は、第1回目の授業で紹介する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	イギリス法に準拠する国際取引および法曹の役割 イギリス法はどのような種類の国際取引に使用されているか、なぜ準拠法として選択されるのか、これらの取引に英國弁護士、日本弁護士がそれぞれどのように関与しているか、どのようにしてイギリス法を学習すればよいか等について紹介する。
第2回	イギリスの司法制度について及び判例の読み方 イギリスの裁判制度及びコモンローを始めとするイギリス法の法源について、日本の裁判制度や司法制度と比較しながら説明する。また、判例法がどのように確定し、法源として機能するのかについて具体的な事例を紹介しながら検討する。
第3回	契約の成立要件 (1) - Offer and Acceptance について イギリス法上の契約成立要件の一部である Offer 及び Acceptance について、様々なタイプの契約における具体的な内容、方法を、判例を紹介しながら検討する。
第4回	契約の成立要件 (2) - Consideration について イギリス法上の契約成立要件の一部であり、かつ日本法とは全く異質な法概念である Consideration (対価、約因) に関する諸問題を、判例を紹介しながら検討する。さらに、Consideration のない合意に拘束力を生じさせるための重要な法原則である Promissory Estoppel (禁反言の原則) を紹介する。
第5回	契約の成立要件 (3) • Contractual Intention イギリス法上の契約成立のためのその他の要件である Intention to create legal relations, Certainty, Completeness などについて、判例を紹介しなが

	ら検討する。
第6回	契約前書面 (Pre-contractual documents) について Letter of Intent、Letter of Commitment、Heads of Agreement など、契約交渉中に取り交わす書面の目的、機能及びイギリス法上の法的効果を検討する。
第7回	契約の条項 - Conditions、Warranties、Innominate terms について イギリス法に基づく契約条項の種類として、Warranties と Conditions とがあるが、これらの違い、実際上の区別の仕方などについて判例を中心に検討する。
第8回	契約の解釈及び責任免除規定 (Exclusion Clause) について Parol Evidence Rule など、イギリス法上の契約解釈の一般原則とその例外を紹介する。さらに、いわゆる責任免除規定の効果、解釈原理について、一般原理と Unfair Contract Terms Act の適用がある場合とに分けて紹介する。
第9回	不実表示 (Misrepresentation) について Misrepresentation の意義、要件、効果について判例を紹介しながら検討する。
第10回	錯誤 (Mistake)、不当威圧 (Undue influence) について Mistake、undue influence に関する最近の判例の動向、Misrepresentation との相違などを検討する。
第11回	契約の変更及び契約上の権利義務の移転 - Variation、Assignment、Novation について Variation、Rescission、Waiver の意義、要件を紹介し、さらに、Assignment と Novation の違いを中心に、契約上の地位を移転するための手法と限界を検討する。
第12回	契約の終了- Termination、Frustration について 契約違反解除、合意解約など契約の終了原因とその要件、効果を概観した上、イギリス法独自の原理である Frustration に関するコモンロー及び法令を紹介し、イギリス法に準拠する契約において不可抗力条項 (Force majeure clause) を合意していない場合にどのような問題が生ずるかを検討する。
第13回	契約違反の救済措置及び信託制度 - Remedies、Equity and Trusts について コモンローに並ぶイギリスの重要な判例法であるエクイティ (衡平法) に基づく信託制度を概説し、これがイギリス法上どのような役割を担っているか、具体的な事件を紹介しながら説明する。さらにコモンロー及び衡平法上の救済措置について紹介する。
第14回	ワークショップ - イギリス法に準拠した国際融資契約 ユーロ金融市場及びユーロ・ローン及びシンジケート・ローンの仕組みを解説した上で、あらかじめ配布した国際融資契約書の雛形 (英文) に基づいて、個々の契約条項の法的な意味、目的及びこれに関する法律上の問題点を、すでに学習したイギリス法上の諸概念、諸原則を用いて検討する。
第15回	演習課題検討、質疑応答
第16回	試験について公表等を事後的に行う。

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	イタリア法		
担当者名	東 史彦		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	秋学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	イタリアは古代ローマから現代にいたる長く豊かな法文化の伝統をもっており、社会生活のあらゆる領域に成文法の規制が張り巡らされている。本講義では、英語（またはイタリア語。受講者の語学能力に合わせる）の文献および法令を使用し、このようなイタリア法の概要を理解することを目的とする。それにより、日本法、ドイツ法、フランス法等との比較法的示唆を得ることを到達目標とする。
2. 関連する科目との関係	履修のための前提要件は特にない。他の外国法（EU法を含む）を履修していればなおよい。
3. 授業の方法	下記教材を基本教材とし、担当教員が最新事情等の補足説明を加えた講義を行い、履修者からの質疑に答える形で進める。 教材は英語（またはイタリア語）だが、イタリア語の文献を使用する際には必要に応じて英語訳も提供し、少なくとも英語ができれば参加可能とする。
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	S. Lena & Mattei, Introduction to Italian Law, Kluwer International (2002) Bernardo e altri, a cura di, Elementi di Diritto Italiano per Stranieri, Giuffr? (2001) 受講者の語学経験によって、および各章によって、参考資料、最新情報等、必要な資料を随時提供する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	ガイダンス、およびイタリア法の歴史 Introduction to Italian Law, Kluwer International (2002) pp. 1-19 Chapter 1: A Sketch of Legal History
第2回	第2回 イタリア司法制度 Introduction to Italian Law, Kluwer International (2002) pp. 99-124 Chapter 5: Machinery of Justice
第3回	第3回 イタリア憲法（基本原則、平等、市民の権利・義務） Introduction to Italian Law, Kluwer International (2002) pp. 31-41 Chapter 3: Constitutional Law
第4回	第4回 イタリア憲法（統治機構） Introduction to Italian Law, Kluwer International (2002) pp. 41-62 Chapter 3: Constitutional Law
第5回	第5回 イタリア憲法と EU 法、欧州人権条約 Introduction to Italian Law, Kluwer International (2002) pp. 63-97 Chapter 4: Italy and the European Union

第6回	イタリア行政法 Introduction to Italian Law, Kluwer International (2002) pp. 125–158 Chapter 6: Administrative Law
第7回	イタリア民事訴訟法 Introduction to Italian Law, Kluwer International (2002) pp. 159–180 Chapter 7: Civil Procedure and Path of a Civil Case
第8回	イタリア刑事法 Introduction to Italian Law, Kluwer International (2002) pp. 181–216 Chapter 8: Criminal Justice
第9回	第9回 イタリア民法（財産法） Elementi di Diritto Italiano per Stranieri, Giuffr? (2001) pp. 51–93 Capitolo 2, I-IX
第10回	第10回 イタリア民法（家族法） Elementi di Diritto Italiano per Stranieri, Giuffr? (2001) pp. 93–108 Capitolo 2, X-XI
第11回	第11回 イタリア会社法 Elementi di Diritto Italiano per Stranieri, Giuffr? (2001) pp. 109–138 Capitolo 3
第12回	第12回 イタリア労働法 Introduction to Italian Law, Kluwer International (2002) pp. 357–394 Chapter 14: Labor Law
第13回	イタリア国際私法・国際民事訴訟 Introduction to Italian Law, Kluwer International (2002) pp. 431–453 Chapter 17: Private International Law
第14回	イタリア知的財産権 補助資料
第15回	イタリア競争法 補助資料
第16回	定期試験

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	EU法		
担当者名	庄司 克宏		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	春学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	<p>欧州連合(EU)は約 5 億人の巨大市場を擁する。そこで適用される共通のルールとしての EU 法は、環境規制等のように事実上のグローバル・スタンダードを形成したり、競争法のように域外適用される場合がある。このようにして、EU 域内に進出したり、輸出を行う日本企業でなくとも、規制への対応や制裁金の賦課などで多大な影響を被ることがある。そのため、日本企業の間では、EU 法に精通した日本人弁護士への期待が高まっているが、そのような需要に応えることができていないのが現状である。このように、日本では「EU 法ギャップ」が存在する。</p> <p>本授業は、これまでに EU 法を学んだことがないか又は理解不十分な者を主な対象として、EU 法についての基礎的理解を習得させることを目的とする。受講者が将来、実務上 EU 法に直面した際に的確な調査、判断、助言を行うための応用能力の基礎を提供することが到達目標である。</p> <p>授業では EU 法の制度的な基礎的事項を説明した後、域内市場法および競争法を中心に実体法を扱う。</p> <p>具体的には、第 1 に EU の実体法的基礎を成す域内市場法について、物・人・サービス・資本の自由移動に焦点を当てて説明する。また、域内市場法との関連で知的財産権がどのように位置づけられるのか等の特定の問題に関しても解説する。</p> <p>第 2 に競争法、すなわち①EU 競争法制度の基礎および手続き、②競争制限的行為（カルテル等）の禁止（域外適用を含む）、③支配的地位の濫用の禁止、④合併規則等について説明を行う。</p> <p>なお、現在交渉中の日 EU 経済連携協定 (EPA) や個人情報保護法などについても扱う予定である。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>EU 法の憲法的側面を扱うものとして、テーマ研究 (EU 憲法) がある。</p> <p>また、発展科目として、EU 戦略法務ワークショッププログラム、EU ビジネス法務ワークショッププログラムがある。</p>
3. 授業の方法	<p>講義形式をとりつつも、教科書およびあらかじめ配付するハンドアウトを使用して質疑応答を行いながら、双方向型の授業を実施する。また、パワーポイントも併用する。</p> <p>有意義で楽しい授業にしたい。</p>
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	<p>教科書は次のとおりである。</p> <p>① 庄司克宏著『新 EU 法 政策篇』(岩波書店、2014 年)。      ② 庄司克宏著『欧州連合 統治の論理とゆくえ』(岩波新書、2007 年) ☆最新改訂版の 2014 年 10 月第 8 刷を用意すること。</p> <p>また、上記教科書に対応して設問および資料を印刷したハンドアウトを補助教材として事前に配付する。各ハンドアウトには、上記教科書の該当ページがすべて示されている。</p>
6. 授業内容（細目）	

第 1 回	<b>EU 法入門</b> EU 基本条約の概要について説明した後、まず、EU 権限の類型、EU 法の法源について解説する。次いで、EU 立法過程に関する諸機関（理事会、欧州議会、コミッショナ）および立法手続について概説し、最後に EU の司法制度の概要について説明を行う。
第 2 回	<b>EU 域内市場総論</b> 域内市場法の総論として、物・人・サービス・資本の自由移動および競争法について概観する。
第 3 回	<b>物の自由移動 I (関税・課徴金の廃止、差別的内国税の禁止)</b> 物の自由移動のうち、関税・課徴金の廃止および差別的内国税の禁止について解説する。
第 4 回	<b>物の自由移動 II (数量制限と同等の効果を有する措置の禁止)</b> 物の自由移動における最大の問題である「数量制限と同等の効果を有する措置」について、定義、明文の適用除外、相互承認と「不可避的要請」、デ・ミニミス・ルールの有無、遠隔度テスト、「一定の販売取り決め」、市場アクセス・アプローチに関連する判例を取り上げながら、EU と加盟国の間における規制権限の配分について解説を行う。
第 5 回	<b>物の自由移動 III (知的財産権との関係)</b> 国内法の所産としての知的財産権は EU 域内市場における物の自由移動を制限する方向に働くが、EU 司法裁判所はどのようにして両者の調和を図っているかについて権利消尽理論に焦点を当て、特許、商標、著作権に関する判例を取り上げながら説明する。
第 6 回	<b>人の自由移動 I (労働者、開業、サービスの自由移動)</b> 経済活動に従事する EU 加盟国国民の自由移動について物の自由移動と比較しつつ、その範囲、明文の適用除外、相互承認と「公益上不可欠の理由」、資格同等性原則、デ・ミニミス・ルールの有無に関連する判例を取り上げながら、EU と加盟国の間における規制権限の配分について解説を行う。そのさい、会社の移動、租税法、労働者の国外配置（派遣を含む）などの個別の問題についても触れる。
第 7 回	<b>人の自由移動 II (EU 市民権)</b> 経済活動を行わない場合の人の自由移動の問題として、EU 市民権に関する判例法を解説する。また、それとの対比において第三国国民がどのように扱われているのかについても触れる。
第 8 回	<b>資本の自由移動および経済通貨同盟</b> 資本の自由移動について他の自由移動との相違を踏まえながら、その範囲および適用除外について判例の動向とともに解説する。また、単一通貨ユーロ導入後における EU の金融政策、財政政策および銀行監督の法的枠組みについても説明する。
第 9 回	<b>ゲストスピーカー</b> 日 EU 経済連携協定について
第 10 回	<b>EU 競争法 I (EU 競争法の制度・手続)</b> まず EU 競争法の枠組みおよび目的について説明し、次に EU 競争法の遵守確保 (enforcement) について定める規則 1/2003 に焦点を当て、とくにコミッショナ、国内裁判所、国内競争当局の関係について解説を行う。最後に、EU 競争法手続における基本権保護の問題を取り上げる。
第 11 回	<b>EU 競争法 II (競争制限的行為の禁止)</b> EU 機能条約第 101 条の解説を行う。まず第 101 条 1 項について、事業者、協定および協調的行為、「目的又は効果」、デ・ミニミス・ルール等の解説を行う。また、第 101 条 3 項の適用除外について、排他的流通や選択的流通などの垂直的制限に関する一括適用除外なども素材として使用しながら解説する。最後に、域外適用の問題についても取り上げる。

第12回	EU競争法III（支配的地位の濫用の禁止） EU機能条約第102条の解説を行う。まず支配的地位の有無に関し、产品市場および地理的市場、市場占有率および参入障壁について解説した後、濫用の態様について説明する。
第13回	EU競争法IV（合併規則） EU合併規則の背景、合併規則におけるEUの管轄、手続および実体的審査について、それぞれ解説する。
第14回	EU競争法V（EU競争法と公共サービス） まずEU法における市場と国家の関係について述べた後、公の事業者等に対するEU競争法の適用の問題、国家援助規制と公共サービスの関係、一般的経済利益を有するサービスの順に解説を行う。
第15回	ゲストスピーカー 日本の法曹とEU法について
第16回	定期試験期間中に実施する。持込可で行う（指定教科書2冊、ハンドアウト、ノート[コピー可]）。

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	アジア法		
担当者名	今泉 慎也／知花 いづみ		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	春学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	東南アジアは人や企業の交流を通じて日本との関係の深い地域です。この講義では、「法の三類型」(安田 2000) や「開発国家論」といった議論を手がかりに、近代化、開発、民主化といった課題に応えるなかで、東南アジア諸国の法制度がどのように展開してきたかをみていきます。法解釈論よりも、各國の政治経済社会の変化とそこでの法の役割の変化に着目しながら、各國の法制度の基本構造や特徴を理解することを狙いとしています。タイ、フィリピンに力点をおきますが、他の諸国との比較の視点を入れることで東南アジアをできる限り立体的にとらえるようにします。
2. 関連する科目との関係	他の外国法研究および開発法学が有益です。
3. 授業の方法	講義とディスカッション（毎回、質疑・ディスカッションの時間を設ける）。
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	教科書の指定なし。毎回資料を配付するほか、適宜、関連文献を紹介する。講義全体にかかわる参考文献として、以下の文献を参照。 (1) 安田信之『東南アジア法』(日本評論社、2000 年) (2) 稲正樹、國分典子、孝忠延夫『アジアの憲法入門』(日本評論社、2010 年) (3) 鮎京正訓『アジア法ガイドブック』(名古屋大学出版会、2009 年) (4) 東京大学社会科学研究所編『20世紀システム4 開発主義』(東京大学出版会、1998 年)
6. 授業内容（細目）	
第 1 回	序論 (1) 東南アジア法研究の意義とアプローチ (2) 東南アジアの概観 東南アジアとはどのような地域なのか。東南アジアの法制度を学ぶ意義は何か。
第 2 回	マレーシア（1）法的多元性 東南アジアの英領植民地におけるコモンローの受容はどのように進展したのか。また、マレーシアにおける民族的多様性は、法制度や司法制度にどのように反映されているのであろうか。
第 3 回	マレーシア（2）開発体制と法 マレー系、中国系、インド系の民族別の政党政治、多数派であるマレー系住民優遇を基軸とする開発政策は法制度にどのように反映しているのであろうか。
第 4 回	タイ（1）独立国タイの近代化と法 東南アジアで唯一植民地化とならなかったタイは、欧米列強との間に締結した不平等条約の撤廃のために 19 世紀末から法典編纂など国内法の近代化を進めることとなった。タイにおける法の近代化過程はどのように進められたのであろうか。独立を貫いたタイの特色を日本との関わりを交えつつひもといていく。
第 5 回	タイ（2）民主化と憲法：クーデタ政治からの脱却 タイにおいては 1932 年の立憲革命で議会制民主主義へと移行したものの、軍

	が政治的実権を握り、クーデタによる政権交代が繰り返される時代が 1990 年代まで続いた。軍政期において憲法はどのような役割を果たし、1990 年代の民主化以降、それがどのように変化したのかを探る。
第 6 回	タイ（3）迷走する民主主義 2006 年 9 月クーデタで追放されたタックシン元首相を支持する勢力とそれに反対する勢力たとの政治対立の深刻化でタイの民主主義は迷走をはじめている。とくに司法の役割の変化に着目しながら、タイの現在を読み解く。
第 7 回	タイ（4）南部タイのムスリム・マイノリティと法 司法裁判所におけるイスラーム法（シャリーア）の適用を軸に、タイ南部のマレーシアとの国境地帯に居住するムスリム（イスラーム教徒）・マイノリティと法をめぐる問題を考察する。
第 8 回	フィリピン（1）混合法体系としてのフィリピン法 20 世紀初頭にアメリカ領となったフィリピンにおいては、憲法をはじめアメリカ法の影響が顕著である一方、それまでの数世紀にわたるスペイン統治の影響も色濃く残っている。大陸法と英米法との混合法体系としてのフィリピン法の歴史と構造を俯瞰する。
第 9 回	フィリピン（2）民主化と憲法 1970 年代に成立したマルコス大統領による開発独裁から 1980 年代末以降の民主化の時代における憲法制度の変化を概観する。とくに民主化以降、政治過程や経済政策に大きな影響を与えていた司法審査にも焦点をあてる。
第 10 回	フィリピン（3）ムスリム・マイノリティと自治 ムスリム住民が多いフィリピン南部においては反政府運動が続いてきたが、近年、和平合意が進んでいる。フィリピン南部における特別自治区の成立過程や同地域におけるイスラーム裁判制度を概観する。
第 11 回	インドネシア（1）スハルト開発体制の成立と崩壊 東南アジアの大國インドネシアの法を 2 回にわたり概観する。蘭領インドネシア時代の法について紹介した後、25 年にわたったスハルト大統領による開発体制の成立と 1998 年の民主化運動による崩壊までの時代を中心に、インドネシア法の史的展開を整理する。
第 12 回	インドネシア（2）制度改革の時代と法 1990 年代末からの民主化過程において、政治面でも経済面でも大きな変化が生じたインドネシア法の現状を概観する。
第 13 回	カンボジア、ベトナム、ラオス 仏領インドシナから独立し、1970 年代に社会主義化が進んだベトナム、ラオス、カンボジアの法制度を概観する。共産党による一党独裁を維持しつつ改革路線を進めるベトナム、ラオス、内戦で失われた国家機能の再建の時代を経て、工業化に取り組むカンボジアの動きを追う。
第 14 回	メコン地域開発と法 近年、経済改革が進むミャンマー法の現状を紹介しながら、メコン地域開発をめぐる地域協力とそれに関わる法の動きを概観する。
第 15 回	人の移動と法 東アジア域内で顕著となっている労働・人口移動と法の問題を取り上げる。外国人労働者の受入や送り出しについての法制度を概観する。また、ASEAN（東南アジア諸国連合）などの動きも紹介しながら、「地域的な法」としての「東南アジア法」の可能性も探る。
第 16 回	授業で取り扱った内容について記述式の試験を行う。

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	Legal English Seminar (学期後半)		
担当者名	サター、アンドリュー J		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	春学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	The purpose of this course is to help students acquire the ability to undertake basic research, and to explain legal concepts, in English. To do this, we will look at a broad and interesting area of law that has important policy considerations for society: the law related to games of chance, lotteries, sports gambling, casinos and online gaming. We will learn how to read cases, statutes and regulations in English and then have an opportunity to discuss the main ideas. Students do not have to be fluent in English but should have enough ability to read short documents and then to talk about them.
2. 関連する科目との関係	This course will cover criminal law, administrative law and legal compliance and is also related to all courses taught in English at the law school.
3. 授業の方法	The course will be conducted in a seminar format. There will be some lecturing but mostly it is an opportunity to discuss in English a broad variety of legal concepts involving an interesting part of society. 本授業の履修を希望する者は、履修申告期間中の履修登録に加え、英語でこれまでの英語学習歴と本
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	No book will be required for this course. All materials will be handed out in class or available on the internet.
6. 授業内容（細目）	
第1回	6月●日(●) Governmenalt Prohibition or Regulation of Games of Chance Materials will include policy dsicussions and excerpts from the U.S. Constitution
第2回	The Nevada (Las Vegas) Gaming Control Regime ? Legal History of Regulation Materials will include a case and we will discuss how to read cases.
第3回	The Nevada (Las Vegas) Gaming Control Regime ? Licensing Regime Materials will include excerpts from a statute and we will discuss how to read statutues.
第4回	Protecting Casinos from Anti-Social Elements Materials will include excerpts from the articles of incorporation of a company incorporated in a U.S. jurisdiction.
第5回	Casino Gaming Regulation in other Countries Materials will include excerpts from statutes and regulations from various countries.

第6回	<p>U.S. Federal Law and Indian Gaming</p> <p>Materials will include excerpts from the U.S. Constitution and treaties signed by the U.S. federal government.</p>
第7回	<p>Government Gaming (Lotteries) and Sports Wagering</p> <p>Mateirals will include excerpts from statutes and a case.</p>
第8回	<p>Regulation of Online and Mobile Gaming</p> <p>Materials will include excerpts from statutes and a case.</p>
第9回	
第10回	
第11回	
第12回	
第13回	
第14回	
第15回	
第16回	

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	Legal Theory of Globalization		
担当者名	クシファラス、ミカイル		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	秋学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	Western Legal Tradition and Globalization: the main objective of this course is to offer a critical presentation of the current debate on the historical and political meaning of the Globalization of Western Legal Thought, through the study of some classic and contemporary theories, from Kant to Koskenniemi and Onuma.
2. 関連する科目との関係	
3. 授業の方法	詳細は後日お知らせします。
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	Readings are requested for each class. A syllabus will be given to the students previous to the beginning of the course.
6. 授業内容（細目）	
第1回	Introduction. The genealogy of the idea of Universal Law in European Legal thinking and the problem of legal cosmopolitanism in current legal thought.
第2回	Three stories about Global Law. Story one : The rise of a World State (Hegel, Kojève)
第3回	Story two : The rise of Global Constitutionalism (Habermas et allii)
第4回	Story three : The rise of a common culture of legalism (Koskenniemi)
第5回	What's wrong with these stories ? Global Law, its others (Teubner, Spivak) and its borders (Rancière)
第6回	Global Law from the inter-civilizational perspective and its critic (Onuma)
第7回	Legal hybrids in the Global - a theoretical proposal
第8回	General conclusion
第9回	
第10回	
第11回	
第12回	
第13回	

第14回	
第15回	
第16回	

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	Presenting Japanese Law (学期後半)		
担当者名	モンローシエリダン, アーロン R		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	春学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	<p>The objective of this class will be to learn how to present topics in Japanese law in English. For Japanese speaking students, English required is at least the middle level. For the international students, it is an opportunity to know Japanese law. It will be an opportunity for Japanese students to get to know the international students, and vice versa. Students who complete this course will have improved their abilities to speak in English about legal topics.</p> <p>日本法をテーマに外国人に英語で説明する訓練を行う。日本語を母国語とする学生については、最低でも中級レベルの英語力を持つ者を受講対象として念頭においている。また、留学生にとっては、日本法の入門の機会となろう。さらに、留学生と非留学生との交流の場にもなろう。到達目標は、法的話題について英語力で表現できる能力を身に付けることである。司法試験を終えた卒業生も念頭において設置される科目である。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>This class is rather for those with intermediate level abilities in written and spoken in legal English, compared to the other subjects, mainly taught by professor McAlinn. French Law (Professor Kanayama), Special lectures on Continental law are useful to have a broader vision of law.</p> <p>この授業は、法律英語の読み書き・会話が中級レベルを念頭に置いている。上級の科目として、主にマクリン教授が担当する英語の講義がある。その他、フランス法（金山——英訳のテクストで受講可）、および、大陸法特別講義は、視野を広げ、また外国法のセンスを養うため、極めて有益である。</p>
3. 授業の方法	For each class, the instructor will lead the class in a discussion of selected topics and materials in Japanese law, followed by a question-and-answer period with the students. There will be a modest amount of English language materials assigned for self-study.
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教 材	Necessary materials will be provided at each class and posted on the website. 必要な教材はネットを通じて、またはプリントして配布する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	打ち合わせ 6月●日（●）
第2回	報告①
第3回	報告②
第4回	報告③
第5回	報告④

第 6 回	報告⑤
第 7 回	報告⑥
第 8 回	報告⑦
第 9 回	
第 10 回	
第 11 回	
第 12 回	
第 13 回	
第 14 回	
第 15 回	
第 16 回	

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	Introduction to American Law		
担当者名	マクリン、ジェラルド		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	春学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	This course will provide both a general introduction to the American legal system and an introduction to U.S. business law. Topics related to the general introduction of the American legal system will include basic principles of American law, the legal profession, and civil procedure and the U.S. court system. Topics covered within U.S. business law include contracts, corporations, and securities law. An American-style law school casebook will be used for the entire course.
2. 関連する科目との関係	This course is relevant as background to all international law courses since it will teach students the basic approach of common law.
3. 授業の方法	Lecture and discussion.
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	Gerald Paul McAlinn, Dan Rosen and John P. Stern, An Introduction to American Law (Carolina Academic Press, 2nd edition 2010)
6. 授業内容（細目）	
第1回	Introduction
第2回	Basic Principles I (law making power of the federal government)
第3回	Basic Principles II (law making power of the states)
第4回	Role of the president and the courts
第5回	Civil Procedure I (long-arm jurisdiction)
第6回	Civil Procedure II (substance/content distinction)
第7回	Contracts (fundamentals)
第8回	Contracts (consideration and damages)
第9回	Torts (fundamentals)
第10回	Torts (products liability, class actions, and punitive damages)
第11回	Real Property
第12回	Intellectual Property

第13回	Business Entities and Corporate Law
第14回	Securities Law
第15回	Student Presentations
第16回	N/A

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	Drafting International Agreements		
担当者名	大原 慶子／ササキ、ジョン Y		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	秋学期
受講条件	1. 英語が native でない 2. 渉外事務所に在籍していない 3. LLM などのロースクールへの留学経験がない		

1. 授業の目的と到達目標	The objective of this course is to provide law students with the basic tools to understand, analyze, draft and negotiate international agreements. We will start with general principles of contract drafting and review, and then look at specific provisions which often become the subject of negotiation in an international context. Finally, we will look at some specific kinds of agreements and the issues they raise in cross-border transactions, including license agreements, joint venture agreements and M&A agreements.
2. 関連する科目との関係	In addition to the technical skills required to draft international agreements, we will place these contracts in the real world. This means understanding the business goals of your client as well as the other party, and the possible negotiation strategies of your opposing counsel. Also, with the current trend toward the commodification of legal services, lawyers are increasingly required to expand the scope of their perspective to beyond simply legal matters. We will try to prepare you for this reality, so that you can provide practical advice while still protecting the interests of your client, to be “deal-makers” and not “deal-breakers”.
3. 授業の方法	This course will be taught in English.
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	Handouts – Contract forms
6. 授業内容（細目）	
第1回	1. Overview of Drafting International Agreements - Introduction and Overview - Purpose and Objectives
第2回	2. Structure of an International Agreement - Business vs. Legal Provisions - Substantive vs. Boilerplate Provisions

第3回	<p>3. Specific Provisions in an International Agreement</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- Governing Law and Jurisdiction</li> <li>- Dispute Resolution</li> <li>- Representations and Warranties</li> <li>- Covenants</li> <li>- Conditions</li> </ul>
第4回	<p>4. Specific International Agreements - LOI</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- Letters of Intent (LOIs)</li> <li>- Memoranda of Understanding (MOUs)</li> </ul>
第5回	<p>5. Specific International Agreements - NDA</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- Confidentiality Agreements</li> <li>- Non-Disclosure Agreements</li> </ul>
第6回	<p>6. Specific International Agreements ? Commercial Transactions</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- Sale and Purchase Agreement</li> <li>- Distribution Agreement</li> <li>- Supply Agreement</li> </ul>
第7回	<p>7. Specific International Agreements ? M&amp;A Transactions</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- Stock Sale and Purchase Agreement</li> <li>- Merger Agreement</li> <li>- Asset Sale and Purchase Agreement</li> </ul>
第8回	<p>8. Specific International Agreements ? Intellectual Property Contracts</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- License Agreement</li> <li>- Development Agreement</li> <li>- Collaboration Agreement</li> <li>- Manufacturing Agreement</li> <li>- SaaS Agreement</li> <li>- Inventions Assignment Agreement</li> </ul>
第9回	<p>9. Specific International Agreements ? Joint Ventures</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- Joint Venture Agreement</li> <li>- Shareholder Agreement</li> <li>- Ancillary Agreements</li> </ul>
第10回	<p>10. Specific International Agreements ? Service Contracts</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- Service Agreement</li> <li>- Employment Agreement</li> </ul>
第11回	<p>11. Field Trip - TBD</p>
第12回	<p>12. Wrap-Up/Conclusion</p>
第13回	<p>13. Remaining Issues</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- Issues</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"><li>• Local Corporate Law Compliance</li><li>• Taxes</li></ul>
第14回	TBD
第15回	TBD
第16回	Final Exam

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	International Dispute Resolution		
担当者名	井上 治／中村 達也		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	春学期
受講条件	特になし		

1. 授業の目的と到達目標	本講義の目的は、受講生に国際紛争解決のための国際訴訟及び商事仲裁を中心とするADR（裁判外紛争解決）の主要な論点についての基本的知識を習得してもらうことである。 国際紛争解決の実務は、一般的な受講生には馴染みが薄くその面白さがイメージしにくいものと思われる。本講義の到達目標は、国際訴訟、国際仲裁の実務経験の豊富な講師が国際紛争解決に関する主要な論点について実務経験を踏まえたリアリティのある解説を加えることにより、表面的な理解にとどまらない実務で応用できる深い理解を獲得し、その面白さを実感してもらうことである。
2. 関連する科目との関係	本講義は、「民事手続法」、「裁判外紛争解決」について国際的視点からアプローチするものであり、これらの科目と密接な関連性を有する。また、「国際私法」、「国際商取引法」、「国際民事訴訟法」、「国際取引法実務」などとも関連性を有する。
3. 授業の方法	講義方式で行うが、各問題点について議論も取り入れながら進める。プロブレム・メソッドも用いる。講義は日本語で実施する。
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	教科書として、①小林秀之・村上正子『国際民事訴訟法』（弘文堂・2009年）及び②中村達也『国際取引紛争 紛争解決の基本ルール』（成文堂、2014年5月）、補助教材として③佐藤達文・小林康彦『一問一答 平成23年民事訴訟法等改正国際裁判管轄法制の整備』（商事法務・2012年3月）
6. 授業内容（細目）	
第1回	国際訴訟のガイダンス 実例を取り上げて国境を越えて繰り広げられる国際訴訟のダイナミズム及び紛争解決の実務について概観する。例えば、事実が同じでも国が異なるれば結論は変わるものもあるかも知れない。国が違えば集められる証拠の種類も違うかも知れない。ある国で有利な判決を得ると、他の国で有利に使えるかも知れない。国際訴訟では、国内訴訟とは全く異なる戦略が要求されるのである。基本的論点を実務のコンテクストの中で概観することでその意味を探る。
第2回	国際裁判管轄に関する主要判例の分析 平成23年の民訴法改正で国際裁判管轄についての新しいルールが制定された。特筆すべきは、これまで明文規定がなく、マレーシア航空事件判決、ドイツ車預託金（ファミリー）事件判決、ウルトラマン事件判決といった最高裁判決の中で形成されてきたルールが、法制化されていることである。新ルールの内容を理解する前提として、まずは従前の主要判例を分析する。
第3回	国際裁判管轄に関する新法の分析 平成23年に制定された新しい国際裁判管轄法制のポイントについて解説する。どの国で裁判ができるのかは当事者にとって手続的負担のみならず、訴訟の結果をも左右しかねない重要な関心事である。被告住所地、義務履行地、財産所在地、不法行為地等に基づく裁判管轄、併合請求裁判籍、合意管轄等の主要な論点について概説すると共に、これまでの判例のルールが、新法によってどのような影響を受けるかについても分析する。

第 4 回	<b>国際訴訟競合</b> 原被告がそれぞれ自分に最も有利な地で裁判をしたいと考えて裁判を提起するのは当然のことであり、このような場合に日本と諸外国において訴訟が競合する場面はしばしば発生する。国際訴訟競合は、平成 23 年改正に至る過程で議論されながら、明文化が見送られた分野である。それだけルールの明確化が困難ということであり、判例のルールがそのまま生きていることを意味する。判例を中心に、基本的な論点について解説を加える。
第 5 回	<b>裁判権の免除と外国人の当事者</b> 国家機関等が当事者となる場合の裁判権免除の問題やその他の外国の当事者が関与する場合の諸問題について検討する。国際的に国家機関による経済活動が活発化し、裁判の場面に登場する機会も増えている。日本では長く絶対免除主義が採用されていたが、平成 21 年に新法が制定され制限免除主義に移行した。その解説をすると共に、外国当事者一般に関する当事者能力、訴訟能力、当事者適格等についての主要な論点を解説する。
第 6 回	<b>国際私法共助</b> 送達、証拠調べなどの場面において日本及び諸外国との間で実施される国際的な協力関係の仕組みについて解説する。外国にいる被告を相手取って国際裁判を提起しようとする場合、最初の訴状の段階から相手方国の協力がなければ実現できない。しかし相手方国がどの条約を締結しているかなどの事情により、手続きが異なることになる。送達と証拠調べに分け、具体的な手続き等について分析を加える。
第 7 回	<b>外国判決の承認・執行</b> 外国判決の承認・執行手続きについて検討する。仮に勝訴判決を得ても、現実にその内容が実現できなければ实际上意味がないことになる。また、外国判決の承認・執行の場面で再度、紛争が実質的に蒸し返されてしまうことになれば、判決の意義は薄れる。民訴法の承認・執行 4 要件を中心に、その実務的意味について解説を加える。
第 8 回	<b>仲裁制度について概観する。</b> 国際取引紛争の解決の多くは、訴訟に代えて仲裁が利用されている。なぜ、仲裁か、まず、訴訟との比較において、仲裁のメリット、デメリットを取り上げ、訴訟、仲裁のいずれを選択すべきか、この問題を検討する。また、仲裁法を概観するとともに、実務上重要な仲裁地に関し、仲裁地法主義についても考察する。
第 9 回	<b>仲裁合意に関する諸問題について検討する。</b> 仲裁は仲裁合意に基づく紛争の解決であり、仲裁合意に関する問題として、仲裁合意の対象となる紛争、とりわけ仲裁適格の問題、仲裁合意の効力、仲裁合意の方式、仲裁合意の分離独立性、仲裁合意の準拠法等、実務上重要な問題を取り上げ、判例を分析しつつ考察する。
第 10 回	<b>仲裁条項のドラフティングに関する問題について検討する。</b> 実務上極めて重要な仲裁条項の作成に関し、何をどのように規定すべきか、また、どのような点に留意すべきか等、実際の欠陥仲裁条項を取り上げ、検討する。
第 11 回	<b>仲裁人の選任に関する諸問題について検討する。</b> 訴訟と違い、仲裁では仲裁人の選任というプロセスがある。仲裁人の選任に関し、仲裁人の公正性、独立性とは何か、仲裁人はどのように選任するか、仲裁人を依頼する際、どのような点に留意すべきか等、実務上重要な問題について、仲裁法、国際法曹協会（IBA）のガイドライン等のルールを見つつ検討する。
第 12 回	<b>審理手続の諸問題について検討する。</b> 実務上、本案の審理に先立ち、仲裁権限に関する異議が提出されることが少なからずあるが、この問題はどのように処理されるか、コンペテンス・コンペテンス（Competence/Competence）の概念とあわせて考察する。また、保全処分のため

	の仲裁廷による暫定的保全措置についても取り上げる。本案審理に関しては、実務はどうように進むのか、その具体的手続の流れを見た上で、証拠調べ、とりわけ、文書提出要求はどのように実施されるか、また、仲裁廷による和解の試みに関する問題点、仲裁人
第13回	仲裁判断の取消しに関する諸問題について検討する。 仲裁判断の取消しとはどのような制度か、どのような場合に仲裁判断は取り消されるか等、判例を見つつ検討する。
第14回	仲裁判断の執行に関する諸問題について検討する。 外国における仲裁判断の執行には、外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約いわゆるニューヨーク条約が適用されることが多いが、この条約が定める承認・執行要件、国内法による執行との関係、仲裁地国で仲裁判断が取り消された場合の執行の可能性等、実務上重要な問題を取り上げ、検討する。
第15回	国際投資仲裁について概観する。 近時、投資協定等に基づき投資家が投資受入国との投資紛争を仲裁により解決を図る事件が増えている。この国際投資仲裁はどのような仕組みで実施されるか、国際商事仲裁とどのような違いがあり、どのように関係するか、国際投資仲裁における仲裁判断の執行の問題等を取り上げ、検討する。
第16回	レポート提出

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	Comparative Constitutional Law		
担当者名	マクリン、ジェラルド		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	春学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	This course will cover a variety of issues under US and Japanese Constitutional Law. At the first class, we will select topics of interest and then select leading US and Japanese Supreme Court cases dealing with the issues selected. The purpose of the course is to compare how these issues are dealt with in two different countries. This will provide students with insights into the difference between Civil Law and Common Law jurisdictions as well as some of the differences between US and Japanese society. It will also give the students an excellent opportunity to consider and explain Japanese legal principles in English, a skill that will be very valuable in the future. Students will also select a country, research basic constitutional law issues, and lead a class discussion. Finally, we will have guest speakers to talk about constitutional issues in Canada, the Ukraine and Switzerland.
2. 関連する科目との関係	憲法
3. 授業の方法	We will use a seminar format with plenty of chances for students to express their ideas and to ask questions. The basic language to be used in the classroom will be English but students may ask questions and discuss points in Japanese as necessary. We wil
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	None. Leading constitutional law cases will be handed out at the first class and throughout the semester.
6. 授業内容（細目）	
第1回	Introduction to the course, overview of US Constitutional Law and selection of issues to be covered.
第2回	The US Constitution, Bill of Rights and the Supreme Court.
第3回	Issue 1 Freedom of Religion--The Free Exercise Clause
第4回	Issue 1 Freedom of Religion--The Free Exercise Clause
第5回	Issue 2 Freedom of Religion--The Establishment Clause
第6回	Issue 2 Freedom of Religion--The Establishment Clause
第7回	Issue 3--Same Sex Marriage
第8回	Issue 3--Same Sex Marriage
第9回	Issue 4--To be decided

第10回	Issue 4--To be decided
第11回	Issue 5--To be decided
第12回	Issue 5--To be decided
第13回	Issue 6--Free Speech and Pornography (People v. Larry Flynt)
第14回	Issue 6--Affirmative Action
第15回	International law as a source of constitutional principles
第16回	N/A

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	Corporate Governance & Risk Management		
担当者名	名取 勝也／マクリン、ジェラルド		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	秋学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	This course will introduce students to the basic principles of corporate governance and risk management. The course will be comparative in nature with the professors providing insights into the applicable principles and trends under US and Japanese law. Students will also develop an understanding of the difference between the work of an in-house company lawyer and a lawyer working in a law firm. To enhance this experience, one or more class sessions will be held outside of Mita campus.
2. 関連する科目との関係	会社法
3. 授業の方法	The course will be conducted in a seminar format with students working on hypothetical problems and discussing a variety of issues that can come up in the corporate environment.
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	None. Materials will be handed out at the first class and throughout the semester.
6. 授業内容（細目）	
第1回	Introduction to the course.
第2回	Lecture on the difference between in-house and outside attorneys.
第3回	General principles of corporate governance in the US and Japan.
第4回	Corruption--Foreign Corrupt Practices Act
第5回	Corruption--OECD Anti-bribery Convention and Japan
第6回	Corruption and Fraud--The Enron case
第7回	Work Rules
第8回	Protecting IP?IBM
第9回	Cloud Computing issues
第10回	Codes of Conduct
第11回	Codes of Conduct
第12回	Visit to Law Office or Company
第13回	Corporate Social Responsibility

第14回	Corporate Social Responsibility
第15回	Conclusion and Best Practices Review
第16回	No examination.

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	M u l t i n a t i o n a l C o r p o r a t i o n s & L a w		
担当者名	トレハーン、コリン／マクリン、ジェラルド		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	春学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	This course is intended to explore the basic nature and operational framework for multinational enterprises (MNEs). In the era of a rapid globalization, MNEs have grown as a tremendous force with strong influence on a wide variety of areas from international and global politics to core issues of development. The key question we will be asking in this course is whether and how MNEs should be regulated on an international and domestic level.
2. 関連する科目との関係	会社法, Corporate Governance & Risk Management
3. 授業の方法	The course will be conducted in a seminar format with students conducting independent research online and in the library and then reporting/discussing the results in class. The main language of the classroom will be English but students are free to ask qu
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教 材	None. Materials will be handed out at the first class and throughout the semester.
6. 授業内容（細目）	
第1回	Introduction to the course and defining the MNE
第2回	MNEs and the Global Economy
第3回	MNEs Framework for International Operations
第4回	MNEs and the Environment
第5回	MNEs and Labor
第6回	MNEs and IP Rights
第7回	MNEs and Economic Regulation
第8回	MNEs and the UN
第9回	Codes of Conduct and Corporate Social Responsibility as "Soft" Law
第10回	Codes of Conduct and Corporate Social Responsibility as "Soft" Law
第11回	Watch and discuss the movie "The Corporation"
第12回	Watch and discuss the movie "The Corporation"
第13回	Foreign Direct Investment and the Settlement of Investment Disputes

第14回	Foreign Direct Investment and the Settlement of Investment Disputes
第15回	Foreign Direct Investment and the Settlement of Investment Disputes
第16回	N/A

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	M&A and Strategic Alliances		
担当者名	ハンセン、ネルス		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	秋学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	日々行っている M&A などの業務について、英語で実務をわかりやすく教えます。基本的に本授業は英語で行う予定ですが、質問等は日本語で交わすことも可能です。具体的なシラバスは下記のとおりです。  This course aims to teach you the basic practical elements of M&A, strategic alliances and joint ventures through assignments and exercises derived from real-life examples. We will conduct basic contract drafting exercises throughout the course, and discuss the legal and business impact of the language as we progress through the elements of these agreements and other documents. Participants in this course should emerge with a basic understanding of how these agreements work in practice, the ability to fix or avoid some common technical blunders, and how to explain these provisions to their future clients once they start their careers. During the course, we will also discuss how foreign law and Japanese law can impact how these agreements are interpreted, and the implications for choice of law in these agreements and the laws under which a strategic alliance is formed.
2. 関連する科目との関係	There are no formal prerequisites for this course. Any courses related to contract drafting and practice may be helpful, but the material in this course is intended to be at a basic, introductory level.
3. 授業の方法	We will take a practical approach, using examples derived from real contracts as the core of our teaching materials. The course materials will include examples of how contracts were negotiated between foreign companies and Japanese companies.
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	The course materials will consist primarily of contracts, term sheets and narrative descriptions of the situation in which a hypothetical lawyer finds him or herself drafting a contract or negotiating with a counterparty. Lessons 1–14 focus on M&A. Less
6. 授業内容（細目）	
第1回	Introduction and Overview; Due Diligence Basics
第2回	The Closing: What happens when the deal is effectuated
第3回	Working Capital Adjustments and other price terms
第4回	Escrows and Holdbacks; Registration Rights
第5回	Earn-Outs: A way to bridge a valuation gap, or a trap for the unwary Buyer?
第6回	Representations and Warranties of the Seller: What is being bought, and what can the seller say about it?
第7回	The Seller Disclosure Schedule; revisiting Due Diligence of the Buyer and Seller
第8回	Indemnification claims, escrow accounts and releases

第9回	Conditions to the Closing
第10回	Termination and Effect of Termination
第11回	Interim Covenants: What can happen, and what must happen, between Signing and Closing?
第12回	“Miscellaneous,” “General” or “Boilerplate” Provisions
第13回	Ancillary Agreements
第14回	Dispute resolution and settlement
第15回	Strategic Alliances: Governance rights, non-competes, capital calls
第16回	Strategic Alliances: Put and Call Rights; Share transfer restrictions

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	International Business Transactions		
担当者名	マクリン、ジェラルド		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	秋学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	This course will introduce students to the fundamentals of international business transactions. The focus will be on understanding the legal and business risks associated with international sales agreements, licensing and direct investment. Students will study real cases and learn how to advise the international client. This course is intended for students who are interested in pursuing a career as a shogai bengoshi in a Japanese law firm, an international office of a foreign firm, or as in-house counsel for a company.
2. 関連する科目との関係	This course is relevant to all courses dealing with international business, especially contracts.
3. 授業の方法	The course is primarily lecture and discussion based. Students will be given opportunities to review agreements and to work with other students in small groups on various problems.
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	There is no textbook for this course. Hand-outs will be given to students throughout the semester.
6. 授業内容（細目）	
第1回	Introduction to international business transactions
第2回	Sales contracts generally and introduction to the Convention on the International Sale of Goods
第3回	Convention on the International Sale of Goods
第4回	Documentary sales and letters of credit
第5回	Review of an international sales agreement
第6回	Special issues regarding agents, distributors, and other indirect sales
第7回	IP licensing contracts and non-disclosure agreements
第8回	Special issues regarding franchising contracts
第9回	Foreign direct investment-The decision to invest abroad including financial vs strategic investment
第10回	Representative offices, branch offices and the permanent establishment
第11回	Wholly-owned subsidiaries, M&A and other forms of entry and/or market expansion
第12回	Letters of intent

第13回	Joint venturing, including review of a short JV Agreement
第14回	Joint venture contracts
第15回	Wrap-up of sales, licensing and foreign direct investment
第16回	N/A

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	International Commercial Arbitration		
担当者名	小原 淳見／ゴッドワイン, ピーター／マクリン, ジェラルド		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	秋学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	This course is intended to give students a thorough introduction to the major issues in international commercial arbitration. It will also give students an opportunity to develop the skills required to enter practice in the field of international commercial dispute resolution. The course is co-taught by Prof McAlinn, Prof Godwin, a leading arbitration lawyer from Herbert Smith Freehills in Tokyo, and Prof Ohara, a leading arbitration lawyer from Nagashima Ohno & Tsunematsu. We will also have Japanese and international lawyers as guest speakers. This class will be an excellent opportunity to improve your English, to meet many highly experienced practitioners, and to gain hands on experience in this important field of practice.
2. 関連する科目との関係	International Litigation and ADR; International Business Transactions; and other courses involving international business law.
3. 授業の方法	Lecture and discussion, with students having opportunities to practice real world skills. The items indicated for each class are tentative and subject to change depending on the schedules of Professors Godwin and Ohara and the speakers. In addition to each
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	Materials will be handed out for each class.
6. 授業内容（細目）	
第1回	Overview of International Dispute Resolution Arbitration vs. Litigation/Mediation Arbitration in Japan
第2回	Arbitration as mechanism for resolving international disputes Arbitral institutions
第3回	Merits/demerits of using arbitration
第4回	Basic principles commonly adopted in modern arbitration laws New York Convention vs. Hague Convention on Choice of Court
第5回	International commercial arbitration under the new Arbitration Law Problems with the Old Law Problems with the old practices
第6回	Selection of arbitration rules UNCITRAL Model Law and the new Arbitration Law Liberalization of Lawyers Act

	Courts' attitude in arbitration-related court cases What has been improved?
第7回	Practical issues in international commercial arbitration Ethics and conflict issues in arbitration Selection of place of arbitration
第8回	Derailment tactics in arbitration
第9回	Arbitration and Insolvency
第10回	Practical issues in international commercial arbitration Evidence rules in arbitration How to conduct arbitration effectively & efficiently
第11回	Guest speaker from the JCAA
第12回	Enforcement of arbitral awards
第13回	Selecting Arbitrators and serving as an Arbitrator
第14回	ICC Arbitration
第15回	Summary of major points and review of performance
第16回	N/A

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	Japan-US Comparative Contract Law (日米比較契約法)		
担当者名	金山 直樹／三枝 健治／フジヤマ タカシ D		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	秋学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	<p>The objective of this class will be to learn about US contracts law by comparing it with Japanese contracts law. It will be an opportunity for Japanese students to learn about US contracts law and one for foreign students to learn about Japanese contracts law.</p> <p>英語で、日本契約法とアメリカ契約法を対比させながら学ぶことを目的としている。日本人学生にとってはアメリカ契約法入門の機会となり、留学生にとっては日本の契約法入門の機会となろう。</p> <p>Students who complete this course hopefully will have improved their comparative law abilities in the field of contracts law and their abilities to speak in English about contracts law concepts. We welcome foreign students, by giving them an occasion to get to know 'normal' Japanese students.</p> <p>到達目標は、契約法の分野における比較法的な見方の会得し、そして英語で契約法の話しができる能力を養うことである。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>Other subjects relating to US law, French Law (Professor Kanayama), Special Lectures on Continental law</p> <p>アメリカ法に関する他の科目、フランス法（金山）、大陸法特別講義</p>
3. 授業の方法	<p>The class will be held in a seminar style. For each class, one famous case from either Japan or US court will be dealt with. Students, nominated in advance, are required to make presentation. Based on the presentation, each case will be discussed from Ja</p>
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	<p>Necessary materials will be provided at class or via internet. However, you may find it useful to have a copy of Hideo Tanaka's Dictionary of English language legal terms (University of Tokyo Press).</p> <p>必要な教材はネットを通じて、またはプリントして配布する。なお、田中英夫・英米法辞典（東大出版会）は、ある</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>〈Introduction 序論〉</p> <p>Contract in American Law (federal system; common law system) and in Japan; origins and sources of contract law</p> <p>日米における契約法のあり方と法源</p>
第2回	<p>〈Case on Vacation Condominium リゾートマンション事件〉</p> <p>Date of the judgment: 1996.11.12 / Case number: 1996 (0) No. 1056;  <a href="http://www.courts.go.jp/english/judgments/text/1996.11.12-1996.-0-.No..1056.html">http://www.courts.go.jp/english/judgments/text/1996.11.12-1996.-0-.No..1056.html</a></p> <p>最判平成8年11月12日（民集50巻10号2673頁）</p> <p>?Issues?</p> <p>-Obligation that is an</p>
第3回	〈Objective Interpretation アメリカ法における契約の客観的解釈〉

	ZELL v. AMERICAN SEATING CO. 138 F.2d 641 (1943) Circuit Court of Appeals, Second Circuit. November 4, 1943.
第4回	〈Deposit withdrawal by automated teller machine キャッシュカードに関するシステム構築責任〉 Date of the judgment: 2003.04.08, Case number: 2002(Ju) No. 415 Judgment upon the case concerning deposit withdrawal by automated teller machine and the application of Article 478 of
第5回	〈US cases under Articles 3 and 4 of the Uniform Commercial Code アメリカの銀行取引に関する事件〉
第6回	〈Case on Sumitomo Trust v. UFJ Holdings 住信対UFJ事件〉 Date of the judgment: 2004.08.30/ Case number: 2004(Kyo)No. 19; <a href="http://www.courts.go.jp/english/judgments/text/2004.08.30-2004-Kyo-No..19.html">http://www.courts.go.jp/english/judgments/text/2004.08.30-2004-Kyo-No..19.html</a> 最決平成16年8月30日(民集58巻6号1763頁) ?Issues? -Effect of con
第7回	〈Consideration 約因〉 Allegheny College v. The National Chautauqua County Bank of Jamestown 246 N.Y. 369 (N.Y. Ct. of Appeals 1927) Dougherty v. Salt 227 NY 200 NY Court of Appeals
第8回	〈Case on loan sharks ヤミ金事件(5 菱会ヤミ金融事件)〉 Date of the judgment : 2008.06.10, Case number 2007 (Ju) No. 569 <a href="http://www.courts.go.jp/english/judgments/text/2008.06.10-2007.-Ju-.No..569.html">http://www.courts.go.jp/english/judgments/text/2008.06.10-2007.-Ju-.No..569.html</a> 最判平成20年6月10日(民集62巻6号1488頁) ?Issues? When dealing with the bor
第9回	〈Interest Rate Restriction アメリカにおける金利規制〉 HARRIS v. GREEN TREE FINANCIAL CORPORATION (1999) United States Court of Appeals, Third Circuit.
第10回	〈Case on Karaoke Establishment カラオケ店事件〉 Date of the judgment: 2009.01.19/ Case number: 2007 (Ju) No. 102; <a href="http://www.courts.go.jp/english/judgments/text/2009.01.19-2007.-Ju-.No..102.html">http://www.courts.go.jp/english/judgments/text/2009.01.19-2007.-Ju-.No..102.html</a> 最判平成21年1月19日(民集63巻1号97頁) ?Issues? -Application of "damage"
第11回	〈Mitigation アメリカ法における損害軽減義務〉 Tennessee Valley Authority v. United States.
第12回	〈Surrogate Mother 代理母事件〉 Date of the decision: 2007.03.23/ Case number: 2006 (Kyo) No. 47; <a href="http://www.courts.go.jp/english/judgments/text/2007.03.23-2006.-Kyo-.No..47.html">http://www.courts.go.jp/english/judgments/text/2007.03.23-2006.-Kyo-.No..47.html</a> 最判平成19年3月23日(民集61巻2号619頁) ?Issues? -Reproduction technology, parent-child
第13回	〈Guest speaker ゲストスピーカー1〉 グローバルに活躍している弁護士に来てもらう予定である。 Lawyers active in the field of international business law will give a lecture

	〈Guest speaker ゲストスピーカー2〉 グローバルに活躍している弁護士に来てもらう予定である。 Lawyers active in the field of international business law will give a lecture
第14回	〈Guest speaker ゲストスピーカー3〉 グローバルに活躍している弁護士に来てもらう予定である。 Lawyers active in the field of international business law will give a lecture
第15回	
第16回	

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	大陸法特別講義 I（大陸法財団寄附講座）（隔年）		
担当者名	金山 直樹		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	秋学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	<p>21世紀におけるグローバリズムの潮流の中にあって、フランスを中心としたヨーロッパ諸国においても、西洋法を継承した日本においても、ローマ法以来の大蔵法文化のよき伝統を承継し、さらにそれぞれの法圏における固有の法文化の発展を融合させて、新たな法秩序を形成することが重要な課題とされている。</p> <p>本講義は、国際性を開設理念の1つとして掲げる慶應義塾大学大学院法務研究科における21世紀の国際社会を先導する法曹の養成に寄与するとともに、同研究科を拠点として、フランスをはじめとする大陸法系の法律家との相互協力を深めることによって、大陸法文化の普及および発展を図ることを目的とする。</p> <p>本年度の全体テーマ候補は、「法学方法論」である。その下に、4つの小テーマに分かれて、オムニバス方式で、大陸法系で教鞭をとる4名の教授が各々2回の講義を担当することになっている。詳しくは、掲示板で公表するので、注意して欲しい。</p>
2. 関連する科目との関係	本寄附講座は「展開・先端科目」に位置づけられ、「フランス法」、「ドイツ法」、「EU法」と関連を有する。また本年度のテーマ「法と経済」は、民事法系、社会法系、国際法系の諸科目との関連を持つ。だがそれらの科目の履修が要求されるわけではなく、逆に本授業において、21世紀におけるグローバリズムの中における法システムのあり方について根源的な問題意識を育むことを通じて、それらの関連する科目の理解がより深まることが期待されている。
3. 授業の方法	<p>講義およびディスカッションにより講義を実施する。授業は外国語で行われるが、通訳を付すので、外国語についての素養は要求されない。なお、通訳が介在するため、授業時間については、延長されることが予想される。この点は受講生には了解して頂きたい。なお、講師ごとの懇親会も予定している。</p> <p>（以下に掲げる「授業内容」は過去の例である。今年度も、10月～12月の間の月曜日5限、土曜日の4限・5時限に不定期に授業がなされる予定である。詳細は、掲示版に注意すること）</p>
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	授業時にはレジュメを配付するとともに、翻訳原稿をHPにアップする予定である。
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>例：第1回 第1テーマ：「序論」</p> <p>日時：11月1日（土）4限（ただし通訳によるタイムロス分を勘案し5限に延長する）</p> <p>担当：ミシェル・グリマルディ教授 パンテオン＝アサス（パリ第2）大学 「法と経済」という優れてアメリカ法的な問題設定に関して、フランス法がどのようなスタンスを持っているのか、現状と問題点を概観する。</p>
第2回	<p>例：第2テーマ（第1回）：「契約法と経済①」</p> <p>日時：11月15日（土）4限（ただし通訳によるタイムロス分を勘案し5限に延長する）</p> <p>担当：イヴ・マリ・レティエ教授 ランス（シャンパニュ＝アルデーヌ）大学 債権者の権利の実効性という点で、いかにフランス契約法が経済的効率性において英米法に勝っているか。その点を、たとえば権利の強制的実現の可能性ならびに違約罰の扱いを例に論証したい。</p>

第3回	例：第2テーマ（第2回）：「契約法と経済②」 日時：11月17日（月）5限（ただし通訳によるタイムロス分を勘案し6限に延長する） 担当：イヴ・マリ・レティエ教授 ランス（シャンパニユ＝アルデーヌ）大学 債権者の権利の実効性という点で、いかにフランス契約法が経済的効率性において英米法に勝っているか。その点を、たとえば権利の強制的実現の可能性ならびに違約罰の扱いを例に論証したい。
第4回	例：第3テーマ（第1回）「会社法と経済①」 日時：11月29日（土）4限（ただし通訳によるタイムロス分を勘案し5限に延長する） 担当：ミシェル・ジェルマン教授 パンテオニ＝アサス（パリ第2）大学 商事会社に関する2005年6月29日法は、強行規定を減らすことによって、定款自治に委ねられる部分を拡大することを主眼とした。こうして商事会社は、経営の自由を最大限に享受することとなった。その現状を検証し、未来を展望したい。
第5回	例：第3テーマ（第2回）「会社法と経済②」 日時：12月1日（月）5限（ただし通訳によるタイムロス分を勘案し6限に延長する） 担当：ミシェル・ジェルマン教授 パンテオニ＝アサス（パリ第2）大学 商事会社に関する2005年6月29日法は、強行規定を減らすことによって、定款自治に委ねられる部分を拡大することを主眼とした。こうして商事会社は、経営の自由を最大限に享受することとなった。その現状を検証し、未来を展望したい。
第6回	例：第4テーマ（第1回）「担保法、倒産法と経済①」 日時：12月6日（土）4限（ただし通訳によるタイムロス分を勘案し5限に延長する） 担当：フィリップ・デュピシヨ教授 メース大学 この講義では、フランス担保法および倒産法が経済事情に従属しているとの仮説を検証するとともに、それが肯定されるとしてその程度を測定したい。
第7回	例：第4テーマ（第2回）「担保法、倒産法と経済②」 日時：12月8日（月）5限（ただし通訳によるタイムロス分を勘案し6限に延長する） 担当：フィリップ・デュピシヨ教授 メース大学 この講義では、フランス担保法および倒産法が経済事情に従属しているとの仮説を検証するとともに、それが肯定されるとしてその程度を測定したい。
第8回	まとめ
第9回	
第10回	
第11回	
第12回	
第13回	
第14回	
第15回	
第16回	

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	企業法務ベーシック・プログラム		
担当者名	江口 公典／久保田 安彦／菅原 貴与志／高田 晴仁／豊泉 貫太郎 ／福井 琢／矢嶋 雅子		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	春学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	<p>本科目においては、企業法務分野全般のガイダンスをした後、架空のストーリーを扱ったケースブックに基づいて、株式会社の設立、取引先との契約、業務の拡大、上場、リストラ、企業再編、内紛などを経て、倒産するまでの過程を追うことにより、会社法だけでなく、企業法務分野において頻繁に取り扱う法領域（独禁法、労働法、倒産法、金融商品取引法、国際取引法その他）との関連性を学習し、企業法務という業務分野についての基本的な知識と理解を得ることを目的とする。</p> <p>★履修上の注意事項（必読）★</p> <p>（1）企業法務 B P および W P は、一貫した講義計画を立てているため、必ず両方を継続履修し、中途で W P の履修をキャンセルしないこと。</p> <p>（2）特に本講義は履修申告について抽選となることが多く、B P の履修後に W P の履修をキャンセルするなどの行為は、抽選で履修できなかった人たちや、他の履修者に大変迷惑をかけることになる。かかる観点からも、必ず B P ・ W P を通じて通年で授業に参加することを前提として履修していただきたい。</p> <p>（3）授業は延長し次の时限にかかることがあるので、履修の際は注意すること（6时限に講義を履修しないこと）。</p> <p>★以上を確認のうえ、履修してください★</p> <p>.</p>
2. 関連する科目との関係	<p>既に商法（会社法）に関する基本的な知識と理解を有していることを前提としている。「商法総合 I・II」のように、会社法中心の（演習）科目と異なり、出来るだけ現実の企業活動に則して、会社法だけでなく、企業法務分野で頻繁に取り扱う分野についても学習する。</p> <p>最終的には、同一担当者による「企業法務ワークショップ・プログラム（W P）」において取り扱うコーポレートガバナンス（企業統治）および企業再編を履修するための基礎的科目と位置づけられる。</p> <p>.</p>

3. 授業の方法	<p>ケースブックに沿って、あらかじめ用意された問題を事前に検討し、十分予習した上で授業に臨み、講師との質疑応答および講師による解説を通じて、問題点についての理解を深める。また適宜小テストを実施する。</p> <p>なお、毎年抽選漏れが多いことから、平成 27 年度は、受け入れ人数を 50 名とし、ゲストスピーカーの回を除いて、全体を A・B の 2 班に分け、同じ内容を交互に行う。</p>
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教 材	1 で述べたケースブックおよび問題集を用いる。なお、平成 27 年度の内容の詳細については未確定のため、以下の授業内容については平成 26 年度のものを紹介する（ほぼ同一の内容とする予定である）。
6. 授業内容（細目）	
第 1 回	合同：企業法務全般のガイダンスおよび株式 企業法務の内容、企業法務分野で取り扱う主な法律、企業法務分野における外部弁護士と企業法務担当者の関係、オールラウンド・プレーヤーと専門分化など、全般的な講義を行った後（ガイダンス）、特許やノウハウを有する人物が開業資金を工面して株式会社を設立することを前提に、様々な仕組みの中から、設立者の要求を満たすにはどのような内容を選択すべきかを検討する（株式）。
第 2 回	A 斑：取引先との契約（1） 製品の販売や資材の購入に伴う契約書を実際に作成し、典型的な取引に伴う様々な問題点を検討する。また、クレームの発生（製造物責任）、債権保全、回収、独占禁止法との関係、特許侵害などを検討する。  B 斑：取引先との契約（2） 国際取引契約書の基礎について検討する。
第 3 回	A 斑：取引先との契約（2） B 斑：取引先との契約（1）
第 4 回	A 斑：企業再編（1） 親会社が子会社を吸収合併、あるいは、子会社の事業を親会社にすべて譲渡するという想定のもとに、会社法上の企業再編について検討する。  B 斑：独占禁止法の遵守 企業活動に伴って、独占禁止法が関係する典型的な場面を設定して、談合、カルテル、不公正な取引方法などについて検討する。
第 5 回	A 斑：独占禁止法の遵守 B 斑：企業再編（1）
第 6 回	合同：株式の公開（ゲストスピーカー）  企業規模の拡大に伴い、株式の公開に踏み切ることにしたとの前提のもとに、実際の株式の上場実務について検討する。
第 7 回	A 斑：債権回収 取引先が倒産しそうな状況のもとで、倒産危機への対応および債権の回収方法について検討する。  B 斑：リストラ

	不振の事業部門の整理と人員削減を行うとの想定のもとに、労働法上の解雇権の濫用、整理解雇四要件などを検討する。
第 8 回	A 斑：リストラ B 斑：債権回収
第 9 回	A 斑：取締役の責任（1） 利益相反取引と取締役の責任、利益相反取引の効力について検討する。  B 斑：取締役の責任（2） 取締役の 1 名が競業行為を行っており、その上会社の取引先にも損害を与えたとの想定のもとに、競業禁止義務違反、取締役の第三者に対する責任などの問題点を検討する。
第 10 回	A 斑：取締役の責任（2） B 斑：取締役の責任（1）
第 11 回	A 斑：資金調達 会社の買収場面を想定し、事業を拡大していく過程で必要不可欠な資金調達について、借入金、社債、新株の発行、新株予約権の発行などを検討する。  B 斑：企業再編（2） 不振部門を切り離すとの想定のもとに、会社分割に関する諸問題について検討する。
第 12 回	A 斑：企業再編（2） B 斑：資金調達
第 13 回	A 斑：内紛（1） 代表取締役の解職および取締役会の運営の諸問題について検討する。  B 斑：内紛（2） 株主総会が紛糾する状況における法的諸問題について検討する。
第 14 回	A 斑：内紛（2） B 斑：内紛（1）
第 15 回	合同：倒産 法的倒産処理の基礎を検討する。
第 16 回	実施しない。

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	企業法務ワークショップ・プログラム		
担当者名	江口 公典／久保田 安彦／高田 晴仁／豊泉 貢太郎／福井 琢／矢嶋 雅子		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	秋学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	<p>広い企業法務の領域のうち、主として特に重要な業務範囲であるコーポレート・ガバナンス（企業統治）および企業再編を対象とし、それぞれの分野についての諸問題を具体的な設例に基づいて検討する。両分野を取り扱うための基本的な知識と検討方法を身につけることを到達目標とする。</p> <p>★履修上の注意事項（必読）★</p> <p>(1) 原則として、毎回、2名（または3名）の履修者によるレポートの後、全員による質疑応答を行う。なお、小問ごとに個別に担当者を指定し、共同担当とはしない。</p> <p>(2) 企業法務B PおよびW Pは、一貫した講義計画を立てているため、必ず両方を継続履修し、中途でW Pの履修をキャンセルしないこと。</p> <p>(3) 特に本講義はレポーター制を探っているため、W Pの履修をキャンセルするなどの行為は、レポーターに穴を開けこととなり、他の履修者に大変迷惑をかけることになるので、必ずB P・W Pを通じて通年で授業に参加することを前提として履修していただきたい。</p> <p>(4) 授業は延長し次の时限にかかることがあるので、履修の際は注意すること（6时限に講義を履修しないこと）。</p> <p>★必ず以上を確認のうえ履修すること★</p> <p>.</p>
2. 関連する科目との関係	<p>同一担当者による「企業法務ベーシック・プログラム（B P）」の単位を取得済であることを履修の要件とする。</p> <p>「商法総合Ⅰ・Ⅱ」などの学習を通じた商法（会社法）に関する基本的な知識と理解を有していること、上記「B P」の履修によって、企業法務についての基本的な認識を有していることを前提とし、できるだけ現実に近い具体的な設例を用いて、会社法だけでなく関連する法分野とあわせて検討する。</p> <p>.</p>

	<p>あらかじめ配布した事例問題について小問ごとに教員側でレポーターを割り当てる（小問ごとに個別に担当者を指定し、共同担当とはしない）。</p> <p>①各レポーターが授業の1週間前までに keio.jp 上にレジュメをアップし、      ②受講者全員が予習して授業にのぞむこととし、      ③各レポーターが報告を行ったのち、      ④受講者全員で議論をするという方式で行う。</p> <p>また、企業法務の最先端で活躍するゲストスピーカーの講義を聴いて質疑応答するスタイルの授業を複数回設ける。</p>
3. 授業の方法	
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教 材	<p>あらかじめ用意した具体的設例を用いる。</p> <p>平成 27 年度の各回の具体的テーマについては未確定のため、以下においては、平成 26 年度の内容を掲載する（ほぼ同様とする予定である）。</p>
6. 授業内容（細目）	
第 1 回	A 班：企業統治の諸制度 B 班：株主代表訴訟
第 2 回	A 班：株主代表訴訟 B 班：企業統治の諸制度
第 3 回	A 班：独占禁止法 B 班：取締役会・監査役会
第 4 回	合同：企業再編における会計・税務上の諸問題（ゲストスピーカー）
第 5 回	A 班：取締役会・監査役会 B 班：独占禁止法
第 6 回	合同：国際法務とコンプライアンス（ゲストスピーカー）
第 7 回	A 班：取締役、監査役等の義務と責任（1） B 班：取締役、監査役等の義務と責任（2）
第 8 回	A 班：取締役、監査役等の義務と責任（2） B 班：取締役、監査役等の義務と責任（1）
第 9 回	A 班：内部統制システム B 班：企業再編（1）合併
第 10 回	A 班：企業再編（1）合併 B 班：内部統制システム
第 11 回	A 班：企業再編（2）会社分割 B 班：企業再編（3）独占禁止法
第 12 回	A 班：企業再編（3）独占禁止法 B 班：企業再編（2）会社分割
第 13 回	A 班：企業活動と金融商品取引法 B 班：株主総会
第 14 回	A 班：株主総会

	B 斑：企業活動と金融商品取引法
第15回	合同：株主総会の準備と運営（ゲストスピーカー）
第16回	実施しない。

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	金融法務ベーシック・プログラム		
担当者名	池袋 真実		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	春学期
受講条件	①修習終了後数年以内の方、②流動化・証券化についてこれから勉強を始める方		

1. 授業の目的と到達目標	本科目においては、「証券化」「流動化」といわれる新しい金融手法を取り扱う。取引によっては仕組みが複雑なものもあるが、そのような取引も、民法、会社法、倒産法、金融商品取引法等の基礎的法律を基に構築されている。基礎科目で習得した事項が実際の金融取引でどのように生かされているかを体感し、実務的思考を深めることを目標とする。
2. 関連する科目との関係	民法および会社法の知識を前提とする。金融商品取引法、倒産法、信託法等の科目で得られる知識は本科目と密接に関連しており、最低限の知識を有していることが望ましいが必須とはしない。 同一担当者の選択科目「企業金融法」は、株式、ローン等の典型的な資金調達方法を中心に、ファイナンス法の基本を学ぶものであり、本科目はこれに比べると応用編といえる。
3. 授業の方法	「証券化」「流動化」は、ロースクール生に取ってなじみのない取引であろうと思われるので、ことに概論の段階では講義の形式での説明を十分に行う。ただし、年間を通じて講師・学生間の質疑応答を積極的に行い、また、演習を適宜取り入れる。演習については、受講者は、事前に配布された課題、資料をあらかじめ検討していることを前提に質疑応答を行う。なお、授業の進捗状況及び受講者の希望に応じてシラバスの内容を変更することがありうる。
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	特に指定する教材はない。レジュメ、資料等を（必要に応じて講義に先立ち）配布する。
6. 授業内容（細目）	
第 1 回	概論 I 流動化・証券化とは
第 2 回	概論 II ファイナンスのタイプからみた流動化・証券化
第 3 回	概論 III SPV（特別目的ヴィークル）
第 4 回	概論 IV 倒産各紙
第 5 回	概論 V 税務・会計
第 6 回	不動産の証券化－概論 基本的な構造、分類、歴史
第 7 回	不動産の証券化－TK・GK（匿名組合契約・合同会社）スキーム I ストラクチャー、プレーヤー
第 8 回	不動産の証券化－TK・GKスキーム II

	合同会社の特徴、匿名組合契約
第9回	不動産の証券化－TK・GKスキームⅢ 信託受益権の利用
第10回	不動産の証券化－TK・GKスキームⅣ ノンリコース・ローン
第11回	不動産の証券化－TK・GKスキームⅤ 資産の管理・運用・処分
第12回	契約実務Ⅰ
第13回	契約実務Ⅱ
第14回	不動産以外の資産の流動化・証券化
第15回	事務所見学
第16回	期末試験

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	金融法務ワークショップ・プログラム		
担当者名	池袋 真実		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	秋学期
受講条件	2015 年度の金融法務 BP を受講した方		

1. 授業の目的と到達目標	金融法務 BP に引き続き、「証券化」「流動化」といわれる取引の検討を続ける。金融法務 BP での学習を踏まえて、各種取引の特徴を知り、実務的な理解を深めることを目標とする。
2. 関連する科目との関係	本科目は、同一担当者の「金融法務 BP」に続くものであり、履修は、原則として、当該金融法務 BP の履修者に限定される。 民法および会社法の知識を前提とする。金融商品取引法、倒産法、信託法等の科目で得られる知識は本科目と密接に関係しており、最低限の知識を有していることが望ましいが必須とはしない。 同一担当者の選択科目「企業金融法」は、株式、ローン等の典型的な資金調達方法を中心に、ファイナンス法の基本を学ぶものであり、本科目はこれに比べると応用編といえる。
3. 授業の方法	金融法務 BP での学習を前提として、講義の形式による説明のほか、実際の案件や契約書を使った演習を適宜取り入れる。演習については、受講者は、事前に配布された課題、資料をあらかじめ検討していることを前提に質疑応答を行う。なお、授業の進捗状況及び受講者の希望に応じてシラバスの内容を変更することがありうる。
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教 材	特に指定する教材はない。レジュメ、資料等を（必要に応じて講義に先立ち）配布する。
6. 授業内容（細目）	
第 1 回	BP 試験講評
第 2 回	倒産隔離 I 証券化と倒産法
第 3 回	倒産隔離 II Recharacterization
第 4 回	倒産隔離 III 事例研究
第 5 回	倒産隔離 IV 事例研究
第 6 回	不動産の証券化－TMK（特定目的会社）スキーム I ストラクチャー、特定目的会社と特別目的会社としての合同会社の比較
第 7 回	不動産の証券化－TMK スキーム II 業務開始届と資産流動化計画

第 8 回	不動産の証券化－TMKスキームⅢ 資金調達、最近の改正
第 9 回	不動産の証券化－リートⅠ ストラクチャー、他のスキームとの比較
第 10 回	不動産の証券化－リートⅡ レギュレーション
第 11 回	不動産の証券化－リートⅢ 資金調達
第 12 回	流動化、証券化取引と金融商品取引法－Ⅰ 金融商品、取引の規制
第 13 回	流動化、証券化取引と金融商品取引法－Ⅱ 金融商品取引業者の規制
第 14 回	契約実務Ⅲ
第 15 回	契約実務Ⅳ
第 16 回	期末試験

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	金融法務ワークショップ・プログラム		
担当者名	草野 耕一／谷川 達也／錦織 康高		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	秋学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	資金の流れとして企業をとらえた場合、企業の働きは「資金の調達(資本政策)」、「プロジェクトへの資金の投資(投資政策)」、「株主に対する資金の還元(配当政策)」という三つの営みに分けてこれを考えることができる。各企業は、このような営みを効率的に行うことによって企業価値の最大化をはかっており、このような企業に対して有用な法的助言を行うためには、会社法、金融商品取引法、法人税法などの諸規定をファイナンス理論の基礎知識と有機的に結び付けて理解できる能力が必要とされる。本科目は、このような知見を備えた法律家の育成を目的とするものであり、具体的には、企業にとっての主たる投資政策であるM&A と資本政策として実施される各種の資本調達手段に関連する法制度をファイナンス理論の成果を踏まえながら解説し、具体的問題の発見・分析・解決能力の陶冶に努める。
2. 関連する科目との関係	会社法の基礎知識を有することを前提に講義を進める。「起業と法」(草野耕一)を履修することは本科目の理解を深めるうえにおいて有用であろう。
3. 授業の方法	事前に配布する事例問題の分析を中心に授業を進める。
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	参考書として、草野耕一(2011)『会社法の正義』(商事法務)および草野耕一(2010)『金融課税法講義[補訂版]』(商事法務)を用いる。
6. 授業内容（細目）	
第 1 回	M&A の概要と株式譲渡
第 2 回	上場会社の買収①(買収者の立場)
第 3 回	上場会社の買収②(対象会社と少数株式の立場)
第 4 回	企業の統合
第 5 回	事業の統合
第 6 回	敵対的買収①
第 7 回	敵対的買収②
第 8 回	敵対的買収③
第 9 回	Equity と Debt のケーススタディー(1)
第 10 回	Debt 型金融商品
第 11 回	Equity 型金融商品
第 12 回	金融取引に対する課税のインプリケーション

第13回	企業構造とファイナンス
第14回	Equity と Debt のケーススタディー(2)
第15回	総括
第16回	期末試験

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	涉外法務ベーシック・プログラム		
担当者名	内田 晴康／増田 晋		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	春学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	涉外実務に必要な発展的知識と法的思考能力を修得することにより、涉外法務に関する理論と実務への架け橋となることを目的とする。「涉外法務ベーシック・プログラム」（以下「本科目」）では、主としてどの取引類型にも共通する基礎的分野を中心に習得し、秋学期の「涉外法務ワークショップ・プログラム」（以下「WP」）で扱う取引類型化された専門分野に引継ぐ事を目的とする。 本講座では国際取引の法的規範を提供する契約、国際取引に影響する国内法、及び、ウィーン売買契約（CISG）等の私法条約を理解した後、涉外的法律関係を実現させる司法制度を検討する。具体的には、国際英文契約の査読、各国独禁法による国際的規制、CISG の基本的理解、米国訴訟手続の基礎知識の習得等を、実例に基づく質疑応答等を通して実務的思考能力を養成することを目指す。
2. 関連する科目との関係	本科目は、将来涉外法務（国際法務）に従事するために必要な前提知識・能力を養成するもので、本科目の履修は涉外法務 WP 履修の前提となる。また、必修科目である、「民法」、「商法」、「民事手続法」などに関する基礎知識は必要であり、これら基本法を国際的視野で見直すことから、一層理解を深めることにも資する。さらに、選択科目である「国際関係法（私法系）総合 I」及び「国際経済法」などを実務上で応用するものとして密接な関連を有する。
3. 授業の方法	講義の方法は演習形式である。受講者は予め配布される実例や解説をを予習して、講義において質疑、討論、発表等に参加し、リーダーシップと問題解決能力を高める。なお、専門家による講演や外部機関（涉外法律事務所や企業法務部等）の訪問なども積極的に取り入れ、実務経験者との質疑等により法律を実務的に活用する能力を養成する。
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	テキストは担当者作成の事前配付資料を使用する。
6. 授業内容（細目）	
第 1 回	涉外法務とは何か（オリエンテーション） 本科目と WP の全体的説明を、涉外法務が通常の国内法務とは異なる点や、涉外法務における思考方法の特徴などを入れてオリエンテーションする。
第 2 回	国際英文契約の基礎 I 欧米と日本の契約意識の差異を認識し、契約の果すべき役割・機能を理解する。
第 3 回	国際英文契約の基礎 II 国際英文契約を査読することで、基本的構成、典型的条文、法律英語の基礎を理解する。
第 4 回	国際英文契約の基礎 III 国際英文契約の一般条項を深く検討することで、英文契約の条文の実務的な意味を修得する。
第 5 回	涉外法律事務所訪問（予定） 涉外法律事務所を訪問し、現場を実体験することで、実務への興味やキャリア育成への関心を高める。また、涉外法務に必要な外国法の基礎知識、語学力、異文化理解力、キャリア形成等につき実務家との討議によりその修得の方法を学ぶ。

第 6 回	独占禁止法その他の公法的規制 I 国際取引の枠組を定める独占禁止法や公法的規制についての基礎的知識の習得、及び事例による実務的検討を行う。
第 7 回	独占禁止法その他の公法的規制 II 国際取引の枠組を定める独占禁止法や公法的規制についての基礎的知識の習得、及び事例による実務的検討を行う。
第 8 回	独占禁止法その他の公法的規制 III 国際的独禁専門家による実務的問題等の話を聞き、実務への関心を高める。
第 9 回	ウィーン売買法条約 I 貿易取引の制度的基盤である国際売買に関する条約について基礎的知識を習得する。
第 10 回	ウィーン売買法条約 II 国際取引の紛争事例を通じて、私法条約が実務的に果たしている役割・機能の理解を深める。
第 11 回	国際民事訴訟手続総論 日本の国際民事訴訟手続の概要、特に国際裁判管轄、送達、外国判決の承認執行等を総覧する。その上で、米国の国際裁判管轄の考え方を検討し、日米比較を試みる。
第 12 回	米国の民事訴訟手続 I 米国の民事訴訟手続に関し、日本との相違点、陪審手続の特徴等について基礎的知識を習得し、重要な実務的問題となるディスカバリーとプリヴィレジについて触れる。
第 13 回	米国の民事訴訟手続 II 前回に引き続き、米国のクラスアクションや国際訴訟をめぐる実務的な話を聞き、国際訴訟への関心を高める。
第 14 回	米国の民事訴訟手続 III 訴訟を専門とする外国人弁護士または外国法事務弁護士より国際訴訟をめぐる実務的な話を聞き、国際訴訟への関心を高める。
第 15 回	外国法のリサーチ（ウエストロー 検索システムを予定） 外国法、外国判例のリサーチの方法、リサーチ結果の活用法を理解し、実際に課題をリサーチすることで調査方法を修得する。
第 16 回	

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	知的財産法務ベーシック・プログラム		
担当者名	奥邸 弘司／内藤 篤		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	春学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	映画、レコード、ゲーム等エンタテインメント分野において生ずる契約法および知的財産法上の諸問題について、基礎的知識と思考方法の習得を目的とする。
2. 関連する科目との関係	本講義においては、著作権法の知識が必要となる個所が多い。受講者は、「知的財産法Ⅱ」を履修することが望ましい。時間割の都合等で「知的財産法Ⅱ」の履修が困難な場合は、著作権法について自習しておくこと（入門書として、たとえば、島並ほか『著作権法入門』がある）。
3. 授業の方法	講義形式および事例演習形式で行う。
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	内藤篤「エンタテインメント契約法」 内藤篤・田代貞之「パブリシティ権概説」
6. 授業内容（細目）	
第1回	エンタテインメント契約の射程
第2回	プロデューサー論
第3回	契約解釈の特殊性
第4回	約款論
第5回	約款論=不平等契約論
第6回	慣習・慣行
第7回	著作者人格権の不行使合意
第8回	エンタテインメント契約に対する立法的関与
第9回	映画業界における契約
第10回	レコード音楽業界における契約
第11回	ゲーム業界における契約
第12回	出版業界における契約
第13回	ライブパフォーマンス業界における契約
第14回	テレビ業界における契約
第15回	総括

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	知的財産法務ワークショップ・プログラム		
担当者名	奥邸 弘司／小泉 直樹／内藤 篤		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	秋学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	同一担当者によるベーシックプログラムの履修を前提として、契約書案の作成、模擬交渉などを行う。
2. 関連する科目との関係	著作権法については「知的財産法Ⅱ」、不正競争防止法については「知的財産法Ⅲ」で学習する。ただし、本講義の履修について、左講義の履修は条件とはしない。
3. 授業の方法	演習中心で、一部講義形式による。
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	内藤篤「エンタテインメント契約法」 内藤篤=田代貞之「パブリシティ権概説」
6. 授業内容（細目）	
第1回	映画の無断DVD化について、出演俳優が主張しうる法的権利について事例をもとに考察する。
第2回	「専属実演家契約」について、模擬交渉を行う。
第3回	邦画のリメイクに際して代理人が留意すべき法的論点について議論する。
第4回	いわゆる便乗本の出版差止に関する法的主張について検討する。
第5回	芸能人のプライバシー侵害について、週刊誌の記事を素材に議論する。
第6回	パブリシティ権を立法によって保護するとした場合の論点について検討する。
第7回	JASRACの信託契約約款について、検討する。
第8回	共同原盤契約について、模擬交渉を行う。
第9回	番組の局制作と外注の相違などについて議論する。
第10回	映画出演契約の模擬交渉
第11回	映画の著作権者
第12回	デジタル社会における著作権問題について、事例をもとに議論する。
第13回	ゲームをめぐる法的問題について扱う。
第14回	広告表現の諸問題について検討する。
第15回	著作権法の適用について、事例をもとに検討する。

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	知的財産法務ワークショップ・プログラム		
担当者名	大野 聖二／奥邸 弘司		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	春学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	<p>展開・選択科目として、特許法・著作権法を中心とし、事例分析を通じて、知的財産法における事案分析力・事案解決力・表現力・ディスカッション力の習得を目的とする科目である。</p> <p>本授業では、完全に演習形式で行い、将来の法曹としての基礎的な能力の習得を目指とする。事例分析においては、「民法」「民事訴訟法」「行政法」等の主要科目の展開・応用を目指す。事例分析を中心に行うので、答えを出すことや、單なる知識の取得を目的とするものではないことを理解し、講義に参加することが肝要である。</p> <p>授業は 20 名程度の少人数の演習クラスとし、個々人を徹底的にトレーニングすることを主眼とするので、授業に積極的に参加する意欲のある学生のみが選択することが望まれる。</p>
2. 関連する科目との関係	事例の選択に当たっては、近時の実務上の問題点を取り入れ、学生の関心をさらに他の知的財産法選択科目等へ誘うよう心掛ける。
3. 授業の方法	事例演習形式で行う。 あらかじめ事案と課題を提示し、その課題に関してレポートする受講生グループによる発表と、その他の受講生グループとの質疑応答を中心に講義を行う。 少人数クラスによる徹底したトレーニングを行う。
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教 材	こちらから指定することはしないが、事案・課題を基に、受講生が積極的に参考資料等を検討することが望まれる。
6. 授業内容（細目）	
第 1 回	<p>イントロダクション</p> <p>今後取り扱う事案・課題の照会・講義の進め方について、概説する。</p>
第 2 回	<p>特許事例研究（1）</p> <p>「クレーム解釈」に関する事案の検討を行う。</p>
第 3 回	<p>特許事例研究（2）</p> <p>特許事例研究（1）の整理を行う。</p>
第 4 回	<p>特許事例研究（3）</p> <p>「特殊クレームの解釈」に関する事案の検討を行う。</p>
第 5 回	<p>特許事例研究（4）</p> <p>特許事例研究（3）の整理を行う。</p>
第 6 回	<p>特許事例研究（5）</p>

	「均等論」に関する事案の検討を行う。
第 7 回	特許事例研究（6） 特許事例研究（5）の整理を行う。
第 8 回	特許事例研究（7） 「損害論」に関する事案の検討を行う。
第 9 回	特許事例研究（8） 特許事例研究（7）の整理を行う。
第 10 回	著作権事例研究（1） 「著作物性」に関する事案の検討を行う。
第 11 回	著作権事例研究（2） 著作権事例研究（1）の整理を行う。
第 12 回	著作権事例研究（3） 「著作者人格権」に関する事案の検討を行う。
第 13 回	著作権事例研究（4） 著作権事例研究（3）の整理を行う。
第 14 回	著作権事例研究（5） 「複製権・翻案権」に関する事案の検討を行う。
第 15 回	著作権事例研究（6） 著作権事例研究（5）の整理を行う。
第 16 回	

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	数理法務ベーシック・プログラム		
担当者名	草野 耕一		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	春学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	現代社会に生起する様々な法事象に対して有効に対処するためには伝統的な法律論だけでは不十分であり、ゲーム理論、ファイナンス理論、統計学等に代表される数理的知識の助けが不可欠である。本科目は、このような認識のもとに、数理的技法を用いて法律問題を分析できる法律家を育成することを目的とするものである。数理的知識の解説にあたっては出来る限り平易を旨とし、数学的勉強から離れて久しい者であっても違和感なく数理法務の世界に誘われるよう配慮する。
2. 関連する科目との関係	本科目は、民法、民事訴訟法および会社法の基礎的知識を有していることを前提とするものである。ファイナンス理論、ゲーム理論、統計学、経済学等の知識を有することは前提としていない。数学については、高校 1 年程度の数学知識を有することを期待している。なお、本科目において解説する数理的技法は、「起業と法 WP」や「金融法務 WP」の理解を深めるうえにおいても極めて有用である。
3. 授業の方法	本科目は、毎回教科書の指定部分と事前に配布する演習問題を読了してきたことを前提に講義を進める。毎回の授業の約半分は演習問題の討議にあてる予定であり、学生の積極的な参加を期待しているが、発言を強制することはしない。
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	神田秀樹・草野耕一訳(2014)『数理法務概論』(有斐閣)を教科書として用いる。この本はハーバードを始めとする米国的主要法科大学院において使われている数理法務の定番的教科書の訳本である。
6. 授業内容（細目）	
第 1 回	確率論(1)－条件付確率とベイズの定理
第 2 回	確率論(2)－検察官の誤謬と弁護人の誤謬
第 3 回	決定分析(1)－決定の木の作成と解法
第 4 回	決定分析(2)－不確実性への対処
第 5 回	ゲーム理論(1)－利得行列とゲームの木の作成と解法
第 6 回	ゲーム理論(2)－戦略的行動
第 7 回	交渉理論(1)－BATNA、留保価格およびナッシュ交渉解
第 8 回	交渉理論(2)－各種契約の分析
第 9 回	財務諸表分析(1)－会計の基礎知識
第 10 回	財務諸表分析(2)－様々な財務比率
第 11 回	統計解析(1)－記述統計学
第 12 回	統計解析(2)－推測統計学の基礎
第 13 回	多変量統計(1)－相関係数と回帰分析

第14回	多変量統計(2)－重回帰分析と統計資料の「罫」
第15回	総括
第16回	期末試験

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	数理法務ワークショップ・プログラム		
担当者名	草野 耕一		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	秋学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	数理法務 BP に引き続き、法事象を数理的に分析する能力を育成し、企業法務や国際法務の世界に飛翔せんとする未来の法曹に対してそれに必要な「翼」を授けることを目的とする。
2. 関連する科目との関係	本科目は、「数理法務 BP」の続編となる位置付けであり、同科目を履修したことを前提に授業を進める。
3. 授業の方法	本科目は、毎回教科書の指定部分と事前に配布する演習問題を読了してきたことを前提に講義を進める。毎回の授業の約半分は演習問題の討議にあてる予定であり、学生の積極的な参加を期待しているが、発言を強制することはしない。
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	神田秀樹・草野耕一共訳(2014)『数理法務概論』(有斐閣)を教科書として用いる。参考書としては、草野耕一(2010)『金融課税法講義[補訂版]』(商事法務)が有用である。
6. 授業内容（細目）	
第 1 回	ファイナンス理論(1)－貨幣の時間的価値
第 2 回	ファイナンス理論(2)－平均・分散モデル
第 3 回	ファイナンス理論(3)－分散投資理論
第 4 回	ファイナンス理論(4)－資産価格理論
第 5 回	ファイナンス理論(5)－債権者価値と株主価値
第 6 回	ファイナンス理論(6)－オプション理論
第 7 回	ミクロ経済学(1)－基礎理論
第 8 回	ミクロ経済学(2)－独占をめぐる諸問題
第 9 回	ミクロ経済学(3)－外部性と公共財
第 10 回	法の経済分析(1)－不法行為法
第 11 回	法の経済分析(2)－財産法
第 12 回	法の経済分析(3)－契約法
第 13 回	法の経済分析(4)－民事訴訟法
第 14 回	法の経済分析(5)－刑事政策
第 15 回	総括

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	経済法ベーシック・プログラム		
担当者名	石岡 克俊／江口 公典／福井 琢／渡邊 新矢		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	春学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	独占禁止法を中心とする経済法について基本的な知識を有している受講生を対象に、実務と理論の両面について総合的な学習の機会を提供して、受講生をより深い知見の段階へ導くことが目的であり、主要な論点について具体的な問題解決能力を養成することを目標とする。
2. 関連する科目との関係	「経済法基礎」、「経済法総合」及び「経済法実務」（または法学部において設置されている関連科目）のいずれかの履修等を通して基本的知識を有していることが望ましい。また、秋学期の経済法ワークショップ・プログラムと連動している（もちろんベーシック・プログラムのみの履修も可能）。ベーシック・プログラムでは、審・判決、ガイドラインの検討を踏まえて、高度な独占禁止法解釈論の段階に到達することを目標とする。
3. 授業の方法	各回のテーマについて、受講者の報告と担当者の解説を組み合わせ、質疑応答、討論をとおして検討を進める。テーマに応じて、最先端の実務経験を有する実務家や卓越した成果を上げている研究者をゲスト・スピーカーに招き、質疑応答、討論を行う場合もある。 講義内容については、本年度の予定が確定していないため、平成26年度の実施内容を提示する。 なお、授業はしばしば延長され、次の时限にかかる場合があるので、6时限の科目の履修を避けてもらいたい。
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	各回で用いる教材（判決、審決、ガイドライン等）を、事前に指定しました配付する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	【イントロダクションとテーマ設定】 全体のコンセプトや進め方について担当者が詳細に説明し、各受講者のテーマを決定する。
第2回	【不当な取引制限の主要事例と解釈論（1）】不当な取引制限の要件事実と立証方法 (1) 湯浅木材ほか事件（昭和23年（判）第2号、湯浅木材工業株式会社外64名に対する件、公正取引委員会昭和24年8月30日同意審決、審決集1巻62ページ） (2) 東芝ケミカル事件（経済法判例・審決百選21事件）
第3回	【不当な取引制限の主要事例と解釈論（2）】談合事例の検討 (1) 多摩談合事件（最高裁平成24年2月20日判決、平成22年（行ヒ）第278号、判時2158号36頁） (2) 協和エクシオ事件（経済法判例・審決百選24事件）
第4回	【私的独占の主要事例と解釈論（1）】支配型私的独占の検討 (1) 野田醤油事件（経済法判例・審決百選18事件） (2) 東洋製罐事件（経済法判例・審決百選16事件）
第5回	【私的独占の主要事例と解釈論（2）】排除型私的独占の検討

	(1) 雪印乳業・農林中金事件（経済法判例・審決百選 8 事件） (2) ぱちんこ機製造特許プール事件（経済法判例・審決百選 10 事件）
第 6 回	【不公正な取引方法の主要事例と解釈論（1）】 「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」における違法行為の類型と違法性の判断基準
第 7 回	【不公正な取引方法の主要事例と解釈論（2）】 不当廉売 (1) マルエツ・ハローマート事件（経済法判例・審決百選 64 事件） (2) 都営と畜場事件（経済法判例・審決百選 60 事件）
第 8 回	【不公正な取引方法の主要事例と解釈論（3）】 抱合せ販売 (1) 藤田屋事件（経済法判例・審決百選 69 事件） (2) 日本マイクロソフト抱合せ事件（経済法判例・審決百選 67 事件）
第 9 回	【知的財産権と競争秩序の相互関係】 (1) 「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」（平成 19 年 9 月 28 日公正取引委員会） < <a href="http://www.jftc.go.jp/dk/chitekizaisan.html">http://www.jftc.go.jp/dk/chitekizaisan.html</a> > (2) 着うた事件（経済法判例・審決百選 52 事件・（審決）審決集 55 卷 294 頁・（取消訴訟判決）審決 D B）
第 10 回	【不公正な取引方法の主要事例と解釈論（4）】 優越的地位の濫用 (1) 三越事件（経済法判例・審決百選 85 事件） (2) ドン・キホーテ事件（経済法判例・審決百選 83 事件）
第 11 回	【国際関係と独占禁止法】 (1) マリンホース・カルテル事件（経済法判例・審決百選 92 事件） (2) ブラウン管価格カルテル事件（審決 D B）
第 12 回	【企業集中規制】 (1) 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」 (2) 平成 21 年度以降の主要な相談事例からいくつかの例を検討する
第 13 回	【エンフォースメント】 (1) 平成 25 年独占禁止法の解説 (2) 改正に関する日本経済団体連合会の意見書・改正案に関する日本弁護士連合会の意見書について報告
第 14 回	【即日起案】
第 15 回	【講評】
第 16 回	

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	経済法ワークショップ・プログラム		
担当者名	石岡 克俊／江口 公典／福井 琢／渡邊 新矢		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	秋学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	独占禁止法を中心とする経済法について基本的な知識を有している受講生を対象に、実務と理論の両面について総合的な学習の機会を提供して、受講生をより広く、深い知見の段階へ導くことが、経済法ワークショップ・プログラムの目的である。応用的な論点について高度な問題解決能力の段階に到達すること、さらには問題発見（設定）能力の段階に達することを目標とする。
2. 関連する科目との関係	「経済法基礎」、「経済法総合」及び「経済法実務」（または法学部において設置されている関連科目）のいずれかの履修等をとおして基本的知識を有していることが望ましい。また、春学期の経済法ベーシックプログラムと連動している。
3. 授業の方法	各回のテーマについて、受講生の報告と担当者の解説を組み合わせ、質疑応答、討論をとおして検討を進める。テーマに応じて、最先端の実務経験を有する実務家や卓越した成果を上げている研究者をゲスト・スピーカーとして招き、質疑応答、討論を行う場合もある。 講義内容については、本年度の予定が確定していないため、平成 26 年度の実施内容を提示する。 なお、授業はしばしば延長され、次の时限にかかる場合があるので、6 時限の科目の履修を避けてもらいたい。
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教 材	各回で用いる教材（論文等）を、事前に指定しまたは配付する。
6. 授業内容（細目）	
第 1 回	【講演】「平成 25 年独占禁止法改正について」 (講師：公正取引委員会事務総局 官房参事官 岩成 博夫氏) 【今後の予定の確認】テーマの設定と報告担当者の割振り
第 2 回	【不当な取引制限】 多摩談合事件最高裁判決（最高裁判所平成 24 年 2 月 20 日第一小法廷判決、平成 22 年（行ヒ）第 278 号、審決取消請求事件、判例時報 2158 号 36 頁）
第 3 回	【不公正な取引方法・不当廉売】 濱口石油排除措置命令事件（公取委平成 18 年 5 月 16 日排除措置命令、審決集 53 卷 867 頁）
第 4 回	【不公正な取引方法・拘束条件付取引】 山口県経済農業協同組合連合会事件（公取委平成 9 年 8 月 6 日、審決集 44 卷 248 頁） 上記のほか、資生堂東京販売事件（最判平成 10 年 12 月 18 日 経済法判例・審決百選 78 事件）、全国農業協同組合連合会事件（公取委平成 2 年 2 月 20 日、審決集 36 卷、53 頁、経済法判例・審決百選 82 事件）も読んでおいてください。
第 5 回	【不公正な取引方法・不当な取引拒絶】 ATM 業務委託契約解除事件（東京地裁平成 23 年 7 月 28 日判決、判例時報 2143 号 128 頁）
第 6 回	【民事訴訟関連】 (1) 東京灯油訴訟（最高裁昭和 62 年 7 月 2 日第一小法廷判決）・鶴岡灯油訴訟

	(最高裁平成元年 12月 8日第二小法廷判決)、(資料) 経済法判例・審決百選 117 事件他 (2) セブン-イレブン・ジャパン事件 (東京高裁平成 25 年 8 月 30 日判決、判例時報 2209 号 10 頁以下、判例時報 2209 号 12 頁以下)、(資料) NBL1028. 79 頁、ジュリスト 1446 号 266 頁、ジュリスト 1440 号 269 頁
第 7 回	【「メーカー価格指定」制の検討】 『消費インテリジェンス懇談会・報告書』「§ 4 消費インテリジェンスと競争政策」の内容を踏まえ、再販売価格維持行為に対する日米欧の法的取扱いの相違について説明し、論評せよ。
第 8 回	【非ハードコアカルテル】 ①非ハードコアカルテルとは何か、ハードコアカルテルとの相違点、②実務で問題とされる市場シェア、③不当な取引制限と情報交換の相違、④不当な取引制限とプライスリーダーシップの相違、⑤競争事業者間の業務提携と競争制限効果、⑥情報交換と競争制限効果について検討する。また、事前に、事例問題を配布しておき、それについて解答してもらう。事例問題については、後日、掲示板にアップする。
第 9 回	【平成 25 年独占禁止法改正の下での抗告訴訟の問題点】 今回の改正で審判手続きが廃止され、排除措置命令・課徴金納付命令に対する不服申立は、全て行政事件訴訟法に基づく抗告訴訟となった。抗告訴訟についての問題点を検討する。 (資料) JASRAC 審決取消訴訟高裁判決 (東京高裁平成 25 年 11 月 1 日判決、判例時報 2206 号 37 頁、特に原告適格の部分について)、ジュリスト 1470 号 79 頁、NBL1015 号 15 頁、同 1017 号 36 頁、前期経済法 BP・7 月 4 日配布のパワーポイント資料
第 10 回	【独占禁止法上の規制との関係における適法行為、競争阻害行為（不公正な取引方法）および競争制限行為（私的独占等）】 適法行為と不公正な取引方法の間の区別(たとえば違法な再販売価格維持行為の外延の問題)、不公正な取引方法と私的独占等との区別(野田醤油事件等の評価)は、しばしば困難を伴う。この点について、従来の判決例、審決例、学説等を踏まえて検討する。受講生、担当教員の問題意識を持ち寄り討論する(主報告は担当教員が行う予定)。独占禁止法の観点から具体的な事実に接近する場合の、いわば事件の見立てについて学ぶ。
第 11 回	【企業結合と不当な取引制限の関係】Yahoo! Japan と Google の業務提携 受講者には、この事例を念頭においていた課題をあらかじめ解いてきてもらう。その上で、この事件の背景や論点などについて解説を加えていく。
第 12 回	【課徴金とリニエンシー】 課徴金およびリニエンシー制度全般およびリニエンシーの実務について解説する。
第 13 回	【総合事例演習 (1)】
第 14 回	【総合事例演習 (2)】
第 15 回	【総合事例演習 (3)】 総合事例演習 (1) ~ (2) の解説
第 16 回	

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	労働法ワークショップ・プログラム		
担当者名	浅井 隆／両角 道代		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	秋学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	労働法分野の履修における理論と実務の架橋を図ることを目的とし、特に、労働紛争の予防と解決に重点を置く。本授業により、取り扱われる各事項についての実践的な知識を習得するとともに、そこで生ずる法的問題点やその対応策について把握することが到達目標となる。
2. 関連する科目との関係	本科目は、労働法の基礎的理解を前提に理論と実務の架橋を図るものであるから、本科目の履修にあたっては、労働法 I 及び II または労働法実務を修得済み（労働法 II については少なくとも並行履修）であることが望ましい。
3. 授業の方法	演習の形式を取り入れ、事例を素材に学生が積極的に関与できる方法をとる予定である。すなわち、労働紛争解決制度の基礎を確認したうえで、紛争解決手続において生ずる諸種の問題点について議論を行い、さらに、規則作成・人事管理・裁判などに関する事例を出題して、実務における対応のあり方を検討する。ゲストスピーカーの招聘や労働委員会の審査手続等の傍聴も予定している。
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	各回につき検討の素材となる事例や資料を配布する。また、関連する統計や書式類なども必要に応じて配布し、判例や文献も隨時紹介する。
6. 授業内容（細目）	
第 1 回	総論－労働紛争解決の制度と運用 わが国における労働紛争解決システムの全体像やそこでの課題を明らかにしたうえで、労働分野における紛争解決・予防のあり方につき、実務家の役割を中心検討する。
第 2 回	裁判所による紛争解決(1) 裁判所による労働紛争の処理のうち、通常訴訟手続について概観し、そこでの問題点や課題を紹介する。
第 3 回	裁判所による紛争解決(2) 裁判所による労働紛争の処理のうち、労働審判手続と仮処分手続について概観し、そこでの問題点や課題を紹介する。
第 4 回	行政機関による紛争解決(1)／企業内等での紛争解決 個別労働紛争解決促進法の他、労働基準監督署や労政事務所等を含めた行政機関における労働紛争の処理について、その実態と法的問題点を考察する。また、企業内における労働紛争解決・予防システムの実情や課題について概観したうえ、仲裁や調停による労働紛争の解決についても検討を行う。
第 5 回	裁判所による紛争解決(3) 労働審判事件記録をモデルとした教材を用いて望ましい紛争解決のあり方を議論する
第 6 回	行政機関による紛争解決(2) 労働委員会による集団紛争の解決システムのうち、不当労働行為救済手続に焦点を当て、審査手続及び取消訴訟における問題を中心に検討する。
第 7 回	ゲストスピーカーによる講演
第 8 回	小テスト実施予定

第 9 回	<b>紛争の予防と解決(1)-就業規則等の作成・改訂</b> 企業は構成員たる従業員との労働関係を就業規則等で集団的、画一的に規律する。そして企業が永続するためには、就業規則等の改訂による労働関係の集団的、画一的な変更が不可欠である。そこで、実際上の就業規則等の作成、改訂における運用上の留意点を学ぶ。
第 10 回	<b>紛争の予防と解決(2)-解雇・懲戒処分・人事異動</b> わが国では終身雇用の慣行を背景に解雇が制限される一方、人事異動が比較的自由に認められているが、かかる法規制の下、現実にはさまざまな雇用慣行を持つ企業が存在する。そこで、多様な企業実態をふまえ、法規制を適用する際の問題点を検討する。
第 11 回	<b>紛争の予防と解決(3)-労働時間管理、労働災害、安全配慮義務</b> わが国では、長期間労働によるメンタルヘルス問題の発生、過労死、過労自殺事件が急増している。これらの現状で使用者の法的責任を認める裁判例も増えている。そこで、最近の労災事件とその解決の実態を学ぶ。
第 12 回	<b>紛争の予防と解決(4)-労働と賃金の関係</b> 賃金制度が年功的なものから多かれ少なかれ成果主義（能力主義）に変わりつつあるのが企業の現状である。かかる状況の下、降格や配転等で労働者の職務の変更に伴って賃金も下がったりし、賃金を巡る紛争も多く生じている。そこで、労働（職務）と賃金の関係を学ぶ。
第 13 回	<b>紛争の予防と解決(5)-訴訟と和解 その 1</b> 労働紛争も当事者間の話し合いで解決するのが望ましいが、それが出来なければ、第三者、つまり訴訟による解決を図る他ない。そこで、最近の労働訴訟の実態と和解による解決の現実を学ぶ。
第 14 回	<b>紛争の予防と解決(6)-訴訟と和解 その 2</b> 第 13 回と同じテーマを別の事例で行う。
第 15 回	<b>労働紛争解決機関における制度運用の現状</b> 労働委員会による不当労働行為審査または裁判所による労働事件訴訟について、傍聴の機会を設け、制度運用の実際についての理解を深める。
第 16 回	

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	環境法務ワークショップ・プログラム		
担当者名	滝口 直樹／六車 明		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	春学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	<p>今日の環境問題は、各個人の生活に関わるものから全地球にわたる幅広い課題にまで多様である。また、高度成長期の深刻な公害のように原因者が限定され特定の関係者の取組が中心であった問題から、社会経済活動全体としての対応が必要な構造的な課題へと、時代とともに変化してきている。</p> <p>本授業は、このように変化してきた環境問題に対して、立法（法律）を中心として、司法（裁判）、行政（政策）、国際社会（条約）がどのように対処してきたかについて、主要な課題ごとにそれぞれの科学的・社会的背景を踏まえ概観し、環境法の発展過程とその特質について理解することを目指す。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>環境法を体系的に学ぶため「環境法Ⅰ」、「環境法Ⅱ」が開講されており、これらの授業との連携について配慮する。また、個別のテーマについて掘り下げる授業を行う「テーマ演習（条文を踏まえて環境リスクを理解する 秋学期・2年次）」との連携についても考慮する。</p> <p>本科目は、環境省等における行政実務の従事者・経験者により、行政実務の状況を踏まえた授業を行うものであり、制定された法律の解釈のみならず、その背景にある問題状況、政策形成過程、法制度の実施過程も含めて検討を行う点が特徴である。</p>
3. 授業の方法	<p>基本的に講義形式で行うが、受講者自ら考え発言することも重要であるので、質疑の機会を十分確保し、また、受講生と教員、受講生間の議論の時間を確保する等の工夫を織り込む予定である。</p> <p>また、最近の環境法政策実務の動きに触れるため、環境省等において現在、実務に携わっている担当者をゲストスピーカーとして招致する。今年度は、アスベスト飛散防止規制、原子力発電所事故による放射性物質汚染の除染と中間貯蔵施設整備、鳥獣保護法改正の3テーマについて講義いただく予定である。</p>
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	各回の講義において関連する資料を配付する。また、主要な参考図書については第1回の講義において説明する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>イントロダクション・環境基本法</p> <p>環境問題は「人」と「環境」との関わりをベースとしており、基本的に人と人の関係に関わる他の法律問題とは若干性格が異なっている。また、環境に関わる法律の制定、運用には、裁判、各種の事件、国際条約・交渉、市民運動、省庁や地方公共団体、企業・事業者の取組などが多元的に関わっていることも特色である。こうした特色を持つ環境法の制定、運用過程について、環境基本法の内容にも触れながら、見取り図的に概説する。</p>
第2回	<p>被害補償</p> <p>環境問題が国民に及ぼす最も深刻な事態である健康被害について、なぜ発生し、政府や立法府、裁判所、企業、市民、科学者がどのように対応してきたかを、大気汚染公害、水俣病、石綿健康被害を中心に、他分野の補償、給付制度にも触れながら概観する。</p>
第3回	<p>汚染対策総論 大気汚染、自動車大気汚染</p> <p>環境汚染を防止するための伝統的かつ基本的手法は排出規制である。その歴史と</p>

	運用について概観する。特に大気汚染について、事業場での規制から自動車排出ガス規制、交通流対策へ、との政策の進展を、裁判判例との関わりなども踏まえ理解する。
第4回	水質汚濁、土壤、化学物質管理 汚染対策のもう一つの柱である水質汚濁対策は、事業場での排出規制に始まり、地下水、土壤への対策へと対象範囲を拡大してきた。その一方で、化学物質の総合管理対策も進展してきた。両者の進展、現状を概観する。
第5回	環境リスク・予防対策 汚染対策は、健康や生態系への影響のリスクをどう管理し、被害を予防するか、という問題でもある。環境政策における予防の考え方を概観するとともに、現在も深刻なリスクとして存在するアスベストについて、その飛散防止規制強化を例に、取組の具体的姿を理解する。(ゲストスピーカー予定)
第6回	気候変動 地球温暖化対策、フロンガス規制などを巡っては、科学的視点と経済的視点、そして先進国の中、先進国と途上国の中の関係が複雑に関わっている。その中で、国際的な枠組み及び国内対策において、政策手段がどのように進化しているかを理解する。
第7回	経済的手法 環境問題は、経済活動に深く関わっており、環境税、排出量取引、再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT）など経済的インセンティブを利用する経済的措置と呼ばれる手段が多くとられるようになってきた。こうした経済的措置による環境問題への取組について、特徴、課題を概観する。
第8回	循環型社会形成、廃棄物管理 都市の環境問題はごみ問題から始まった。今日では、衛生問題としてのごみ処理から進化し、環境への影響の少ない循環型社会への転換、様々な物質・資源の利用のあり方の制御に取り組まれるようになった。廃棄物処理から循環型社会形成への政策の進化を振り返るとともに、廃棄物管理規制の現状を概観する。
第9回	リサイクル リサイクルに関する法制度については、①経済活動を重視するか、廃棄物の違法処理防止を重視するか、②その費用を誰が負担するか、を巡って、関係者間での激しい対立が繰り返され、商品ごとに異なる考え方でリサイクル制度が作られている。こうしたリサイクル諸法が発展してきたかを概観する。
第10回	原子力安全規制・放射性物質汚染対策 福島第一原発事故を契機に、原子力安全規制や放射性物質汚染対策も環境行政の最重要課題の一つとなった。その全体像を概観するとともに、放射性物質に汚染された土地・家屋の除染と、放射性廃棄物の中間貯蔵施設整備について現状と課題を概観する。(ゲストスピーカー予定)
第11回	環境紛争処理・豊島不法投棄事件 環境を巡る様々な紛争のうち、廃棄物処分に関するものは多い。その中でも、特に重要な豊島の産業廃棄物不法投棄事件について、公害等調整委員会の果たした役割について概観することを通じて、紛争の処理の実態を理解する。
第12回	生物多様性、野生生物保全 生物多様性保全は環境政策の重要な柱の一つであるが、経済・社会の変化とともに、生物多様性保全の意義、我々と野生生物との関わり方も次第に変容している。国内外の生物多様性保全政策を概観するとともに、鳥獣保護法改正を中心に、野生生物との関わりの現状と課題を理解する。(ゲストスピーカー予定)
第13回	国立公園制度、開発規制 生物多様性保全の最も重要な政策ツールである地域指定による開発規制・行為規制の内容、運用について、その代表例である自然公園法やその関連法を中心に、概観する。特に、生物多様性の保全の観点から制度がどのように発展し、地域関係者との関わりの中でどのように運用されているかを理解する。
第14回	環境影響評価 環境影響評価（環境アセスメント）は、大規模事業による環境影響を評価、破壊を未然に防止するための手続きである。大規模なアセスメント案件への対応は、

	環境政策の重要なトピックであったが、現在も地球温暖化対策など環境政策の重要な柱となっている。こうした環境影響評価制度の概要と課題を概観する。
第15回	参加、情報公開、環境教育 環境問題への取組において、市民やN G Oの活動は重要な位置を占める。環境法・環境行政では、公害反対運動やリオサミットの流れを受け、民間団体との関わりを重視してきた。環境問題解決における市民参加、情報公開の発展について概観する。
第16回	まとめ 講義で扱った課題を振り返り、まとめを行う。

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	EU戦略法務ワークショップ・プログラム		
担当者名	東 史彦／市川 芳治／佐藤 真紀／庄司 克宏／宮下 紘		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	春学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	EUは、複数の国家で構成される統治体の下で、单一市場（物・人・サービス・資本の自由移動）を確立・発展させるため、各国法による規制の撤廃およびEU立法による再規制を行っている。EUの機関であるコミッショնは、EU全体の利益のために独立性の下で法案を作成する独占的権限を与えられている。そのためコミッショնは、28カ国から集まつた人材を駆使して自由な立場で革新的な法案を起草することに秀でている。そのような法案は、立法部（欧州議会および理事会）により修正を受けることがあるため、必ずしもそのまま立法化されることは限らない。しかし、わが国政府が新たな規制を導入したり撤廃したりする場合に、企業が立法化前の段階から戦略的にどのように対応すべきかという課題にとつて、コミッションの法案が示唆に富む提案を行っていることが少なくない。そこで、本授業では、EU規制（撤廃）の立案と企業の戦略的な事前対応という観点から、コミッションの政策・立法の立案を分析し、その中心的コンセプトを捉え、それに対して企業としていかなる戦略的対応があり得るかを検討する。主要な事例として、EU電気通信市場統合における経済規制と競争法、および、ビッグデータと個人データ保護法制を取り上げる。
2. 関連する科目との関係	留意点として、直接の関連科目である「EU法」（春学期2単位）を並行して履修するか又は昨年度までに履修して単位取得済みであることが、望ましい。
3. 授業の方法	担当教員が講義・演習及び担当教員同士の議論の形式で行う授業に、履修者からの質疑を加える形で進める。その週の授業内容は、翌週にアノテティカル・サマリーとして配布される。 企業実務に対応するため、ソフトバンク法務部およびNHK経営企画局から非常勤講師として参加を得るとともに、適宜各分野で豊富な経験を有するゲスト・スピーカーを招請する。有意義で楽しい授業にしたい。
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	教科書として、庄司克宏編『EU法 実務篇』（岩波書店、2008年）を各自で用意し、読んでおくこと（秋学期のEUビジネス法務WPでも教科書として使用する）。
6. 授業内容（細目）	
第1回	「法務戦略」とEU法 「法務戦略」とは何か、日本企業の法務戦略の経験から何を学ぶかについて議論する。事例として日本における電気通信規制と独占禁止法の関係について紹介し、次いでEU法規制と競争法の関係から何を学ぶかについて言及した後、全体ディスカッションを行う。
第2回	経済的規制と競争法の関係について① 教員によるプレゼンと全体ディスカッション Niamh Dunne, Competition Law and Economic Regulation: Making and Managing Markets, Cambridge University Press, 2015 1. Introduction

第3回	経済的規制と競争法の関係について② 教員によるプレゼンと全体ディスカッション 2. Competition law as regulation
第4回	経済的規制と競争法の関係について③ 教員によるプレゼンと全体ディスカッション 3. Regulation, deregulation and the space for competition law
第5回	経済的規制と競争法の関係について④ 教員によるプレゼンと全体ディスカッション 4. Concurrent application of competition law and regulation
第6回	経済的規制と競争法の関係について⑤ 教員によるプレゼンと全体ディスカッション 5. Institutional issues at the interface of competition law and regulation
第7回	経済的規制と競争法の関係について⑥ 教員によるプレゼンと全体ディスカッション 6. Analysis and conclusions. EU電気通信市場統合法案の検討 教員によるプレゼンと全体ディスカッション Regulation laying down measures concerning the European single market for electronic communications and to achieve a Connected Continent - COM(2013)
第8回	ビッグデータとEU個人データ保護法制① 教員によるプレゼンと全体ディスカッション Fred H. Cate and Viktor Mayer-Schönberger, "Notice and consent in a world of Big Data", International Data Privacy Law (2013) 3 (2): 67-73
第9回	ビッグデータとEU個人データ保護法制② 教員によるプレゼンと全体ディスカッション Ira S. Rubinstein, "Editor's choice: Big Data: The End of Privacy or a New Beginning?", International Data Privacy Law (2013) 3 (2): 74-87
第10回	ビッグデータとEU個人データ保護法制③ 教員によるプレゼンと全体ディスカッション Peter Leonard, "Customer data analytics: privacy settings for 'Big Data' business", International Data Privacy Law (2014) 4 (1): 53-68
第11回	ビッグデータとEU個人データ保護法制④ 教員によるプレゼンと全体ディスカッション K. Krasnow Waterman and Paula J. Bruening, "Big Data analytics: risks and responsibilities", International Data Privacy Law (2014) 4 (2): 89-95
第12回	ビッグデータとEU個人データ保護法制⑤ 教員によるプレゼンと全体ディスカッション Bert-Jaap Koops, "The trouble with European data protection law", International Data Privacy Law (2014) 4 (4): 250-261 Bart van der Sloot, "Do data protection rules protect the individual and should they? An asses
第13回	履修者のレポートに基づく簡易プレゼンテーション
第14回	ゲストスピーカー① (未定)
第15回	ゲストスピーカー② (未定)
第16回	定期試験期間中に試験を行わない。前掲「成績評価」参照。

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	EUビジネス法務ワークショップ・プログラム		
担当者名	東 史彦／市川 芳治／佐藤 真紀／庄司 克宏／宮下 紘		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	秋学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	本授業は、EU 法規制と人権をテーマとする。EU は、人権・民主主義・法の支配という共通価値を統合の基盤としているが、それは EU 法規制の内容およびその遵守確保 (enforcement) の在り方にも反映されている。そこで、EU 法規制と人権の関係について検討を行う。それに通じることにより、戦略的に EU 法規制をあらかじめ回避することや、EU 法規制の違反に対するデフェンスとして活用することが可能となる。本年度は、前半に EU 競争手続法と基本的人権、後半に個人データ保護法と企業活動を事例として取り上げる。
2. 関連する科目との関係	留意点として、直接の関連科目である「EU 法」（春学期 2 単位）をすでに履修して単位取得済みであることが、望ましい。
3. 授業の方法	担当教員が講義・演習及び担当教員同士の議論の形式で行う授業に、履修者からの質疑を加える形で進める。その週の授業内容は、翌週にアナリティカル・サマリーとして配布される。 企業実務に対応するため、ソフトバンク法務部および NHK 経営企画局から非常勤講師として参加を得るとともに、適宜各分野で豊富な経験を有するゲスト・スピーカーを招請する。有意義で楽しい授業にしたい。
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	教科書として、庄司克宏編『EU 法 実務篇』(岩波書店、2008 年)を各自で用意し、読んでおくこと（春学期の EU 戦略法務 WP でも教科書として使用）。
6. 授業内容（細目）	
第 1 回	EU 競争法手続と人権（1） 教員によるプレゼンと全体ディスカッション Andreas Scordamaglia-Tousis, EU Cartel Enforcement: Reconciling Effective Public Enforcement with Fundamental Rights, Kluwer Law International (2013) pp. 1-18 CHAPTER 1: Introduction pp. 19-48 CHAPTER 2: Overview of
第 2 回	EU 競争法手続と人権（2） 教員によるプレゼンと全体ディスカッション pp. 49-150 CHAPTER 3: The European Enforcement System and the Due Process Institutional Requirements
第 3 回	EU 競争法手続と人権（3） 教員によるプレゼンと全体ディスカッション pp. 151-198 CHAPTER 4: Cartel Investigations and Fundamental Rights
第 4 回	EU 競争法手続と人権（4） 教員によるプレゼンと全体ディスカッション pp. 199-256 CHAPTER 5: The Legal Qualification of a Cartel Infringement and Effective Enforcement
第 5 回	EU 競争法手続と人権（5） 教員によるプレゼンと全体ディスカッション pp. 257-306 CHAPTER 6: The Rules of Evidence in EU Cartel Proceedings and Fundamental Rights

第6回	EU 競争法手続と人権（6） 教員によるプレゼンと全体ディスカッション pp. 307-348 CHAPTER 7: The Rules of Attribution of Liability: Reconciling Effective Deterrence with the Presumption of Innocence
第7回	EU 競争法手続と人権（7） 教員によるプレゼンと全体ディスカッション pp. 349-420 CHAPTER 8: The Rules of Cartel Fining and Fundamental Rights pp. 421-430 CHAPTER 9: General Conclusion
第8回	EU 個人情報保護法（1）一個人データ保護法の比較法的入門 教員によるプレゼンと全体ディスカッション James Q. Whitman, The Two Western Cultures of Privacy: Dignity versus Liberty, 113 Yale L. J. 1151 (2004) European Commission, Rebuilding Trust in EU-US Data Flows (2013)
第9回	EU 個人データ保護法（2）－現行指令の内容と問題点の検討 教員によるプレゼンと全体ディスカッション Directive 95/46 on the protection of individuals with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data [1995] OJ L 281, p. 31 Christopher Kuner, Transborder Data Flows an
第10回	EU 個人データ保護法（3）－現行指令の判例法と問題点の検討 教員によるプレゼンと全体ディスカッション Directive 95/46 on the protection of individuals with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data [1995] OJ L 281, p. 31 European Court of Justice, Google Spain S
第11回	EU 個人データ保護法（4）－新規則案の内容と問題点の検討 教員によるプレゼンと全体ディスカッション Proposal for a regulation on the protection of individuals with regards to the processing of personal data and on the free movement of such data (General Data Protection Regulation) COM(2012)11, 25. 1.
第12回	履修者のレポートに基づく簡易プレゼンテーション
第13回	ゲストスピーカー①（未定）
第14回	ゲストスピーカー②（未定）
第15回	ゲストスピーカー③（未定）
第16回	定期試験期間中に試験を行わない。前掲「成績評価」参照。

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	国際刑事法ワークショップ・プログラム		
担当者名	オステン、フィリップ／後藤 啓介		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	秋学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	本ワークショップ（以下「WP」と略記する）では、現在の国際刑事法全般（＝狭義および広義の国際刑法）に関する基本的な知識を深め、刑事法の国際化を意識した法曹養成の観点から必要ないし有益な知見を獲得することを目的とする。そのためには、国際刑事法の理論と実務について、幅の広い検討を行い、刑事実体法、刑事手続法および裁判制度を含む刑法からのアプローチと、国際法的なアプローチとが必要となる。 本年度の WPにおいては、国際刑事裁判所（以下「ICC」と略記する）の判例、とりわけ、ルバンガ事件に焦点を当て、最新の ICC 実務における国際刑事法の動向を概観する予定である。2014 年 12 月 1 日、ICC の上訴裁判部において、2002 年の ICC 開設以来、実に 12 年目にして初となる有罪判決が言い渡された。いわゆるルバンガ事件上訴裁判部判決である（ICC 2014 年 12 月 1 日上訴裁判部判決（Lubanga, ICC-01/04-01/06 A 5））。上訴裁判部は、ルバンガ事件における従前の予審裁判部決定（ICC 2007 年 1 月 29 日予審裁判部決定（Lubanga, ICC-01/04-01/06））および第一審裁判部判決（ICC 2012 年 3 月 14 日第一審裁判部判決（Lubanga, ICC-01/04-01/06））をほぼ踏襲した。この上訴裁判部判決によって、被告人ルバンガには、戦争犯罪としての児童兵犯罪の共同正犯が成立するものとして、14 年の拘禁刑が言い渡された。本年度の WPにおいては、まず、実体法上の観点から、これら一連の裁判を通じて浮き彫りにされた正犯概念、とりわけ、行為支配論（control over the crime theory, Tatherrschafstlehre）を取り上げてみたい。次に、手続法上の観点から、同様にこれら一連の裁判を通じて浮き彫りにされた、ICC における捜査・訴追対象者の権利、被害者の地位・参加および賠償決定などをめぐる諸問題も検討課題とする。さらに、ICC における侵略犯罪の改正問題や国内法化の問題についても検討を加える予定である。
2. 関連する科目との関係	刑法、刑事訴訟法および国際法を一定程度学習した上で、本授業を履修することが望ましい。
3. 授業の方法	ワークショップ（演習）形式。事例研究も頻繁に行われ、履修者の積極的な参加（レポート、発表など）が求められる。 また、国内外を問わず、適宜ゲストスピーカー（国際刑事司法に携わる実務家、学者など）の招聘も予定している。
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	レジュメ・資料プリントを配布するほか、その他各ユニットに対応した日本語（場合により英語も）の文献・資料等に基づいて授業を行う。なお、六法および条約集（田中則夫ほか〔編〕『ベーシック条約集 [2015 年版]』東信堂（2015 年）を推奨する）を毎回持参されたい。また、参考書として、安藤泰子『国際刑事裁判所の理念』成文堂（2002 年）、小長谷和高『序説国際刑事裁判 [第 2 版]』尚学社（2007 年）、東澤靖『国際刑事裁判所——法と実務』明石書店（2007 年）、村瀬信也=洪恵子〔編〕『国際刑事裁判所——最も重大な国際
6. 授業内容（細目）	
第 1 回	イントロダクション、ガイダンス 全体のコンセプトおよび進め方について説明・打ち合わせし、各受講生の担当

	<p>テーマを設定する。</p> <p>※なお、第2回以降のWPの内容とその順番は授業の展開、受講者の希望、ゲストスピーカーの都合などに応じて若干変更されることもある。</p>
第2回	<p>広義の国際刑法の歴史的展開（概説）</p> <p>啓蒙時代や19世紀における初步的な動き、第一次世界大戦後・戦間期における戦争犯罪などに関連した国際刑法の理論的展開について検討を行なった上で、第二次世界大戦後の発展、とくにニュルンベルク・東京両国際軍事裁判所、ジエノサイド条約など、冷戦時代における国際犯罪の法典化・国際刑事司法の常設化の試みを取り上げる。次いで、旧ユーゴ・ルワンダ両国際刑事裁判所を経て、（常設の）国際刑事裁判所（ICC）の設立（2003年）とその後に至る沿革を確認し、ICCの特徴やその設立をめぐる議</p>
第3回	<p>狭義の国際刑法（概説）</p> <p>刑法の場所的適用範囲（いわゆる刑法適用法）— 属地主義、属人主義、保護主義、世界主義・普遍主義、代理処罰主義・代理主義</p> <p>国際刑事司法共助 — 犯罪人引渡し、外国刑事判決の効力・執行（行刑、受刑者移送条約なども含む）、国際捜査共助、刑事訴追の移管など</p>
第4回	<p>国際刑法における正犯概念（1）</p> <p>ICCにおける行為支配論</p>
第5回	<p>国際刑法における正犯概念（2）</p> <p>ICCにおける共同正犯 — ルバンガ事件を中心に</p>
第6回	<p>国際刑法における正犯概念（3）</p> <p>ICCにおける間接正犯 — カタンガ＝キュイ事件を中心に</p>
第7回	<p>国際刑法における（狭義の）共犯概念</p> <p>ICCにおける惹起類型（教唆犯など）および援助類型（帮助犯など）を中心に</p>
第8回	<p>国際刑法における侵略犯罪と共犯</p> <p>「指導者条項」を中心に</p>
第9回	<p>国際刑法における手続法上の課題（1）</p> <p>ICCにおける「公正な裁判」の意義と課題</p>
第10回	ゲストスピーカー講演、質疑応答
第11回	<p>国際刑法における手続法上の課題（2）</p> <p>ICCにおける捜査・訴追対象者の権利をめぐる諸問題</p>
第12回	ゲストスピーカー講演、質疑応答
第13回	<p>国際刑法における手続法上の課題（3）</p> <p>ICCにおける被害者の地位・参加をめぐる諸問題</p>
第14回	<p>国際刑法における手続法上の課題（4）</p> <p>ICCにおける賠償決定をめぐる諸問題</p>
第15回	総括
第16回	

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	公共政策法務フォーラム・プログラム		
担当者名	岩橋 健定／玉井 克哉／橋本 博之		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	春学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	<p>本FPは、政府・地方自治体はもちろん、より幅広く公的部門において、法曹を始めとする法律専門家が果たすべき社会的機能を公共政策法務と呼び、その内容を実務・理論の両面から体系的に学ぶことを目的とする。公共政策法務の様々な場面での法の機能や形成過程、公共政策法務に携わる法律専門家に必要な技能を理解し、習得することが目標となる。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>本FPでは、上記の目標に資するために、法を政策目的を達成する手段ととらえた上で、公共政策手法論・制度設計論、公共政策執行論、公共政策形成論、公共組織管理論、公共政策訴訟論などの側面から再構築して講義が進行する。したがって、本FPは、特定の法領域の延長線上にあるものではなく、経済系・政策系の科目をも包含するすべての法律科目と有機的関連性を有する。しかしながら、とりわけ、行政法は、本FPで扱う公共政策法務と、理論的にも実践的にも密接不可分・表裏一体の関係にある。</p> <p>法律は、ほとんどの場合、何らかの政策目的を達成するための手段として制定されている。そして、それは、あるときは政治的駆け引きの結果として、またあるときは国際交渉における妥協の産物として形成されることになる。このように、法律や法制度を、政治や交渉の結果として形成される政策目的の達成手段として捉えるときには、訴訟になったときに行われる法解釈とは異なった動的な思考が必要となる。まず、法制度は、どこから与えられるものではなく、ある目的を達成するために人為的に形成されるものである。その際、様々な制約条件があるものの、その制約条件の範囲内では、創造的な設計の余地がある。また、法制度設計に対する制約条件の大きなものとして、政治状況や国際関係などがある。これらから生じる結果には、一つの正解があるわけではなく、議論や駆け引きの巧拙やタイミング、時には偶然も作用することになる。さらに、法制度には、それを運営する組織の役割が大きいものもある。しかし、組織は政策決定者の意図したとおりに機能するとは限らず、機能不全や組織的不祥事を引き起こしやすいものもある。そして、政策的側面の強い法制度の下で生じる訴訟には、そうではない訴訟とは異なった考慮を必要とするものが少なくない。このように、法を政策目的を達成するための手段として捉えると、そこには様々な創造的な活動が含まれていることが明らかになる。</p> <p>法のこのような側面について考察することは、法の機能を理解するためにも、法制度を運営していく上でも極めて重要なことであり、応用範囲もとても広い。このような分野が、公共政策法務であり、法曹を始めとする法律専門家が積極的にかかわるべき領域のひとつである。そして、公的部門に携わる法律専門家にとって、このような知識と技能こそが基本的な資質として求められている。</p> <p>本FPでは、公共政策法務に必要となる基礎的な知識と技能について、実践的探求が行われる。</p>

3. 授業の方法	<p>演習と講義を適宜組み合わせて授業を行う。受講生には、事前に資料・レジュメ等を配布するものとし、指示に従って予習等をした上で授業に臨むことが求められる。</p> <p>また、ゲストスピーカーを招請し、公共政策法務に関する最前線について講演する機会を積極的に設けることが予定されている。</p> <p>このほか、本FPの一環として、政府内での実践経験を持つ法律専門家との交流の機会等を設定する予定である。正規の授業外の活動であるので参加は任意とするが、実務家と直接交流することにはきわめて大きな意義があるため、積極的な参加が期待され</p>
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	特定の市販出版物は使用しない。各回の授業用の教材・資料等については、教員の指示に従うこと。
6. 授業内容（細目）	
第1回	<p>イントロダクション（4月6日・岩橋）</p> <p>「公共政策法務」という分野の趣旨とその背景について説明するとともに、その重要性とそこで扱われる基本概念のうちのいくつかについて解説する。また、本FPの全体像と各回の内容、他の科目（特に行政法）との関係などを概観し、次回以降の演習・講義の理解を助ける。</p>
第2回	<p>公共政策と憲法：医薬品のネット販売規制（4月13日・岩橋）</p> <p>政府が公共政策を推進する上では、憲法規範を遵守することは最低限の必要条件である。ここでは、薬事法距離制限違憲判決と医薬品ネット販売規制違法判決を素材として、経済規制についての憲法規範とその政策形成への影響、それが訴訟の場面に持ち込まれる場合の訴訟形式や判断基準、判決を受けての行政機関の対応などについて説明する。</p>
第3回	<p>公共政策と民事訴訟制度：諫早湾干拓事業をめぐる訴訟（4月20日・岩橋）</p> <p>公共政策をめぐる紛争が通常の民事訴訟に持ち込まれることは少なくない。しかし、公共政策の一つの特色が多種多様な利害関係を持つ多数の主体に影響を与えることであるのに対し、民事訴訟は訴訟当事者間での相対的な紛争解決を図ることに主眼があることから、適切な解決が困難となることも少なくない。ここでは、諫早湾干拓事業をめぐる訴訟を素材として、公共政策をめぐる紛争が通常の民事訴訟に持ち込まれた場合に生じうる諸問題について検討する。</p>
第4回	<p>公共政策の経済分析：ミクロ経済学の基礎の基礎（4月27日・岩橋）</p> <p>現代において公共政策を論じうる上では、その経済的帰結やそれが「市場の効率性」に対して持つ意味について無視することはできない。そこで、「市場の効率性」の概念や、公共政策の存在意義についてのミクロ経済学からの示唆について、基本的な知識を確認する。</p>
第5回	<p>政策形成における裁判所の役割：専門裁判所と最高裁判所（5月11日・玉井）</p> <p>あまり顧みられないが、専門裁判所を創設することは、実は強力な法政策実現手段である。連邦巡回区控訴裁判所(U.S. Court of Appeals for the Federal Circuit)が果たしたアメリカ特許法の発展について講義したあと、わが国の知的財産高等裁判所がどのようなものでありえ、どのような役割を果たしうるのか、また実際にはどのようなものであるのかを、具体的なデータに基づいてディスカッションする。</p>
第6回	<p>創作を促進するインセンティブ：職務発明（5月18日・玉井）</p> <p>一般に、特許権という独占権を発明者に与えることで創作を促す、即ち特許権という形で創作のインセンティブを与えるのが特許法の基本的な役割だとされている。それが正しいとすると、実際の発明の多くが企業や大学などの組織内で行われている今日、職務発明制度は、特許法の根幹をなす制度となるはずである。</p>

	それが実際にはどのようであり、わが国の採るべき法政策がどのようであるべきなのか、ディスカッションを通じて認識を深めたい。
第7回	国際条約と国内法制度：T P Pの実施に伴う特許権と薬事法の調整法制（5月25日・玉井） 政策形成の一つのあり方は、二国間あるいは多国間の合意に基づいて法を変えることである。たとえば、薬事法上の規制は特許法とはまったく独立の制度とされており、その間の調整は法律上なされていないが、両者の調整が加盟国の義務としてT P Pに盛り込まれることが予想されている。その場合、わが国が何をせねばならないかは、予想される協定条文との関係で、予め考えておくべき問題である。こうした形での政策形成のあり方を、実例を用いて解説する。
第8回	実効的な民事的・刑事的救済：営業秘密法制をめぐって（6月1日・玉井） 法政策が実体法のみで完結することは稀であり、実際には、その執行まで見据えてはじめて、社会にインパクトのある法政策となる。法の執行（民事的・行政的・刑事的救済）が大きな問題となったのは営業秘密法制であり、その面から、法改正が提案されている。そのあらましを紹介しつつ、日本の法政策・法制度の特徴を浮き彫りにする。
第9回	租税手続と弁護士（6月8日・岩橋） 租税をめぐる紛争における法律専門家の役割について、検討する。ゲストスピーカーとして、国税不服審判所審判官の経験を持ち、その後も広く租税手続に関与している石井亮氏（弁護士）を予定している。
第10回	行政不服審査法全部改正の政策過程（1）（6月15日・橋本） 平成26年、52年振りに行政救済手続の基本法である行政不服審査法が全部改正された。司法制度改革の一環として行政事件訴訟法が改正された後、10年に及ぶ行政不服審査法改正問題の立法過程を素材として、行政法のスキルを有する専門家が、具体的な法制度改革とどのように能動的にかかわることができるか、考察を深めたい。
第11回	行政不服審査法全部改正の政策過程（2）（6月22日・橋本） 第10回に引き続き、行政不服審査法全部改正の問題を扱う。
第12回	公共政策の手法：直接規制・環境税・排出権取引（6月29日・岩橋） 政策目標が定まったとしても、それを現実化する手法には多様なものがあり、それぞれ長所と短所を持っている。具体的な政策目標とその性質に応じて適切な手法を選択し、組み合わせて制度を設計することは、政策決定の中核でもある。この回では、政策手法のうち、主に環境問題を想定しつつ、直接規制・環境税・排出権取引についてその機能について説明する。
第13回	公共政策の執行：課徴金について（7月6日・岩橋） 公共政策には、方針を決定しただけで効果を持つものも少なくないが、多くのものについてはそれに従わない者に対する抑止の手段が必要となる。違反抑止の手法には、刑事罰、許認可の撤回、違反事実の公表など、多様な手段が用いられるが、近年急速にその存在感を増しているのが課徴金である。そこで、金融商品取引法や独占禁止法に定める課徴金について概観した上で、景品表示法への課徴金の導入の是非について論じる。
第14回	政府内弁護士の諸相（7月13日・橋本） 政府における組織内弁護士としての経験を有する弁護士を交え、政府部内における政策形成過程への弁護士の関わりや今後の政府内弁護士のあり方などについて議論する。ゲストスピーカーとして、経済産業省での勤務経験を持ちつつ弁護士ヘッドハンターとして活躍する西田章氏（弁護士）と、東京法務局訟務部や公正取引委員会での勤務経験をもつ島崎伸夫氏（弁護士）を予定。
第15回	まとめ（7月20日・玉井・橋本・岩橋）

	本F Pの全体を振り返り，政策の立案，政策の実施，政策の実現といった各場面での法の機能について再考する。
第16回	試験

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	企業内リーガルセクションフォーラム・プログラム		
担当者名	奥邸 弘司		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	秋学期
受講条件	<p>以下の 3 条件を全て満足すること</p> <p>1) 法曹資格取得後 7 年以内、2) これまでの法曹としての職務経験中、企業法務案件（企業から依頼された契約書の審査や法律相談、訴訟対応など）が、多くても 2 割程度であること、3) 資格取得の前後を問わず、また職種を問わず、企業での勤務経験がないこと</p> <p>応募書類に上記を満たす旨、具体的に説明すること）</p>		

1. 授業の目的と到達目標	<p>近年、法曹資格取得後または法科大学院修了後の進路として、企業の法務部門を選択する者が増えている。日本組織内弁護士協会の調べによれば、いわゆる企業内弁護士として働く者は、2001 年にはわずか 66 人であったところ、2014 年 6 月時点では 1179 人となっており、はじめて 1000 人の大台を突破し、今後も増加は確実と予想される。</p> <p>慶應ロースクールでも、企業の法務部門への就職を志望するものは少くないものと考えるが、法務はスタッフ部門であって外からは見えないこと、また、現状ロースクール生の多くが社会人経験を有さないため企業内の状況が分からぬことなどもあり、ロースクール生が、法務部門の業務内容を具体的に想像することは難しい。</p> <p>そこで、本フォーラム・プログラム (FP) では、企業における法務部門の活動を、実務的かつ体系的に学ぶことを目的とする。その際には、法的知識の教授に留まるのではなくて、実際の業務に当たっては、戦略的思考能力、柔軟な対応能力、コミュニケーション能力などが求められることも解説したい。そして、企業の法務部門は、単に法律問題を処理するだけではなくて、ビジネスをサポートし、かつ、企業を守るという、重要な役割を担っていることを理解してもらいたい。</p> <p>もっとも、企業内で法務部門が対処する分野は幅広いため、15 回という限られた授業時間では、個々の分野に割ける時間は限られる。したがって、細かな専門知識を身につけることよりも、企業内法務の機能を俯瞰的に理解すること、および企業の法務部門が求める人材像を理解することを最重要の目標とする。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>企業内法務が対象とする分野は幅広いため、特定の科目の履修を本 FP の履修の条件・前提とはしないが、多様な法律分野について、卒業までに積極的に学んで欲しい。なお、相乗効果が見込まれるので、本 FP の受講前、または受講後にエクステーンシップ（企業）を受講することを推奨する。ただし、必須ではない。</p> <p>本 FP は、将来、企業において、企業内弁護士や法務担当者として働くことに興味関心ある者を念頭に授業を行うが、法律事務所において企業法務案件の専門家を目指す者にとっても、クライアントである企業を理解する上で役立つものと考えるため、そのような視点から受講を希望する者も歓迎する。</p>
3. 授業の方法	<p>講義と演習を適宜組み合わせて授業を行う。受講者は、指示に応じ、事前に配付された資料を検討した上で、授業に臨むことが求められる。また、受講者に発言の機会が与えられる場合は、積極的な参加が求められる。</p> <p>本 FP では、担当教員による講義の他に、企業法務担当者の全国組織であり会員企業数 1000 社を超える経営法友会 (<a href="http://www.keieihoyukai.jp/">http://www.keieihoyukai.jp/</a>) や日本組織内弁護士協会、さらには慶應ロースクールを修了して企業内弁護士として活躍している先輩達の協力を得て、有名企業の法務部長や部長経験者、現</p>
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価

5. 教材	担当教員による回は、担当教員作成の資料による。ゲスト講師による回は、ゲスト講師作成の資料による。 参考書は、授業時に適宜紹介する。
6. 授業内容（細目）	
第 1 回	企業内法務総論（1） 企業内法務とは
第 2 回	企業内法務に求められる人材像
第 3 回	企業内法務総論（2） 企業内法務の機能（臨床・契約法務）
第 4 回	臨床（トラブル対応）法務の実際 事例を踏まえた解説
第 5 回	契約法務の実際 事例を踏まえた解説
第 6 回	契約法務演習（1） 模擬契約交渉
第 7 回	契約法務演習（2） 模擬契約交渉続き
第 8 回	企業内法務総論（3） 企業内法務の機能（組織・政策法務）
第 9 回	組織法務の実際 事例を踏まえた解説
第 10 回	戦略法務・政策法務の実際 事例を踏まえた解説
第 11 回	企業内法務総論（4） 企業内法務の機能（予防法務・組織内弁護士）
第 12 回	予防法務・コンプライアンスの実際 事例を踏まえた解説
第 13 回	予防法務・コンプライアンス演習 社内啓発資料の作成を体験
第 14 回	組織内弁護士の実際 事例を踏まえた解説
第 15 回	総括講義・質疑応答
第 16 回	

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	起業と法フォーラム・プログラム		
担当者名	梅林 啓／草野 耕一		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	春学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	我が国経済の発展を妨げている要因の一つに「起業の難しさ」が挙げられる。その原因はさまざまであろうが、起業家の良き「カウンセル」たり得る法律家の絶対数が不足していることも原因の一つであろう。このような現状を踏まえて、本科目は、起業を支援し、以て経済社会の負託に応え得るコーポレート・ロイヤーを育成することを目的とするものである。具体的には、起業家が会社を経営していくにあたり直面する会社法上の諸問題と起業後間もない会社に生じがちな様々な「不祥事」への対処方法について、事例問題を用いながら問題の発見・分析・解決能力の陶冶に努める。
2. 関連する科目との関係	会社法の基本知識を有することを前提に講義を進める。「数理法務 BP」(草野耕一)および「数理法務 WP」(草野耕一)を履修することは本科目の理解を深める上において有用であろう。
3. 授業の方法	事前に配布する事例問題の分析を中心に授業を進める。
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	教科書として、草野耕一(2011)『会社法の正義』(商事法務)を用いる。
6. 授業内容（細目）	
第 1 回	企業経営の目的と株主価値最大化原理
第 2 回	日本の経営の長所と短所
第 3 回	投資政策
第 4 回	配当政策とキャピタルゲインの実現
第 5 回	経営の多角化と分散投資理論
第 6 回	資本政策
第 7 回	株式のオプション価値と債権者の保護
第 8 回	危機管理概説
第 9 回	社内調査の進め方
第 10 回	行政機関の行う調査とこれに対する企業の対応
第 11 回	従業員による情報漏洩
第 12 回	従業員による資産の不正流用
第 13 回	会計処理を巡る実務上の諸問題と第三者委員会

第14回	製品偽装
第15回	総括
第16回	期末試験

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	国際法務フォーラム・プログラム		
担当者名	青木 節子／明石 欽司		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	秋学期
受講条件	英語文献を取り組む意欲、および、英語での議論ができるようになりたいという意欲を持つこと（TOEIC750 点程度以上が望ましいが必須ではない）。		

1. 授業の目的と到達目標	今日、法曹の仕事は、伝統的な裁判官や弁護士の枠を超え、政府や独立行政法人で公益を追求する任務につくことや資格を活かして企業内専門家となること等に拡大した。それは国内にとどまらず、途上国の立法支援、国連をはじめとする国際機関の行政官、海外研究所を含むさまざまな非政府団体の法務スタッフとして非伝統的な広義の安全保障問題に携わることにも及んでいる。「法」を道具として世界をよりよくすることに貢献するのが、これから法曹の義務＝挑戦といつてもよいであろう。本ワークショップでは、近未来の法曹の可能性をイメージしやすくするように、①担当者の経験する国連宇宙空間平和利用委員会での法形成の実態を主として英語で講義、議論し、②国際法務のさまざまな分野の専門家を招聘して現場の仕事内容を講義していただき、議論する。授業の 50-60 パーセント程度は英語での講義、議論にあてることにより、受講生が国際法務について英語で自身の考えを論理的に展開し、批判に対して法的思考に基づく議論を繰り広げることができるようになること、また、その過程を通して将来の仕事像をより明らかにすることを目標とする。
2. 関連する科目との関係	国際法基礎を履修済みであることが望ましいが、必須ではない。国際法総合 I、II、国際環境法等の国際法関係科目を同時に履修すると、より理解が深まると考える。
3. 授業の方法	講義と議論、演習（模擬国連、模擬裁判、模擬外交交渉等）を組み合わせる。担当者、特別講義者ともに英語での講義を 1 回の授業につき、50 パーセントから 60 パーセント入れる。議論は、初めの数回は日本語で行い、その後次第に英語での割合を増やしていく。
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	United Nations Office for Outer Space Affairs (UNOOSA) HP 資料; <a href="http://www.oosa.unvienna.org/">http://www.oosa.unvienna.org/</a> International Atomic Energy Agency (IAEA) HP 資料; <a href="http://www.iaea.org/">http://www.iaea.org/</a> International Telecommunication Union (ITU) HP 資料; <a href="http://www.itu.int/en/Pages/default.aspx">http://www.itu.int/en/Pages/default.aspx</a> その他
6. 授業内容（細目）	
第 1 回	国連宇宙空間平和利用委員会 (UNCOPUOS) の 2015 年会期の議題を紹介し、その内容を説明する。その後、1959 年以降の UNCOPUOS の歩みと国際宇宙法の形成過程について講義する。
第 2 回	前半 UNCOPUOS の法形成過程について、特に 21 世紀の発展について講義する。 後半 国際宇宙法の基本原則（領有権禁止、国家への責任集中、大量破壊兵器の宇宙空間持ち込み禁止等）を説明する。
第 3 回	国際宇宙法における責任体制 (responsibility と liability)、宇宙物体の登録問題について最新の事例を用いて説明し、軌道上での衛星の管理の移転が責任法制に対して及ぼす影響について考える。

第 4 回	国際機関の法務官を招いて国際機関における法曹の仕事を伺い、国際機関での法曹となるために習得すべき能力などについて学ぶ。(WIPO または WHO から)
第 5 回	担当者は、現在、UNCOPUOS 法律小委員会の中で international mechanisms for coopertion in the peaceful exploration and use of space という議題の作業部会議長を務める(2017 年まで) 前半は、同議題（以下「国際枠組み」という。）意図と今後の予定を説明する。 その後、この議題での事務局ペーパーについて説明し、国際機関における事務局の役割についての理解を深める。
第 6 回	地球温暖化に伴い、航路、資源開発の観点から北極海が注目を集めている。日本が 2013 年にオブザーバとなつた北極評議会の北極管理体制の現状と課題、日本がどのように北極海制度構築に関与すべきか、法曹の任務はどこにあるか、等について外部講師(調整中) の講義とその問題についての議論を行う。
第 7 回	マンフレッドラックス記念国際宇宙法模擬裁判の 2015 年の問題を扱う。英文問題の内容理解を行う。URA v. SPIDR を読む。
第 8 回	マンフレッドラックス記念国際宇宙法模擬裁判の 2015 年の問題について、論点 1 の法的含意を確認する。論点は英語で抽出する。
第 9 回	マンフレッドラックス記念国際宇宙法模擬裁判の 2015 年の問題について、論点 2 の法的含意を確認する。論点は英語で抽出する。
第 10 回	マンフレッドラックス記念国際宇宙法模擬裁判 2015 年の問題に基づき、模擬裁判を行う。模擬裁判の論点についてのレポートを提出する。
第 11 回	安全保障貿易管理に関わる国際法と国内法の関係を学ぶ。安全保障貿易情報センター (CISTEC) の輸出管理アドバイザー森本正崇氏より不正輸出問題の講義を受け、議論する。
第 12 回	大学等研究機関のかかえる安全保障貿易管理問題と留学生の人権の問題を議論する。 2011 年東京地裁判決（イラン人研究生事件）等を題材とする。
第 13 回	日本の科学技術行政に国際法務の立場からどのような貢献がなされており、それほどどのように発展しうるかについて、外部講師（調整中）からの講義を受け、議論を行う。
第 14 回	国際会議の文書、提案作りの方法と実例を ITU、IAEA などの例を用いて体験する。
第 15 回	UNCOPUOS での新しい日本提案（英語）を作成する。
第 16 回	

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	法整備支援フォーラム・プログラム		
担当者名	松尾 弘		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	秋学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	<p>法整備支援フォーラム・プログラム（以下、法整備支援 FP）は、法整備支援を実施する様々な支援機関、対象地域、支援方法等の多様な観点から、法整備支援の実践例を題材に、一方では、個々具体的な法整備支援プロジェクト等の経緯・現状・成果・課題等を抽出して分析し、問題点を改善するための具体的提案または方向性を探求する。他方では、グローバル化が進む中で各国の法形成プロセスが変容しつつあることを踏まえ、国家の政策と国益との関係から、より戦略的な法整備支援（協力）プログラムの策定方法を探求する。</p> <p>そして、以上の検討を通じ、最終的には法整備支援が何を目標す活動か、その本質を探求する。</p> <p>それを踏まえ、法整備支援に法律家や市民がどのように関わるべきか、その展望を模索する。</p> <p>法整備支援プロジェクトの実践例の分析では、(a) 支援機関として、国際協力機構(JICA)、法務省法務総合研究所国際協力部、日本弁護士連合会、アジア経済研究所、名古屋大学・法政国際教育協力研究センター(CALE)など、(b) 対象地域として、ベトナム、カンボディア、ラオス、ミャンマー、インドネシア、バングラデシュ、モンゴル、中国、ネパール、ウズベキスタン等に焦点を当て、法整備支援の経験者、関係者ないし被支援国民などから直接に情報提供を受ける機会も設ける。</p>
2. 関連する科目との関係	<p>「開発法学（法整備支援論）」（春学期）を理論編とすれば、開発法学 FP はその実践編として位置づけられるので、両者を併せて履修することが望ましいが、必須要件とはしない。また、開発法学 WP を最初に履修し、翌年度「開発法学（法整備支援論）」を履修することも妨げない。</p> <p>「アジア法」、「中国法」、「東アジアの法と開発」（国際センター設置科目）をはじめとする法整備支援（協力）の対象国であるアジア諸国の法制度についての知識、「イギリス法」、「フランス法」、「ドイツ法」などの比較法的知識、社会と法との関係を理論的・哲学的に探求する「法社会学」、「法哲学」も非常に有用である。</p> <p>なお、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法、知的財産法、競争法など、法整備支援の対象として要請ないし想定されること多い実定法分野について、日頃から興味をもって基礎知識を深めることが有益である。</p>
3. 授業の方法	<p>①法整備支援プロジェクトをはじめ、法と開発の実践例の現状分析を進める。具体的には、様々な報告書、資料分析のほか、これまで法整備支援等に関与してきた経験者（裁判官、検事、弁護士、その他の法律家、公務員、国際協力関係の内外の機関、企業、NPO、研究者など）から、それぞれの経験を踏まえた情報提供や問題提起を得る機会を設ける。</p> <p>②現在進行中の法整備支援プロジェクト等の現状分析、課題、今後の対応策を議論し、模索する。</p> <p>③グローバル化の中での各国の法形成プロセスの変容を踏まえた法整備支援の共通目標、国家の基</p>
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価

5. 教材	<p>【テキスト】松尾弘『良い統治と法の支配——開発法学の挑戦』(日本評論社, 2009)</p> <p>【補助教材】「開発法学フォーラム」(慶應法学 5 号, 6 号, 8 号, 13 号) に掲載の記事等</p> <p>【参考文献】</p> <p>鮎京正訓『法整備支援とは何か』(名古屋大学出版会, 2011)</p> <p>香川孝三=金子由芳編著『法整備支援論——制度構築の国際協力入門』(ミネルヴァ書房, 2007)</p> <p>松尾弘『開発法学の基礎理論——良い統治のための法律学』(勁草書房, 2012), とくに第VI章</p> <p>「法整備支援の現在」法律時報 82 卷 1 号 (2010)</p>
6. 授業内容(細目)	
第1回	<p>【序論】</p> <p>授業の目的, 方法, 準備等について説明する。</p> <p>【テキスト】1—8 頁</p>
第2回	<p>【開発の目標と法整備支援】</p> <p>開発の目標とは何か, その手段として法整備支援はどのような意義をもつか, また, どのような問題点があるかについて, グローバル化が進展する中での国家および国際社会の統治(governance)のあり方を念頭において検討し, 議論する。</p> <p>【テキスト】9—38 頁</p>
第3回	<p>【国際協力機構(JICA)による法整備支援への取組み】</p> <p>日本政府による法整備支援の実施母体である国際協力機構(JICA)(国際協力銀行(JBIC)との統合後は新 JICA)の活動につき, 日本の援助政策における法整備支援の位置づけ, 法整備支援の実施方法, 直面した様々な問題点, その解決や模索について検討する。</p> <p>【テキスト】96—111 頁</p>
第4回	<p>【法務省法務総合研究所による法整備支援への取組み】</p> <p>国際協力機構(JICA)とともに, 日本政府による法整備支援の実施主体である法務省法務総合研究所国際協力部の活動につき, 活動内容, 実績, 方法の特色, これまでの経験から得られた様々な知見につき, 具体例を踏まえて検討する。</p> <p>【テキスト】96—111 頁</p>
第5回	<p>【NGOによる法整備支援への取組み】</p> <p>日本弁護士連合会が行ってきた法整備支援の実績, 基本方針, 方法の特色, これまでの成果に対する評価, 今後の活動方針などについて検討する。また, 法整備支援に関与する弁護士へのサポート体制, 繼続的な支援のための諸方策について, 現状と課題を検討する。</p> <p>また, 日弁連以外の様々な NGO による法整備支援への取組みについて, その特色, 存在意義, 実績, 課題などについて, 多角的に分析する。とくに, 政府による法整備支援と比較した場合の特色, 独自性, あるいは両者の協力体制のあり方に</p>
第6回	<p>【国際機関による法整備支援への取組み】</p> <p>国連機関, 国際金融機関等による法整備支援への取組みについて, その特色, 存在意義, 実績, 課題などについて, 多角的に分析する。とくに, 政府, NGO による法整備支援と比較した場合の特色, 独自性, あるいは三者間の協力体制のあり方について, 従来の経験を踏まえて検討する。</p> <p>【テキスト】39—74 頁</p>
第7回	<p>【外国政府による法整備支援への取組み】</p> <p>アメリカ, カナダ, イギリス, ドイツ, スウェーデン等の外国政府による法整備支援への取組みについて, その特色, 存在意義, 実績, 課題などについて, 多角的に分析する。とくに, 法整備支援が国家戦略としてどのように捉えられているか, 国益との関連性がどのように理解されているかについて, 比較検討する。</p> <p>【テキスト】75—95 頁</p>

第 8 回	<p><b>【ベトナム法整備支援の検討】</b>          日本による本格的な法整備支援の最初の対象国となったベトナムへの法整備支援を取り上げ、これまでの経緯、実績、問題点、今後の展望について検討する。また、日本以外の様々なドナーによる法整備支援との関係、その中の日本の法整備支援の特色、今後の支援のあり方などについて、具体例に照らして考察する。</p>
第 9 回	<p><b>【ラオス法整備支援の検討】</b>          ベトナム、カンボディアに次いで、日本政府による法整備支援が開始されたラオスについて、前者と比較した場合の類似点と相違点、これまでの実績と問題点、今後の展望などについて、具体例に即して分析する。また、そこから、ラオス・モデルとして特徴的な点は何かを検討する。</p>
第 10 回	<p><b>【カンボディア法整備支援の検討】</b>          ベトナムについて日本による法整備支援の主要対象国となったカンボディアへの法整備支援の経緯、これまでの実績、様々な問題点やその克服の模索につき、具体例に即して検討する。とりわけ、日本政府による民法典草案、民事訴訟法典草案の起草支援を中心に、カンボディア・モデルの特色と今後の課題を分析する。</p>
第 11 回	<p><b>【モンゴル法整備支援の検討】</b>          モンゴルに対する法整備支援の現状と今後の展望について検討する。とりわけ、モンゴルの経済・政治・社会の現状に照らして、どのような法制度改革が求められ、それがどのような形で実施されているか、それに対する外国からの支援がどのように行われているかを分析する。</p>
第 12 回	<p><b>【ミャンマー法整備支援の検討】</b>          民主化問題などを理由に、諸外国からの支援が滞っているミャンマーへの法整備支援のあり方を検討する。とりわけ、法整備支援において、市場化と民主化との関係をどのように考えるべきか、支援対象国の内部の社会構成、歴史的経緯、宗教やその他の文化、政治情勢などに即した、テーラー・メードの法整備（支援）の方法はどのようにあるべきかを考察する。</p>
第 13 回	<p><b>【アフリカ諸国への法整備支援の検討】</b>          アフリカ諸国への法整備支援の現状、問題点、将来の課題について検討する。例えば、①タンザニア、ケニア等における土地法改革と伝統的な共同体的（村）土地所有との関係、②紛争後の平和構築プロセスにおける法整備支援のあり方につき、内戦後の和解を進めるための制度構築に努めているルワンダ等を題材にして検証する。それを通じて、刑事司法分野における法整備支援の方法、それと民法・商法・経済法等の経済分野の法整備との関係、アフリカ社会に特徴的な問題点の有無等について検討する。</p>
第 14 回	<p><b>【その他の諸国への法整備支援の検討】</b>          イスラム諸国（マレーシア、インドネシア、パキスタン、イラク、アフガニスタン、イラク、エジプト、ウズベキスタン等）、ヒンドゥー諸国（ネパール、インド等）との法整備協力のあり方について、とくに宗教と法との関わりをどのように考慮に入れるべきかに留意しながら検討する。</p>
第 15 回	<p><b>【総括と展望】</b>          前回までの授業を振り返り、そこから浮かび上がった問題点を確認・整理し、今後の改善策として考えられる方策を議論する。          とりわけ、従来の途上国に対する法整備支援（legal assistance）という認識・現状から、各国間の法整備協力（legal cooperation）へと名実ともに進展させることの意義と方法、そのための法律家の役割について考える。  <b>【テキスト】</b> 127-124 頁</p>
第 16 回	

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	テーマ演習（裁判員裁判における刑事手続法の解釈・運用）		
担当者名	青木 孝之／安富 潔		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	春学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	司法制度改革のひとつとして国民の司法参加という理念から創設されたいわゆる裁判員が参加する裁判における刑事訴訟手続に関する問題点について検討する。 裁判員裁判も施行されてすでに 5 年を経過し、その間、さまざまな運用が工夫されてきた。 こうした裁判員裁判を通して、憲法や刑事訴訟法の基礎知識を整理し、重要な問題点についての解釈運用を身につけることを目標とする。 授業では、学説・判例を学ぶだけでなく、裁判員裁判を経験した担当者が、実務的な素材を用いて実際の裁判員裁判での刑事訴訟法の解釈運用も理解してもらえるように努めたい。
2. 関連する科目との関係	直接的には、裁判員裁判での問題点を検討するが、刑事訴訟法総合や刑法総合とも関連することから、それらの科目で扱う課題について、いっそうの理解を深めることができるように、これまで学習した刑事訴訟法や刑法の基礎知識を整理して、問題点の検討をすることとしたい。
3. 授業の方法	担当者と履修者との討論によって進めていくこととする。
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	必要に応じて、資料等を配布する。
6. 授業内容（細目）	
第 1 回	裁判員制度と憲法の予定する統治機構 裁判員制度の合憲性についての最高裁判例（最大判平成 23 年 11 月 16 日刑集 65 卷 8 号 1285 頁、最判平成 24 年 1 月 13 日刑集 66 卷 1 号 1 頁）を素材として裁判員裁判制度を理解する。
第 2 回	裁判員裁判の手続概要 証拠開示や予定主張の明示を含む準備手続（公判前手続）を経て、公判における集中審理という流れをつかむ。
第 3 回	裁判員裁判における検察官の公訴提起及び遂行 捜査から論告までの流れにそって、検察官がどのような役割を果たすべきかを検討する。
第 4 回	裁判員裁判における弁護活動 被疑者選弁護の対象事件である裁判員裁判での捜査段階から弁論までの手続きの流れにそって弁護人としてどのような活動をすべきかを検討する。
第 5 回	裁判員裁判における職業裁判官の権限と役割 公判前整理手続における争点と証拠の整理、公判期日における直接主義をふんだ集中審理に裁判官はどのように関わるべきかを検討する。
第 6 回	裁判員の選任とその権限及び義務 裁判員の選任手続きについて理解するとともに、裁判官と協働して公判に臨む

	裁判員の権利と義務（ことに守秘義務）について検討する。
第7回	裁判員裁判と難解な法律概念 法令解釈（規範定立）は職業裁判官の専権事項であるが、一般市民である裁判員にわかりやすく法律概念を説明することによって、合議体としての裁判体での評議が進められることから、難解な法律概念をどのように説明すればよいかを検討する。
第8回	裁判員裁判と犯罪被害者の関与 刑事手続上の犯罪被害者の位置づけをふまえ、裁判員裁判において、被害者参加手続きがどのような意味をもつのかを検討する。
第9回	公判前整理手続と公判手続の関係 公判前整理手続において「争点と証拠の整理」とは具体的に何をするのか、また公判前整理手続によって立てられた審理計画が公判手続においてどのように進められることで刑事裁判の目的を達成できるのかを考える。
第10回	直接主義・口頭主義を実質化した公判審理 これまでのような「精密司法」から「核心司法」へと変化した刑事裁判において、理念としての直接主義・口頭主義がどのように生かされるべきかを検討する。
第11回	裁判員裁判時代の取調べと供述調書のあり方 裁判員対象事件の被疑者の検察官取調べは、ほぼ全過程が録音・録画されているが、供述調書を重視したこれまでの裁判から証言中心の裁判への変化がみなれるなかで、取調べはどのようにあるべきかを検討する。
第12回	裁判員裁判時代の証拠開示のあり方 公判前整理手続が導入され、証拠開示が請求証拠開示、類型証拠開示、主張関連証拠開示となつたが、今後、証拠開示はどのようにあるべきかを検討する。
第13回	裁判員裁判の事実認定及び量刑 裁判員が加わって事実認定は変化したか、また裁判員に期待される証拠の評価のあり方はどうかなどのほか、裁判員時代の量刑傾向の変化についても事例を踏まえて検討する。
第14回	裁判員裁判と上訴審 市民の意見を反映した結論といえる裁判員裁判での判決に対する事実誤認を理由とする控訴は合理的といえるのか、裁判員裁判の導入において法改正がなされなかった事後審の上訴審はどのようにあるべきかを検討する。
第15回	これから裁判員裁判の在り方 裁判員裁判の導入により刑事司法はどのように変化したのか。さらに裁判員裁判がその目的を実現するためにはどのようにしたらよいのかを検討する。
第16回	

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	テーマ演習（租税法判例演習）		
担当者名	佐藤 英明		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	春学期
受講条件	所得税法・法人税法について、基礎的な知識を有していること。		

1. 授業の目的と到達目標	所得税法、および、法人税法に関わる重要判例を取り上げて検討する。並行して行なわれている「租税法 III」の授業進度を勘案しながら、租税法総論および租税手続法の分野からも重要判例を取り上げたい。 指定した裁判例に関する報告を主とし、復習の意味で、その裁判例に関連する設例問題についての報告も求める。 「租税法 I」、「租税法 II」や「租税法 III」で学んだ知識を定着させ、かつ、深めていくことを目標とする。
2. 関連する科目との関係	「租税法 I」および「租税法 II」を履修済みであることを前提とする。「租税法 III」を並行して受講していることが望ましい。
3. 授業の方法	あらかじめ指定する重要判例や設例問題を受講者に割り当て、その内容や問題点に関する短い報告を受けた後に全員で議論し、検討する。 当該授業の報告者以外の者も、各自で当該判例を予習し、教員の質問に答える準備をする必要がある。
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	主教材は佐藤が作成するプリントとする。 副教材として、金子宏他共編著『ケースブック租税法[第4版]』(弘文堂)、岡村忠生ほか『ベーシック税法[第7版]』(有斐閣)、および、佐藤英明『スタンダード所得税法[補正3版]』(弘文堂)、増井良啓『租税法入門』(有斐閣)があるとよい。 このほかに、租税法規が収録された法令集が必要である。
6. 授業内容（細目）	
第1回	ガイダンス 授業の進行計画の決定と、判例の割り当てなど。
第2回	所得税法に関する判例の検討(1)
第3回	所得税法に関する判例の検討(2)
第4回	所得税法に関する判例の検討(3)
第5回	所得税法に関する判例の検討(4)
第6回	所得税法に関する判例の検討(5)
第7回	所得税法に関する判例の検討(6)
第8回	所得税法に関する判例の検討(7)
第9回	法人税法に関する判例の検討(1)
第10回	法人税法に関する判例の検討(2)
第11回	法人税法に関する判例の検討(3)

第12回	租税法総論および租税手続法に関する判例の検討(1)
第13回	租税法総論および租税手続法に関する判例の検討(2)
第14回	租税法総論および租税手続法に関する判例の検討(3)
第15回	租税法総論および租税手続法に関する判例の検討(4)
第16回	

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	テーマ演習（租税法判例演習）		
担当者名	佐藤 英明		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	秋学期
受講条件	所得税・法人税に関する基礎的な知識を有していること。		

1. 授業の目的と到達目標	所得税法、および、法人税法に関わる重要判例を取り上げて検討する。 また、指定した裁判例に関する報告を主とし、復習の意味で、その裁判例に関連する設例問題についての報告も求める。 「租税法 I」と「租税法 II」で学んだ知識を定着させ、かつ、深めていくことを目標とする。
2. 関連する科目との関係	「租税法 I」を履修済みであり、「租税法 II」を並行して履修していることを前提とする。
3. 授業の方法	あらかじめ指定する重要判例や設例問題を受講者に割り当て、その内容や問題点に関する短い報告を受けた後に全員で議論し、検討する。 当該授業の報告者以外の者も、各自で当該判例を予習し、教員の質問に答える準備をする必要がある。
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	主教材は佐藤が作成するプリントとする。 副教材として、金子宏他共編著『ケースブック租税法[第4版]』(弘文堂)、岡村忠生ほか『ベーシック税法[第7版]』(有斐閣)、および、佐藤英明『スタンダード所得税法[補正3版]』(弘文堂)、増井良啓『租税法入門』(有斐閣)があるとよい。 このほかに、租税法規が収録された法令集が必要である。
6. 授業内容（細目）	
第1回	ガイダンス 授業の進行計画の決定と、判例の割り当てなど。
第2回	所得税法に関する判例の検討(1)
第3回	所得税法に関する判例の検討(2)
第4回	所得税法に関する判例の検討(3)
第5回	所得税法に関する判例の検討(4)
第6回	所得税法に関する判例の検討(5)
第7回	所得税法に関する判例の検討(6)
第8回	所得税法に関する判例の検討(7)
第9回	所得税法に関する判例の検討(8)
第10回	所得税法に関する判例の検討(9)
第11回	法人税法に関する判例の検討(1)
第12回	法人税法に関する判例の検討(2)
第13回	法人税法に関する判例の検討(3)

第14回	法人税法に関する判例の検討(4)
第15回	法人税法に関する判例の検討(5)
第16回	

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	テーマ演習（経済刑法の現代的課題）		
担当者名	伊東 研祐		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	秋学期
受講条件	自ら解決したい理論的な課題を有し、共に考え、報告ができること		

1. 授業の目的と到達目標	「経済刑法」の各領域から、参加者それぞれの関心・興味を惹く事例・判例あるいは理論的課題を取り上げ、単独または2～3名程度のグループによる研究に基づいた報告を受けて、全員によるディスカッションを行い、経済刑法の体系的な理解／刑法理論の応用問題としての経済刑法の事例研究、更には、経済事犯における訴訟遂行上の問題の把握を試みる。可能であれば、幾つかの経済刑法領域を集中的且つ統合的に取り扱いたい。問題発見能力、事実分析能力、法律情報収集能力、法適用能力の向上を直近の目標とする。 いずれにせよ、詳細は、受講者が決まった後に話し合いで確定する。
2. 関連する科目との関係	テーマの性格上、担当教員が開講する「経済刑法」と最も直接的な関連を有し、それを部分的に極めて深く多角的に掘り下げた討論を行うということになる。組織体の責任の根拠付けを含め、刑法理論学・解釈学や、前提となる各法領域（経済法等）と密接な関係が存することも言うまでもない。
3. 授業の方法	演習であり、基本的には、40～50 分程度の参加者（単独または2～3名のグループ）による報告（簡潔なレジュメ付き）を基にした討論による。報告の課題・対象等は前半数回分は提示するが、それも討論の進展に伴って修正することしたい。なお、当初の数回（参加者が報告の準備に要する期間）は、担当教員が行う導入・話題提供の為の講義・報告を中心とする。また、参加人員は最大で20名程度を予定している。
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	特定の市販教材は用いない。必要に応じて、参考文献や収集すべき資料等を指示し、また、資料を配布する
6. 授業内容（細目）	
第1回	導入講義1： 本テーマ演習の趣旨説明と問題提起、素材事案の選択及び報告テーマの決定の為の意見交換
第2回	導入講義2： 素材事案の選択及び報告テーマの決定の為の意見交換、その他。
第3回	報告1と討論： (報告担当は、担当教員又はゲスト・スピーカー)
第4回	報告2と討論： (報告担当は、担当教員又はゲスト・スピーカー)
第5回	報告3と討論： (報告担当は、担当教員又はゲスト・スピーカー)
第6回	報告4と討論：
第7回	報告5と討論：
第8回	報告6と討論：
第9回	報告7と討論：
第10回	報告8と討論：

第11回	報告9と討論：
第12回	報告10と討論：
第13回	報告11と討論：
第14回	報告12と討論：
第15回	総括： 「企業経済活動と刑事法の機能」について、各報告及び討論を基に、自由に議論する。
第16回	

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	テーマ演習（労働法最新判例研究）		
担当者名	森戸 英幸／両角 道代		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	春学期
受講条件	労働法についての基礎的な知識を有していること		

1. 授業の目的と到達目標	労働事件の判例のうち、労働法分野の基本科目では取り上げられなかった最新のもの、及び応用的な論点を含むものを中心に、演習の方式により検討を行い、労働判例についての理解を深めることを目的とする。 本科目の履修を通じて、労働判例の読み方をさらに究めることにより、労働法分野についての高度な専門性を備えた実務法曹となりうる能力を身につけることが到達目標である。
2. 関連する科目との関係	本科目は、労働法の基礎的理解を前提として、そこで十分に取り上げられなかった判例を中心に検討する発展的科目として位置づけられ、また、演習の方式をとるため、本科目の履修にあたっては、労働法Ⅰ及びⅡを履修すみであることが望ましい(対象とする裁判例は労働法Ⅰ及びⅡにかかわるものが大部分となるので、労働法Ⅲは並行履修でよい)。
3. 授業の方法	演習の形式により、各受講者が積極的に関与する方法をとる予定である。すなわち、検討対象とする判例について担当者が報告を行い、それをもとに受講者と教員が討議することを通じて検討を深めることとする。このほかゲストスピーカーによる講演も予定している。
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	検討対象となる判例の他、授業開始時及び進行中に適宜指示する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	総論—労働判例の分析方法・報告割当決定
第2回	労働関係の当事者をめぐる裁判例
第3回	就業規則をめぐる裁判例
第4回	雇用平等をめぐる裁判例
第5回	雇用関係の成立をめぐる裁判例
第6回	人事異動をめぐる裁判例
第7回	賃金をめぐる裁判例
第8回	ゲストスピーカーによる講演
第9回	労働時間をめぐる裁判例
第10回	労災補償をめぐる裁判例
第11回	懲戒処分をめぐる裁判例
第12回	解雇をめぐる裁判例
第13回	非典型雇用をめぐる裁判例

第14回	労働協約をめぐる裁判例
第15回	不当労働行為をめぐる裁判例
第16回	

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	テーマ演習（労働法重要判例研究）		
担当者名	両角 道代		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	秋学期
受講条件	労働法についての基礎的な知識を有していること		

1. 授業の目的と到達目標	労働事件の判例のうち、労働法分野の基本科目では必ずしも十分に扱えなかったが重要と考えられるもの、及び応用的な論点を含むものを中心に取り上げ、演習の方式により検討を行う。また優れた判例研究（短めの論文）を1～2件取り上げて丁寧に読み、労働判例についての理解を深めることを目的とする。 本科目の履修を通じて、労働判例の読み方をさらに究めることにより、労働法分野についての高度な専門性を備えた実務法曹となりうる能力を身につけることが到達目標である。
2. 関連する科目との関係	本科目は、労働法の基礎的理解を前提として、そこで十分に取り上げられなかった判例を中心に検討する発展的科目として位置づけられ、また、演習の方式をとるため、本科目の履修にあたっては、労働法Ⅰ、Ⅱ及びⅢを履修すべきであることが望ましい。
3. 授業の方法	演習の形式により、各受講者が積極的に関与する方法をとる予定である。すなわち、検討対象とする判例について担当者が報告を行い、それをもとに受講者と教員が討議することを通じて検討を深めることとする。このほかゲストスピーカーによる講演も予定している。 なお、シラバスに記載された授業の順序や内容は、状況に応じて変更することがある。
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	検討対象となる判例の他、授業開始時及び進行中に適宜指示する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	総論—労働判例の分析方法・報告割当決定
第2回	労働関係の当事者をめぐる裁判例
第3回	就業規則をめぐる裁判例
第4回	雇用平等をめぐる裁判例
第5回	雇用関係の成立をめぐる裁判例
第6回	人事異動をめぐる裁判例
第7回	賃金をめぐる裁判例
第8回	論文（判例研究）の講読、検討
第9回	ゲストスピーカーによる講演
第10回	労働時間をめぐる裁判例
第11回	労災補償をめぐる裁判例
第12回	解雇をめぐる裁判例

第13回	非典型雇用をめぐる裁判例
第14回	労働協約をめぐる裁判例
第15回	不当労働行為をめぐる裁判例
第16回	

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	テーマ演習（日米欧比較労働法）		
担当者名	森戸 英幸／両角 道代		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	秋学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	<p>日本にもアメリカにもヨーロッパにも、労働者、使用者、労働組合が存在し、またそれぞれの関係を規律するルールとして労働法が存在する。しかしながら、そこで用いられる規制手法やその基盤となる発想は国によって大きく異なっている。この講義は、労働法上の基本的な論点における日米欧のアプローチの違いを演習の方式により明らかにし、各国の労働法についての理解を深めることを目的とする。</p> <p>本科目の履修を通じて、日米欧比較の観点から労働法上の基本論点を扱うことより、労働法分野についての高度の専門性とともに国際性をも備えた実務法曹となりうる能力を身につけることが到達目標である。外国法と比較することで、日本の労働法についての理解もより深めができるであろう。</p>
2. 関連する科目との関係	本科目は、労働法の基礎的理解を前提として、日米欧比較の観点から労働法上の重要論点をさらに掘り下げて検討する発展的科目として位置づけられ、また、演習の方式をとるため、本科目の履修にあたっては、少なくとも労働法Ⅰを履修すべきであることが望ましい（労働法Ⅱは並行履修でよいが、テキストを早めに読み終えること）。
3. 授業の方法	<p>演習の形式により、各受講者が積極的に関与する方法をとる予定である。すなわち、検討対象とする教材について担当者が報告を行い、それをもとに受講者と教員が討議することを通じて検討を深めることとする。なお演習の進行自体は日本語で行うが、教材は主として英文のものを用いるため、受講者には一定レベル以上の英語読解力が要求される。</p> <p>そのほか、ゲストによる講演、映像資料を用いたディスカッションも予定している。</p>
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教 材	<p>中窪裕也『アメリカ労働法（第2版）』（弘文堂、2010）</p> <p>その他の教材については授業開始時及び進行中に適宜指示する。</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	総論—日米欧比較の手法・報告割当決定
第2回	労働時間①
第3回	EU 労働法概説
第4回	労働市場法
第5回	労働時間②
第6回	ゲスト講演
第7回	解雇
第8回	雇用平等①（人種）
第9回	雇用平等②（ポジティブアクション）

第10回	雇用平等③（母性保護）
第11回	雇用平等④（妊娠差別）
第12回	雇用平等⑤（障害）
第13回	企業組織再編
第14回	不当労働行為
第15回	映像教材を用いたディスカッション
第16回	

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	テーマ演習（サイバー法と国際私法）		
担当者名	増田 晋		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	春学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	<p>現在インターネットを介して国際的な電子商取引や不法行為が頻繁になられているが、既存の国際私法はインターネットを前提としないため、適用法の決定方法や解釈が不明確である。本演習では、国際私法の検討に入る前に、まずインターネットを介した電子商取引や不法行為などの日本法上の法律問題を理解し（サイバー法）、それを前提にインターネットの越境性からくる国際私法的側面を入門的に考察する。</p> <p>サイバー法については、インターネットをめぐる主要な法律問題の中から、電子商取引の私法関係、インターネット上の情報の保護、及び、仲介者たるプロバイダーの責任等を中心に検討する。その中で、必要に応じ、著作権、商標権、プライバシー権の保護と制約や通信と放送の融合問題にも触れていく。サイバー法は民商法と知財法をベースとしているので、本科目を受講することにより、これらの知識を復習し、インターネットという新しい枠組にあてはめる応用力が深められる。</p> <p>国際私法的考察においては、主としてサイバー事例に関する国際裁判管轄と準拠法決定を取り上げるが、例年国際私法を履修していない者も多数受講するので基礎的レベルに止める。</p>
2. 関連する科目との関係	国際私法の側面については入門編となるので、特に国際私法等を勉強している必要はない。
3. 授業の方法	学生は事前にテキスト・配布資料等を予習し、授業では裁判例等を用いて、演習形式で学生が発表・討議を行う。なお、新規分野についてはレクチャーや取り入れるもの、法的理解力と分析力を高める教授法を積極的に取り入れる。
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	教科書として「電子商取引に関する準則とその解説」（商事法務）を使用。その他、毎回のテーマに関する補助教材・裁判例・参考資料などを事前配布する。
6. 授業内容（細目）	
第1回	サイバー法と国際私法に関するイントロダクション
第2回	電子商取引：オンライン取引の法律問題（1）
第3回	電子商取引：オンライン取引の法律問題（2）
第4回	ネットオークション等の新たな取引に伴う法律問題
第5回	電子マネーと電子決済の法律問題
第6回	電子商取引と国際私法（1）（国際裁判管轄と準拠法の総論）
第7回	電子商取引と国際私法（2）（電子商取引と国際私法の交錯）
第8回	ネット情報の保護と制約（1）（表現の自由とパブリシティー権・名誉毀損等）
第9回	ネット情報の保護と制約（2）（著作権関係）

第10回	ネット特有の伝達機能と法的問題
第11回	ドメイン名の不正使用と商標
第12回	プロバイダーの責任
第13回	サイバー不法行為と国際私法（1）
第14回	知的財産権やサイバー法に関する米国訴訟（米国弁護士等の専門家によるセミナー）
第15回	ウェストロー／米国法令・判例検索の実施講演
第16回	

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	テーマ演習（条文を踏まえて環境リスクを理解する）		
担当者名	六車 明		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	秋学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	授業の目的は、私たちが生きてゆく上で対応をせまられるリスク、とりわけ環境リスクについて、法律、政令、省令、条例などの法規を踏まえて理解することができるようになることである。到達目標は、環境リスクに係わる紛争や立法作業に的確に対応することができるようになることである。 履修者数にもよるが、学期後半は、各自が関心を持っているリスク（必ずしも環境法に関係するものに限らない）について研究し、発表してもらうことを予定している。
2. 関連する科目との関係	環境法 I で環境法の理論体系、環境法務ワークショッププログラムで主に環境政策を習得し、その上で、本科目では、条文を環境リスクの観点から掘り下げて理解するという関係になる。
3. 授業の方法	後記 6. の授業内容(細目)は、1 つの案である。 履修者は、これらを参考にして、自らテーマを選択し、事前に準備するレジュメによって発表をし、その後、質疑応答をする。
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	適宜配布する予定である。
6. 授業内容（細目）	
第 1 回	9月 29 日 「リスクという考え方」 環境リスク、リスクトレードオフ、リスクコミュニケーション、予防原則などについて基本的な考え方を習得する。
第 2 回	10月 6 日 大気汚染防止法とリスク
第 3 回	10月 13 日 水質汚濁防止法とリスク
第 4 回	10月 20 日 土壤汚染対策法とリスク
第 5 回	10月 27 日 自然公園法とリスク
第 6 回	11月 3 日 文化の日 授業あり 第 1 回課題文章作成
第 7 回	11月 10 日 課題文章（第 1 回）の講評 地球温暖化対策推進法とリスク
第 8 回	11月 17 日 廃棄物処理法とリスク（1）
第 9 回	11月 24 日 廃棄物処理法とリスク（2）

第10回	12月1日 容器包装リサイクル法とリスク
第11回	12月8日 循環型社会形成基本法とリスク
第12回	12月15日 環境影響評価法とリスク
第13回	12月22日 環境基本法とリスク
第14回	1月12日 第2回課題文章作成
第15回	1月19日 課題文章（第2回）講評
第16回	総まとめ 各回の授業などにおいて積み残しとなっている質問を受ける。

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	テーマ演習（環境紛争の解決手続）		
担当者名	六車 明		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	秋学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	環境法・政策に関わる問題について、単に問題の解決方法を理解することにとどまらず、環境紛争がいかなる場面において発生するか、ということを、受講生みずからが探しだし、その問題を他の受講生が検討することにより、環境法・政策について主体的に考える力を養う。 このような力は、与えられた問題を解決するだけでは身につけることは困難である。法的に矛盾のおきない問題を自ら設定するためには、関係する法律、政令、省令などをより深く検討、あるいは確認しなければならない。
2. 関連する科目との関係	環境法の基礎は環境法Ⅰ、環境政策は環境法務ワークショッププログラム、判例の検討は、環境法Ⅱとテーマ研究が関連する。
3. 授業の方法	[事前準備] 各回の授業前の準備 クラスをA、B、Cの3つのグループに分ける。 各グループが毎回交代しながら、事例を中心とした環境紛争に関する設例を作成する。 テーマは、履修者の希望をできるだけ尊重して決める。 下記の「6. 授業内容」に掲げた項目は、あくまで参考にしてもらうためのものである。 履修者は、今日の日本において、どのような環境紛争が重要であり、研究すべきであるか、ということも検討することが期待されている。 第1回は次のようになる。 Aグループは、1回前の授業におい
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	基本的には、大塚直「環境法ベーシック」、北村喜宣「環境法第2版」をベースにする。
6. 授業内容（細目）	
第1回	9月30日 授業の進め方についての説明、担当者の決定、質疑応答の時間
第2回	10月7日 行政の対応内容を問う設例1 環境影響評価法2011年改正
第3回	10月14日 行政の対応内容を問う設例2 大気汚染
第4回	10月21日 行政の対応内容を問う設例3 水質汚濁
第5回	10月28日 行政の対応内容を問う設例4

	廃棄物処理
第 6 回	11 月 4 日 第 1 回課題文章作成 80 分
第 7 回	11 月 11 日 課題文章（第 1 回）講評
第 8 回	11 月 18 日 主に紛争解決機関による対応を問う設例 1 自然公園法
第 9 回	11 月 25 日 主に紛争解決機関による対応を問う設例 2 土壤汚染
第 10 回	12 月 2 日 主に紛争解決機関による対応を問う設例 3 都市計画決定、大気汚染
第 11 回	12 月 9 日 主に紛争解決機関による対応を問う設例 4 建物解体工事とアスベスト
第 12 回	12 月 16 日 主に紛争解決機関による対応を問う設例 5 廃棄物処理業と水道水源
第 13 回	1 月 6 日 主に紛争解決機関による対応を問う設例 6 水質汚濁と共同不法行為
第 14 回	1 月 13 日 第 2 回課題文章作成 80 分
第 15 回	1 月 20 日 課題文章（第 2 回）講評
第 16 回	総まとめ 各回の授業などにおいて積み残しとなっている質問を受ける。

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	テーマ演習（Japanese Law in English）		
担当者名	マクリン、ジェラルド		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	秋学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	The purpose of this course is to look at Japanese law in English. There are at least two good reasons for taking this course. First, students will obtain an understanding of how Japanese law is viewed through foreign eyes. This can be very useful in causing students to reflect on the deeper meaning and origins of Japanese law. Second, students will be called upon as practicing lawyers to explain Japanese law in English to their clients. This course will help students obtain legal vocabulary and understand where concepts have parallels in common law.
2. 関連する科目との関係	Many Japanese law courses.
3. 授業の方法	This course will be a reading course where students will be required to read about Japanese law in English and then to critique and to discuss the readings. Students will have an opportunity to suggest areas of law they would like to examine. Various prob
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	None. Materials will be handed out at the first class and throughout the semester.
6. 授業内容（細目）	
第1回	Introduction to the course and consideration of the objectives to be achieved.
第2回	Overview of Japanese Law
第3回	Japanese Law and Culture--Article 1 of the Civil Code
第4回	Japanese Lawyers and Legal Reform
第5回	Civil Procedure and the Courts
第6回	District Courts and appeals to High Courts
第7回	Civil Law and Equity
第8回	Contract Law
第9回	Contract Law
第10回	Tort and PL Law
第11回	Remedies
第12回	Property Law
第13回	Litigation

第14回	Family Law
第15回	Conclusion and Summary
第16回	N/A

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	テーマ研究（夏期集中:8/5~8/7）（日・加・米憲法の比較的考察）		
担当者名	松井 茂記		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	春学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	日本国憲法を、アメリカの憲法及びカナダの憲法と比較する。特に、個人の権利を巡る問題に焦点を当てる。アメリカ及びカナダで問題とされている憲法問題と日本国憲法を比較しながら、なぜ日本とアメリカやカナダでは異なった形で解決されているのかを考え、同じ問題が日本で提起されたらどう考えるべきかを学ぶ。日本国憲法の問題を考える際に、比較法的視野をもつことを目標とする。
2. 関連する科目との関係	日本国憲法に関する基礎的知識を持っていることが望ましい。
3. 授業の方法	受講者には、あらかじめ指定するアメリカ憲法及びカナダ憲法の教科書の該当箇所を読み、送付する具体的問題をよく検討した上で出席することを期待する。授業のなかでは、具体的な問題の検討をとおし、日本とアメリカ・カナダとの違い、その背景を探りながら、それぞれの解決方法の問題点を議論する。受講者には、積極的な議論への参加を期待する。教材は日本語であり、授業に英語の能力は必要ではないが、アメリカ及びカナダの判例に関心を持ったら英語で原文を読まれることを勧めたい。
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	松井茂記「アメリカ憲法入門（第7版）」有斐閣 2013 松井茂記「カナダの憲法」岩波書店 2012
6. 授業内容（細目）	
第1回	8月5日（水）2時限 講義の概要の説明 個人の権利と裁判所の役割 個人の権利を憲法的に保護するために裁判所はどのような役割を果たすべきか—審査基準論か三段階審査か 経済的自由と精神的自由との間で違いはあるか 法律の合憲性を審査する際に裁判所はどのように審査すべきか 該当教科書 カナダ145-167頁、アメリカ200-210、225-230、237-39頁
第2回	8月5日（水）3時限 平等権—一人種差別 平等権侵害が争われたときに、裁判所はどのような枠組みで審査すべきか 人種差別に対する判断の枠組みは 意図的な差別と結果における差別 別々ではあるが平等 優遇的措置 該当教科書 カナダ225-236、253-55頁、アメリカ386-403頁
第3回	8月5日（水）4時限 平等権—性差別 性差別に対する判断の枠組みは 何が性差別か

	<p>男性と女性の違いは何か 一緒にすべきか別々にすべきか 優遇的措置 該当教科書 カナダ238-240頁、アメリカ413-418頁</p>
第4回	<p>8月6日（木）2時限 信教の自由と政教分離 信教の自由に対する侵害 政教分離原則の意味 どのような政府の行為が政教分離原則に反するか 該当教科書 カナダ177-192頁、アメリカ319-342頁</p>
第5回	<p>8月6日（木）3時限 表現の自由——わいせつな表現 どのような表現がわいせつか なぜわいせつな表現は禁止できるのか ポルノグラフィーは女性に対する差別か わいせつ以外の性表現の規制はどこまで許されるか 該当教科書 カナダ193-98、205-207頁、アメリカ244-47、261-265頁</p>
第6回	<p>8月6日（木）4時限 表現の自由——ヘイトスピーチ ヘイトスピーチを禁止し、刑罰を加えうるか ヘイトスピーチを取り締まる行政機関 ヘイトスピーチにあたらない差別的表現をどうするか 該当教科書 カナダ200-202頁、アメリカ231-237、247-253頁</p>
第7回	<p>8月7日（金）2時限 自己決定権——同性愛者 同性愛者に対する差別は許されるか 同性間の結婚は許されるべきか 性同一性障害の人をどう扱うべきか 該当教科書 カナダ247-249頁、アメリカ378-379、420-426頁</p>
第8回	<p>8月7日（金）3時限 自己決定権——生命と身体の処分に関する自己決定権 妊娠中絶の権利はあるのか 生命維持装置の取り外しを求める権利（尊厳死の権利）はあるのか 自殺を医師に帮助してもらう権利はあるか 医師に死なせてもらう権利（安楽死の権利）はあるか 人の臓器は自由に処分してもよいのか 該当教科書 カナダ268-281頁、アメリカ369-384頁</p>
第9回	
第10回	
第11回	
第12回	
第13回	
第14回	
第15回	
第16回	

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	テーマ研究（EU憲法）		
担当者名	庄司 克宏		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	秋学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	EU 域内市場法に関わる理論と実務に対応するためには、最先端の問題と事例を扱い、日系企業等が EU 域内市場で事業を展開する場合に直面する未知の法実務的課題への対応能力を十分身につけることが必要である。しかし、その一方で、EU 法は独自の超国家的法秩序を形成しており、基本条約は憲法的意義を有している。そのため、基礎理論として EU 法の憲法的側面について十分に理解することを目標とする。
2. 関連する科目との関係	「EU 法」が直接の関連科目となる。
3. 授業の方法	EU 法の憲法的側面について双方向授業を行いながら、EU 法実務へのインプレーションについてもふれる。有意義で楽しい授業にしたい。なお、授業実施日は諸般の事情で変更になることがある。
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	庄司克宏著『新 EU 法 基礎編』岩波書店、2013 年。 庄司克宏著『歐州連合 統治の論理とゆくえ』岩波新書、2007 年、最新改訂版として 2014 年第 8 刷使用する。
6. 授業内容（細目）	
第 1 回	9 月 24 日 EU の統治機構①EU の権限
第 2 回	10 月 1 日 EU の統治機構②EU の諸機関、立法と行政
第 3 回	10 月 8 日 EU の統治機構③EU の司法
第 4 回	10 月 15 日 EU の統治機構④加盟国の手続的自律性
第 5 回	10 月 22 日 EU 法秩序①法源、EU 法秩序と優越性
第 6 回	10 月 29 日 EU 法秩序②EU 法の優越と国内法上の効果
第 7 回	11 月 5 日 EU における基本的人権の保護
第 8 回	11 月 19 日 ゲストスピーカー
第 9 回	11 月 26 日 最終テスト（教科書持込可）
第 10 回	

第1 1回	
第1 2回	
第1 3回	
第1 4回	
第1 5回	
第1 6回	

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	テーマ研究（民法研究入門）		
担当者名	金山 直樹／鹿野 菜穂子／水津 太郎／田高 寛貴／西 希代子／平野 裕之／松尾 弘		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	秋学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	民法の研究とは、どのような営為なのだろうか。学生は学ぶばかりで、研究とは何かということまで考えている暇はないかもしれない。多少の余裕があつても、学生にとって「研究」とは雲の上の領域かもしれない。しかし、全くそのようなことはない。本講義は、そのことを実感してもらうためのものである。ただし、研究のスタイルはスタンスは、人により様々である。その多様性、いいかえれば自由を理解することができるよう、この講義は 7 名の民法教員が担当する。本講義が、将来、民法の研究を志す若者が輩出する契機になればと願っている。そして、慶應義塾法科大学院からも、近々、民法学を担う人材が育ってくれれば幸いである。
2. 関連する科目との関係	民法以外で特別に関係する科目はないが、しいていうならば、外国法の科目が関係するといえよう。
3. 授業の方法	本講義はオムニバスのゼミ形式で行う。受講生は、各授業の前に、各担当教員の指定する論文（原則として担当教員の書いたもの）を読んでおくことが求められ、予め決められた報告者が論文の概要と批判を発表する。それを受け、主に学生同士で議論を行い、最後に、担当教員が、論文執筆の裏話や、論文の意味・限界を率直に語ることによって、研究という営為を具体的に示したい。この授業においては、Think like a lawyer ではなく、think like a professor を学ぼうというわけである。そのことによって、
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教 材	配布する予定。
6. 授業内容（細目）	
第 1 回	ゲストスピーカーとして、慶應 LS 出身の高秀成（金沢大学准教授）の話を聞くとともに、今後の授業の報告分担に関する打ち合わせをする。終了後は、懇親会を開催したい（任意参加）。
第 2 回	金山直樹 同「与える給付と担保する給付」『現代における契約と給付』（有斐閣、2013 年）を素材に、フランス法と日本法の比較の一態様を示したい。 この論文は、もともとフランス語で発表した 2 つの論文を元にしたものである（De l' obligation de " couverture " ? la prestation de " garantir " -- donner, faire, ne pas faire ... et garantir ? -- ?, in?: M?langes Christi
第 3 回	鹿野菜穂子「契約の成立と効力」（仮） 2009 年以来、法制審議会で民法（債権関係）の改正について審議が行われてきたが、2015 年の通 常国会には改正法案が提出される予定である。契約の成立・解釈・効力については、重要な論点が俎上に上げられながら、結局は条文化につながらなかつたものが多く残った。このうちの重要な点について、問題の指摘を行う（取り上げる具体的な文献については、後日指摘する）。
第 4 回	松尾弘 同「物権変動における『対抗の法理』と『無権利の法理』の間??第三者

	<p>保護法理の体系化と『権利保護資格の法理』の位置づけ(1)～(4・完)」慶應法学 6 号, 7 号, 10 号, 13 号 (2006～2009) を素材に、物権変動の態様と第三者保護の要件・効果との関係について、判例・学説を中心に検討する。それらを通じて、物権変動の意思主義に関する理解を深めることを目的とする。</p>
第 5 回	<p>田高寛貴 譲渡担保に関する田高の評釈等を素材として判例研究の手法について知見を深めることをめざす。        ・「流動動産譲渡担保権に基づく物上代位権行使の可否」金融・商事判例 1372 号 2 頁        ・「譲渡担保権者の債権者による目的不動産の差押え」?平成 18 年度重要判例解説〔ジュリスト臨時増刊 1332 号〕74 頁        ・「第 22 講 譲渡担保」田高著『クロススタディ物権法』(日本評論社) ?        ・「譲渡担保の法的構成・再論」?名古屋大学法政論集 254 号 (2014 年) 255-288 頁</p>
第 6 回	<p>西希代子 未定 (素材とする論文または判例評釈は、授業 1 週間前までに指示する)</p>
第 7 回	<p>水津太郎 「ドイツ法における将来動産と将来債権の譲渡担保」法学研究 88 卷 1 号 (2015 年) は、集合動産譲渡担保と集合債権譲渡担保に関するドイツと日本の法状況を比較し、ドイツ法の概念やルールを明らかにするとともに、その基礎にある考え方や制度的基盤を掘り下げる一方で、日本法の姿をドイツ法の視点から逆に描き出したものである。本演習ではこの論文を対象として、解釈論上の問題とともに、比較法研究の意義やあり方について、受講生とともに議論したい。</p>
第 8 回	<p>平野裕之「一民法学者のさまよえる民法研究」 製造物責任の研究から現在に至るまで。研究の自分史概説であり、特定のテーマを深めて扱うものではない。教科書、演習書などの作成との関係も踏まえて、また、授業への力の入れ方も含めて、話す予定。</p>
第 9 回	
第 10 回	
第 11 回	
第 12 回	
第 13 回	
第 14 回	
第 15 回	
第 16 回	

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	テーマ研究（裁判員裁判と量刑）		
担当者名	小池 信太郎／原田 國男		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	春学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	量刑論の基礎を学んだ上で、裁判員裁判における量刑のあり方について、裁判例を素材に検討することで、法律家としての知識・思考力の幅を広げる。
2. 関連する科目との関係	刑事系の法律基本科目及び法律実務基礎科目と隣接する。
3. 授業の方法	導入講義（初回）と総括講義（最終回）の他は、演習形式を採用し、学生による報告（各回 2 名・一人 15～20 分）及びディスカッションを行う。報告用のペーパーは、A4 で 8～12 頁を目安とし、実施日の前々日（月曜日）の午前中までに、一斉メールで提出すること（初回の授業でメールアドレスの登録を求める）。なお、報告回数を確保する都合上、履修者数の上限を 12 名とする。
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	各回の課題判例については、「授業の内容」欄を参照。 裁判員裁判と量刑に関する文献として、青木孝之「裁判員裁判における量刑の理由と傾向」『刑事司法改革と裁判員制度』(2013)、井田良「裁判員裁判と量刑」論究ジュリスト 2 号 (2012) 59 頁以下、同「裁判員裁判と量刑」司法研修所論集 122 号 (2012) 197 頁以下、井田良ほか『裁判員裁判における量刑評議の在り方について』司法研究報告書第 63 輯第 3 号 (2012)、伊藤雅人＝前田巖「裁判員との量刑評議の在り方」『原田國男判事退官記念論文集』(2010) 37
6. 授業内容（細目）	
第 1 回	(4月8日) 導入講義：量刑論の基礎
第 2 回	(4月22日) 裁判員裁判の量刑一概観 報告① 量刑評議の在り方 報告② 量刑傾向及び量刑審査の動向
第 3 回	(5月13日) 判例検討 1：量刑評価の誤りが問題となった事件 報告③ 大阪高判平 25・2・26 判タ 1390・375 (アスペルガー障害) 報告④ 高松高判平 23・10・11TKC LEX/DB (連続強姦)
第 4 回	(5月20日) 判例検討 2：量刑傾向の逸脱が問題となった事件 報告⑤ 東京高判平 22・6・29 判タ 1387・380 (是認例) 報告⑥ 最判平 26・7・24 裁時 1608・15 (寝屋川幼児虐待死)
第 5 回	(6月3日) 判例検討 3：1 人殺による死刑選択が問題となった事件 報告⑨ 東京高判平 25・6・20 判時 2197・136 (青山強殺) 報告⑩ 東京高判平 25・10・8 高刑集 66・3・42 (松戸女子大生放火殺人)
第 6 回	(6月17日) 判例検討 4：数罪の分割処断が問題となった事件

	報告⑦ 東京高判平 24・6・27TKC LEX/DB (連続強姦致傷・「懲役 50 年」) 報告⑧ 最決平 24・12・14 集刑 309・205 (合計 2 人殺 [非裁判員裁判])
第 7 回	(7月1日) 判例検討 5：少年刑事事件 報告⑪ 仙台高判平 26・1・31TKC LEX/DB (石巻 3 人殺傷) 報告⑫ 東京高判平 26・9・25 公刊物未登載 (吉祥寺路上強殺)
第 8 回	(7月15日) 総括講義
第 9 回	
第 10 回	
第 11 回	
第 12 回	
第 13 回	
第 14 回	
第 15 回	
第 16 回	

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	テーマ研究（現代社会における法曹の役割と備えるべき素養と能力）		
担当者名	竹崎 博允		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	春学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	法実務全般に共通する論理的思考力、言葉に対する感覚、文章能力、隣接科目、教養の重要性を理解してもらう。 将来法曹として成長していくために必要な基礎を身に着けてもらうことを目的とする。
2. 関連する科目との関係	具体的に関連する科目はない。 刑事に関する事例を多く取り上げることになる。 尚、本科目は春・秋ともに同一科目となり、重複履修は認められないので注意すること。
3. 授業の方法	具体的な事例など学生から提出される簡単なレポートを素材としてディスカッションを行い、問題を明らかにする。
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教 材	判例、新聞記事を使用するが、必要に応じ事前に配布、指導する。
6. 授業内容（細目）	
第 1 回	4月13日（月） 法実務における「考える」ことの重要性について。
第 2 回	4月20日（月） 法実務における「考える」ことの重要性について。
第 3 回	5月11日（月） 法律問題の社会的位置づけ、社会に対する影響の理解。 言葉、文章、論理能力について。
第 4 回	5月18日（月） 言葉、文章、論理能力について。
第 5 回	6月1日（月） 隣接科目、「教養」の重要性について。 学生の問題意識についてレポートを提出してもらう。
第 6 回	6月8日（月） 隣接科目、「教養」の重要性について。
第 7 回	6月22日（月） 隣接科目、「教養」の重要性について。
第 8 回	6月29日（月） 今後の法曹の果たす役割。 法律家に求められる人間的資質について
第 9 回	
第 10 回	
第 11 回	

第12回	
第13回	
第14回	
第15回	
第16回	

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	テーマ研究（現代社会における法曹の役割と備えるべき素養と能力）		
担当者名	竹崎 博允		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	秋学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	法実務全般に共通する論理的思考力、言葉に対する感覚、文章能力、隣接科目、教養の重要性を理解してもらう。 将来法曹として成長していくために必要な基礎を身に着けてもらうことを目的とする。
2. 関連する科目との関係	具体的に関連する科目はない。 刑事に関する事例を多く取り上げることになる。 尚、本科目は春・秋ともに同一科目となり、重複履修は認められないので注意すること。
3. 授業の方法	具体的な事例など学生から提出される簡単なレポートを素材としてディスカッションを行い、問題を明らかにする。
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教 材	判例、新聞記事を使用するが、必要に応じ事前に配布、指導する。
6. 授業内容（細目）	
第 1 回	法実務における「考える」ことの重要性について。
第 2 回	法実務における「考える」ことの重要性について。
第 3 回	法律問題の社会的位置づけ、社会に対する影響の理解。 言葉、文章、論理能力について。
第 4 回	言葉、文章、論理能力について。
第 5 回	隣接科目、「教養」の重要性について。 学生の問題意識についてレポートを提出してもらう。
第 6 回	隣接科目、「教養」の重要性について。
第 7 回	隣接科目、「教養」の重要性について。
第 8 回	今後の法曹の果たす役割。 法律家に求められる人間的資質について
第 9 回	
第 10 回	
第 11 回	
第 12 回	
第 13 回	
第 14 回	

第15回	
第16回	

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	テーマ研究（特許関係訴訟）		
担当者名	君嶋 祐子		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	秋学期
受講条件	特許法の基礎知識があること。 ない場合には、教材②③④などで、特許法の基本を自習すること。		

1. 授業の目的と到達目標	特許法の基本的論点が、特許関係訴訟手続においてどのように問題になるかを学ぶことにより、特許実体法、手続法に関する諸問題を縦横に関連付けて理解することを目標とする。
2. 関連する科目との関係	本講は、知的財産法 I（特許法）の基礎知識を前提とした実務研究である。知的財産法 I を履修済みであることが望ましいが、時間割の関係で履修が困難等の事情がある場合には、下記教材②③④などで、特許法の基本を自習すること。
3. 授業の方法	下記教材①の該当頁に予め目を通して授業に望み、授業においては、問答形式で教材①の内容や関連問題について確認していく。授業中に受講者も発問するなどして、授業後には教材①をよく理解することを目標に、積極的に参加されたい。
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教 材	<p>【授業で使用するもの】</p> <p>① 高部眞規子『実務詳説・特許関係訴訟〔第2版〕』(金融財政事情研究会、2012年)</p> <p>【参考資料】</p> <p>② 中山・大渕ほか『特許判例百選第4版』(有斐閣、2012年)</p> <p>③ 小泉直樹『特許法・著作権法』(有斐閣、2012年)</p> <p>④ 高林龍『標準特許法〔第5版〕』(有斐閣、2014年)</p> <p>⑤ 中山信弘『特許法〔第2版〕』(法律学講座双書) (弘文堂、2012年)</p>
6. 授業内容（細目）	
第1回	初回を 9月 29日（火）とし、学期前半 8回で開講予定。 特許侵害訴訟における要件事実 教材①1～13 頁、125～137 頁
第2回	10月 6日（火） クレーム解釈：特許発明の技術的範囲 同 154～185 頁
第3回	10月 13日（火） 訴状：原告の請求、主張 同 14～18 頁、23～53 頁
第4回	10月 20日（火） 審判・審決取消訴訟 同 302～357 頁
第5回	10月 27日（火） 特許侵害訴訟における抗弁 1 同 138～153 頁、186～228 頁
第6回	11月 3日（火） 特許侵害訴訟における抗弁 2 同 229～240 頁 答弁書：被告の答弁、主張 同 18～20 頁
第7回	11月 10日（火） 損害賠償請求、判決・和解・仮処分 同 241～261 頁、96～111 頁
第8回	11月 17日（火） 総括

第 9 回	
第 10 回	
第 11 回	
第 12 回	
第 13 回	
第 14 回	
第 15 回	
第 16 回	

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	テーマ研究（環境裁判例の検討）		
担当者名	六車 明		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	春学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	授業の目的は、環境法分野の研究をする上で基礎になる重要な判例について学ぶことである。 授業の到達目標は、判例の発している様々なメッセージを正確に受け取り、自ら環境法における位置づけをすることができるようになることである。 重要な裁判例が出された場合などには、適宜研究判例を変更する。
2. 関連する科目との関係	環境法 I、II で学んだ環境法学の基礎を判例の分野に一層広げるという位置づけになる。 環境法 II で取り上げた判例をもう一度とりあげるときは、新しい角度からの考察や、より深い角度からの考察に心がけてほしい。
3. 授業の方法	第 1 回 講義 判例研究の方法 国立マンション事件 事前に予習をしておくこと 第 2 回～第 7 は履修者の判例研究の発表 重要な新判例が出たときなどは柔軟に対応する。 第 8 回は課題文章作成(80 分) 第 9 回は課題文章の講評と研究発表の総評
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	民集登載判例については判例解説 あとは、必要な評釈類
6. 授業内容（細目）	
第 1 回	4 月 7 日 判例研究の方法 講義 ガイダンス 研究発表する判例の担当を決める。 本日第 1 回に研究する以下の判例は全員が予習する 最判平成 18 年 3 月 30 日民集 60 卷 3 号 948 頁、判時 1931 号 3 頁国立マンション事件
第 2 回	4 月 21 日 履修者の発表 広島地決平成 20 年 2 月 29 日 鞆の浦公有水面埋立免許仮の差止め申立て事件 判時 2045 号 98 頁 広島地判平成 21 年 10 月 1 日 鞆の浦公有水面埋立免許差止め事件 判時 2060 号 2 頁
第 3 回	5 月 12 日 履修者の発表 産業廃棄物処理業許可無効確認等請求事件 最判平成 26 年 7 月 29 日裁判所 H P  〔別案〕  最大判平成 17 年 12 月 17 日民集 59 卷 10 号 2645 頁、判時 1920 号 13 頁小田急騒

	<p>音訴訟 最判平成 21 年 10 月 15 日民集 63 卷 8 号 171 頁、判時 2065 号 24 頁大阪車券売り場事件 以上の判決に含まれている問題点のいくつかを履修者が取り上げて発表する(網羅的なものでなく、特定の問題を深く考える)。</p>
第 4 回	<p>5 月 26 日 今回から毎週授業となる。 履修者の発表</p> <p>土壌汚染対策法 3 条 2 項に基づく有害物質使用特定施設使用廃止通知の処分性 最判平成 24 年 2 月 3 日民集 66 卷 2 号 148 頁</p> <p>[別案]</p> <p>最判平成 7 年 7 月 7 日民集 49 卷 1870 頁、2599 頁、判例時報 1544 号頁 国道 43 号線事件 2 つの上告事件判決に含まれている問題点のいくつかを履修者が取り上げて発表する(網羅的なものでなく、特定の問題を深く考える)。</p>
第 5 回	<p>6 月 2 日 履修者の発表 廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反被告事件に関する最高裁判決(刑事) 1 最判平成 18 年 2 月 20 日刑集 60 卷 2 号 20 頁、判時 1926 号 155 頁 自己保有敷地の穴に埋める前提で野積み事例 2 最判平成 18 年 2 月 28 日刑集 60 卷 2 号 269 頁、判時 1926 号 158 頁収集運搬業者による混入事犯 3 最判平成 18 年 1 月 16 日刑集 60 卷 1 号 1 頁、判時 1925 号 163 頁「産業廃棄物の処理を他人に委託した」の意義 ●履修者の希望により、全部を取り上げてもよいし、一部を取り上げてもよい。</p>
第 6 回	<p>6 月 9 日 履修者の発表</p> <p>福岡高判平成 23 年 2 月 7 日産業廃棄物処分場廃棄物の措置命令等の義務付け請求控訴事件 判例時報 2122 号 45 頁、判例タイムズ 1385 号 135 頁</p> <p>[別案]</p> <p>最判平成 21 年 7 月 10 日判時 2058 号 53 頁 福津市最終処分場事件－公害防止協定の限界 判決に含まれている問題点のいくつかを履修者が取り上げて発表する(網羅的なものでなく、特定の問題、あるいはそれと関連する問題を深く考える)。</p>
第 7 回	<p>6 月 16 日 履修者の発表</p> <p>最判平成 23 年 10 月 14 日 裁判所 H P 行政文書不開示処分取消請求事件－各工場ごとのエネルギー使用量等が記載された数値情報の不開示情報可能性</p> <p>[別案①] 横浜地判平成 26 年 5 月 21 日厚木基地第四次訴訟 裁判所 H P 民事と行政</p> <p>[別案②] 福井地判平成 26 年 5 月 21 日大飯原発運転差止訴訟 判例時報 2228 号 72 頁 (大塚直「大飯原発運転差止訴訟第 1 審判決の意義と課題」法学教室 2014 年 11</p>

	月 410 号) 〔別案③〕 最判平成 22 年 6 月 1 日判例時報 2083 号
第 8 回	6 月 23 日 課題文章作成(80 分)
第 9 回	6 月 30 日 課題文章の講評 研究発表の総評その他
第 10 回	
第 11 回	
第 12 回	
第 13 回	
第 14 回	
第 15 回	
第 16 回	

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	テーマ研究（学期前半）（Legal Debate）		
担当者名	マクリン、ジェラルド		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	春学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	This course meets 8 times. The main objective is to help students develop skills necessary to persuade others. At the same time as we learn about legal debate, we will also have a chance to discuss critical issues in contemporary law and society.
2. 関連する科目との関係	This course is relevant to all courses involved with international law and business, especially Legal Negotiations in the Fall semester.
3. 授業の方法	The course will be a mix of lecture, discussion and active debate among students. We will have at least one exercise where students will be required to make a legal argument as if in court. Students will also be asked to interview a legal professional on
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	Hand-outs and materials available on the internet.
6. 授業内容（細目）	
第1回	Introduction to the course and the elements of persuasion. We will ask what are the main components of a successful argument.
第2回	Arguments in a recent court case.
第3回	Debate exercise
第4回	Arguments in a recent court case.
第5回	Debate exercise
第6回	Watch a documentary and analyze the techniques used to persuade
第7回	Student presentations on legal professional interview
第8回	Student presentations on legal professional interview
第9回	
第10回	
第11回	
第12回	
第13回	
第14回	

第15回	
第16回	

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	テーマ研究 (N e g o t i a t i o n s)		
担当者名	マクリン、ジェラルド		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	秋学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	This course will meet for 8 classes. We will examine the elements of effective persuasion with a special emphasis on business negotiations.
2. 関連する科目との関係	Persuasion and negotiations are essential skills for all legal practice so this course relates to all international law courses.
3. 授業の方法	The class will be a combination of lecture, discussion and exercises. The main language of the course will be English. Students may ask questions and discuss in Japanese as necessary.
4. 成績評価	法曹リカレント教育の成績は「合格」または「不合格」により評価
5. 教材	None. Materials will be handed out at the first class and throughout the semester.
6. 授業内容（細目）	
第1回	Introduction to the course and basic principles of negotiation
第2回	Elements of effective legal negotiations and East-West considerations
第3回	Exercise #1--Price Negotiation
第4回	Exercise #2--Employment Contract Negotiation
第5回	Exercise #3--Joint Venture Negotiation
第6回	Exercise #3--Joint Venture Negotiation
第7回	Exercise #3--Joint Venture Negotiation
第8回	Conclusion and analysis of the skills and art of negotiation
第9回	
第10回	
第11回	
第12回	
第13回	
第14回	
第15回	

第16回

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。

慶應義塾大学大学院 法務研究科（法科大学院）  
法曹リカレント教育 講義要綱（シラバス）

授業科目名	リサーチペーパー		
担当者名	森戸 英幸		
単位数	2 単位：授業回数が 15～16 回 1 単位：授業回数が 7～8 回	学期	春学期
受講条件			

1. 授業の目的と到達目標	労働法に関連したテーマを選んでリサーチペーパーを作成する。実務的であるとともに理論的な内容の研究を通じて、単なる判例や学説の整理にとどまらない、オリジナリティーのある論文の作成が期待される。
2. 関連する科目との関係	労働法 I～III の知識を前提とするので、これら科目を履修すみであること、及び、労働法以外の分野の知識も必要となるため、労働法と全科目の GPA がいずれも一定以上であることを履修許可の要件とする方針である（詳細は追って連絡する）。
3. 授業の方法	担当教員による個別指導の機会を相当回数設定し、毎回ペーパーの骨子または下書きの提出の提出を求め、それに対して教員がコメントを加えて修正を求めるなどの形で、時間をかけ段階的にペーパーの完成を目指すこととする。
4. 成績評価	法務研究科の定める、口頭審査を行い、合否を判定する。
5. 教材	必要に応じて指示・示唆する。
6. 授業内容（細目）	
第 1 回	上記 3 記載のとおり（以下同じ）。
第 2 回	
第 3 回	
第 4 回	
第 5 回	
第 6 回	
第 7 回	
第 8 回	
第 9 回	
第 10 回	
第 11 回	
第 12 回	
第 13 回	
第 14 回	
第 15 回	
第 16 回	

※最新の講義要綱（シラバス）については、<https://gslbs.adst.keio.ac.jp/> をご確認ください。